

湯沢市地域防災計画

資 料 編

令和6年11月
湯 沢 市

目 次

第1	防災組織に関する資料	1
1-1	湯沢市防災会議条例	1
1-2	湯沢市防災会議委員名簿	3
1-3	湯沢市災害対策本部条例	4
1-4	湯沢市災害対策本部の業務と構成員	5
1-5	災害対策本部等の設置基準	6
1-6	職員の動員基準	11
1-7	動員指定職員の参集、動員数	12
1-8	防災担当機関及び連絡窓口	14
1-9	湯沢市の防災拠点	17
1-10	自主防災組織等の現況	18
第2	災害情報の収集及び伝達等に関する資料	19
2-1	湯沢市の気象警報の種類と発表基準	19
2-2	湯沢市内の観測施設	20
2-3	湯沢市の気象要覧（アメダス）	20
2-4	津波警報等、津波予報、地震情報、津波情報の発表	22
2-5	特殊災害発生時の連絡系統図	23
2-6	水防に関する連絡系統図及び連絡体制	24
2-7	消防通信指令系統図	25
2-8	震度とマグニチュード	26
2-9	気象庁震度階級関連解説表	27
2-10	震度情報	32
2-11	長周期地震動階級関連解説表	33
2-12	ゆれやすさマップ	34
2-13	災害に関する緊急連絡票及び緊急連絡依頼票	39
第3	通信に関する資料	41
3-1	湯沢市防災行政無線	41
3-2	災害時優先電話一覧表	48
3-3	非常通信	49
第4	救急医療に関する資料	51
4-1	災害救急医療機関	51
4-2	湯沢市内の病院等	54
4-3	湯沢市内の医療従事者数	55
4-4	医療機関等が保有する救急自動車及び患者搬送用自動車	56
4-5	血液製剤備蓄医療機関等	57
4-6	災害時等緊急医薬品等備蓄店舗一覧	58

第5	交通輸送に関する資料	59
5-1	湯沢市公用車一覧	59
5-2	災害時における交通規制に係る標示	67
5-3	災害時の緊急通行車両確認事務処理（秋田県）	68
5-4	災害時の緊急通行車両確認事務処理（秋田県公安委員会）	71
5-5	緊急輸送道路一覧表	80
5-6	道路、橋梁及びトンネルの現況	82
5-7	秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領	83
5-8	秋田県消防防災ヘリコプター応援協定	86
5-9	大規模特殊災害時における広域航空消防応援（抜粋）	88
5-10	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	90
5-11	消防防災ヘリコプターの運航不能機関等における北海道・東北8道県相互応援協定	96
5-12	臨時ヘリポート設定基準	99
第6	派遣、応援に関する資料	101
6-1	自衛隊の災害派遣要請	101
6-2	自衛隊災害派遣・撤収要請文書の記載例	104
6-3	秋田県消防防災航空隊出動要請書	106
6-4	協定締結状況一覧表	108
第7	水防に関する資料	113
7-1	湯沢市水防協議会条例	113
7-2	湯沢市水防協議会委員名簿	115
7-3	水防倉庫設置場所及び資器材備蓄基準等	116
7-4	水防活動実施報告書様式	118
第8	雪害予防に関する資料	119
8-1	特別豪雪地帯に指定された市町村	119
8-2	雪害認定基準	120
第9	消防に関する資料	121
9-1	組合消防の組織	121
9-2	消防力の整備状況	122
9-3	消防水利施設状況	126
第10	災害危険箇所に関する資料	127
10-1	砂防指定地	127
10-2	山地 山腹崩壊危険地	131
10-3	山地 崩壊土砂流出危険地	137
10-4	なだれ	145
10-5	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	149
10-6	農業用ため池（防災重点ため池）	164

10-7	地盤災害の解説.....	165
10-8	農用地湛水等による洪水予防箇所.....	166
第11	危険物等に関する資料	167
11-1	石油類.....	167
11-2	LPガス.....	168
11-3	火薬類.....	169
第12	被害報告に関する資料	172
12-1	被害状況報告の様式.....	172
第13	災害救助法に関する資料	177
13-1	災害救助法による救助の程度等早見表.....	177
13-2	救助の実施及び費用の報告様式.....	180
13-3	災害救助法適用基準.....	181
第14	復旧・復興に関する資料	183
14-1	産業復興支援制度.....	183
14-2	生活再建支援制度.....	187
14-3	湯沢市災害り災者に対する見舞金給付要綱.....	200
14-4	湯沢市災害弔慰金の支給等に関する条例.....	202
14-5	激甚災害指定基準.....	205
14-6	局地激甚災害指定基準.....	208
14-7	罹災証明書・被災届出証明書交付申請書様式.....	209
第15	避難に関する資料	212
15-1	指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所一覧.....	212
15-2	避難に関する様式.....	218
15-3	高齢者等避難、避難指示、災害発生情報の伝達文例.....	223
15-4	秋田県防災資機材一覧.....	226
15-5	浸水想定区域及び土砂災害警戒区域における要配慮者利用施設一覧....	227
第16	給食・給水に関する資料	230
16-1	学校給食施設.....	230
16-2	水道施設一覧.....	230
16-3	給水機材.....	231
16-4	湯沢市指定給水装置工事事業者一覧（市内）	232
第17	生活必需品の供給に関する資料.....	234
17-1	県の備蓄品.....	234
第18	ボランティアに関する資料.....	235
18-1	秋田県災害ボランティア活動支援指針.....	235
18-2	湯沢市災害ボランティアマニュアル（案）	239
18-3	湯沢市雪害ボランティアマニュアル（案）	259
第19	廃棄物処理、防疫に関する資料.....	263

1 9 - 1	ごみ処理状況、施設及び業者.....	263
1 9 - 2	し尿処理施設及び業者.....	265
1 9 - 3	ごみ収集運搬機材・し尿収集運搬機材.....	265
1 9 - 4	防疫班の編成及び感染症医療機関.....	266
1 9 - 5	消毒・駆除に必要な薬剤等.....	267
1 9 - 6	死亡獣畜処理施設.....	268
第 2 0	死体の捜索、処理、埋葬に関する資料.....	269
2 0 - 1	火葬場、寺院等一覧.....	269
2 0 - 2	市内の主な葬祭事業所.....	270
第 2 1	文教施設等に関する資料	271
2 1 - 1	文教施設.....	271
2 1 - 2	集会施設等.....	273
2 1 - 3	社会福祉施設.....	274
2 1 - 4	湯沢市指定等文化財一覧.....	285
第 2 2	公用負担等に関する資料	290
2 2 - 1	市町村長等の応急公用負担.....	290
2 2 - 2	公用令書.....	291
第 2 3	過去の災害に関する資料	309
2 3 - 1	湯沢市災害年表.....	309
第 2 4	公共住宅等に関する資料	320
2 4 - 1	公共住宅.....	320
2 4 - 2	応急仮設住宅の構造（例）	321
2 4 - 3	都市公園一覧.....	322
2 4 - 4	応急仮設住宅建設候補地一覧.....	323
第 2 5	災害援護に関する資料	324
2 5 - 1	災害援護資金の貸付.....	324
2 5 - 2	経営資金.....	325
2 5 - 3	税の減免.....	325

第 1 防災組織に関する資料

1 - 1 湯沢市防災会議条例

平成17年 3 月22日
条 例 第 15 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき湯沢市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 湯沢市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 秋田県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 秋田県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 湯沢雄勝広域市町村域組合の消防長及び市の消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は35人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係行政機関の職員、秋田県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成24年12月18日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

1－2 湯沢市防災会議委員名簿

(順不同)

区分	所属名	職名	条例区分
会 長	湯沢市	市長	
1号委員	国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所	事務所長	第3条第5項第1号
	東北森林管理局秋田森林管理署湯沢支署	支署長	
	陸上自衛隊第21普通科連隊第3中隊	中隊長	
	秋田地方気象台	次長	
2号委員	秋田県雄勝地域振興局総務企画部	部長（兼） 地域防災監	第3条第5項第2号
3号委員	湯沢警察署	署長	第3条第5項第3号
4号委員	湯沢市	副市長	第3条第5項第4号
	湯沢市総務部	部長	
	湯沢市市民生活部市民課	課長	
	湯沢市福祉保健部福祉課	課長	
	湯沢市福祉保健部子ども未来課	課長	
	湯沢市ふるさと未来創造部 まちづくり協働課まちづくり班	班長	
5号委員	湯沢市	教育長	第3条第5項第5号
6号委員	湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部	消防長	第3条第5項第6号
	湯沢市消防団	団長	
7号委員	東日本電信電話株式会社 秋田支店	支店長	第3条第5項第7号
	東北電力ネットワーク株式会社 横手電力センター	所長	
	JR 東日本東北総合サービス株式会社 秋田支店 湯沢駅	駅長	
	日本郵便株式会社東北支社 湯沢郵便局	局長	
	湯沢雄勝土地改良区	理事長	
	羽後交通株式会社 湯沢自動車営業所	所長	
8号委員	秋田県厚生農業協同組合連合会雄勝中央病院	院長	第3条第5項第8号
	湯沢市雄勝郡医師会	会長	
	湯沢市雄勝郡歯科医師会	医療管理担当理事	
	一般社団法人秋田県薬剤師会湯沢雄勝支部	支部長	
	湯沢市建設業協会	会長	
	湯沢市自治組織連絡協議会	会長	
	湯沢市連合婦人会	委員	
	湯沢商工会議所女性会	会長	
	ゆざわ小町商工会女性部	部長	
	湯沢市赤十字奉仕団	委員長	
	こまち農業協同組合	理事	
	社会福祉法人いなかわ福祉会	事務職員	
	社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会	副会長	
	株式会社エフエムゆーとぴあ	チーフ	

1－3 湯沢市災害対策本部条例

平成17年3月22日
条 例 第 16 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、湯沢市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成24年12月18日条例第20号）

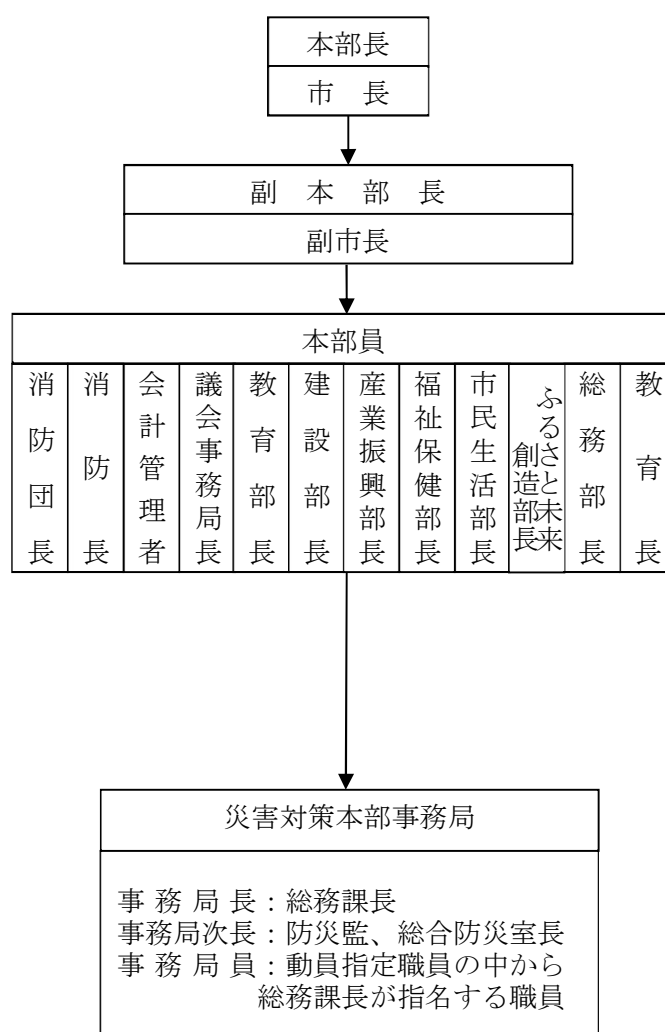
この条例は、公布の日から施行する。

1-4 湯沢市災害対策本部の業務と構成員

(1) 業務

- ・ 災害に関する情報収集・伝達、並びに被害調査・報告に関すること。
- ・ 指示事項の伝達に関すること。
- ・ 防災会議との連絡調整に関すること。
- ・ 他の防災機関との連絡・調整に関すること。
- ・ 災害予防、災害応急対策、並びに災害復旧に関すること。

(2) 構成員



1-5 災害対策本部等の設置基準

(1) 本庁

湯 沢 市 災 害 対 策 本 部					
(災害対策基本法第23条に基づくもの)					
本 部 長	市 長	指定 職員	全職員		
設置場所	本庁舎	主な通信手段			
		一般公衆		総合防災情報システム（衛星）	
		電話	0183-55-8250	電話	207-511 (080-246-5836)
		FAX	0183-73-2117		
設置基準	[一般災害]				
	1 災害救助法の適用が必要となる災害が発生した場合				
	2 市民の身体・生命・財産に甚大な被害を及ぼす災害の発生のおそれのある場合、又は被害が発生した場合				
	3 洪水予報河川などにおいて、避難判断水位を超え、氾濫危険水位に到達するおそれがある場合				
設置基準	4 その他市長が必要と認めた場合				
	[地震災害]				
	1 市内で、震度6弱以上の地震を観測した場合・・・・・・即時自動設置				
	2 地震により、災害救助法の運用が必要な被害が発生した場合				
設置基準	3 その他、市長が必要と認めた場合				
	[火山災害]				
	1 「噴火警報（居住地域）」レベル5（避難）、レベル4（高齢者等避難）が仙台管区气象台から発表された場合				
	2 災害救助法の適用が必要な災害が発生した場合				
主要業務	3 市民の身体・生命・財産に甚大な被害を及ぼす災害が発生し、又は被害の拡大のおそれがあり市長の指示があった場合				
	4 その他市長が必要と認めた場合				
	1 災害情報の収集・関係資料の作成				
	2 指示事項の伝達				
主要業務	3 防災会議との連絡				
	4 防災関係機関との連絡・調整				
	5 災害予防・災害応急復旧対策の実施				
	構 成 員	本 部 長 ： 市長			
副 本 部 長 ： 副市長					
本 部 員 ： 教育長、各部長、議会事務局長、会計管理者、消防長※、消防団長					
事 務 局 員 ： 指定職員の中から総務課長が指名する職員					

※市対策本部長が必要と認めるとき、市の職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることが可能である。

湯 沢 市 災 害 対 策 部						
対策部長	副 市 長	指定職員	各課所長、第 1、第 2 動員に指定の職員 (各課所の 2 / 3 の職員)			
設置場所	本庁舎	主な通信手段				
		一般公衆		総合防災情報システム（衛星）		
		電話	0183-55-8250	電話	207-511 (080-	
		FAX	0183-73-2117		246-5836)	
設置基準	[一般災害]					
	1 相当規模の被害発生のおそれがある場合、又は被害が発生した場合					
	2 洪水予報河川などにおいて氾濫注意水位を超え、避難判断水位に到達する おそれがある場合					
	3 その他、副市長が必要と認めた場合					
設置基準	[地震災害]					
	1 市内で、震度 5 弱以上の地震を観測した場合・・・即時自動設置					
	2 その他、副市長が必要と認めた場合					
	[火山災害]					
設置基準	1 「噴火警報（火口周辺）」レベル 3（入山規制）が仙台管区气象台から発表 されたとき					
	2 相当規模の被害が発生、又は拡大のおそれがあり副市長の指示があった場 合					
	3 その他副市長が必要と認めた場合					
	主要業務	1 災害情報の収集・関係資料の作成				
2 指示事項の伝達						
3 防災会議との連絡						
4 防災関係機関との連絡・調整						
主要業務	5 災害予防・災害応急復旧対策の実施					
	※ 事務分掌は、災害対策本部に準ずる					
	構 成 員	部 長 : 副市長				
		副 部 長 : 総務部長				
部 員 : 各部長・議会事務局長・会計管理者						
事 務 局 員 : 指定職員の中から総務課長が指名する職員						

湯 沢 市 災 害 警 戒 部			
警戒部長	総務部長	指定職員	各課所長、第1動員に指定の職員 (各課所の1/3の職員)
設置場所	本庁舎総務課	電話	0183-55-8250
		FAX	0183-73-2117
設置基準	[一般災害] 1 大雨・洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表された場合 な どにおいて、防災対策上、総務部長が必要と認めた場合 2 洪水予報河川などにおいて水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に到達 す るおそれがある場合 3 その他、総務部長が必要と認めた場合 [地震災害] 1 市内で、震度4の地震を観測した場合・・・・・・即時自動設置 2 その他、総務部長が必要と認めた場合 [火山災害] 1 「噴火警報（火口周辺）」レベル2（火口周辺規制）が仙台管区気象台か ら発表されたとき 2 火山に異常現象が発生し、防災対策上、総務部長が必要と認めた場合 3 その他総務部長が必要と認めた場合		
主要業務	1 警報等の受理・伝達 2 災害情報の収集・関係資料の作成 3 防災関係機関との連絡・調整 ※ 事務分掌は、災害対策本部に準ずる		
構 成 員	部 長 : 総務部長 部 員 : 各部長・議会事務局長・会計管理者 事 務 局 員 : 総務課職員の中から総務課長が指名する職員		

湯 沢 市 災 害 情 報 連 絡 室			
連絡室長	総務課長		
設置場所	本庁舎総務課	電話	0183-55-8250
		FAX	0183-73-2117
設置基準	気象に関する警報が発表または総務課長が必要と認めた場合		
主要業務	1 管内の災害状況の把握 2 防災関係機関等との連絡・調整		
構 成 員	室 長 : 総務課長 室 員 : 総務課長が指名する職員		

(2) 災害対策現地本部

湯 沢 市 災 害 対 策 現 地 本 部	
設置場所	総合支所
設置基準	被害状況から見て、特に市長が必要と認めた場合
主要業務	1 管内の災害状況の把握 2 防災関係機関等との連絡・調整 3 災害予防及び災害応急復旧対策の実施
構 成 員	現地本部長 : 市長が本部員から指名する者 副 本 部 長 : 総合支所長 本 部 員 : 現地本部長が指名する者

(3) 災害対策現地派遣班

湯 沢 市 災 害 対 策 現 地 派 遣 班	
派遣基準	1 災害発生現場に派遣 2 防災対策上、特に必要と認めた場合
主要業務	1 現地災害情報の収集 2 関係機関等との連絡・調整
構 成 員	班 員 : 市長が指名する者

1－6 職員の動員基準

	第1動員 (災害警戒部)	第2動員 (災害対策部)	第3動員 (災害対策本部)
部長	総務部長	副市長	市長
動員基準	[一般災害] - 大雨・洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表された場合などにおいて、防災対策上、総務部長が必要と認めた場合 - 洪水予報河川などにおいて、水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に到達するおそれがある場合 - その他、総務部長が必要と認めた場合	[一般災害] - 相当規模の被害発生のおそれがある場合、又は被害が発生した場合 - 洪水予報河川などにおいて、氾濫注意水位を超え、避難判断水位に到達するおそれがある場合 - その他、副市長が必要と認めた場合	[一般災害] - 災害救助法の適用が必要となる災害が発生した場合 - 市民の身体・生命・財産に甚大な被害を及ぼす災害発生のおそれがある場合、又は被害が発生した場合 - 洪水予報河川などにおいて、避難判断水位を超え、氾濫危険水位に到達するおそれがある場合 - その他、市長が必要と認めた場合
	[地震災害] - 市内で、震度4の地震を観測した場合……即時自動設置 - その他、総務部長が必要と認めた場合	[地震災害] - 市内で、震度5弱以上の地震を観測した場合……即時自動設置 - その他、副市長が必要と認めた場合	[地震災害] - 市内で、震度6弱以上の地震を観測した場合……即時自動設置 - 地震により、災害救助法の適用が必要な被害が発生した場合 - その他、市長が必要と認めた場合
	[火山災害] 「噴火警報（火口周辺）」レベル2（火口周辺規制）が仙台管区気象台から発表された場合 - 火山に異常現象が発生し、防災対策上、総務部長が必要と認めた場合 - その他、総務部長が必要と認めた場合	[火山災害] 「噴火警報（火口周辺）」レベル3（入山規制）が仙台管区気象台から発表された場合 - 相当規模の被害が発生、又は拡大のおそれがあり副市長の指示があった場合 - その他、副市長が必要と認めた場合	[火山災害] 「噴火警報（居住地域）」レベル5（避難）、レベル4（高齢者等避難）が仙台管区気象台から発表された場合 - 災害救助法の適用が必要な災害が発生した場合 - 市民の身体・生命・財産に甚大な被害を及ぼす災害が発生し、又は被害の拡大のおそれがあり市長の指示があった場合 - その他、市長が必要と認めた場合

	第1動員 (災害警戒部)	第2動員 (災害対策部)	第3動員 (災害対策本部)
部長	総務部長	副市長	市長
構成員	部 員：各部長・議会事務局長・会計管理者 事務局員：総務課職員の中から総務課長が指名する職員 指定職員：各課所長、第1動員に指定の職員（各課の1/3の職員の配備又は自宅待機）状況に応じ各課所長は必要な人員を増員し、配備する。	副 部 長：総務部長 部 員：各部長・議会事務局長・会計管理者 事務局員：指定職員の中から総務課長が指名する職員 指定職員：各課所長、第1動員、第2動員に指定の職員（各課の2/3の職員の配備又は自宅待機）状況に応じ各課所長は必要な人員を増員し、配備する。	副本部長：副市長 本 部 員：教育長・各部長・議会事務局長・会計管理者・消防長※・消防団長 事務局員：指定職員の中から総務課長が指名する職員 指定職員：全職員

※災害対策本部長が必要と認める時は、市の職員以外の者を災害対策本部の会議に出席させることができる。

1-7 動員指定職員の参集、動員数

・動員指定職員の参集

	動員区分	動員対象	参集連絡		参集場所	
			一般・火山災害	地震	一般・火山災害	地震
災害警戒部	第1動員	指定職員 (各課所1/3の 職員を配備 又は自宅待機)	電子メール LINE アプリ 若しくは電話	自主 (即時自動)	部員は3階総務課 各部は連絡員1名差出し 人員の運用は事態の状況に 応じ総務部長が示す 指定職員は各課所等	
災害対策部	第2動員	指定職員 (各課所2/3の 職員を配備 又は自宅待機)	電子メール LINE アプリ 若しくは電話	自主 (即時自動)	部員は災害対策本部室 事務局員は会議室31～34 指定職員は各課所等	
災害対策本部	第3動員	全職員	電子メール LINE アプリ 若しくは電話	自主 (即時自動)	部員は災害対策本部室 事務局員は会議室31～34 指定職員は各課所等	

※第2動員は、第1動員に指定の職員を含む

1－8 防災担当機関及び連絡窓口

1. 湯沢市

機 関 名	機 関 住 所	連 絡 先
湯沢市役所本庁舎	湯沢市佐竹町 1 番 1 号	TEL 0183-73-2111 FAX 0183-73-2117
湯沢市役所稲川庁舎稲川総合支所	湯沢市川連町字上平城120番地	TEL 0183-42-2111 FAX 0183-42-4111
湯沢市役所雄勝庁舎雄勝総合支所	湯沢市横堀字下柴田39番地	TEL 0183-52-2111 FAX 0183-52-3166
湯沢市役所皆瀬庁舎皆瀬総合支所	湯沢市皆瀬字沢梨台66番地 1	TEL 0183-46-2111 FAX 0183-46-2838

2. 湯沢雄勝広域市町村圏組合

機 関 名	機 関 住 所	連 絡 先
湯沢雄勝広域市町村圏組合 消防署（指令センター）	湯沢市表町三丁目 3 番14号	TEL 0183-73-3169 (24時間対応)
湯沢雄勝広域市町村圏組合 消防署稲川分署	湯沢市川連町字上平城 2 番地 1	TEL 0183-42-2330 FAX 0183-42-4824
湯沢雄勝広域市町村圏組合 消防署雄勝分署	湯沢市寺沢字中川原 1 番地 2	TEL 0183-52-3080 FAX 0183-52-2267
湯沢雄勝広域市町村圏組合 消防署皆瀬分署	湯沢市皆瀬字沢梨台53番地 5	TEL 0183-46-2101 FAX 0183-46-2811
湯沢雄勝広域市町村圏組合 消防本部	湯沢市表町三丁目 3 番14号	TEL 0183-73-3152 FAX 0183-73-0734
湯沢雄勝広域市町村圏組合 事務局	湯沢市表町三丁目 3 番14号	TEL 0183-73-9691 FAX 0183-72-3821

3. 秋田県の機関

機 関 名	機 関 住 所	連 絡 先
秋田県庁	秋田市山王四丁目 1 番 1 号	TEL 018-860-1111
雄勝地域振興局総務企画部	湯沢市千石町二丁目 1 番10号 (雄勝地域振興局庁舎 1 階)	TEL 0183-73-8191 FAX 0183-72-5057
雄勝地域振興局福祉環境部 (保健所)	湯沢市千石町二丁目 1 番10号 (雄勝地域振興局庁舎別棟)	TEL 0183-73-6155 FAX 0183-73-6156
雄勝地域振興局農林部	湯沢市千石町二丁目 1 番10号 (雄勝地域振興局庁舎 3 階)	TEL 0183-73-5180 FAX 0183-72-6897
雄勝地域振興局建設部	湯沢市千石町二丁目 1 番10号 (雄勝地域振興局庁舎 2 階)	TEL 0183-73-6168 FAX 0183-73-4206
雄勝地域振興局建設部 皆瀬・板戸ダム管理事務所	湯沢市皆瀬字小貝渕11番地 2	TEL 0183-46-2100 FAX 0183-46-2549
秋田県警察本部	秋田市山王四丁目 1 番 5 号	TEL 018-863-1111
湯沢警察署	湯沢市千石町一丁目 3 番 5 号	TEL 0183-73-2127 (FAX 兼)
湯沢警察署湯沢北交番	湯沢市杉沢字戸石崎 9 番地	TEL 0183-73-4029

機 関 名	機 関 住 所	連 絡 先
湯沢警察署須川駐在所	湯沢市相川字須川71番地 4	TEL 0183-79-2345
湯沢警察署稲川交番	湯沢市川連町字大関下 6 番地 3	TEL 0183-42-2010
湯沢警察署雄勝交番	湯沢市横堀字白銀町13番地	TEL 0183-52-2310
湯沢警察署秋ノ宮駐在所	湯沢市秋ノ宮字山岸29番地 4	TEL 0183-55-2103
秋田県教育委員会	秋田市山王三丁目 1 番 1 号	TEL 018-860-5111 FAX 018-860-5851

4. 指定地方行政機関

機 関 名	機 関 住 所	連 絡 先
警察庁東北管区警察局	宮城県仙台市青葉区本町三丁目 3 番 1 号	TEL 022-221-7181
財務省東北財務局秋田財務事務所	秋田市山王七丁目 1 番 4 号 (第二合同庁舎)	TEL 018-862-4191 FAX 018-864-1765
厚生労働省東北厚生局	宮城県仙台市青葉区花京院一丁目 1 番20号 (花京院スクエア21階)	TEL 022-726-9260
農林水産省東北農政局 秋田県拠点	秋田市山王七丁目 1 番 5 号	TEL 018-862-5611 FAX 018-862-5340
農林水産省林野庁東北森林管理局	秋田市中通五丁目 9 番16号	TEL 018-836-2014 FAX 018-836-2031
産業経済省東北経済産業局	宮城県仙台市青葉区本町三丁目 3 番 1 号	TEL 022-221-4856
国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	湯沢市関口字上寺沢64番地 2	TEL 0183-73-3174
国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 湯沢国道維持出張所	湯沢市愛宕町五丁目 1 番 3 号	TEL 0183-72-1661
国土交通省気象庁仙台管区气象台 秋田地方气象台	秋田市山王七丁目 1 番 4 号 (秋田第二合同庁舎)	TEL 018-864-3955
総務省東北総合通信局	宮城県仙台市青葉区本町三丁目 2 番23号 (仙台第 2 合同庁舎内)	TEL 022-221-0604
厚生労働省秋田事務所	秋田市山王七丁目 1 番 4 号	TEL 018-800-7080 FAX 018-800-7078
国土交通省東北運輸局 秋田運輸支局	秋田市泉字登木74番地 3	TEL 018-863-5811

5. 自衛隊

機 関 名	機 関 住 所	連 絡 先
陸上自衛隊第21普通科連隊	秋田市寺内字將軍野 1 番地	TEL 018-845-0125 FAX 018-845-0125 衛星 TEL 197-59 衛星 FAX 197-50
航空自衛隊秋田救難隊	秋田市雄和椿川字山籠23番地26	TEL 018-886-3320 018-886-3321 FAX 018-886-3321 衛星 TEL 198-59 衛星 FAX 198-50
航空自衛隊第33警戒隊	男鹿市男鹿中滝川	TEL 0185-33-3030 FAX 0185-33-3030

6. 指定公共機関

機 関 名	機 関 住 所	連 絡 先
日本郵便株式会社湯沢郵便局	湯沢市材木町一丁目 1 番36号	TEL 0183-73-0612
東日本電信電話株式会社秋田支店	秋田市中通四丁目 4 番 4 号	TEL 018-836-8781 FAX 018-836-8830
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北秋田支店	秋田市大町四丁目 2 番39号 (ドコモ東北秋田ビル)	TEL 018-864-3421 FAX 018-888-1400
日本銀行秋田支店	秋田市大町二丁目 3 番35号	TEL 018-824-7800 FAX 018-888-1070
日本赤十字社秋田県支部	秋田市旭北栄町 1 番 5 号 (秋田県社会福祉会館内)	TEL 018-864-2731 FAX 018-864-6852
日本放送協会秋田放送局	秋田市東通仲町 4 番地 2	TEL 018-864-2731 FAX 018-824-1191
東日本高速道路株式会社 東北支社横手管理事務所	横手市柳田字大谷地26番地11	TEL 0182-35-6083 FAX 0182-35-6086
東日本旅客鉄道株式会社秋田支社	秋田市中通七丁目 1 番 1 号	TEL 018-836-5942(総務) FAX 018-833-2809
日本貨物鉄道株式会社 東北支社秋田営業支店	秋田市泉菅野一丁目19番 1 号	TEL 018-866-5957 FAX 018-866-6393
日本通運株式会社秋田支店	秋田市泉北一丁目 7 番21号	TEL 018-863-3006 FAX 018-863-3368
東北電力ネットワーク株式会社 横手電力センター	横手市前郷二番町11番24号	TEL 0182-32-5697 FAX 0182-36-1969

7. 指定地方公共機関

機 関 名	機 関 住 所	連 絡 先
株式会社秋田放送（ＡＢＳ）	秋田市中通七丁目１番１－２号	TEL 018-826-8533
秋田テレビ株式会社（ＡＫＴ）	秋田市八橋本町三丁目２番14号	TEL 018-866-6121 FAX 018-888-2252
秋田朝日放送株式会社（ＡＡＢ）	秋田市川尻町字大川反233番209	TEL 018-866-5111 FAX 018-866-5115
株式会社エフエムユーとぴあ	湯沢市表町一丁目３番１号	TEL 0183-72-7630 FAX 0183-72-0220
羽後交通株式会社	横手市前郷二番町４番10号	TEL 0182-32-4151 FAX 0182-32-8146
社団法人秋田県医師会	秋田市千秋久保田町６番６号	TEL 018-833-7401

1－9 湯沢市の防災拠点

■ 地方公共団体等の庁舎

名 称	所在地	電話番号
湯沢市役所本庁舎	湯沢市佐竹町１番１号	0183-73-2111
湯沢市役所稲川庁舎稲川総合支所	湯沢市川連町字上平城120番地	0183-42-2111
湯沢市役所雄勝庁舎雄勝総合支所	湯沢市横堀字下柴田39番地	0183-52-2111
湯沢市役所皆瀬庁舎皆瀬総合支所	湯沢市皆瀬字沢梨台66番地１	0183-46-2111

名 称	所在地	電話番号
湯沢警察署	湯沢市千石町一丁目３番５号	0183-73-2127
湯沢警察署湯沢北交番	湯沢市杉沢字戸石崎９番地	0183-73-4029
湯沢警察署須川駐在所	湯沢市相川字須川71番地４	0183-79-2345
湯沢警察署稲川交番	湯沢市川連町字大関下６番３号	0183-42-2010
湯沢警察署雄勝交番	湯沢市横堀字白銀町13番地	0183-52-2310
湯沢警察署秋ノ宮駐在所	湯沢市秋ノ宮字山岸29番地４	0183-55-2103

名 称	所在地	電話番号
湯沢雄勝広域市町村圏組合 消防署	湯沢市表町三丁目３番14号	0183-73-3151
湯沢雄勝広域市町村圏組合 消防署稲川分署	湯沢市川連町字上平城２番地１	0183-42-2330
湯沢雄勝広域市町村圏組合 消防署雄勝分署	湯沢市寺沢字中川原１番地２	0183-52-3080
湯沢雄勝広域市町村圏組合 消防署皆瀬分署	湯沢市皆瀬字沢梨台53番地５	0183-46-2101
湯沢雄勝広域市町村圏組合 消防本部	湯沢市表町三丁目３番14号	0183-73-3152

■ 指定行政機関・指定地方行政機関の事務所

名 称	所在地	電話番号
厚生労働省秋田労働局 湯沢公共職業安定所	湯沢市清水町四丁目 4 番 3 号	0183-73-6117
国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	湯沢市関口字上寺沢64番地 2	0183-72-3174
国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 湯沢国道維持出張所	湯沢市愛宕町五丁目 1 番 3 号	0183-72-1661
湯沢簡易裁判所	湯沢市田町二丁目 6 番41号	0183-73-2828
国税庁仙台国税局湯沢税務署	湯沢市大工町 2 番32号	0183-73-5100
農林水産省林野庁東北森林管理局 秋田森林管理署湯沢支署	湯沢市田町二丁目 6 番38号	0183-73-2164
農林水産省林野庁東北森林管理局 秋田森林管理署湯沢支署 雄勝森林事務所	湯沢市寺沢字中川原 1 番地33	0183-52-2524
農林水産省林野庁東北森林管理局 秋田森林管理署湯沢支署 湯沢森林事務所	湯沢市田町二丁目 6 番38号	0183-72-0867

1－10 自主防災組織等の現況

(令和6年10月現在)

婦人消防隊		湯沢市防災士の会		自主防災組織	
隊数	隊員構成員数	組織数	会員数	組織数	登録 世帯数
8	82	1	35	65	7,350

(婦人消防隊には婦人消防協力隊を含む)

第2 災害情報の収集及び伝達等に関する資料

2-1 湯沢市の気象警報の種類と発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年9月5日現在

発表官署 秋田地方気象台

湯沢市	府県予報区	秋田県								
	一次細分区域	内陸								
	市町村等をまとめた地域	湯沢雄勝地域								
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	10						
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	104						
	洪水	流域雨量指数基準	白子川流域=6.6, 戸沢川流域=7, 高松川流域=19.2, 役内川流域=16.2, 駒形黒沢川流域=5.7, 宇留院内川流域=6.2, 姉倉沢川流域=5.4, 羽後大戸川流域=4							
		複合基準 ^{*1}	雄物川流域=(7, 30.6)							
		指定河川洪水予報による基準	雄物川上流[岩館・柳田橋・雄物川橋], 皆瀬川[岩崎橋]							
	暴風	平均風速	15m/s							
	暴風雪	平均風速	15m/s 雪を伴う							
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm						
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm						
	波浪	有義波高								
	高潮	潮位								
注意報	大雨		表面雨量指数基準	6						
			土壌雨量指数基準	83						
	洪水	流域雨量指数基準	白子川流域=5.2, 戸沢川流域=5.6, 高松川流域=15.3, 役内川流域=12.9, 駒形黒沢川流域=4.6, 宇留院内川流域=4.9, 姉倉沢川流域=4.3, 羽後大戸川流域=3.3							
		複合基準 ^{*1}	雄物川流域=(5, 27.5), 皆瀬川流域=(5, 27.4), 高松川流域=(5, 12.2)							
		指定河川洪水予報による基準	雄物川上流[岩館・柳田橋・雄物川橋], 皆瀬川[岩崎橋]							
	強風	平均風速	11m/s							
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う							
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ20cm						
			山沿い	12時間降雪の深さ25cm						
	波浪	有義波高								
	高潮	潮位								
	雪	落雪等により被害が予想される場合								
	融雪	融雪により被害が予想される場合								
	濃霧	視程	100m							
	乾燥	①最小湿度 40% 実効湿度 65% ②実効湿度 70% 風速 10m/s以上								
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続								
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温-7℃以下 ②最低気温-5℃以下が数日続くとき ^{*2}								
	霜	早霜・晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)								
	著水・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合								
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm						

^{*1}(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

^{*2} 冬期の気温は秋田地方気象台の値。

^{*1}(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

^{*2} 冬期の気温は秋田地方気象台の値。

2-2 湯沢市内の観測施設

(1) 気象観測所

・気象庁（アメダス）

観測種別	観測所名	カタカナ綴り	所在地	海面上の 高さ(m)	備 考
四雪	湯 沢	ユザワ	湯沢市金谷字樋ノ口	74	
四雪	湯の岱	ユノタイ	湯沢市秋ノ宮字湯の岱	335	

(注) 観測種別凡例 四 : 降水量、気温、風向・風速、相対湿度、日照時間（推計値）
雪 : 積雪の深さ

2-3 湯沢市の気象要覧（アメダス）

(1) 平年値

■ 観測地点： 湯沢（緯度：北緯39度11.2分／経度：東経140度27.8分）

統計期 間	平均気温 ℃	最高気温 ℃	最低気温 ℃	平均風速 m/s	日照時間 h	降水量 mm	積雪の深さ 最大 cm
	1991～2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～2020	1991～ 2020	1991～2020
1 月	-1.5	1.4	-5.0	2.3	30.7	155.8	83
2 月	-1.1	2.3	-4.9	2.6	49.3	94.2	97
3 月	1.9	6.3	-2.3	2.7	98.7	80.8	69
4 月	8.5	14.6	2.7	3.0	166.6	69.8	9
5 月	14.9	20.9	9.1	2.7	194.9	86.6	0
6 月	19.4	24.7	14.8	2.3	178.0	104.9	0
7 月	22.9	27.7	19.0	1.8	151.2	172.8	0
8 月	24.0	29.2	19.6	1.9	180.7	166.1	0
9 月	19.7	25.0	15.2	2.0	145.3	137.6	0
10月	13.1	18.6	8.3	2.1	127.3	141.2	0
11月	6.7	11.4	2.3	2.3	87.7	164.2	9
12月	0.9	4.2	-2.2	2.3	39.8	189.0	54
全 年	10.8	15.5	6.4	2.3	1453.4	1567.4	100

■ 観測地点： 湯の岱（緯度：北緯38度57.6分／経度：東経140度31.7分）

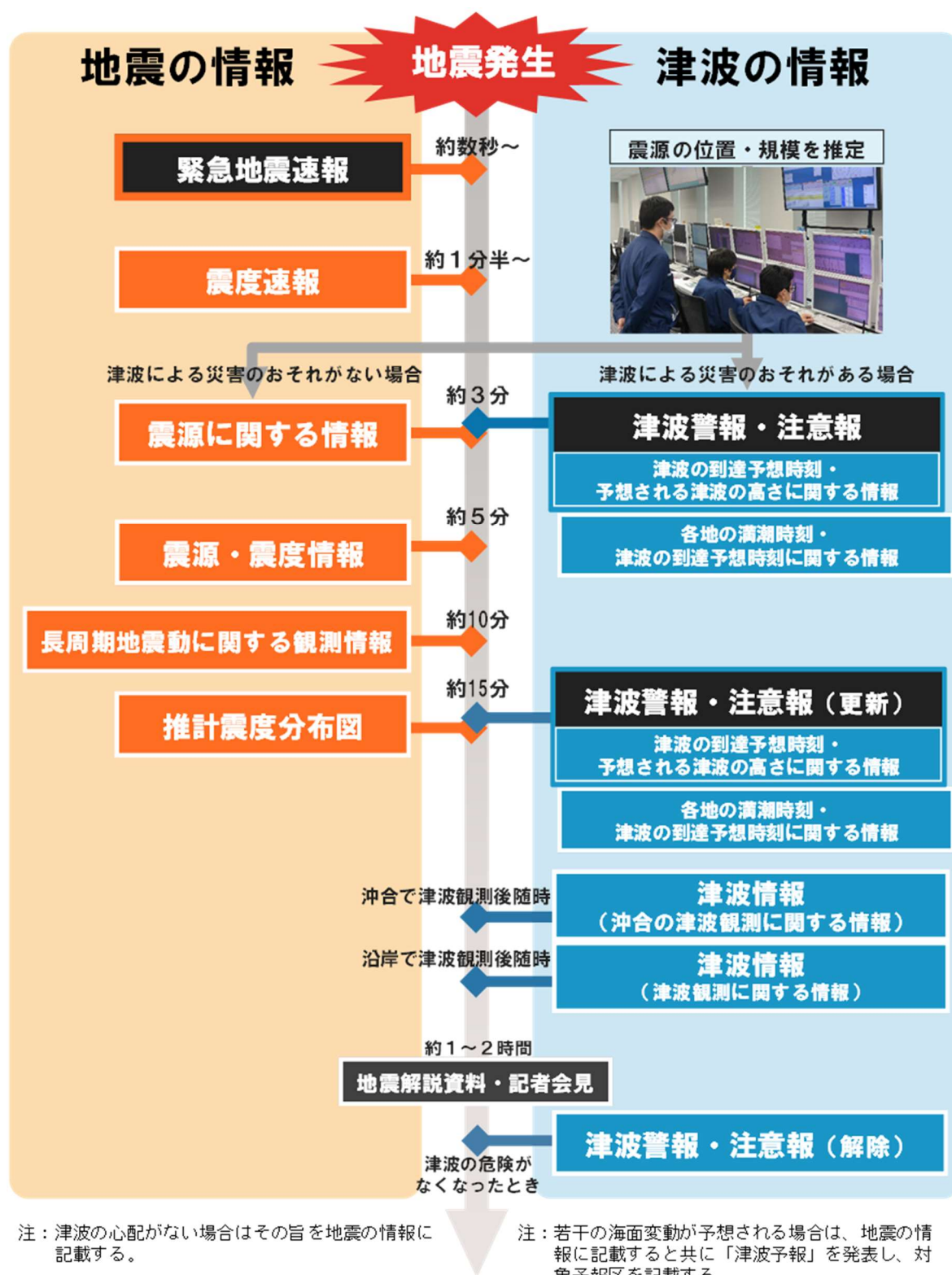
統計期 間	平均気温 ℃	最高気温 ℃	最低気温 ℃	平均風速 m/s	日照時間 h	降水量 mm	積雪の深さ 最大 cm
	1991～2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～2020
1 月	-2.2	0.4	-5.0	1.2	22.5	197.8	125
2 月	-1.9	1.3	-5.0	1.5	41.3	135.8	145
3 月	1.0	5.2	-2.6	1.6	93.7	142.5	119
4 月	6.7	12.3	1.8	1.7	148.1	124.2	42
5 月	13.3	19.0	7.9	1.8	183.7	128.6	0
6 月	17.6	22.7	13.0	1.4	160.2	139.9	0
7 月	21.3	25.9	17.6	1.2	133.9	237.5	0
8 月	22.3	27.3	18.6	1.2	164.7	210.2	0
9 月	18.2	22.9	14.4	1.2	127.1	179.4	0
10月	11.9	16.7	7.8	1.1	116.9	177.7	0
11月	5.7	10.0	1.9	1.2	75.5	201.4	12
12月	0.2	3.2	-2.4	1.2	33.9	229.2	65
全 年	9.5	13.9	5.7	///	1301.7	2104.2	144

※年の平均風速は資料不足のため求められない

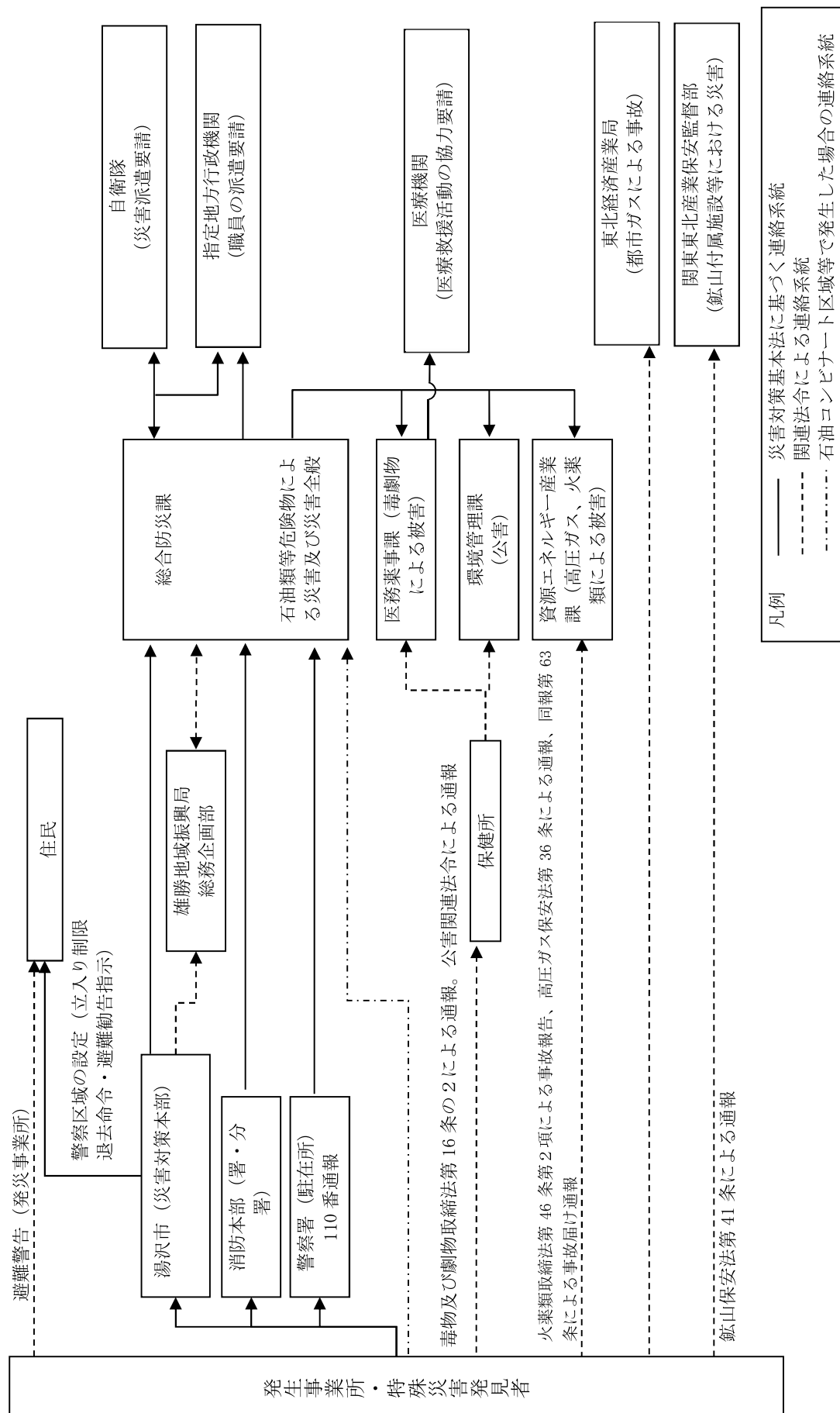
(2) 極値

区分	湯沢		湯の岱	
	極値	年月日	極値	年月日
最高気温	36.8℃	2015 年 7 月 13 日	35.3℃	1999 年 7 月 27 日
最低気温	-18.6℃	2018 年 2 月 2 日	-15.5℃	1977 年 1 月 2 日
最大風速	19.0m/s	2012 年 4 月 4 日	11.0m/s	2012 年 4 月 4 日
日降水量	160 mm	2024 年 7 月 24 日	182.0 mm	2018 年 8 月 5 日
最大 1 時間降水量	52.0 mm	2019 年 8 月 10 日	50 mm	1989 年 7 月 24 日
月間降水量	493.0 mm	2024 年 7 月	693.5 mm	2013 年 7 月
最小月間降水量	10 mm	1991 年 3 月	23 mm	1977 年 10 月
最高積雪深	175 cm	2011 年 2 月 1 日	222 cm	2014 年 3 月 12 日

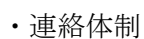
2-4 津波警報等、津波予報、地震情報、津波情報の発表



2-5 特殊災害発生時の連絡系統図



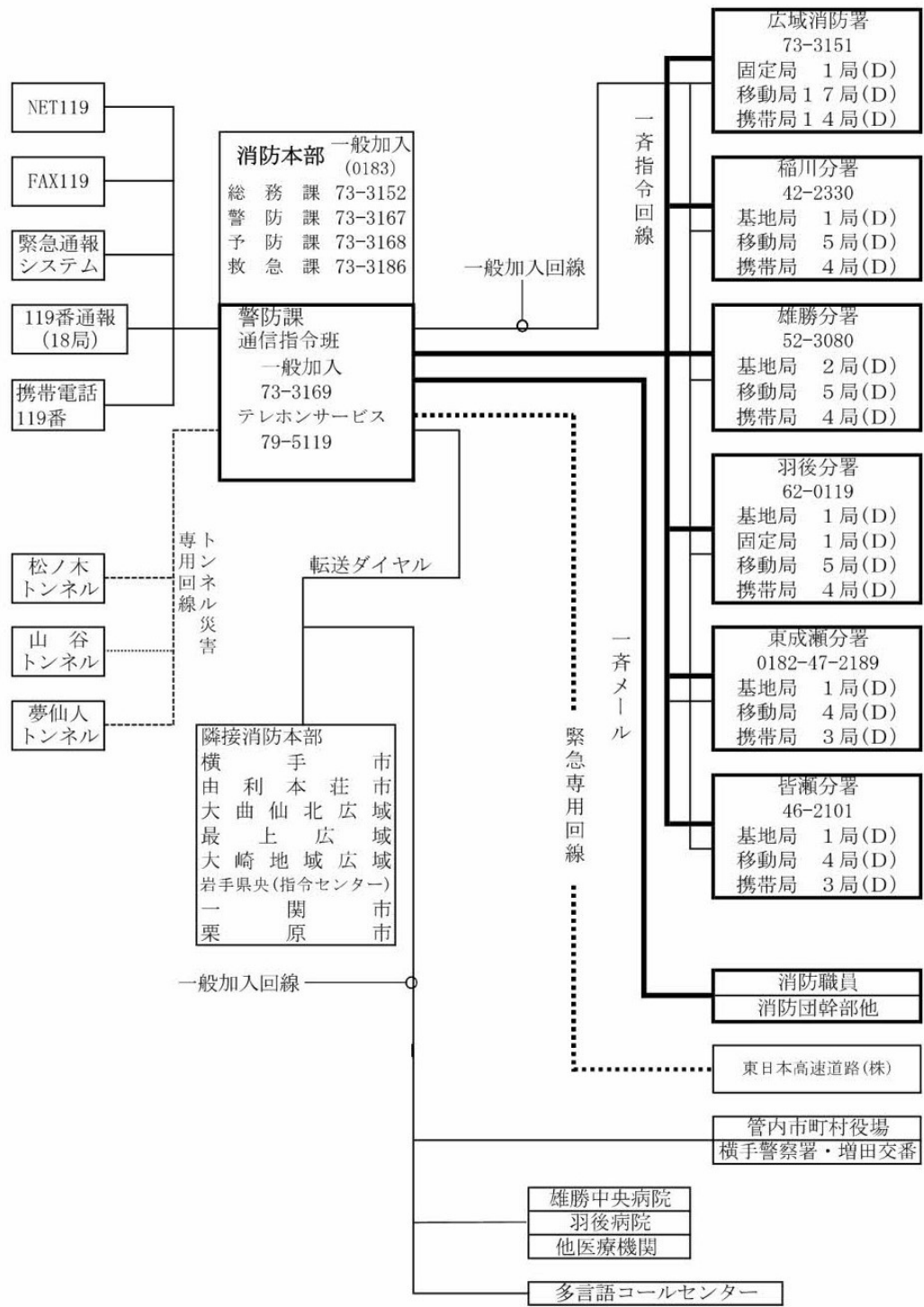
- ・氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）、氾濫発生情報（洪水警報）

24

2-7 消防通信指令系統図

1 通信指令系統図

(令和5年4月1日現在)



(湯沢雄勝広域市町村圏組合 消防年報 2023「警防」より)

2-8 震度とマグニチュード

元来、震度は人間の体感、周囲の状況、被害状況等により判定されており機械で判定するものではなかった。しかし、気象庁は平成3年から震度を計測するための機器である「震度計」の導入を開始し、平成8年4月から体感による震度観測を廃止し、「震度計」による計測に移行した。これにより、震度観測は客観化が図られ無人の場所でも震度を計測することが可能となった。

地震の規模の大小を定量的に表したものがマグニチュードで、震源域から放出される地震波のエネルギーと密接な関係があり一般的には“M”という記号によって表される。“M”が1増えると地震エネルギーは32倍に、2増えると1,000倍になる。マグニチュードとエネルギー（J：ジュール）の関係は次式で表される。

$$\text{Log}_{10}E = 4.8 + 1.5M \quad (E:\text{エネルギー (J)}, M:\text{マグニチュード})$$

なお、地震の規模はマグニチュードで次のように分類している。

- ・大地震 M7以上
- ・中地震 M5以上7未満
- ・小地震 M3以上5未満
- ・微小地震 M1以上3未満
- ・極微小地震 M1未満

また、気象庁は、平成21年3月31日より改定した「気象庁震度階級関連解説表」の運用を開始した。

2-9 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 弱	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
6 強	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- ※1 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- ※2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- ※3 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

※1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいもののほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

※2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による 超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する 施設の天井等の破 損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

2-10 震度情報

令和6年1月現在、気象庁が発表する震度情報に活用している観測点は、約4,400地点となっている（以下の震度観測点分布図を参照）。これらの震度計は、気象庁の他、都道府県等地方公共団体、国立研究開発法人防災科学技術研究所により整備・運営されている。

観測結果は、各管区气象台等、都道府県庁又は国立研究開発法人防災科学技術研究所等に電話回線や防災行政無線等を使用し集約・処理され、地震発生から数分後には、気象庁へ提供される。なお、気象庁は、震度計の設置環境を事前に調査し、その評価を踏まえ震度情報に活用している。

■ 全国の震度観測点（合計4,372観測点）

震度観測点の数

	気象庁	地方公共団体	防災科学技術研究所	総数
北海道	88	80	169	337
青森県	18	56	15	89
岩手県	20	39	21	80
宮城県	16	54	17	87
秋田県	13	55	17	85
山形県	14	40	13	67
福島県	18	84	22	124
茨城県	12	80	12	104
栃木県	8	47	12	67
群馬県	8	59	13	80
埼玉県	9	91	14	114
千葉県	20	79	13	112
東京都	26	97	9	132
神奈川県	9	84	13	106
新潟県	19	98	19	136
富山県	8	28	9	45
石川県	11	27	13	51
福井県	7	27	6	40
山梨県	6	61	10	77
長野県	16	103	22	141
岐阜県	11	92	15	118
静岡県	20	74	18	112
愛知県	15	101	10	126
三重県	11	68	8	87

	気象庁	地方公共団体	防災科学技術研究所	総数
三重県	11	68	8	87
滋賀県	6	48	10	64
京都府	7	53	8	68
大阪府	8	73	8	89
兵庫県	19	75	27	121
奈良県	5	45	1	51
和歌山県	11	37	10	58
鳥取県	6	34	7	47
島根県	10	51	10	71
岡山県	9	83	10	102
広島県	11	77	20	108
山口県	10	53	13	76
徳島県	8	37	12	57
香川県	7	38	7	52
愛媛県	9	53	15	77
高知県	13	42	13	68
福岡県	13	105	11	129
佐賀県	4	41	8	53
長崎県	14	57	22	93
熊本県	12	73	21	106
大分県	14	49	14	77
宮崎県	14	35	16	65
鹿児島県	29	73	37	139
沖縄県	29	44	11	84
全国合計	671	2900	801	4372

（気象庁ホームページによる）

2-11 長周期地震動階級関連解説表

長周期地震動階級は、固有周期が1～2秒から7～8秒程度の揺れが生じる高層ビル内における、地震時の人の行動の困難さの程度や、家具や什器の移動・転倒などの被害の程度から4つの段階に区分した揺れの大きさの指標である。

「長周期地震動階級関連解説表」は、長周期地震動階級と人の体感や室内の状況とを関連づけることを目的として、気象庁が策定した資料である。

長周期地震動階級関連解説表（高層ビルにおける人の体感・行動、室内の状況等との関連）

長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
長周期地震動階級1 (やや大きな揺れ)	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。	－
長周期地震動階級2 (大きな揺れ)	室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらないう歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。	－
長周期地震動階級3 (非常に大きな揺れ)	立っていることが困難になる。	キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。
長周期地震動階級4 (極めて大きな揺れ)	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。

【長周期地震動階級関連解説表の使用にあたっての留意事項】

- (1) 長周期地震動階級関連解説表は、固有周期 1.5 秒程度から 8 秒程度までの一般的な高層ビルを対象として、長周期地震動階級が推計された際に発生する可能性がある被害を記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの長周期地震動階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- (2) 長周期地震動階級が同じであっても、対象となる建物や構造物の状態、継続時間などの地震動の性質により被害は異なる。
- (3) 長周期地震動階級関連解説表は、主に近年発生した長周期地震動による被害の事例から作成した。今後、顕著な長周期地震動が観測された場合には内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更する。
- (4) 長周期地震動階級関連解説表では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、以下に示す副詞・形容詞を用いている。

用 語	意 味
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある が（も）いる	当該長周期地震動階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。

2-12 ゆれやすさマップ

<ゆれやすさマップの作成方法>

1. 本市の市域において震度5弱以上のゆれが想定される影響地震として、秋田県被害想定調査及び地震調査研究推進本部による内陸の活断層を選定した。地震モデルDについては、秋田県による推定値を、その他の想定地震については、防災科学技術研究所¹による推定値を基とした。対象となる震度5弱以上の影響のある地震は、下表（表-1）のとおり、8地震である。

表-1 本市に顕著な影響が想定される地震

想定地震	マグニ チュード (Mj)	本市で想定される 最大震度	備考
地震モデルD（強首地震）	7.1	震度6強	秋田県（H9）
横手盆地東縁断層帯北部	7.2	震度5弱	地震調査研究推進本部（H17）
横手盆地東縁断層帯南部	7.3	震度6弱	地震調査研究推進本部（H17）
真昼山地東縁断層帯南部	6.9	震度5弱	地震調査研究推進本部（H17）
北上低地断層帯	7.8	震度5強	地震調査研究推進本部（H13）
新庄盆地断層帯	7.1	震度5弱	地震調査研究推進本部（H14）
山形盆地断層帯	7.8	震度5弱	地震調査研究推進本部（H14）
北由利断層帯	7.3	震度5弱	地震調査研究推進本部（H17）

¹ 防災科学技術研究所、地震ハザードステーション J-SHIS <http://www.j-shis.bosai.go.jp/>

2. 各地震による地表震度分布図を作成した。その際、上表の想定地震について、秋田県又は防災科学技術研究所²が設定した断層モデル(表-2)を用い、防災科学技術研究所による簡易的震度予測法と浅部地盤モデルを用いた。震度は、浅部地盤モデルが約1km²の矩形領域で定義されていることから、地盤モデルが与えられている矩形領域毎にその中心座標点を代表点として算出した。

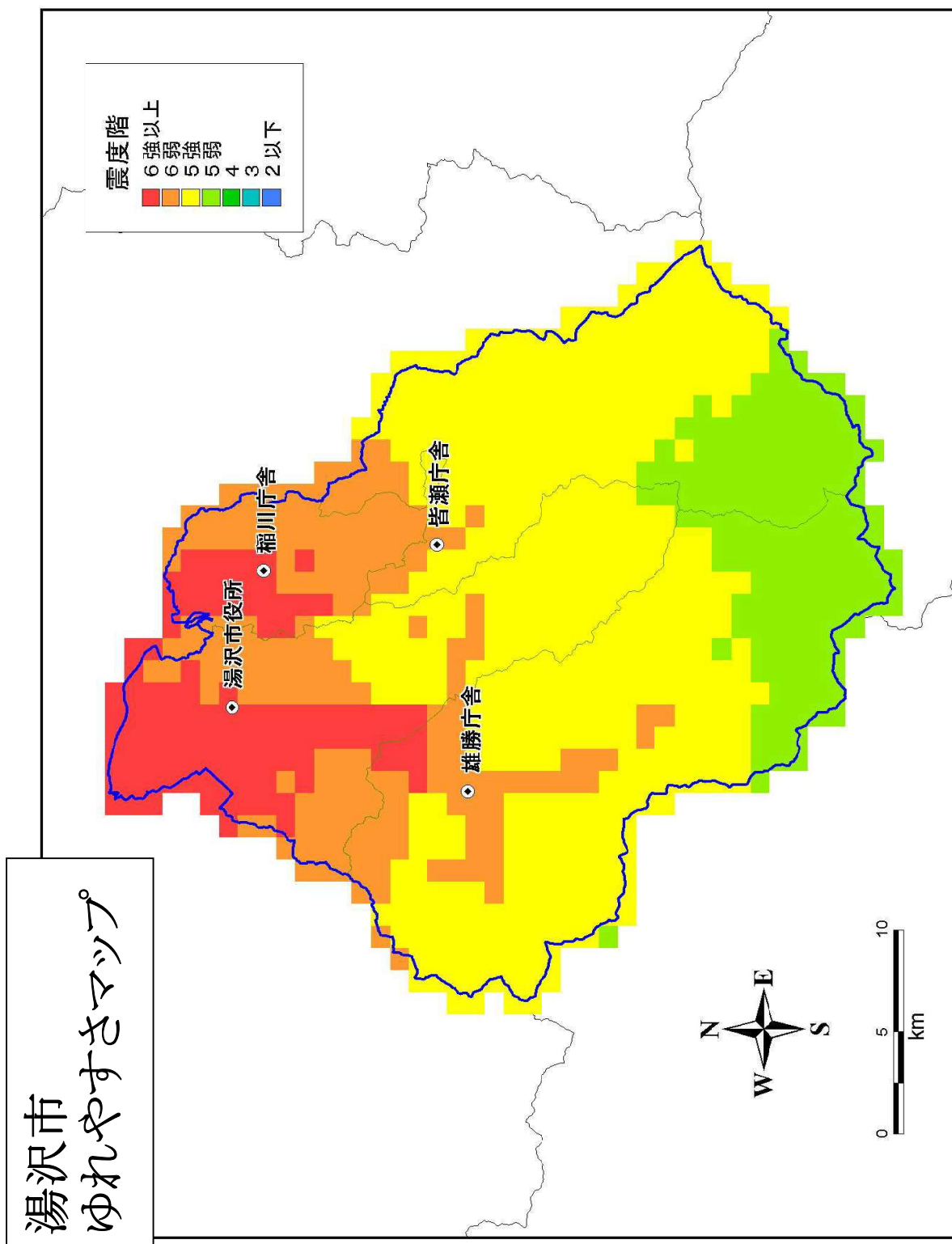
3. 震度を予測した地点(1km²平方)で、これら8地震のうち最大の震度を選択し、本市のゆれやすさ、すなわち、震度想定とした。

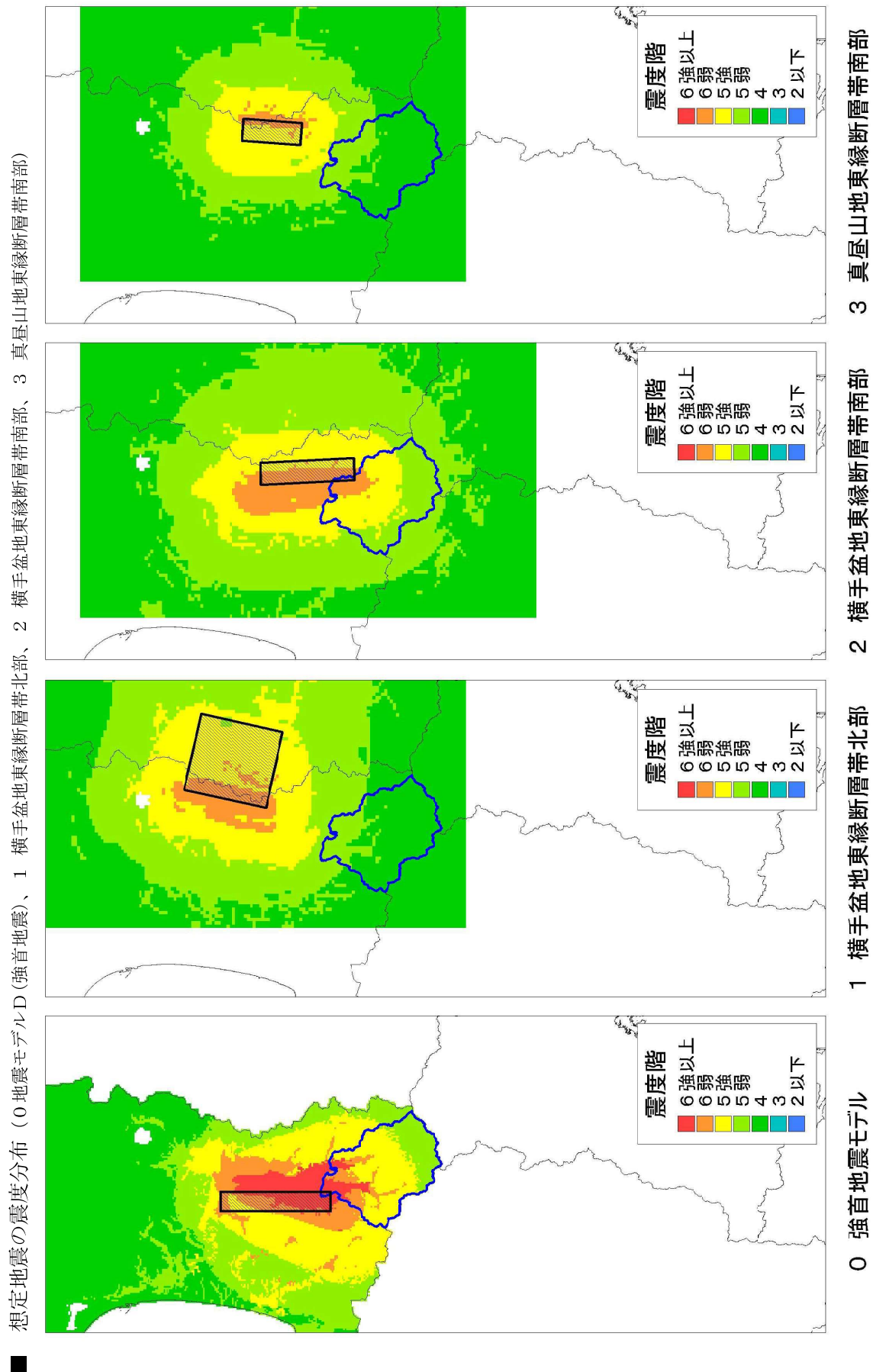
表-2

想定地震		マグニチュード(Mj)	断層の長さ(km)	断層面の幅(km)	断層面の傾斜角(度)	断層面の傾斜方向	地震発生層の深さ範囲(km)	備考
0	地震モデルD(強首地震)	7.1	35	18	70	西傾斜	上限3km	秋田県(H9)
1	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	27	27	25	東傾斜	3-15	防災科学技術研究所(H17)
2	横手盆地東縁断層帯南部	7.3	30	14	60	東傾斜	下限15km	防災科学技術研究所(H17)
3	真昼山地東縁断層帯南部	6.9	19	14	60	西傾斜	3-15	防災科学技術研究所(H17)
4	北上低地断層帯	7.8	61	21	35	西傾斜	3-15	防災科学技術研究所(H17)
5	新庄盆地断層帯	7.1	22	14	60	東傾斜	3-15	防災科学技術研究所(H17)
6	山形盆地断層帯	7.8	30	17	45	西傾斜	4-16	防災科学技術研究所(H17)
7	北由利断層帯	7.3	30	20	60	東傾斜	3-20	防災科学技術研究所(H17)

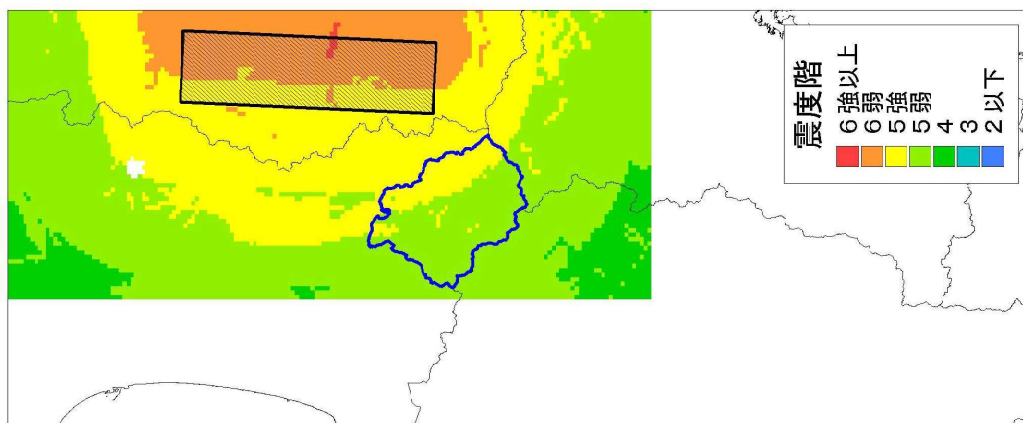
想定地震のモデル

² 防災科学技術研究所(H17). 全国を対象とした確率論的地震動予測地図作成手法の検討. 防災科学技術研究所研究資料, 第275号.

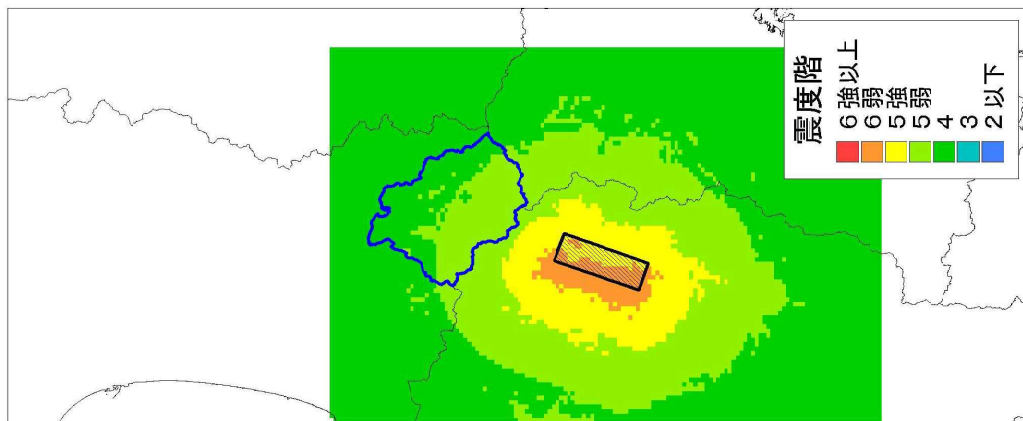




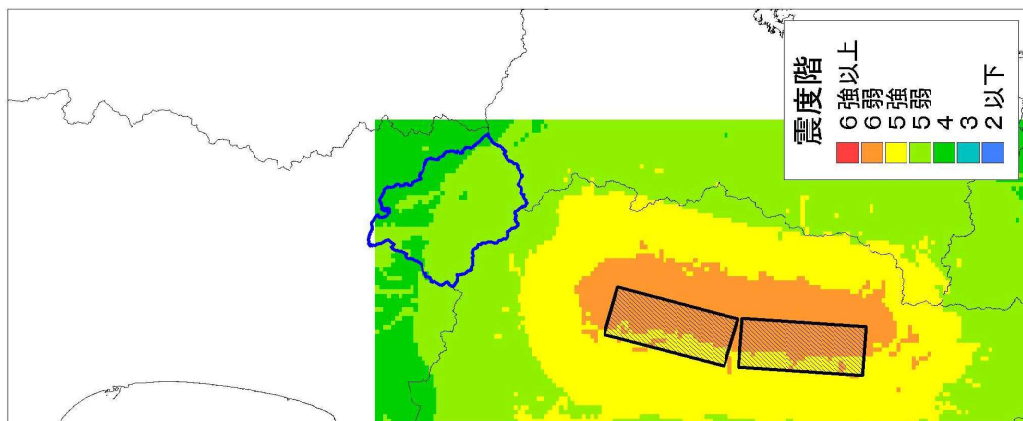
■ 想定地震の震度分布（4 北上低地断層帯、5 新庄盆地断層帯、6 山形盆地断層帯、7 北由利断層帯）



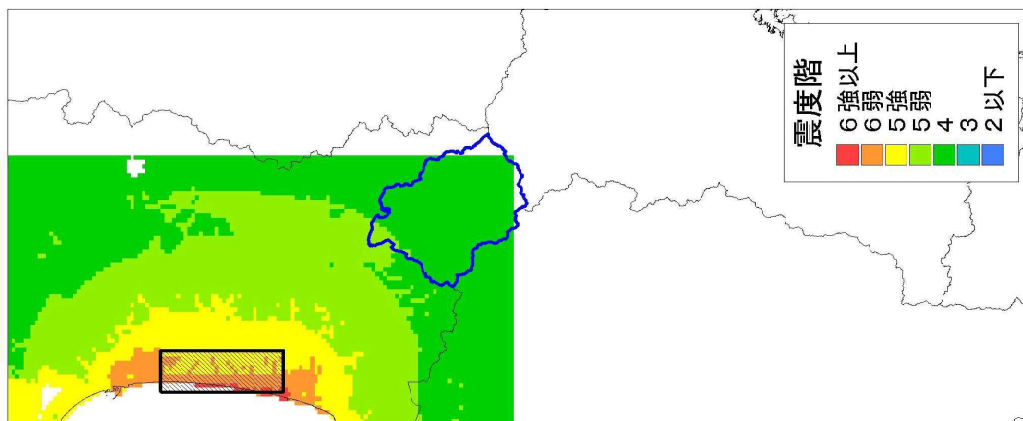
4 北上低地西縁断層帯



5 新庄盆地断層帯



6 山形盆地断層帯



7 北由利断層帯

2-13 災害に関する緊急連絡票及び緊急連絡依頼票

(様式1)

至 急

災害に関する緊急連絡票（第 報）

年 月 日

N H K 秋 田 放送部
A B S 報道制作局
A K T 報道制作局
F M 秋 田 放送部
A A B 報道制作局

あて

発信者（総合防災課長、市町村長又は消防長）

災 害 発 生 地			
災害発生日時	年	月	日 時 分頃
災 害 の 種 別	①地震 ②津波 ③洪水 ④火災 ⑤その他（ ）		
緊急連絡の理由	1 避難情報及び避難場所の周知を図るため 2 津波警報等の周知徹底を図るため 3 災害時の混乱を防止するため 4 5		
連 絡 内 容			
発 信 者	所 属 機 関 名		
	職 ・ 氏 名		
	電 話 番 号		
	F A X 番 号		

受信確認欄	受信先	受信者氏名	受信時刻	受信先	受信者氏名	受信時刻
	総合防災課		時 分	A K T		時 分
	N H K		時 分	A A B		時 分
	A B S		時 分	F M 秋 田		時 分

(様式2)

至 急

災害に関する緊急連絡依頼票（第 報）

年 月 日

秋田県総務部総合防災課 あて

発信者（市町村長又は消防長）

災 害 発 生 地			
災 害 発 生 日 時	年	月	日 時 分頃
災 害 の 種 別	①地震 ②津波 ③洪水 ④火災 ⑤その他（ ）		
緊急連絡の理由	1 避難情報及び避難場所の周知を図るため 2 津波警報等の周知徹底を図るため 3 災害時の混乱を防止するため 4 5		
連 絡 内 容			
発 信 者	所 属 機 関 名		
	担 当 課 名		
	職 ・ 氏 名		
	電 話 番 号		
	F A X 番 号		

総合防災課 受信確認欄	受信者氏名	受信時刻
		時 分

第 3 通信に関する資料

3-1 湯沢市防災行政無線

湯沢市防災行政無線施設条例施行規則（令和 3 年 2 月 10 日、規則第 2 号）

別表（第 2 条関係）

湯沢市防災行政無線施設設備設置場所

親局

名 称	場 所	位 置
親局	市役所本庁舎	湯沢市佐竹町 1 番 1 号

遠隔制御局

名 称	場 所	位 置
遠隔制御局	湯沢雄勝広域市町村圏組合 消防本部	湯沢市表町三丁目 3 番 14 号

中継局

名 称	場 所	位 置
稲川中継局	市役所稲川庁舎	湯沢市川連町字上平城 120 番地
院内太平山中継局	院内太平山	湯沢市寺沢字浅萩館 1 番地 1

再送信子局

名 称	場 所	位 置
高松上新田	上新田会館跡地	湯沢市高松字上新田 25 番地 1
院内中通	中通生活改善センター敷地	湯沢市上院内字窪田 107 番地
皆瀬小保内	皆瀬小保内地内	湯沢市皆瀬字上小保内 3 番地 3

屋外拡声子局

名 称	識別	場 所	位 置
市役所本庁舎	Y 01	市役所本庁舎	湯沢市佐竹町 1 番 1 号
清水町 1	Y 02	清水町街区公園敷地	湯沢市清水町四丁目 282 番地 24
清水町 2	Y 03	中川原南街区公園敷地	湯沢市清水町五丁目 7 番地 1
千石町	Y 04	旧湯沢テニスコート敷地	湯沢市千石町二丁目 355 番地 2
桜通り	Y 05	湯沢翔北高校陸上競技場敷地	湯沢市桜通り 55 番地 1

名 称	識別	場 所	位 置
西大通り	Y 06	湯沢市文化交流センター敷地	湯沢市字沖鶴69番地 5
若葉町	Y 07	寺沢街区公園敷地	湯沢市若葉町247番地
山谷	Y 08	山谷町内会館敷地	湯沢市字下山谷67番地 2
岩ノ沢	Y 09	岩ノ沢住宅公園敷地	湯沢市字岩ノ沢山23番地
松並	Y 10	ふるさとふれあいセンター敷地	湯沢市岩崎字寝連沢 9 番地 4
成沢	Y 11	成沢街区公園敷地	湯沢市成沢字堤端88番地 2
小中島	Y 12	小中島公園敷地	湯沢市角間字小中島120番地 2
下二井田	Y 13	下二井田会館敷地	湯沢市二井田字道下269番地
学校通	Y 14	弁天地区センター敷地	湯沢市森字熊ノ堂上羽場13番地 1
内森合	Y 15	学校給食センター敷地	湯沢市岩崎字狐崎 8 番地 1
光陽台	Y 16	光陽台ちびっこ広場敷地	湯沢市杉沢字森道下100番地22
杉沢	Y 17	杉沢街区公園敷地	湯沢市杉沢字野々沢25番地
大島	Y 18	消防ポンプ置場敷地	湯沢市字大島町 1 番地 1
新田	Y 19	湯沢浄化センター敷地	湯沢市字新川原50番地
金谷	Y 20	幡野地区センター敷地	湯沢市金谷字樋口123番地
倉内	Y 21	熊野神社東側道路脇敷地	湯沢市倉内字熊ノ堂 2 番地 1
宮渕	Y 22	宮渕会館敷地	湯沢市深堀字渕尻105番地 1
中川原	Y 23	中川原会館敷地	湯沢市深堀字中川原81番地 3
深堀	Y 24	深堀保育園敷地	湯沢市深堀字高屋敷58番地 3
松ノ木	Y 25	山田水防倉庫敷地	湯沢市山田字松ノ木74番地56
荻生田	Y 26	二井田会館敷地	湯沢市山田字荻生田57番地 6
中屋敷	Y 27	山田地区センター敷地	湯沢市山田字中屋敷135番地 1
六日町	Y 28	六日町会館敷地	湯沢市山田字上六日町26番地12
川原	Y 29	川原生活改善センター敷地	湯沢市山田字川原83番地 1
新城（湯沢）	Y 30	新城会館敷地	湯沢市松岡字新城35番地 1
坊中	Y 31	坊中会館敷地	湯沢市松岡字坊中152番地 6
中田	Y 32	中田会館裏敷地	湯沢市松岡字中田115番地 3
切畑	Y 33	切畑会館敷地	湯沢市松岡字切畑219番地 6
石塚	Y 34	石塚会館敷地	湯沢市石塚字横道 5 番地 1
堂ヶ沢	Y 35	堂ヶ沢簡易水道旧送水場敷地	湯沢市字下堂ヶ沢118番地 2
土沢	Y 36	集落南側防火水槽敷地	湯沢市山田字西土沢352番地 2
上ノ宿	Y 37	上ノ宿会館敷地	湯沢市山田字上ノ宿57番地 2

名 称	識別	場 所	位 置
田ノ沢	Y 38	消防ポンプ置場敷地	湯沢市山田字田ノ沢39番地 1
新山田	Y 39	愛宕荘敷地	湯沢市関口字石田108番地
戸沢	Y 40	集落内防火水槽敷地	湯沢市関口字戸沢85番地 1
本内	Y 41	三関地区センター敷地	湯沢市下関字下舞台 5 番地 1
下関	Y 42	消防ポンプ置場敷地	湯沢市下関字山根179番地
上関	Y 43	三関駅前敷地	湯沢市上関字道下45番地12
横上	Y 44	中央土地改良区第一揚水機 場敷地	湯沢市上関字横上21番地 2
酒蒔	Y 45	市道沿い神明社付近道路敷 地	湯沢市酒蒔字下川原（道路敷）
田畑中山	Y 46	集落内交差点付近敷地	湯沢市相川字田畑119番地 1
須川	Y 47	須川地区センター敷地	湯沢市相川字須川150番地 3
川口	Y 48	県道と市道の交差点付近三 角地敷地	湯沢市相川字十文字（道路敷）
久根合	Y 49	久根合児童遊園地敷地	湯沢市高松字久根合386番地
上地	Y 50	高松地区センター敷地	湯沢市高松字上地 6 番地 2
宇留院内	Y 51	宇留院内会館敷地	湯沢市宇留院内字平林92番地
沼ノ沢	Y 52	県道沿い消火栓隣地敷地	湯沢市高松字沼ノ沢105番地 2
高野	Y 53	高野会館敷地	湯沢市高松字高野100番地 2
坊ヶ沢	Y 54	坊ヶ沢会館敷地	湯沢市高松字坊ヶ沢39番地 2
三途川	Y 55	三途川会館敷地	湯沢市高松字三途川67番地 1
高松上新田	Y 56	上新田会館跡地	湯沢市高松字上新田25番地 1
泥湯	Y 57	泥湯温泉駐車場敷地	湯沢市国有林内
小沢（稲川）	I 01	集会所付近道路敷地	湯沢市稲庭町字小沢77番地
早坂	I 02	集落内農地敷地	湯沢市稲庭町字早坂189番地 1
本町	I 03	稲川勤労青少年ホーム敷地	湯沢市稲庭町字稲庭238番地 1
新城（稲川）	I 04	新城公民館敷地	湯沢市稲庭町字新城台89番地
鍛冶屋布	I 05	消防用ホース乾燥柱付近敷 地	湯沢市稲庭町字鍛冶屋布135番地 4
岩城	I 06	県道脇敷地	湯沢市稲庭町字岩城地内
下川原（稲 川）	I 07	下川原集会所敷地	湯沢市稲庭町字下川原135番地
上宿	I 08	旧三梨保育所敷地	湯沢市三梨町字上宿49番地 4
堀	I 09	堀構造改善センター東側敷 地	湯沢市三梨町字上堀198番地 3

名 称	識別	場 所	位 置
上久保	I 10	上久保公民館南側道路敷地	湯沢市三梨町字上久保（道路敷）
宮田	I 11	集落内農地敷地	湯沢市三梨町字宮田79番地 1
羽竜	I 12	集会所付近道路敷地	湯沢市三梨町字滝ノ上33番地
飯田 1	I 13	飯田公民館敷地	湯沢市三梨町字飯田上飯田37番地
飯田 2	I 14	やまばと園敷地	湯沢市三梨町字飯田二ツ森43番地
市役所稲川庁舎	I 15	市役所稲川庁舎	湯沢市川連町字上平城120番地
八面	I 16	八面センター敷地	湯沢市駒形町字八面袖沢122番地
西川連	I 17	稲川浄化センター敷地	湯沢市駒形町字八面越後116番地
仙道	I 18	仙道農村公園敷地	湯沢市駒形町字八面仙道362番地
佐野	I 19	佐野児童館敷地	湯沢市駒形町字八面佐野面23番地 1
東福寺	I 20	東福寺農村公園敷地	湯沢市駒形町字東福寺森下115番地
大倉	I 21	大倉集落センター敷地	湯沢市駒形町字大倉藩添163番地
大門	I 22	駒形小学校敷地	湯沢市駒形町字三又前田面47番地 4
明戸	I 23	史跡三又城跡の道路側角敷地	湯沢市駒形町字三又白幡182番地
新馬場	O01	誓願寺敷地	湯沢市下院内字新馬場156番地 2
桂川	O02	桂川道路敷地	湯沢市下院内字柳原（道路敷）
田用橋	O03	院内地区センター敷地	湯沢市下院内字田用橋61番地
松根	O04	藤谷宅道路向かい倉庫敷地	湯沢市上院内字中ノ沢50番地 2
院内中通	O05	中通生活改善センター敷地	湯沢市上院内字窪田107番地
八丁	O06	八丁会館敷地	湯沢市上院内字八丁新町30番地 19
山ノ田	O07	山ノ田児童館敷地	湯沢市上院内字山ノ田61番地
長倉	O08	大仙児童館道路向かい農地敷地	湯沢市上院内字長倉226番地
南沢	O09	集落内農地敷地	湯沢市上院内字南沢35番地 1
寺沢	O10	消防署雄勝分署敷地	湯沢市寺沢字中川原 1 番地 2
赤塚	O11	横堀地域づくり協議会管理敷地	湯沢市横堀字赤塚32番地 1
愛宕町	O12	雄勝陸上競技場敷地	湯沢市横堀字六郎川原22番地11

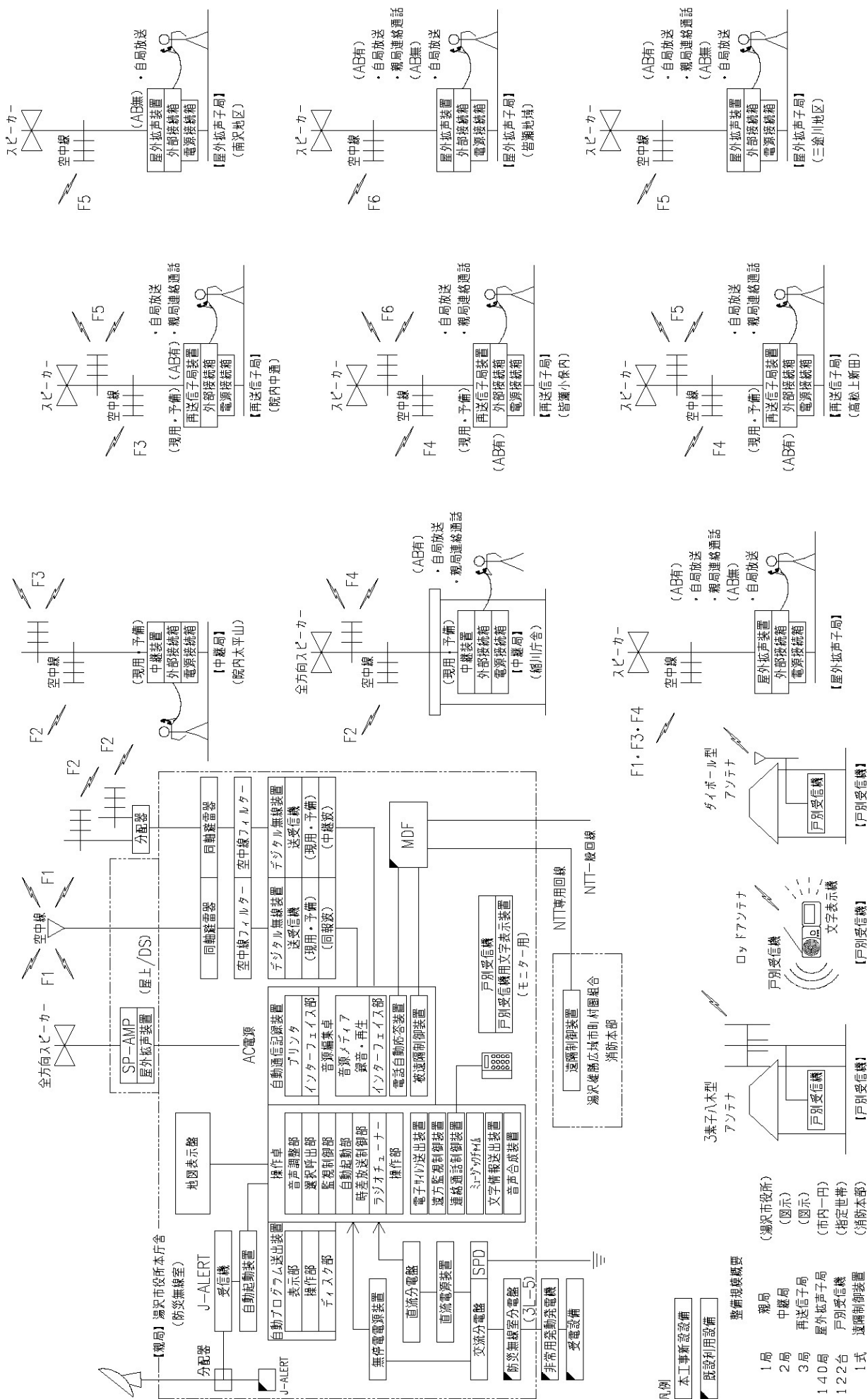
名 称	識別	場 所	位 置
市役所雄勝庁舎	○13	市役所雄勝庁舎敷地	湯沢市横堀字下柴田39番地
旭町	○14	横堀交流センター敷地	湯沢市横堀字小田中 5 番地 2
小沢（雄勝）	○15	小沢会館敷地	湯沢市秋ノ宮字小沢78番地 1
沢	○16	沢集落入口道路敷地	湯沢市秋ノ宮字沢（道路敷）
中島	○17	雄勝スポーツセンター敷地	湯沢市秋ノ宮字中島365番地
山岸	○18	秋ノ宮地区センター敷地	湯沢市秋ノ宮字山岸146番地
小渕ヶ沢	○19	小渕ヶ沢会館敷地	湯沢市秋ノ宮字小渕ヶ沢 1 番地 20
桑沢	○20	集落入口付近農地敷地	湯沢市秋ノ宮字桑沢11番地 2
薄久内	○21	薄久内会館敷地	湯沢市秋ノ宮字沼 5 番地 6
川連	○22	集落入口付近宅地敷地	湯沢市秋ノ宮字川連152番地
役内	○23	役内集落内公園敷地	湯沢市秋ノ宮字新屋敷174番地 1
川井	○24	川井部落健康広場隣接敷地	湯沢市秋ノ宮字川井38番地 1
中山	○25	集落内道路敷地	湯沢市秋ノ宮字清水川原56番地 4
岳ノ下	○26	岳ノ下中山町内会館敷地	湯沢市秋ノ宮字嶽下山根100番地 3
磯	○27	磯町内会館敷地	湯沢市秋ノ宮字八森山 9 番地 3
小杉山	○28	消防ポンプ置場敷地	湯沢市秋ノ宮字小杉山129番地 2
湯端	○29	集落内宅地敷地	湯沢市秋ノ宮字湯ノ岱48番地 2
上ワ野	○30	集落内防火水槽敷地	湯沢市秋ノ宮字山居野 2 番地24
殿上	○31	旧秋の宮山荘従業員宿舎敷地	湯沢市秋ノ宮字殿上 1 番地55
畑	○32	集落内防火水槽敷地	湯沢市秋ノ宮字畑71番地 1
小町の里	○33	小町の里会館敷地	湯沢市小野字大滝沢 1 番地179
二ツ森	○34	小町の郷公園敷地	湯沢市小野字二ツ森176番地 1
宮内	○35	宮内集落内道路敷	湯沢市小野字小野（道路敷）
水口	○36	小野地区センター敷地	湯沢市小野字油屋敷15番地
御返事	○37	御返事町内会館敷地	湯沢市桑崎字長戸呂 2 番地 1
平城	○38	消防ポンプ置場敷地	湯沢市桑崎字新屋敷21番地 2
三ツ村	○39	三ツ村会館敷地	湯沢市桑崎字小比内沢34番地
泉沢	○40	消防用ホース乾燥柱付近敷地	湯沢市泉沢字上山崎82番地 4
京櫃	○41	集落内宅地敷地	湯沢市泉沢字屋形川原 3 番地
菅生	M01	墓地東側道路脇敷地	湯沢市皆瀬字菅生27番地

名 称	識別	場 所	位 置
長石田 1	M02	県道沿い消火栓隣接敷地	湯沢市皆瀬字垂水94番地 1
長石田 2	M03	長石田ひまわり館隣接敷地	湯沢市皆瀬字長石田（道路敷）
藤倉	M04	藤倉防火センター敷地	湯沢市皆瀬字藤倉461番地 1
白沢	M05	ライスセンター南側ごみ集積所隣接敷地	湯沢市皆瀬字白沢217番地 1
仏師ヶ沢	M06	消防ポンプ置場敷地	湯沢市皆瀬字仏師ヶ沢43番地
瀬野ヶ沢	M07	皆瀬庁舎敷地	湯沢市皆瀬字沢梨台107番地 3
板戸	M08	板戸会館向かい広場敷地	湯沢市皆瀬字御岳下97番地 1
若畑	M09	若畑カブト館敷地	湯沢市皆瀬字若畑51番地
貝沼	M10	集落内原野敷地	湯沢市皆瀬字貝沼97番地 1
皆瀬小保内	M11	皆瀬小保内地内	湯沢市皆瀬字上小保内 3 番地 3
小安	M12	集落内花壇脇敷地	湯沢市皆瀬字小安 7 番地 1
湯元 1	M13	集落入口国道沿い農地敷地	湯沢市皆瀬字新処161番地 1
湯元 2	M14	森林総合利用施設管理棟敷地	湯沢市皆瀬字新処92番地10
湯元 3	M15	小安峡温泉総合案内拠点施設敷地	湯沢市皆瀬字湯元 5 番地 1
湯元 4	M16	皆瀬休養施設敷地	湯沢市皆瀬字小湯ノ上79番地 3
羽場	M17	羽場公民館敷地	湯沢市皆瀬字羽場 6 番地 1
中ノ台	M18	集落内道路敷地	湯沢市皆瀬字中ノ台23番地 2
下生内	M19	消防ポンプ置場敷地	湯沢市皆瀬字下生内117番地
上生内 1	M20	消防ポンプ置場敷地	湯沢市皆瀬字瘦長根18番地 3
上生内 2	M21	上生内道路敷地	湯沢市皆瀬字湯ノ沢17番地 3
沖ノ沢	M22	消防ポンプ置場敷地	湯沢市皆瀬字沖ノ沢10番地
落合（皆瀬）	M23	集落内農地敷地	湯沢市皆瀬字下落合109番地 1

戸別受信機

場 所
市長が必要と認める住居及び施設

防災無線システム系統図



3-2 災害時優先電話一覧表

電話番号	契約者名	電種名	設場大字 通称名	設場住所 字丁目	設場 番地等	設場 番地等 2
0183-73-2401	湯沢市役所（新庁舎）	単独 事務	佐竹町		1	1
0183-73-5271	湯沢市役所（新庁舎）	単独 事務	佐竹町		1	1
0183-73-5272	湯沢市役所（新庁舎）	単独 事務	佐竹町		1	2
0183-72-2123	湯沢文化会館	単独 事務	字沖鶴		103	1
0183-72-5126	湯沢市立湯沢北中学校	単独 事務	杉沢新所		八斗場	33
0183-72-5149	湯沢市立湯沢西小学校	単独 事務	字万石		26	
0183-73-1133	湯沢生涯学習センター	単独 事務	佐竹町		4	5
0183-73-2471	養護老人ホーム 愛宕荘	単独 事務	関口	字石田	108	
0183-73-2717	弁天地区センター	単独 事務	森	字熊ノ堂 上羽場	13	1
0183-73-2718	幡野地区センター	D64 事務用	金谷	字樋口	123	
0183-73-2904	湯沢市ふるさとふれあいセンター	単独 事務	岩崎	字寝連沢	9	4
0183-73-2926	湯沢市立三関小学校	単独 事務	関口	字堀量	68	
0183-73-3001	山田地区センター	D64 事務用	山田	字中屋敷	135	1
0183-73-3016	湯沢市立山田小学校	単独 事務	山田	字土生原	52	
0183-73-3017	湯沢市立山田中学校	単独 事務	山田	字下館	10	
0183-73-3452	湯沢市役所本庁舎 議長室	単独 事務	佐竹町		1	1
0183-73-6165	湯沢市学校給食センター	単独 事務	岩崎	字狐崎	8	1
0183-79-2111	須川地区センター	単独 事務	相川	字須川	150	3
0183-79-2521	湯沢市立須川小学校	D64 事務用	相川	字須川	119	
0183-79-3370	高松地区センター	D64 事務用	高松	字上地	6	2
0183-43-2001	稲川勤労青少年ホーム・稲川生涯 学習センター稲庭地区センター	単独 事務	稲庭町	字稲庭	238	1
0183-43-2134	稲庭小学校	単独 事務	稲庭町	字琵琶倉	24	
0183-42-2179	稲川体育館	単独 事務	川連町	字上平城	120	
0183-42-2601	川連小学校	単独 事務	川連町	字道下	86	
0183-42-2602	駒形小学校	単独 事務	駒形町	字三又前 田面	50	
0183-42-2161	稲川中学校	単独 事務	三梨町	字間明田	140	
0183-52-3150	雄勝文化会館オービオン	単独 事務	横堀	字白銀町	49	
0183-52-2314	雄勝中学校	単独 事務	横堀	字板橋	5	
0183-52-2498	湯沢市立院内児童館・院内地区セ ンター	単独 事務	下院内	字田用橋	60	1
0183-52-4555	湯沢市役所雄勝除雪センター	単独 事務	寺沢	字中川原		
0183-52-2590	湯沢市立小野児童館・小野地区セ ンター	ひかり電話	小野	字油屋敷	15	2
0183-55-2862	湯沢市立秋ノ宮児童館・秋ノ宮地 区センター	単独 事務	秋ノ宮	字山岸	146	
0183-46-2227	皆瀬診療所	単独 事務	皆瀬	字沢梨台	66	1
0183-46-2003	皆瀬中学校	D64 事務用	皆瀬	字下菅生	24	1
0183-46-2729	湯沢市障害者支援施設皆瀬更生園	単独 事務	皆瀬	字上小保 内	6	

3－3 非常通信

非常通信協議会（略称：非常協）は昭和25年5月2日に公布された電波法第74条に基づき、同法に基づく総務大臣の下部機関として、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的に、昭和26年に設立した。その後、昭和40年6月2日の同法改正により、第74条の2の規定が追加されたことで、非常通信協議会は同法に基づき、総務省が中心となり国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する連絡会として位置付けられ、現在に至っている。なお、非常通信協議会は、中央非常通信協議会（会長：総務省総合通信基盤局長）、地方非常通信協議会及び地区非常通信協議会によって組織、運営されている。

非常通信協議会の組織は、中央非常通信協議会のもと（事務局の所在地：総務省内）、地方非常通信協議会（事務局の所在地：総合通信局及び沖縄総合通信事務所内の11ヶ所）及び地区非常通信協議会（事務局の所在地：県庁内等）となっており、平成25年6月末現在の総構成員数は2,040機関である。

中央非常通信協議会の構成員（機関名）（令和5年4月1日現在）

- 総務省
- 内閣府
- 警察庁
- 消防庁
- 法務省
- 林野庁
- 水産庁
- 国土交通省
- 気象庁
- 海上保安庁
- 防衛省
- 一般財団法人移動無線センター
- エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
- KDDI株式会社
- 財団法人自治体衛星通信機構
- スカパーJ S A T株式会社
- 一般社団法人全国漁業無線協会
- 一般社団法人全国自動車無線連合会
- 全国消防長会

- ソフトバンク株式会社
- 電気事業連合会
- 電源開発株式会社
- 西日本電信電話株式会社
- 一般社団法人日本アマチュア無線連盟
- 一般社団法人日本ガス協会
- 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
- 日本赤十字社
- 日本通運株式会社
- 日本電信電話株式会社
- 日本放送協会
- 一般社団法人日本民間放送連盟
- 東日本電信電話株式会社
- 独立行政法人水資源機構
- 楽天モバイル株式会社

※1 順：省庁においては建制順、その他構成員においては50音順

※2 地方非常通信協議会及び地区非常通信協議会については都道府県、市町村をはじめ、上記に準じた者を構成員としている。

非常通信	東北地方非常通信協議会 事務局 東北総合通信局無線通信部陸上課（電話:022-221-2566）	東北管内の国の機関、自治体、電気通信事業者及び放送事業者など197団体で構成し、相互通信を確保する						
災害対策用移動通信機器の貸与	東北総合通信局 担当：無線通信部陸上課 （電話:022-221-2566）	災害が発生した場合や発生するおそれがある場合、要請に基づき地方自治体に対して災害対策用移動通信機器の貸与 <table><tr><td>衛星携帯電話</td><td>6台</td></tr><tr><td>MCA無線機</td><td>5台</td></tr><tr><td>簡易無線機</td><td>10台</td></tr></table>	衛星携帯電話	6台	MCA無線機	5台	簡易無線機	10台
衛星携帯電話	6台							
MCA無線機	5台							
簡易無線機	10台							

第4 救急医療に関する資料

4-1 災害救急医療機関

■ 基幹災害拠点病院

医療機関名	住所	電話	備考
秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番2	018-834-1111	

■ 災害拠点病院

(秋田県地域防災計画資料編より)

(令和5年4月1日現在)

二次医療圏名	災害拠点病院名	住所	電話	一般病床数	備考
大館・鹿角	かづの厚生病院	鹿角市花輪字向畑18番地	0186-23-2111	199	
	大館市立総合病院	大館市豊町3番1号	0186-42-5370	443	
北秋田	北秋田市民病院	北秋田市下杉字上清水沢16番地29号	0186-62-7001	320	
能代・山本	能代厚生医療センター	能代市落合字上前田地内	0185-52-3111	393	
秋田周辺	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番2	018-834-1111	615	
	秋田県立循環器・脳脊髄センター	秋田市千秋久保田町6番10号	018-833-0115	184	
	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	018-829-5000	480	
	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	018-823-4171	456	
由利本荘・にかほ	由利組合総合病院	由利本荘市川口字家後38番地	0184-27-1200	606	
大仙・仙北	大曲厚生医療センター	大仙市大曲通町8番65号	0187-63-2111	437	
	市立角館総合病院	仙北市角館町岩瀬3番地	0187-54-2111	206	
横手・平鹿	平鹿総合病院	横手市前郷字八ツ口3番1号	0182-32-5121	564	
湯沢・雄勝	雄勝中央病院	湯沢市山田字勇ヶ岡25番地	0183-73-5000	366	

■ 県内における救急医療機関一覧

(秋田県健康福祉部医務薬事課ホームページより)

(令和5年4月1日現在)

保健所別	名称	所在地	電話番号	備考
大館	かづの厚生病院	鹿角市花輪字向畑18番地	0186-23-2111	△
	大館市立総合病院	大館市豊町3番1号	0186(42)5370	△
	秋田労災病院	大館市軽井沢字下岱30番地	0186(52)3131	△
	北秋田市民病院	北秋田市下杉字上清水沢16番地29号	0186-62-7001	△

保健所別	名称	所在地	電話番号	備考
能代	地域医療機能推進機構 秋田病院	能代市緑町 5 番22号	0185-52-3271	▲△
	能代厚生医療センター	能代市落合字上前田地内	0185-52-3111	▲△
	能代山本医師会病院	能代市桧山字新田沢105番地11	0185-58-3311	▲△
秋田中央	男鹿みなと市民病院	男鹿市船川港船川字海岸通り 1 号 8 番地 6	0185(23)2221	△
	藤原記念病院	潟上市天王字上江川47番地	018(878)3131	△
秋田市	秋田大学医学部附属 病院	秋田市広面字蓮沼44番2	018(834)1111	★△
	県立循環器・脳脊髄セ ンター	秋田市千秋久保田町 6 番10号	018(833)0115	★△
	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	018(823)4171	△
	秋田厚生医療センター	秋田市飯島字西袋一丁目 1 番 1 号	018(880)3000	△
	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222 番地 1	018(829)5000	★△
	中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号	018(833)1122	△
由利本荘	由利組合総合病院	由利本荘市川口字家後38番地	0184(27)1200	▲△
	本荘第一病院	由利本荘市岩淵下110番地	0184(22)0111	▲△
	佐藤病院	由利本荘市小人町117番地 3	0184(22)6555	▲△
大仙	市立角館総合病院	仙北市角館町岩瀬 2 番地	0187(54)2111	▲△
	大曲厚生医療センター	大仙市大曲通町 8 番65号	0187(63)2111	▲△
	大曲中通病院	大仙市大曲上栄町 6 番 4 号	0187-63-2131	▲△
横手	市立横手病院	横手市根岸町 5 番31号	0182(32)5001	▲△
	平鹿総合病院	横手市前郷字八ツ口 3 番 1 号	0182(32)5121	★★ △
	市立大森病院	横手市大森町字菅生田245番地 205	0182(26)2141	▲△
湯沢	雄勝中央病院	湯沢市山田字勇ヶ岡25番地	0183(73)5000	▲△
	町立羽後病院	雄勝郡羽後町西馬音内字大戸 道44番地 5	0183(62)1111	▲△

休日夜間急患センター

施設名	所在地	電話番号	診療時間	備考
大館市休日夜間急 患センター	大館市豊町 3 番 2 号	0186(45)0223	・ 平日 19:00～22:00 ・ 土曜日 18:00～22:00 ・ 日曜日、祝日等 9:00～ 12:00、13:00～16:00、18:00 ～22:00	○
市立秋田総合病院 (小児科初期診療 部門)	秋田市川元松 丘町 4 番30号	018(823)4171	・ 平日24時間 (8:30～17:00 は一般外来で診察) ・ 土日、祝日、年末年始 (12/29 ～1/3) 9:30～22:30	○

施設名	所在地	電話番号	診療時間	備考
平鹿総合病院 (日曜・夜間小児 救急外来)	横手市前郷字 八ツ口3番1 号	0182(32)5124	・日曜日18:00～21:00	○

注) 備考欄の○印は休日夜間急患センター、▲印は病院群輪番制病院、△印は救急告示医療機関、★印は第三次救急医療施設である。

- …初期救急医療施設（休日夜間急患センター等）
休日・夜間の比較的軽症な急病者の応急処置等を主に初期診療を行う（夜間診療しない施設もある）。
- ▲…二次救急医療施設（病院群輪番制病院）、△…二次救急医療施設（救急告示医療機関）
初期救急医療施設と連携をとりながら、休日・夜間の入院治療を必要とする重症救急患者の診療を行う。
- ★…三次救急医療施設（救命救急センター等）
24時間体制で重篤な救急患者の診療を行う。

三次救急 医療施設	秋田大学医学部附属病院（高度救命救急センター）
	県立循環器・脳脊髄センター（心疾患、脳血管疾患）
	秋田赤十字病院（救命救急センター）
	大館市立総合病院

4-2 湯沢市内の病院等

■ 湯沢市の医療機関(湯沢市雄勝郡医師会資料による)

医療機関名	住所	電話番号
雄勝中央病院	湯沢市山田字勇ヶ岡25番地	73-5000
佐藤病院	湯沢市字中屋敷75番地	73-3195
渡部外科内科	湯沢市字内館町25番地	73-1130
秋山クリニック	湯沢市表町四丁目11番16号	72-1735
池田産婦人科クリニック	湯沢市字両神142番地 3	73-0100
石岡胃腸科クリニック	湯沢市表町四丁目10番26号	73-1100
医療法人小野崎医院	湯沢市表町三丁目 1 番29号	73-2540
鈴木一郎医院	湯沢市前森三丁目 3 番18号	72-6868
斉藤内科皮膚科	湯沢市愛宕町三丁目11番37号	73-8833
佐藤外科胃腸科	湯沢市字沖鶴167番地 2	73-7100
菅医院	湯沢市小野字東堺77番地 1	52-2000
菅クリニック	湯沢市三梨町字下宿58番地1	42-2170
高橋胃腸科クリニック	湯沢市千石町二丁目 1 番 7 号	79-5355
たかはし内科ひだまりクリニック	湯沢市字大島89番地 2	73-6776
七山医院	湯沢市川連町字野村21番地 2	42-2411
まつした医院	湯沢市北荒町 3 番 1 号	73-2074
松田記念泌尿器科クリニック	湯沢市森字大島34番地 1	72-2711
湯沢市立皆瀬診療所	湯沢市皆瀬字沢梨台66番地 1	46-2226
守口耳鼻咽喉科医院	湯沢市佐竹町 5 番23号	72-5546
山本内科医院	湯沢市表町二丁目 3 番 7 号	78-0220
湯沢医院	湯沢市佐竹町 3 番22号	73-2005
ゆざわ眼科医院	湯沢市字鶴館70番地 3	72-8008
湯沢内科循環器科クリニック	湯沢市字沖鶴215番地 1	72-1112
大沼整形外科クリニック	湯沢市字中野182番地 1	73-8007
小川医院	湯沢市田町二丁目 1 番 9 号	73-2300
後藤医院	湯沢市中野181番地1	56-7300
まっけん内科クリニック	湯沢市両神59番 1 号	56-8015

■ 湯沢市の歯科医療機関

医療機関名	住所	電話番号
秋野歯科医院	湯沢市横堀字旭町37番地	52-2511
姉崎歯科医院	湯沢市小野字西堺91番地 3	52-2330
大友歯科医院	湯沢市材木町一丁目 2 番36号	72-1181
大山歯科医院	湯沢市森字大島43番地 7	72-4222
木村歯科医院	湯沢市両神138番地 1	72-1120
小番歯科医院	湯沢市佐竹町 9 番34号	73-2647
佐藤歯科医院	湯沢市前森一丁目 2 番11号	73-2720
佐野歯科医院	湯沢市倉内字布川 5 番 4	72-8686
高橋歯科医院	湯沢市岩崎字岩崎71番地	73-2911
湯沢歯科クリニック	湯沢市表町二丁目 7 番33号	73-2098
川連歯科医院	湯沢市川連町字大館上山王17番10号	42-4666
田尻歯科医院	湯沢市田町二丁目 5 番35号	72-1288
新山歯科医院	湯沢市皆瀬字下菅生14番地 1	46-2002
芳賀歯科医院	湯沢市大工町 2 番29号	73-8148
愛宕歯科クリニック	湯沢市西愛宕町 5 番12号	72-6855
守口歯科クリニック	湯沢市佐竹町 7 番30号	73-4646
田中歯科医院	湯沢市大町一丁目 2 番35号	73-2314
山本歯科医院	湯沢市千石町四丁目 1 番20号	72-6859
雄勝中央病院	湯沢市山田字勇ヶ岡25番地	73-5000
石田歯科医院	湯沢市杉沢新所字頭首沢16番地 2	72-2510
こまちデンタルクリニック	湯沢市三梨町字烏帽子橋 71 番地 2	56-7455

4-3 湯沢市内の医療従事者数

(雄勝地域振興局 福祉環境部より)

(令和2年12月31日現在)

(単位：人)

医師	歯科 医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看 護師	歯科 衛生士	歯科 技工士
64	34	56	28	20	350	100	35	25

4-4 医療機関等が保有する救急自動車及び患者搬送用自動車

(1) 医療機関の救急車保有状況

(秋田県地域防災計画 資料編より)
(平成31年4月1日現在)

医療機関名	保有台数	医療機関名	保有台数
秋田大学医学部付属病院	1	仙北市立角館総合病院	1
秋田赤十字病院	2	仙北市立田沢湖病院	1
秋田県立循環器・脳脊髄センター	1	横手市立横手病院	1
中通総合病院	1	大館市立総合病院	1
市立秋田総合病院	1	計	10

(2) 患者の搬送を目的とする自動車の保有状況

(令和元年12月31日現在)

圏域名	医療機関名	台数	搬送定員
大館・鹿角	大館市立総合病院	1	1
	西大館病院	1	1
	東台病院	1	1
	かづの厚生病院	1	1
	鹿角中央病院	3	21
	大湯リハビリ温泉病院	5	5
	小計	12	30
北秋田	北秋田市民病院	1	1
	小計	1	1
能代・山本	島田病院	2	2
	森岳温泉病院	1	1
	能代山本医師会病院	5	20
	能代厚生医療センター	1	1
	小計	9	24
秋田周辺	杉山病院	2	4
	湖東総合病院	1	1
	秋田大学医学部付属病院	1	1
	秋田県立循環器・脳脊髄センター	1	1
	市立秋田総合病院	1	1
	秋田県立医療療育センター	4	6
	秋田赤十字病院	3	3
	中通総合病院	2	2
	中通リハビリテーション病院	1	1
	五十嵐記念病院	3	22
	秋田緑ヶ丘病院	1	1
	笠松病院	1	1
	外旭川病院	1	1

圏域名	医療機関名	台数	搬送定員
秋田周辺	御野場病院	1	1
	細谷病院	1	1
	清和病院	3	13
	小計	28	42
由利本荘・にかほ	由利組合総合病院	1	1
	菅原病院	2	2
	独立行政法人 国立病院機構あきた病院	1	15
	象潟病院	1	1
	小計	5	19
大仙・仙北	市立角館総合病院	1	1
	市立田沢湖病院	1	1
	大曲厚生医療センター	1	1
	花園病院	1	1
	社会医療法人 和会大曲中通病院	2	9
	協和病院	1	1
	市立大曲病院	1	1
	秋田県立リハビリテーション・精神医療センター	3	12
	小計	11	27
横手	市立大森病院	1	1
	平鹿総合病院	1	1
	横手興生病院	4	36
	小計	6	38
湯沢・雄勝	雄勝中央病院	1	1
	佐藤病院	1	1
	小計	2	2
	合計	73	183

4-5 血液製剤備蓄医療機関等

(秋田県地域防災計画 資料編より)

(令和4年12月現在)

医療機関名等	所在地	電話番号	備考
秋田県赤十字血液センター	秋田市川尻字大川反 233-186	018-865-5542	災害時優先電話(総務課)
		018-824-7745	災害時優先電話(献血推進課)
		018-865-5548	災害時優先電話(品質情報課)
		018-865-5549	災害時優先電話(学術情報・供給課)

4-6 災害時等緊急医薬品等備蓄店舗一覧

(秋田県地域防災計画 資料編より)

(令和4年12月現在)

地区	名 称	所 在 地	電話番号
県北	株式会社メディセオ大館支店	大館市有浦五丁目3番2号	0186-42-5555
	株式会社バイタルネット大館支店	大館市清水四丁目4番43号	0186-43-1255
	東北アルフレッサ株式会社大館支店	大館市釈迦内字街道上3番8号	0186-48-3288
	株式会社スズケン大館支店	大館市餌釣字前田68番地2	0186-44-6556
能代	株式会社メディセオ能代支店	能代市能代町字中川原33番地44	0185-54-8300
	株式会社バイタルネット能代支店	能代市落合字上恵土208番地	0185-54-3271
	東邦薬品株式会社能代営業所	能代市字寿域長根26番地36	0185-55-1161
中央	株式会社メディセオ秋田	秋田市卸町四丁目9番5号	018-865-0111
	株式会社バイタルネット秋田支店	秋田市泉字登木221番地1	018-824-4222
	東北アルフレッサ株式会社秋田支店	秋田市卸町三丁目4番3号	018-862-6666
	株式会社マルタケ秋田支店	秋田市卸町一丁目9番18号	018-866-6310
	東邦薬品株式会社秋田営業所	秋田市川尻町字大川反233番地130	018-823-2366
	株式会社スズケン秋田支店	秋田市山王沼田町6番5号	018-867-8815
本荘	株式会社バイタルネット本荘支店	由利本荘市川口字堂ノ腰126番地6	0184-23-3371
	東邦薬品株式会社本荘営業所	由利本荘市川口字家後20番地3	0184-23-6411
県南	株式会社メディセオ横手支店	横手市杉沢字鶴谷地270番地	0182-32-6313
	株式会社バイタルネット大曲支店	大曲市飯田字家の前15番地	0187-62-4311
	東北アルフレッサ株式会社横手支店	横手市婦気大堤字平林1番26号	0182-33-5331
	東邦薬品株式会社横手営業所	横手市横手町字大関越91番地5	0182-36-3233
	株式会社スズケン横手支店	横手市八幡字八幡79番地	0182-35-4688

第5 交通輸送に関する資料

5-1 湯沢市公用車一覧

(令和6年10月末現在)

No.	自動車登録番号	車名	所管課	車種用途	取得年月	所有形態	通年・季節
1	秋田88す7610	消防ポンプ積載車(山田12部)	総務課	消防	199712	所有	通年
2	秋田80あ1615	消防ポンプ積載車(川連1部)	総務課	軽特種	200310	所有	通年
3	秋田80あ1745	消防ポンプ積載車(秋ノ宮2部)	総務課	軽特種	200410	所有	通年
4	秋田88す554	消防ポンプ積載車(山田1部)	総務課	消防	198811	所有	通年
5	秋田88す3605	消防ポンプ積載車(須川3部)	総務課	消防	199308	所有	通年
6	秋田80あ1383	消防ポンプ積載車(須川1部)	総務課	軽特種	200111	所有	通年
7	秋田880あ15	消防ポンプ積載車(稲庭7部)	総務課	軽特種	200502	所有	通年
8	秋田80あ1616	消防ポンプ積載車(川連3部)	総務課	軽特種	200310	所有	通年
9	秋田80あ1744	消防ポンプ積載車(小野2部)	総務課	軽特種	200410	所有	通年
10	秋田88す2391	消防車(稲庭1部)	総務課	消防	199111	所有	通年
11	秋田880あ1008	消防ポンプ積載車(横堀1部)	総務課	軽特種	201303	所有	通年
12	秋田80あ1614	消防ポンプ積載車(三梨2部)	総務課	軽特種	200310	所有	通年
13	秋田800す3607	災害用緊急対応給水車	総務課	特種	201610	所有	通年
14	秋田501ほ1255	秘書室1255	総務課	小型乗用	201709	所有	通年
15	秋田800す5033	支援車(デリカ)	総務課	消防	201812	所有	通年
16	秋田880あ2035	消防ポンプ積載車(湯沢3部)	総務課	軽特種	202103	所有	通年
17	秋田80あ1280	消防ポンプ積載車(山田4部)	総務課	軽特種	200011	所有	通年
18	秋田80あ1627	消防ポンプ積載車(三関3部)	総務課	軽特種	200311	所有	通年
19	秋田800さ5252	団司令車(パジェロ)	総務課	消防	200403	所有	通年
20	秋田880あ16	消防ポンプ積載車(三梨10部)	総務課	軽特種	200502	所有	通年
21	秋田880あ17	消防ポンプ積載車(川連5部)	総務課	軽特種	200502	所有	通年
22	秋田80あ1580	消防ポンプ積載車(皆瀬3部)	総務課	軽特種	200307	所有	通年
23	秋田80あ1582	消防ポンプ積載車(皆瀬5部)	総務課	軽特種	200307	所有	通年
24	秋田480す6688	総合防災班機付き軽トラ	総務課	軽貨物	201409	所有	通年
25	秋88は4334	消防ポンプ積載車(湯沢4部)	総務課	消防	198710	所有	通年
26	秋田80あ1768	消防ポンプ積載車(三関5部)	総務課	軽特種	198905	所有	通年
27	秋田88す911	消防ポンプ積載車(三関1部)	総務課	消防	198908	所有	通年
28	秋田880あ18	消防ポンプ積載車(駒形7部)	総務課	軽特種	200502	所有	通年
29	秋田80あ1617	消防ポンプ積載車(駒形1部)	総務課	軽特種	200310	所有	通年
30	秋田80あ1579	消防ポンプ積載車(皆瀬1部)	総務課	軽特種	200307	所有	通年
31	秋田880あ138	消防ポンプ積載車(秋ノ宮1部)	総務課	軽特種	200602	所有	通年
32	秋田300む9039	リーフ9039	総務課	普通乗用	201509	所有	通年
33	秋田88す2820	消防ポンプ積載車(幡野2部)	総務課	消防	199207	所有	通年
34	秋田80あ1626	消防ポンプ積載車(山田8部)	総務課	軽特種	200311	所有	通年
35	秋田80あ1583	消防ポンプ積載車(皆瀬10部)	総務課	軽特種	200307	所有	通年
36	秋田880あ246	消防ポンプ積載車(須川6部)	総務課	軽特種	200612	所有	通年
37	秋田300め791	市長車791	総務課	普通乗用	201511	所有	通年
38	秋田88す1484	消防ポンプ積載車(須川2部)	総務課	消防	199007	所有	通年
39	秋田88す2207	消防ポンプ積載車(湯沢北1部)	総務課	消防	199107	所有	通年
40	秋田80あ1750	消防ポンプ積載車(山田10部)	総務課	軽特種	200411	所有	通年
41	秋田880あ14	消防ポンプ積載車(稲庭2部)	総務課	軽特種	200502	所有	通年
42	秋田80あ1743	消防ポンプ積載車(院内1部)	総務課	軽特種	200410	所有	通年
43	秋田80あ1581	消防ポンプ積載車(皆瀬6部)	総務課	軽特種	200307	所有	通年
44	秋田80あ1584	消防ポンプ積載車(皆瀬11部)	総務課	軽特種	200307	所有	通年
45	秋田880あ137	消防ポンプ積載車(院内2部)	総務課	軽特種	200602	所有	通年

46	秋田880あ139	消防ポンプ積載車(小野1部)	総務課	軽特種	200602	所有	通年
47	秋田88す6682	消防ポンプ積載車(湯沢北10部)	総務課	消防	199702	所有	通年
48	秋田80あ1165	消防ポンプ積載車(須川4部)	総務課	軽特種	199911	所有	通年
49	秋田80あ1495	消防ポンプ積載車(山田5部)	総務課	軽特種	200210	所有	通年
50	秋田880あ2380	消防ポンプ積載車(秋ノ宮3部)	総務課	軽特種	202402	所有	通年
51	秋田880あ247	消防ポンプ積載車(須川5部)	総務課	軽特種	200612	所有	通年
52	秋田880あ2139	消防ポンプ積載車(川連6部)	総務課	軽特種	202203	所有	通年
53	秋田200さ1035	本庁マイクロ1035	財政課	自家用乗合	200911	所有	通年
54	MH120034	ハンドガイド除雪機	財政課	小型特殊	201312	所有	冬季のみ
55	秋田501み9958	地籍クロスビー9958	財政課	小型乗用	201907	所有	通年
56	秋田41く3114	地籍軽トラ3114	財政課	軽貨物	200207	所有	通年
57	秋田501ひ1289	シャトル1289	財政課	小型乗用	201607	所有	通年
58	秋田200は243	本庁大型243	財政課	自家用乗合	200912	所有	通年
59	秋田501め6192	地籍ホンダシャトル	財政課	小型乗用	202010	所有	通年
60	2072619	乗用草刈機CMX2202	財政課	小型特殊	202307	所有	夏季のみ
61	秋田480た1654	須川地区センター1654	まちづくり協働課	軽貨物	201705	所有	通年
62	秋田480そ176	幡野地区センター176	まちづくり協働課	軽貨物	201603	所有	通年
63	秋田480た2415	三間地区センター2415	まちづくり協働課	軽貨物	201706	所有	通年
64	秋田480そ4775	高松地区センター拡声機4775	まちづくり協働課	軽貨物	201607	所有	通年
65	秋田501せ6702	ウイングロード6702	まちづくり協働課	小型乗用	200909	所有	通年
66	秋田480す4835	山田地区センター拡声機4835	まちづくり協働課	軽貨物	201406	所有	通年
67	秋田580ふ8510	モコ8510	まちづくり協働課	軽乗用	200402	所有	通年
68	秋田580ち6434	ライフ6434	まちづくり協働課	軽乗用	201101	所有	通年
69	秋田501そ175	インサイト175	情報政策課	小型乗用	200911	所有	通年
70	秋田480き3719	エブリイ3719	稲川総合支所	軽貨物	200909	所有	通年
71	秋田301そ6209	アウトランダー6209	稲川総合支所	普通乗用	202209	所有	通年
72	秋田200さ1034	マイクロ1034	稲川総合支所	自家用乗合	200911	所有	通年
73	秋田480え1752	リース1752	稲川総合支所	軽貨物	200709	リース	通年
74	秋田580く2266	MRワゴン2266	稲川総合支所	軽乗用	200707	所有	年通
75	秋田480き3718	エブリイ3718	稲川総合支所	軽貨物	200909	所有	通年
76	秋田480こ5055	軽トラ5055	稲川総合支所	軽貨物	201208	所有	通年
77	MGA227	草刈機	稲川総合支所	小型特殊	201205	所有	夏季のみ
78	2776	除雪機387	稲川総合支所	小型特殊	200010	所有	冬季のみ
79	秋田501さ3290	ウイング3290	雄勝総合支所	小型乗用	200806	所有	通年
80	秋田501つ1383	ウイングロード1383	雄勝総合支所	小型乗用	201106	所有	通年
81	秋田301そ6210	アウトランダー6210	雄勝総合支所	普通乗用	202209	所有	通年
82	秋田200さ1888	庁用バス1888	雄勝総合支所	自家用乗合	202011	所有	通年
83	秋田480さ5625	クリッパー5625	雄勝総合支所	軽貨物	201308	所有	通年
84	152874	除雪機WADOSX2010	雄勝総合支所	小型特殊	201610	所有	冬季のみ
85	秋田50ま3102	ジムニー3102	雄勝総合支所	軽乗用	200411	所有	通年
86	秋田580ひ2838	アルトエコ2838	雄勝総合支所	軽乗用	201408	所有	年通
87	秋田480た7096	軽トラ7096	雄勝総合支所	軽貨物	201711	所有	通年
88	9240121	乗用草刈機CM2103	雄勝総合支所	小型特殊	200408	所有	夏季のみ
89	KP230024	秋ノ地区センターハンドガイド除雪機	雄勝総合支所	小型特殊	202310	所有	冬季のみ
90	秋田480こ3955	軽トラ3955	皆瀬総合支所	軽貨物	201207	所有	通年
91	秋田501せ9675	交通指導車9675	皆瀬総合支所	小型乗用	200910	所有	通年
92	秋田501ゆ2431	ルーミー2431	皆瀬総合支所	小型乗用	202201	所有	通年
93	秋田301そ6211	アウトランダー6211	皆瀬総合支所	普通乗用	202209	所有	通年
94	秋田200さ1935	皆瀬マイクロ1935	皆瀬総合支所	自家用乗合	202109	所有	通年
95	1560870	乗用草刈機	皆瀬総合支所	小型特殊	201506	所有	夏季のみ

96	秋田501ま4130	スピーカー搭載車4130	環境共生課	小型乗用	201807	所有	通年
97	秋田301そ6208	アウトランダー6208	環境共生課	普通乗用	202209	所有	通年
98	秋田581さ2239	ekクロス2239	環境共生課	軽乗用	202212	所有	通年
99	秋田501ま4102	一般会計シエンタ4102	税務課	小型乗用	201807	所有	通年
100	秋田581た1431	サクラ1431	税務課	小型乗用	202410	所有	年通
101	秋田501さ9671	ソリオ9671	福祉課	小型乗用	200811	所有	通年
102	秋田580ふ5162	日赤デイズ5162	福祉課	軽乗用	201502	所有	通年
103	秋田581あ1865	日赤デイズ1865	福祉課	軽乗用	201811	所有	通年
104	秋田580さ8295	日赤ワゴンR8295	福祉課	軽乗用	200901	所有	通年
105	秋田501す5988	マーチ5988	福祉課	小型乗用	200902	所有	通年
106	12850	ヤンマー除雪機3120	皆瀬更生園	小型特殊	200112	所有	冬季のみ
107	秋田000る835	キャタピラー835	皆瀬更生園	大型特殊	200310	所有	通年
108	秋田501ほ2998	シエンタ2998	皆瀬更生園	小型乗用	201710	所有	通年
109	秋田800す722	キャラバン722	皆瀬更生園	特種	201203	所有	通年
110	秋田800す7724	セレナチャキャブ7724	皆瀬更生園	特殊	202308	所有	通年
111	秋田501ぬ2082	キューブ2082	皆瀬更生園	小型乗用	201403	所有	通年
112	112398	除雪機3512	皆瀬更生園	小型特殊	201112	所有	冬季のみ
113	秋田480ち2467	エブリイ2467	子ども未来課	軽貨物	201805	所有	通年
114	秋田501め4257	カララフィールダー	子ども未来課	小型乗用	202007	所有	通年
115	秋田580て5051	アルト5051	子ども未来課	軽乗用	201112	所有	通年
116	秋田480そ2564	クリッパ2564	子ども未来課	軽貨物	201605	所有	通年
117	秋田580も7830	リース7830	長寿福祉課	軽乗用	201706	リース	通年
118	秋田581そ6487	リース6487	長寿福祉課	軽乗用	202408	リース	通年
119	秋田580む9467	アルト9467	長寿福祉課	軽乗用	201610	所有	通年
120	136202	緑風荘ハンドガイド除雪機	長寿福祉課	小型特殊	201312	所有	冬季のみ
121	秋田581す593	リース593	長寿福祉課	軽乗用	202305	リース	通年
122	秋田581こ6025	リース6025	長寿福祉課	軽乗用	202209	リース	通年
123	秋田581こ6147	リース6147	長寿福祉課	軽乗用	202209	リース	通年
124	秋田581す593	リースミライース593	長寿福祉課	軽乗用	202305	リース	通年
125	秋田580か1236	日産軽1236	愛宕荘	軽乗用	200610	所有	通年
126	湯沢市0034	フルカワ小型ローダー	愛宕荘	小型特殊	200910	所有	通年
127	秋田500め6570	日産ワゴン6570	愛宕荘	小型乗用	200610	所有	通年
128	秋田580た8355	タウンボックス8355	健康対策課	軽乗用	201009	所有	通年
129	秋田501ま3448	一般会計シエンタ3448	健康対策課	小型乗用	201807	所有	通年
130	秋田501ふ7330	診療所ソリオ7330	健康対策課	小型乗用	201706	所有	通年
131	秋田581た1432	サクラ1432	健康対策課	軽乗用	202410	所有	通年
132	秋田300の379	ハイエース379	皆瀬診療所	普通乗用	200903	所有	通年
133	秋田800さ7481	ふん尿車7481	農林課	ふん尿	200703	所有	通年
134	秋田100さ8225	三菱アームロール(脱着装置付きコンテナ専用)	農林課	普通貨物	200703	所有	通年
135	秋田501め5471	リース ダイハツ ロッキー	農林課	小型貨物	202009	リース	通年
136	秋田400ち5956	小型ダンプ5956	農林課	小型貨物	201807	所有	通年
137	湯沢市6271	フォークリフト6271	農林課	小型特殊	200703	所有	通年
138	秋田501ふ8257	シャトル8257	農林課	小型乗用	201707	所有	通年
139	秋田400す4529	堆肥ダンプ4529	農林課	小型貨物	200302	所有	通年
140	秋田300ゆ4061	リース日産4061	農林課	普通乗用	201807	リース	通年
141	秋田480て1310	クリッパ1310	農林課	軽貨物	202005	所有	通年
142	秋田400す4526	堆肥ダンプ4526	農林課	小型貨物	200302	所有	通年
143	秋田480せ5598	クリッパ5598	農林課	軽貨物	201508	所有	通年
144	秋田000る3981	ショベルローダ3981	農林課	大型特殊	201809	所有	通年
145	秋田580や7977	リースジムニー7977	農林課	軽乗用	201712	リース	通年

146	秋田480ち3832	軽ダンプ3832	農林課	軽貨物	201807	所有	通年
147	秋田000る1558	農推ショベル1558	農林課	大型特殊	200703	所有	通年
148	秋田100す2435	ダンプ2435	農林課	普通貨物	201112	所有	通年
149	6630002	除雪機	農林課	小型特殊	199403	所有	冬季のみ
150	秋田000る797	稲有アグリ797	農林課	大型特殊	200302	所有	通年
151	秋田480て1311	クリッパ―1311	商工課	軽貨物	202005	所有	通年
152	秋田580せ4646	ミラ4646	商工課	軽乗用	200909	所有	通年
153	秋田501ね759	シャトル759	商工課	小型乗用	201409	所有	通年
154	111347	とことん山除雪機SW3312A	観光・ジオパーク推進課	小型特殊	201112	所有	冬季のみ
155	秋田501ま3652	シエンタ3652	観光・ジオパーク推進課	小型乗用	201807	所有	通年
156	秋田400ち8013	パネット8013	観光・ジオパーク推進課	小型貨物	201906	所有	通年
157	146738	ハンドガイド除雪機2740	観光・ジオパーク推進課	小型特殊	201410	所有	冬季のみ
158	秋田00ま4601	ドーザ／WS500A－6W	観光・ジオパーク推進課	大型特殊	199111	所有	冬季のみ
159	秋田480そ7415	軽トラ7415	観光・ジオパーク推進課	軽貨物	201612	所有	通年
160	秋田480と891	クリッパ―891	観光・ジオパーク推進課	軽貨物	202106	所有	通年
161	秋田400そ3714	キャラバン3714	観光・ジオパーク推進課	小型貨物	200909	所有	通年
162	LCABC00016	とことん山草刈機63	観光・ジオパーク推進課	小型特殊	201406	所有	夏季のみ
163	52531368	本田自走草刈機537	観光・ジオパーク推進課	小型特殊	201506	所有	夏季のみ
164	050614D002401	乗用草刈機184	観光・ジオパーク推進課	小型特殊	201506	所有	夏季のみ
165	BLBAD00197	とことん山乗用草刈機RM953	観光・ジオパーク推進課	小型特殊	202107	所有	夏季のみ
166	秋田480わ6189	クリッパ―6189	観光・ジオパーク推進課	軽貨物	202104	借上	通年
167	秋田900る652	ロータリ／HTR265	建設課	大型特殊	200910	所有	冬季のみ
168	秋田900る108	小型ロータリ／NR80	建設課	大型特殊	200103	所有	冬季のみ
169	秋田00ま4594	グレーダ／GD705A－4	建設課	大型特殊	199110	所有	冬季のみ
170	秋田900る1295	ドーザ／910K	建設課	大型特殊	201803	所有	冬季のみ
171	秋田00ま5464	ドーザ／910F	建設課	大型特殊	199511	所有	冬季のみ
172	秋田900る1215	ドーザ／910K	建設課	大型特殊	201701	所有	冬季のみ
173	秋田00ま4823	ドーザ／936E	建設課	大型特殊	199211	所有	冬季のみ
174	秋田900る700	ドーザ／KLD80ZV－2	建設課	大型特殊	201011	所有	冬季のみ
175	秋田900る954	ドーザ／WA270－6Y	建設課	大型特殊	201311	所有	冬季のみ
176	秋田900る1123	ドーザ／WA270－7Y	建設課	大型特殊	201511	所有	冬季のみ
177	秋田900る1174	ドーザ／WA270－7Y	建設課	大型特殊	201610	所有	冬季のみ
178	秋田99ま5287	ロータリ／HTR261	建設課	大型特殊	199711	所有	冬季のみ
179	秋田501も6163	借上ステーションワゴン6163	建設課	小型乗用	200708	借上	冬季のみ
180	秋田900る1571	ドーザ／WA137	建設課	大型特殊	202111	所有	冬季のみ
181	湯沢市33	小D33ドーザー	建設課	小型特殊	200910	所有	通年
182	秋田900る204	小R204	建設課	大型特殊	200212	所有	通年
183	秋田000る1973	G1973	建設課	大型特殊	201001	所有	通年
184	秋田480ち2466	エブリイ2466	建設課	軽貨物	201806	所有	通年
185	秋田300は1268	乗用／エクストレイル1268	建設課	普通乗用	201002	所有	通年
186	秋田99ま4778	小型ロータリ／KBR100	建設課	大型特殊	199411	所有	冬季のみ
187	秋田900る809	小型ロータリ／HK131K	建設課	大型特殊	201201	所有	冬季のみ
188	秋田00ま5455	グレーダ／GD705A－4	建設課	大型特殊	199511	所有	冬季のみ
189	秋田00ま5731	ドーザ／KLD80ZA	建設課	大型特殊	199611	所有	冬季のみ
190	01120005A	ハンドガイド除雪機(36)	建設課	小型特殊	200112	所有	冬季のみ
191	秋田900る1060	ドーザ／ZW180－5B	建設課	大型特殊	201412	所有	冬季のみ
192	秋田301せ903	借上ステーションワゴン903	建設課	普通乗用	200709	借上	冬季のみ
193	秋田301せ6227	借上ステーションワゴン6227	建設課	普通乗用	200706	借上	冬季のみ
194	秋田400す103	DT／日野デュトロ103	建設課	小型貨物	200110	所有	通年
195	秋田100す748	DT／日産Wキャブ748	建設課	普通貨物	200911	所有	通年

196	秋田480き7500	軽トラ／三菱キャブ7500	建設課	軽貨物	201002	所有	通年
197	秋田99す36	小型ロータリ／NR423	建設課	大型特殊	198810	所有	冬季のみ
198	12120007B1	ハンドガイド除雪機(35)	建設課	小型特殊	200112	所有	冬季のみ
199	秋田000る318	グレーダ／G705A-4AE	建設課	大型特殊	200011	所有	冬季のみ
200	秋田900る1509	ドーザ／ZW140-6	建設課	大型特殊	202102	所有	冬季のみ
201	秋田900る847	ドーザ／KLD65ZV-2	建設課	大型特殊	201211	所有	冬季のみ
202	秋田00ま5214	ドーザ／KLD80ZA	建設課	大型特殊	199411	所有	冬季のみ
203	秋田900る654	ドーザ／WA200-6Y	建設課	大型特殊	200910	所有	冬季のみ
204	秋田900る1054	ドーザ／WA200-7Y	建設課	大型特殊	201412	所有	冬季のみ
205	秋田480と3796	借上キャブオーバ3796	建設課	軽貨物	200509	借上	冬季のみ
206	秋田501ふ8256	乗用シャトル8256	建設課	小型乗用	201707	所有	通年
207	秋田900る429	ロータリ／HTR265	建設課	大型特殊	200610	所有	冬季のみ
208	秋田900る122	ロータリ／NR280	建設課	大型特殊	200110	所有	冬季のみ
209	秋田900る846	ロータリ／NR282	建設課	大型特殊	201211	所有	冬季のみ
210	秋田000る3545	グレーダ／GD675-6	建設課	大型特殊	201610	所有	冬季のみ
211	秋田900る1266	ドーザ／WA200-8Y	建設課	大型特殊	201711	所有	冬季のみ
212	秋田900る1283	ロータリ／HTR308	建設課	大型特殊	201801	所有	冬季のみ
213	秋田900る1323	ドーザ／WA270-8Y	建設課	大型特殊	201811	所有	冬季のみ
214	秋田900る1511	ロータリ／NR303	建設課	大型特殊	202102	所有	冬季のみ
215	秋田900る1059	ドーザ／ZW100-5B	建設課	大型特殊	201412	所有	冬季のみ
216	秋田480え3825	借上キャブオーバ3825	建設課	軽貨物	200711	借上	冬季のみ
217	秋田900る680	小R680	建設課	大型特殊	200912	所有	通年
218	秋99さ357	ロータリ／NR453	建設課	大型特殊	198610	所有	冬季のみ
219	秋田900る1412	ロータリ／HTR308A	建設課	大型特殊	201911	所有	冬季のみ
220	秋田00ま5956	グレーダ／MG430	建設課	大型特殊	199710	所有	冬季のみ
221	秋田900る1324	ドーザ／WA200-8Y	建設課	大型特殊	201811	所有	冬季のみ
222	秋田900る699	ドーザ／KLD65ZV-2	建設課	大型特殊	201011	所有	冬季のみ
223	秋田00ま4169	ドーザ／TCM860	建設課	大型特殊	198910	所有	冬季のみ
224	秋田900る798	ドーザ／WA200-6Y	建設課	大型特殊	201112	所有	冬季のみ
225	秋田900る363	ロータリ／HTR263	建設課	大型特殊	200511	所有	冬季のみ
226	3YS03596	油圧ショベル308	建設課	大型特殊	200103	所有	通年
227	秋田900る584	ロータリ／HTR265	建設課	大型特殊	200810	所有	冬季のみ
228	秋田99ま5246	小型ロータリ／HK151S	建設課	大型特殊	199612	所有	冬季のみ
229	秋田000る315	グレーダ／GD705A-4AE	建設課	大型特殊	200011	所有	冬季のみ
230	秋田900る1294	ドーザ／910K	建設課	大型特殊	201803	所有	冬季のみ
231	秋田000る716	グレーダ／G705A-4AE	建設課	大型特殊	200211	所有	冬季のみ
232	秋田000る78	ドーザ／KLD65ZA	建設課	大型特殊	199911	所有	冬季のみ
233	秋田900る299	ドーザ／LK230ZD-5	建設課	大型特殊	200410	所有	冬季のみ
234	秋田900る1124	ドーザ／WA270-7Y	建設課	大型特殊	201511	所有	冬季のみ
235	秋田900る1570	ドーザ／WA136	建設課	大型特殊	202111	所有	冬季のみ
236	秋田000る1711	ドーザ1711	建設課	大型特殊	200803	所有	通年
237	秋田100す693	DT／日野レンジャー693	建設課	普通貨物	200910	所有	通年
238	秋田480こ3956	軽トラ／キャリー3956	建設課	軽貨物	201207	所有	通年
239	秋田00ま4612	グレーダ／GD605A-5	建設課	大型特殊	199111	所有	冬季のみ
240	秋田000る1020	グレーダ／MG430	建設課	大型特殊	200410	所有	冬季のみ
241	秋田00ま4388	ドーザ／WA200-1	建設課	大型特殊	199011	所有	冬季のみ
242	秋田480と3931	軽トラ3931	建設課	軽貨物	202109	所有	通年
243	秋田00ま6135	ドーザ／LX70-2C	建設課	大型特殊	199810	所有	通年
244	秋田501ゆ408	借上ステーションワゴン408	建設課	小型乗用	201002	借上	冬季のみ
245	秋田000る1189	D1189	建設課	大型特殊	200511	所有	通年

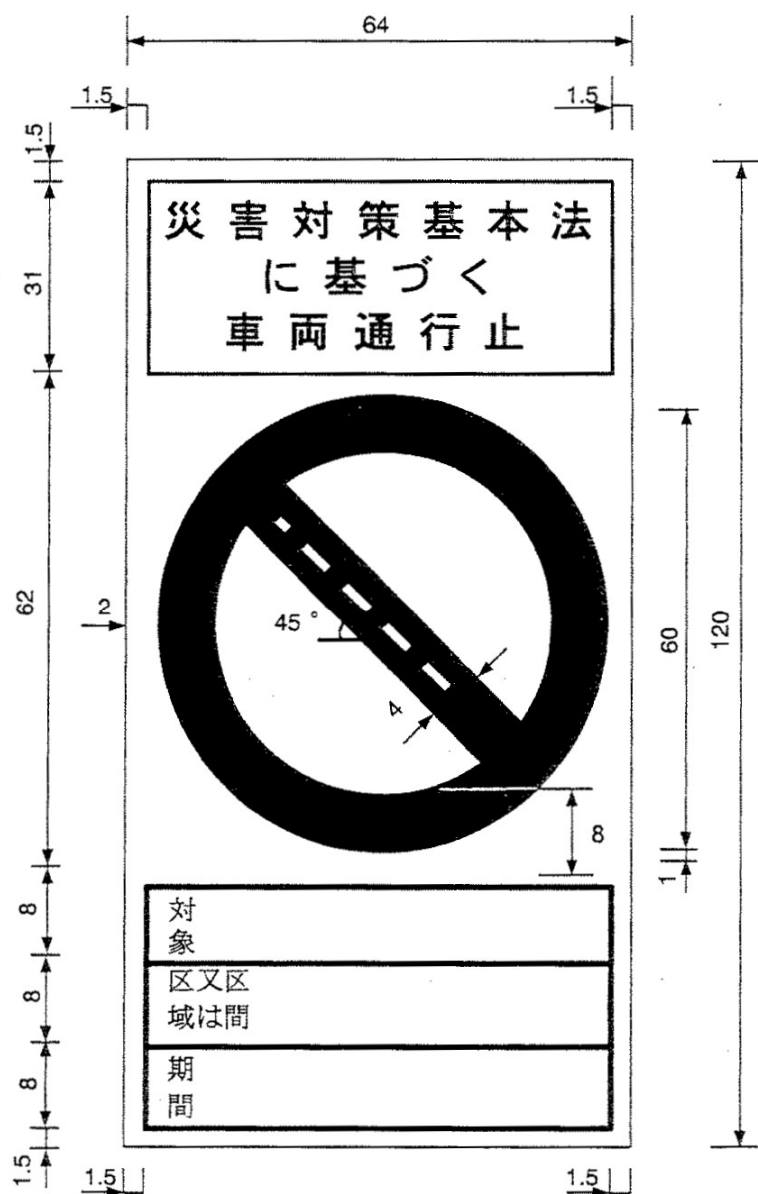
246	湯沢市32	小D32ドーザー	建設課	小型特殊	200910	所有	通年
247	秋田300ね7377	乗用三菱パジェロ7377	建設課	普通乗用	200811	所有	通年
248	秋田100す694	DT／日野レンジャー694	建設課	普通貨物	200910	所有	通年
249	秋田00ま5019	グレーダ／MG500S	建設課	大型特殊	199311	所有	冬季のみ
250	秋田900る432	ドーザ／L13-J	建設課	大型特殊	200610	所有	冬季のみ
251	秋田000る1610	ドーザ／WA200-6Y	建設課	大型特殊	200710	所有	冬季のみ
252	秋田900る1175	ドーザ／WA200-7Y	建設課	大型特殊	201610	所有	冬季のみ
253	秋田00ま5032	ドーザ／WA350-3	建設課	大型特殊	199311	所有	冬季のみ
254	秋田000る1931	D1931	建設課	大型特殊	200911	所有	通年
255	秋田301さ8210	エクストレイル	建設課	普通乗用	202006	所有	通年
256	秋田100す750	DT／日産アトラス750	建設課	普通貨物	200911	所有	通年
257	C703030383	乗用草刈機	建設課	小型特殊	201106	所有	夏季のみ
258	秋99さ361	小R／HK130S	建設課	大型特殊	198610	所有	夏季のみ
259	秋田000る2027	D／L13-J	建設課	大型特殊	200610	所有	夏季のみ
260	秋田900る1078	小R／HTR86	建設課	大型特殊	201502	所有	夏季のみ
261	秋田800は1004	凍結抑制剤散布車1004	建設課	特種	200210	所有	冬季のみ
262	秋田99ま4993	小R／NR322	建設課	大型特殊	199510	所有	冬季のみ
263	秋田000る703	D／KLD45ZA	建設課	大型特殊	201011	所有	冬季のみ
264	秋田900る703	小R／HK131K	建設課	大型特殊	201403	所有	冬季のみ
265	秋田900る1002	D／ZW80	建設課	大型特殊	201403	所有	冬季のみ
266	秋田00ま4586	D／WA200-1	建設課	大型特殊	199110	所有	冬季のみ
267	秋田900る230	D／KLD65ZV	建設課	大型特殊	200310	所有	冬季のみ
268	秋田99ま5335	小R／HTR81	建設課	大型特殊	199811	所有	冬季のみ
269	秋田000る303	D／L19	建設課	大型特殊	200011	所有	冬季のみ
270	秋田99ま4535	R／NR655	建設課	大型特殊	199310	所有	冬季のみ
271		HS2411Z1	建設課	特種	200511	所有	冬季のみ
272	秋田900る367	D／KLD65ZV-D	建設課	大型特殊	200511	所有	冬季のみ
273	秋田99ま4346	R／NR655	建設課	大型特殊	199210	所有	冬季のみ
274	秋田900る165	D／WA100-3Y	建設課	大型特殊	200210	所有	冬季のみ
275	秋田00ま5715	D／LX100-2C	建設課	大型特殊	199610	所有	冬季のみ
276	秋田99ま5283	R／HTR252	建設課	大型特殊	199711	所有	冬季のみ
277	秋田900る802	D／WA100-6	建設課	大型特殊	201201	所有	冬季のみ
278	秋田00ま5219	D／WA200-3	建設課	大型特殊	199411	所有	冬季のみ
279	秋田900る187	D／WA100-3Y	建設課	大型特殊	200211	所有	冬季のみ
280	秋田000る513	D／WA200-3E	建設課	大型特殊	200111	所有	冬季のみ
281	秋田99ま3995	R／HTR202	建設課	大型特殊	199010	所有	冬季のみ
282	秋田800は517	散布車／ADG-GX7JGWA	建設課	特種	200612	所有	冬季のみ
283	秋田900る146	D／WA300-3E	建設課	大型特殊	200203	所有	冬季のみ
284	秋田000る306	D／WA300-3	建設課	大型特殊	200011	所有	冬季のみ
285	秋田000る532	D／938G	建設課	大型特殊	200111	所有	冬季のみ
286	秋田900る312	D／WA270-5Y	建設課	大型特殊	200411	所有	冬季のみ
287	秋田900る797	D／WA270-6Y	建設課	大型特殊	201112	所有	冬季のみ
288	秋田900る361	D／WA270-5Y	建設課	大型特殊	200510	所有	冬季のみ
289	秋田00ま6162	D／WA350-3E	建設課	大型特殊	199811	所有	冬季のみ
290	秋田00ま6173	D／950G	建設課	大型特殊	199811	所有	冬季のみ
291	秋田99ま4992	R／NR656	建設課	大型特殊	199510	所有	冬季のみ
292	秋田900る674	小R／HTR83	建設課	大型特殊	200912	所有	冬季のみ
293	秋田800は672	凍結抑制剤散布車672	建設課	特種	200911	所有	冬季のみ
294	秋田900る435	D／LX110-7J	建設課	特種	200610	所有	冬季のみ
295	秋田900る1600	小型R／HK133V	建設課	大型特殊	202202	所有	冬季のみ

296	秋田480な1963	軽トラ1963	建設課	軽貨物	202209	所有	通年
297	秋田300の6759	エクストレイル6759	建設課	普通乗用	200909	所有	通年
298	秋田900る1760	ドーザ/WA200-8Y	建設課	大型特殊	202311	所有	冬季のみ
299	秋田000る5256	ドーザ/WA100-8Y	建設課	大型特殊	202302	所有	冬季のみ
300	秋田900る1675	ロータリ/HK133V	建設課	大型特殊	202302	所有	冬季のみ
301	秋田900る1734	ロータリ/NR303	建設課	大型特殊	202310	所有	冬季のみ
302	秋田900る1721	ドーザ1721	建設課	大型特殊	202309	所有	冬季のみ
303	秋田900る1722	ドーザ1722	建設課	大型特殊	202309	所有	冬季のみ
304	秋田501の5311	シャトル5311	都市計画課	小型乗用	201507	所有	通年
305	秋田501め4828	スズキクロスビー	都市計画課	小型乗用	202008	所有	通年
306	1561524	草刈機2207	都市計画課	小型特殊	201610	所有	夏季のみ
307	秋田400ち6730	ライトバン6730	上下水道課	小型貨物	201811	所有	通年
308	秋田480せ7481	ニッサン7481	上下水道課	軽貨物	201510	所有	通年
309	秋44ら5331	ダブルキャブ5331	上下水道課	小型貨物	198705	所有	通年
310	秋田45す5669	キャブオーバ5669	上下水道課	小型貨物	198909	所有	通年
311	秋田480く1969	ハイゼット1969	上下水道課	軽貨物	201006	所有	通年
312	秋田480せ3305	クリッパー3305	上下水道課	軽貨物	201504	所有	通年
313	秋田480そ2887	ハイゼットカーゴ2887	上下水道課	軽貨物	201605	所有	通年
314	秋田480と4934	スーパーキャリイ4934	教育総務課	軽貨物	202111	所有	通年
315	秋田480つ2304	スズキエブリイ2304	教育総務課	軽貨物	201905	所有	通年
315	秋田501ね8662	教育長車8662	教育総務課	小型乗用	201503	所有	通年
315	秋田300む8325	エクストレイル8325	教育総務課	普通乗用	201508	所有	通年
316	秋田480き3717	エブリイ3717	教育総務課	軽貨物	200909	所有	通年
317	秋田300め2171	エスティマ2171	企画課	普通乗用	201512	所有	通年
318	秋田100す7487	配送車日野7487	学校給食センター	普通貨物	201703	所有	通年
319	秋田100す8815	皆瀬配送車いすゞ8815	学校給食センター	普通貨物	201808	所有	通年
320	秋田500ひ1988	ニッサンウイングロード1988	学校給食センター	小型乗用	200404	所有	通年
321	秋田100す5708	配送車日野5708	学校給食センター	普通貨物	201504	所有	通年
322	湯沢市7641	日立ホイローダ(構内専用車)	学校給食センター	小型特殊	201701	所有	冬季のみ
323	秋田100せ674	配送車いすゞ674	学校給食センター	普通貨物	202009	所有	通年
324	31084	皆瀬フドー除雪機119	学校給食センター	小型特殊	200401	所有	冬季のみ
325	秋田100す7457	配送車いすゞ7457	学校給食センター	普通貨物	201703	所有	通年
326	秋田100す7443	配送車いすゞ7443	学校給食センター	普通貨物	201703	所有	通年
327	秋田100す7441	配送車いすゞ7441	学校給食センター	普通貨物	201703	所有	通年
328	秋田100す7456	配送車いすゞ7456	学校給食センター	普通貨物	201703	所有	通年
329	秋田100せ1958	配送車三菱1958	学校給食センター	普通貨物	202203	所有	通年
330	秋田200さ287	スクールバス32号車	教育総務課	自家用乗合	200111	所有	通年
331	秋田200さ1904	スクールバス12号	教育総務課	自家用乗合	202103	所有	通年
332	S65-04900	雄勝ミニホイローダ	教育総務課	小型特殊	201510	所有	通年
333	秋田200さ1131	スクールバス11号車	教育総務課	自家用乗合	201103	所有	通年
334	秋田200は390	スクールバス34号車	教育総務課	自家用乗合	201903	所有	通年
335	秋田200さ1129	スクールバス21号車	教育総務課	自家用乗合	201103	所有	通年
336	秋田200は429	スクールバス45号車	教育総務課	自家用乗合	202111	所有	通年
337	秋田200さ1903	スクールバス13号	教育総務課	自家用乗合	202103	所有	通年
338	秋田200さ1579	皆瀬スクールバス6号車	教育総務課	自家用乗合	201612	所有	通年
339	秋田200さ1130	スクールバス22号車	教育総務課	自家用乗合	201103	所有	通年
340	秋田200は269	スクールバス23号車	教育総務課	自家用乗合	201103	所有	通年
341	秋田200は270	スクールバス24号車	教育総務課	自家用乗合	201103	所有	通年
342	秋田300ほ7914	皆瀬スクールバス2号車	教育総務課	普通乗用	201303	所有	通年
343	秋田200さ1440	スクールバス36号車	教育総務課	自家用乗合	201503	所有	通年

344	秋田200さ1577	皆瀬スクールバス3号車	教育総務課	自家用乗合	201612	所有	通年
345	秋田200さ1436	雄勝スクールバス35号車	教育総務課	自家用乗合	201503	所有	通年
346	WA30-6-91282	湯沢北中ミニホイローダ	教育総務課	小型特殊	201112	所有	通年
347	秋田200は346	スクールバス33号車	教育総務課	自家用乗合	201503	所有	通年
348	秋田200は254	スクールバス31号車	教育総務課	自家用乗合	201003	所有	通年
349	秋田200さ953	スクールバス15号車	教育総務課	自家用乗合	201103	所有	通年
350	秋田200さ1193	皆瀬スクールバス1号車	教育総務課	自家用乗合	201202	所有	通年
351	秋田200さ1768	スクールバス14号車	教育総務課	自家用乗合	201903	所有	通年
352	BLBAE00247	湯沢南中乗用草刈機	教育総務課	小型特殊	202107	所有	夏季のみ
353	1550400	稲川中乗用草刈機	教育総務課	小型特殊	201605	所有	夏季のみ
354	HWAGJO1181	湯沢北中乗用草刈機	教育総務課	小型特殊	201710	所有	夏季のみ
355	BZZCE00302	山田中乗用草刈機	教育総務課	小型特殊	200304	所有	夏季のみ
356	118	駒形小乗用草刈機	教育総務課	小型特殊	201404	所有	夏季のみ
357	秋田200さ1951	スクールバス 41号車	教育総務課	自家用乗合	202112	所有	通年
358	秋田200さ1952	スクールバス 42号車	教育総務課	自家用乗合	202112	所有	通年
359	秋田200さ1955	スクールバス 43号車	教育総務課	自家用乗合	202112	所有	通年
360	秋田200さ1956	スクールバス 44号車	教育総務課	自家用乗合	202112	所有	通年
361	秋田200さ2048	スクールバス34-2号車	教育総務課	自家用乗合	202402	所有	通年
362	秋田301ち2812	スクールバス36-2号車	教育総務課	自家用乗合	202402	所有	通年
363	秋田301ち2811	皆瀬スクールバス1-2号車	教育総務課	自家用乗合	202402	所有	通年
364	秋田301ち2811	皆瀬スクールバス4号車	学校総務課	自家用乗合	202402	所有	年通
365	MH110027	スキー場除雪機	生涯学習課	小型特殊	201112	所有	冬季のみ
366	秋田480た3373	総体クリッパー3373	生涯学習課	軽貨物	201707	所有	通年
367	4851DE-1041	圧雪車DF-270	生涯学習課	大型特殊	200112	所有	冬季のみ
368	秋田480さ2001	総体軽トラ2001	生涯学習課	軽貨物	201305	所有	通年
369	G3H1-RA1005	ゲレンデ整備車RIZIN	生涯学習課	大型特殊	201812	所有	冬季のみ
370	湯沢市28	松の木運動広場トラクターX700	生涯学習課	小型特殊	201206	所有	夏季のみ
371	CMX227	総体乗用草刈機	生涯学習課	小型特殊	201105	所有	夏季のみ
372	湯沢市22	松の木運動広場トラクター516G	生涯学習課	小型特殊	201609	所有	夏季のみ
373	JYE8LP7E4NA001152	YAMAHA VK Pro2 ESP	生涯学習課	軽特種	202112	所有	冬季のみ
374	MOX710A050165	稲川野球場スポーツトラクター	稲川生涯学習課	小型特殊	201805	所有	夏季のみ
374	89W-000538	スノーモービル YAMAHA ET-410PT	雄勝生涯学習センター	軽特種	199512	所有	冬季のみ
375	秋田480せ3543	軽バン3543	雄勝生涯学習センター	軽貨物	201505	所有	通年
376	95082511	ハンドガイド除雪機	雄勝生涯学習センター	小型特殊	199510	所有	冬季のみ
377	秋田480す4033	軽トラ4033	雄勝生涯学習センター	軽貨物	201405	所有	通年
378	10232	TOKOスポーツトラクタ diesel 516G	雄勝生涯学習センター	小型特殊	199405	所有	夏季のみ
379	CMX2202YCS	乗用草刈機 Hey MASAO	雄勝生涯学習センター	小型特殊	202309	所有	夏季のみ
380	10838	スポーツトラクター320	皆瀬生涯学習センター	小型特殊	199507	所有	夏季のみ
381	10258	スポーツトラクターGT240	皆瀬生涯学習センター	小型特殊	201908	所有	夏季のみ
382	206422	ハンドガイド除雪機SX2211	皆瀬生涯学習センター	小型特殊	202112	所有	冬季のみ
383	秋田480す4837	軽バン拡声機4837	湯沢文化会館	軽貨物	201406	所有	通年
381	秋田480か7812	エブリイ7812	湯沢図書館	軽貨物	200903	所有	通年
382	SAUJ-1001324	除雪機	湯沢図書館	小型特殊	201212	所有	冬季のみ
383	秋田480つ2303	スズキエブリイ2303	農業委員会事務局	軽貨物	201905	所有	通年
384	秋田300め7528	リースデュアリス7528	農業委員会事務局	普通乗用	201103	リース	通年
385	秋田300の7233	エステイマ7233	議会事務局	普通乗用	200909	所有	通年

5-2 災害時における交通規制に係る標示

(秋田県地域防災計画 資料編より)



- 備考 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

5-3 災害時の緊急通行車両確認事務処理（秋田県）

（秋田県地域防災計画 資料編より）

災害対策基本法第76条及び同法施行令第33条に基づいて、知事が行う緊急通行車両の確認事務手続は次によって行うものとする。

1 緊急通行車両の意義

緊急通行車両とは、当該車両の使用者の申出により知事又は公安委員会が、災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するため必要であると認めて確認した車両である。

2 確認対象車両

災害応急対策のため、災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両として確認する車両は、次の各号のいずれかに該当する業務に従事する車両である。

- （1）警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの。
- （2）消防・水防その他応急措置に関するもの。
- （3）被災者の救護、救助その他の保護に関するもの。
- （4）被害を受けた児童及び生徒の応急教育に関するもの。
- （5）施設及び設備の応急復旧に関するもの。
- （6）清掃、防疫その他保健衛生に関するもの。
- （7）犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの。
- （8）前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止又は拡大防止のための措置に関するもの。

3 緊急通行車両の確認

緊急通行の確認は、県知事及び公安委員会が行うことになっているが、県における確認は次のとおりである。

- （1）県有の車両及び借り上げ車両の確認は、総合防災課が行う。

上記車両のうち、災害応急対策に使用することがあらかじめ決定しているものについては、使用者の申出により、事前に確認することができる。

- （2）上記（1）以外の緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により、警察本部及び各警察署が行う。

4 確認事務処理

（1）申請受理

緊急通行車両確認の申出は、別紙様式「第1 緊急通行車両等事前届出書」により受理するが、その場で申請内容を慎重に審査して確認し、別紙様式4「緊急通行車両等事前届出受理簿」に記載し、その処理経過を明らかにすること。

（2）確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を行ったときは当該車両の使用者に対し、別紙様式「第2 緊急

通行車両確認証明書」及び別紙様式「第3 緊急通行車両の標章」を交付すること。

(3)報 告

確認証明書及び標章を交付したときは、その都度緊急通行車両確認申請受理簿の様式により知事（総合防災課調整・危機管理班）に報告すること。

5 留意すべき事項

確認証明書、標章等関係書類は担当者を定めて管理保管し、いつでも申請を受理できるようにしておくこと。

また、保管には十分留意し紛失などのないようにすること。

別紙様式 第3

登録(車両)番号

緊急

有効期限 年月日

15

21

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期間」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

5－4 災害時の緊急通行車両確認事務処理（秋田県公安委員会）

（秋田県地域防災計画 資料編より）

大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づいて、秋田県公安委員会が行う緊急通行車両等の確認は次の事務手続により行うものとする。

1 緊急通行車両とは、災害応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための車両で、当該車両の使用者の申出により、公安委員会が必要と認めた車両をいう。

2 確認対象車両（緊急通行車両及び規制除外車両）

（1）災害対策基本法の規程に基づく車両（緊急通行車両）

- ア 警報の発令及び伝達ならびに避難の勧告又は指示に従事するもの。
- イ 消防、水防その他の応急措置に従事するもの。
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの。
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に従事するもの。
- オ 施設及び設備の応急の復旧に従事するもの。
- カ 清掃、防疫その他保健衛生に従事するもの。
- キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に従事するもの。
- ク 緊急輸送の確保に従事するもの。
- ケ その他災害発生の防禦又は拡大防止のための措置に従事するもの。

（2）災害対策基本法の規定に基づく交通規制から除外する車両（規制除外車両）

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- オ その他災害応急対策に従事する車両

（3）大規模地震対策特別措置法の規程に基づく車両

- ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に従事するもの。
- イ 消防、水防その他の応急措置に従事するもの。
- ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に従事するもの。
- エ 施設及び設備の整備及び点検に従事するもの。
- オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に従事するもの。
- カ 緊急輸送の確保に従事するもの。
- キ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫、その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に従事するもの。

ク その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に従事するもの。

(4) 原子力災害対策特別措置法に基づく車両

ア 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に従事するもの。

イ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に従事するもの。

ウ 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの。

エ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急に復旧に従事するもの。

オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に従事するもの。

カ 緊急輸送の確保に従事するもの。

キ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に従事するもの。

ク その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に従事するもの。

(5) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規程に基づく車両

ア 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に従事するもの。

イ 施設及び設備の応急の復旧に従事するもの。

ウ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に従事するもの。

エ 輸送及び通信に従事するもの。

オ 国民の生活の安定に従事するもの。

カ 被害の復旧に従事するもの。

3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、公安委員会が行うこととなっているが、車両の使用者の申出により、各警察署長が専決事務として行う。また、緊急通行車両の証明書及び標章の交付は、警察本部及び交通検問所においても行うことができる。

4 確認事務処理

(1) 事務担当

緊急通行車両等確認の事務処理は、各警察署において行う。

(2) 事前届出車両の確認

ア 公安委員会は、届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申し出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申し出に優先して確認を行うものとする。

イ 公安委員会は確認に当たっては、当該車両の使用者に既に交付されている届出済証を提出させるとともに、確認証明書に必要事項を記載させることにより手続きを行うものとする。

ウ 届出済証による確認は、警察本部、警察署及び交通検問所において行うことができるものとする。

エ 公安委員会は、緊急通行車両であることの確認を行った場合、確認標章及び確認証明書を交付するものとする。

(3) 事前届出車両以外の緊急通行車両等に対する確認

ア 別記様式「第6 緊急通行車両等届出書」に必要事項を記載の上、緊急通行車両等であることを疎明する書面及び当該車両の自動車検査証の写しとともに、出発地を管轄する警察署長に提出させる。

イ 公安委員会は、当該車両が災害応急対策等を実施するための緊急通行車両等に該当するか否かについて、届出書及び添付書類を審査する。

(4) 確認証明書及び標章の交付

審査結果により緊急通行車両等に該当すると認められた場合は、確認標章と確認証明書に必要事項を記入の上、申請者に交付する。

別紙様式 第2

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書			
秋田県 公安委員会 ㊟			
番号欄に表示 されている番号			
車両の用途(緊急 輸送を行う車両 にあつては、輸送 人員又は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地		目的地
備考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5版とする。

別紙様式 第4

緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）

[illegible]

別紙様式 第1

災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		第	号
緊急通行車両等事前届出書		緊急通行車両等事前届出済証			
秋田県公安委員会 殿		年	月	日	
氏名		届出者住所 (電話) ⑩			
番号欄に表示 されている番号					
車両の用途(緊急 輸送を行う車両 にあつては、輸送 人員又は品名)					
使用者	住所	()	局	番	
	氏名				
出発地					
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の 内容を疎明する書類及び当該車両の自動車検査証の写しを添付の 上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してくださ い。					

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4版とする。

別紙様式 第3

災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用	第 号
規制除外車両事前届出書		規制除外車両事前届出済証	
秋田県公安委員会 殿		左記のとおり事前届出を受けたことを証する	年 月 日
氏名		届出者住所 (電話)	秋田県 公安委員会 国
番号欄に表示 されている番号		(注) 1 災害災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力 攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に 基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの 警察本部、警察署、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受け てください。	
車両の用途(緊急 輸送を行う車両 にあつては、輸送 人員又は品名)		2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚 損し、破損した場合には、警察署を経由して公安委員会に届け 出て再交付を受けてください。	
使用者	住所	() 局 番	3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
氏名	(1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。		
出発地	(2) 規制除外車両が廃車となったとき。		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の 内容を疎明する書類及び当該車両の自動車検査証の写しを添付の 上、車両の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。		(3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。	

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4版とする。

別紙様式 第5

第 号		年 月 日	
規制除外車両確認証明書			
秋田県 公安委員会 ㊟			
番号欄に表示 されている番号			
車両の用途(緊急 輸送を行う車両 にあっては、輸送 人員又は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5版とする。

別紙様式 第6

災 害 地震災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用	
緊急通行車両等届出書	
年 月 日	
秋田県公安委員会 殿	
届出者住所 (電話)	
氏名 ㊞	
番号欄に表示 されている番号	
車両の用途(緊急 輸送を行う車両 にあつては、輸送 人員又は品名)	
使用者	住所 () 局 番
	氏名
通行日時	
出発地	
(注) この届出書は1部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類及び当該車両の自動車検査証の写しを添付の上、出発地を管轄する警察署に提出してください。	

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4版とする。

5－5 緊急輸送道路一覧表

緊急輸送道路とは、平成8年5月10日「緊急輸送道路ネットワーク計画等の策定について」により計画された道路を、「平成29年度秋田県緊急輸送道路ネットワーク」に基づき修正された道路をいう。

一次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾施設、空港等を連絡する道路
二次緊急輸送道路	一次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点を連絡する道路
三次緊急輸送道路	その他一次、二次緊急輸送道路を補足する道路

・緊急輸送道路

緊急輸送道路の分類	路線番号	路線名
一次緊急輸送道路	13	国道13号
	108	国道108号
	—	湯沢横手道路
二次緊急輸送道路	108	国道108号
	398	国道398号
	108	川連増田平鹿線
	311	羽後雄勝線

・緊急輸送道路ネットワーク

(令和5年12月31日現在)



5-6 道路、橋梁及びトンネルの現況

(1) 道路

(単位：km)

地域	道 路 幅 員					計
	1.5m未満	1.5m以上 3.0m未満	3.0m以上 5.5m未満	5.5m以上 13.0m未満	13m以上	
湯沢	96.5	314.6	228.3	119.2	2.3	760.9
稲川	46.3	109.3	98.3	42.2		296.1
雄勝	136.0	195.4	105.7	80.8		517.9
皆瀬	88.2	128.1	61.2	56.8		334.3
計	367.0	747.4	493.5	299.0	2.3	1909.2

(2) 橋梁

(単位：箇所)

地域	道路区間 (箇所)	河川区間 (箇所)	鉄道区間 (箇所)	計
湯沢	85	1	4	90
稲川	17	2		19
雄勝	79	4	10	93
皆瀬	44	2		46
計	225	9	14	248

(3) トンネル

(単位：箇所)

地域	道路区間 (箇所)	河川区間(導水路等) (箇所)	鉄道区間 (箇所)	計
湯沢	41	4		45
稲川	1	12		13
雄勝	15	6	4	25
皆瀬		9		9
計	57	31	4	92

※道路、橋梁及びトンネルの集計は、国土地理院によって試験公開されている数値地図25000 (空間データ基盤) データ (<http://sdf.gsi.go.jp/>、平成14年12月1日発行) に基づいた。

5-7 秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(秋田県地域防災計画 資料編より)

(趣 旨)

第1 この要領は、秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱（以下「要綱」という。）第17条第5項の規定に基づき、秋田県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱に定めるもののほか、この要領及び秋田県消防防災ヘリコプター夜間救急搬送取り扱い要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第3 緊急運航は、原則として、要綱第15条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で次の要件を充たす場合に運航するものとする。

①公共性

地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。

②緊急性

緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。

③非代替性

既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合等航空機以外に適切な手段がないこと。

(緊急運航の要請基準)

第4 緊急運航は、第3の要件を充たし、かつ、次に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

①救急活動

ア 山村、へき地等からの救急患者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送

交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

エ その他、特に航空機による救急活動が有効と認められる場合

②救助活動

ら

- ア 河川、湖沼、海岸等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助
水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認め

れる場合

- イ 高層建築物火災における救助
地上からの救助が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合
- ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助
山崩れ、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合
- エ 高速道路等での事故における救助
航空機事故、列車事故、高速道路等での事故で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合
- オ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

③火災防ぎょ活動

- ア 林野火災等における空中からの消火活動
地上における消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合
- イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査
大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合
- ウ 交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資機材等の搬送
交通遠隔地の火災等において、人員、資機材等の搬送及び輸送手段がない場合又は航空機による搬送及び輸送が有効と認められる場合
- エ その他、特に航空機による火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

④災害応急対策活動

- ア 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握及び情報収集
地震、台風、豪雨、洪水等の自然災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
- イ ガス爆発、高速道路での大規模事故等の状況把握及び情報収集
ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
- ウ 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

エ 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

オ その他、特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合

⑤広域航空消防防災応援に関する活動

他県等からの応援要請があり、出動する必要があると認められる場合

⑥その他運用責任者が特に必要と認めた場合

(緊急運航の要請)

第5 緊急運航の要請は、要綱に基づき、災害が発生した市町村及び消防事務を所管する事務組合（以下「市町村等」という。）の長が消防防災航空隊に対して電話等により速報後、秋田県消防防災航空隊出動要請書（様式第1号）によりファクシミリを用いて行うものとする。

(緊急運航の決定)

第6 隊長は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況又は現場の気象状況等を確認のうえ、出動の可否について意見を付し、速やかに運用責任者へ、この旨報告するものとする。

2 運用責任者は前項の報告を受けたときは、直ちに出動の可否について決定を行い、隊長に必要な指示をするものとする。

3 隊長は、市町村等の長に出動の可否について回答しなければならない。

4 隊長は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

(受入れ体制)

第7 緊急運航を要請した市町村等の長は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。

(1)離着陸場所の確保及び安全対策

(2)傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

(3)空中消火用資材、水利の確保

(4)その他必要な事項

(報告等)

第8 消防防災指揮者は、緊急運航中に把握した災害の状況を、緊急活動速報（様式第2号）により、速やかに隊長を経て運用責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した市町村等の長は、災害等が収束した場合、災害状況報告書（様式第3号）により速やかに隊長に報告するものとする。

附則 この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

5－8 秋田県消防防災ヘリコプター応援協定

(秋田県地域防災計画 資料編より)

(目 的)

第1条 この協定は、秋田県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、秋田県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町等が消防防災ヘリの応援を求めることができる地域当該市町等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22 年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定による応援要請は、災害発生の市町等の長が、消防防災ヘリの特性を十分に発揮することができると認められる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に秋田県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1)公共性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。
- (2)緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3)非代替性 消防防災ヘリによる活動が最も有効であること。

第5条 応援要請は、秋田県消防防災航空隊（以下「消防防災航空隊」という。）に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1)災害の種類
- (2)災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3)災害発生現場の気象状況
- (4)災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5)飛行現場離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6)応援に要する資機材の品目及び数量
- (7)その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨をすみやかに、災害発生の市町等の長に通報するものとする。

(消防防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により消防防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における

消防防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生の市町等の消防長が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき消防防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合においては、災害発生の市町等の長から消防防災航空隊の隊員を派遣している市町等の長に対し、秋田県消防相互応援協定書(平成6年12月1日締結。以下「相互応援協定」という。)第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、秋田県が負担するものとする。

2 前条に該当する消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、秋田県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、秋田県及び市町等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本18通を作成し、知事及び市町等の長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

附 則

この協定は、平成11年4月1日から施行する。

秋田県	知事	寺田典城
秋田市	市長	石川錬治郎
五城目町	町長	佐藤邦夫
鹿角広域行政組合	管理者	杉江宗祐
大館周辺広域市町村圏組合	管理者	小畑元
鷹巣阿仁広域市町村圏組合	管理者	金田陽太郎
ニッ井町藤里町消防一部事務組合	管理者	丸岡一直
能代地区消防一部事務組合	管理者	宮腰洋逸
山本郡南部地区消防一部事務組合	管理者	石井洋佑
湖東地区行政一部事務組合	管理者	北嶋義則
男鹿地区消防一部事務組合	管理者	佐藤一誠
河辺雄和地区消防一部事務組合	管理者	大山博美
本荘地区消防事務組合	管理者	柳田弘
仁賀保地区消防組合	管理者	巴徳雄
矢島地区消防組合	管理者	佐藤清圓
大曲仙北広域市町村圏組合	管理者	高橋司
横手平鹿広域市町村圏組合	理事会代表理事	五十嵐忠悦
湯沢雄勝広域市町村圏組合	理事会代表理事	二坂信邦

5-9 大規模特殊災害時における広域航空消防応援（抜粋）

（秋田県地域防災計画 資料編より）

昭和61年5月30日消防政策61号
各都道府県知事あて消防庁次長

標記の件については、これまでの大規模な地震、風水害、林野火災等の例をひくまでもなく、消防行政における極めて重要な課題であるが、消防庁としてはこの点について昨年10月以来都道府県消防主管課長会、全国消防長会、市町村消防機関の協力を得てその円滑な実施方策について検討を進めてきたところである。今般その結果をふまえ、別添のとおり「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（以下「要綱」という。）及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目」（以下「細目」という。）を定めたので、その趣旨を御理解の上、下記事項にも十分留意してその円滑かつ適切な実施が図られるようお願いする。

なお、貴管下市町村（消防の事務を処理する一部事組合を含む。）にもこの旨周知するとともによろしく御指導願いたい。

記

- 1 この要綱及び細目は、消防組織法第24条の3の規定に基づいて大規模特殊災害発生地の市町村が他の都道府県の市町村が保有するヘリコプターを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請する場合の一般的なマニュアルを定めたものである。従って、消防組織法第21条第3項の規定に基づき同趣旨の相互応援協定がすでに締結されている場合又は費用負担等について別途の協議が成立している場合には、当該応援協定等によることで差し支えない。
- 2 広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、要綱第3項に掲げる災害でヘリコプターを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものである。

大規模特殊災害に該当するか否かの判断は、具体的事例に即して関係機関が協議して行うものであるが、この協議は要請側市町村の消防長の判断に基づく当該市町村長の要請により始まることになるので、要請側市町村の消防長及び長は迅速、適確な要請が行えるよう平素より留意しておくこと。

- 3 要請第5項に基づく別表に示された応援側市町村の保有するヘリコプターの応援可能地域は、一応の目安として都道府県名を表示しているので、条件によってはその周辺地域においても応援が可能な場合があることに留意すること。
- 4 応援要請手続きは、迅速性を担保するために災害発生場所、日時、概要及び必要な応援の概要を明らかにした要請等とその後の詳細な情報提供という二段階に区分している。

この場合において、要請側市町村の消防長は、要請後の情報提供については、全ての項目が判明しなくても飛行可能な場合があることに留意し、応援側市町村の消防長と連絡を密にしながら判明した部分から随時行うこととすること。

- 5 応援側市町村の消防長は、応援可能と判断した場合には、できるだけ速やかに市町村長に報告して応援の決定、通知等を行うこと。この場合において、必ずしも都道府県、消防庁長官を通じた要請を待つことなく、要請市町村からの直接の連絡に基づいて応援を行うよう努めるとともに、要請後の情報提供についても可能なものは応援決定又は飛行後に求めることとするなど弾力的に行うよう留意すること。
- 6 応援出動したヘリコプターと要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者との連絡は、消防無線の全国共通波によるものとされているので、応援側市町村の消防本部及び要請側市町村の消防本部は全国共通波を実装した無線機の整備に努めること。
- 7 広域航空消防応援を円滑かつ適切に行うためには、要請側市町村においてヘリコプターの適切な受入体制が準備されていなければならない。このため要請側市町村及び要請側都道府県は事前計画を作成し、そのうちの必要事項については消防庁長官に届出等を行うものとされている。事前計画の内容及び消防庁長官に届出を要する事項については、細目第3項及び第4項に示されているとおりであるから、要請側の市町村及び都道府県においては早急に検討を行い、消防庁長官に届出を行う等の措置を講ずるとともに、その大綱を地域防災計画に盛り込んでおくこと。

また、ヘリポート又は臨時離着陸場の整備については、避難地整備の一環として防災まちづくり事業の対象となる場合があるのでよく検討を行うこと。
- 8 ヘリコプターの性能に変更があったとき又は新たにヘリコプターを保有することとなった時には、その性能、活動能力等を消防庁長官に提供しておくこととされているので留意すること。
- 9 広域航空消防応援に要する経費の負担区分の原則は、要綱第14項及び細目第7項に定めるとおりである。要請側都道府県においては、ヘリコプターの応援が要請される災害の広域的対応の必要性を考慮して、要請側市町村が負担することとなる経費の一部を補助することについて検討しておくことが望ましいこと。

また、経費の負担については、従来の応援出動の場合、応援側と要請側との協議によりその都度定められている例が多いので、要綱に定める経費負担の原則に拘泥して応援要請の機会を逸することのないよう特に留意することとし、適時適切に消防庁に連絡、協議されたいこと。
- 10 要綱の実効性を高めるために、要請側市町村と応援側市町村とは随時協議の上広域航空消防応援の訓練を行うことについて積極的に検討を行うこと。
- 11 要綱第5項に基づき別表に示されたヘリコプターの応援可能地域を参考として、各都道府県及び市町村においては消防防災ヘリコプターの積極的導入に努めること。この場合、都道府県及び市町村の共同による多目的かつ広域的な利用の方式を十分検討すること。
- 12 ヘリコプター以外の手段による消防機関相互の広域的応援が必要な場合で、当該応援に関し相互応援協定の締結等が行われていない場合にも、この要綱の考え方を参考として広域的応援に積極的に行うよう努めること。

5-10 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

(秋田県地域防災計画 資料編より)

昭和61年 5 月30日 消防救第61号

最終改正 平成21年 3 月23日 消防応第97号

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地（以下「要綱」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

(1) 大規模な地震、風水害等の自然災害

(2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等

(3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの

(4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故

(5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

(1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

(2) 火災出場

消火活動のための出場

(3) 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）

(4) 救急出場

救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの

(5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域消防応援の要請手続

(1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

① 応援側市町村

② 要請者・要請日時

③ 災害の発生日時・場所・概要

④ 必要な応援の概要

(2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。

(3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。

(4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があつた場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。

(5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ①必要とする応援の具体的内容
- ②応援活動に必要な資機材等
- ③離発着可能な場所及び給油体制
- ④災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤離発着場における資機材の準備状況
- ⑥現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
- ⑧気象の状況
- ⑨ヘリの誘導方法
- ⑩要請側消防本部の連絡先
- ⑪その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項（第4号を除く。）を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都

道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続きによる要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続きをしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。

要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。

- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作

成しておくものとする。

- (2)前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1)要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2)要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

- (1)ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出しておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

①保有ヘリの性能及び活動能力

②特別救助隊等の隊員数

③特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量

- (2)ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出しておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

①保有ヘリの性能及び活動能力

②当該都道府県の特別救助隊等の隊員数

③特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

- (1)消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2)消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担区分

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1)ヘリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。
- (2)前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。
- (3)応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村等の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村等の負担とする。
- (4)前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村等の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (5)前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度、要請側と応援側が協議して定めるものとする。

18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

５－１１ 消防防災ヘリコプターの運航不能機関等における北海道・東北８道県相互応援協定

(秋田県地域防災計画 資料編より)

(目 的)

第１条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）において、消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第２条 この協定に基づく応援要請は、道県が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務等のために出動できない場合で、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年５月30日付け消防救急第61号消防庁次長通知）」の対象となる場合を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

(応援体制)

第３条 前条による応援要請は、各道県毎に他の道県に対して行うものとする。

応援要請を受けた道県は、所掌事務、気象条件等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第４条 ヘリの応援活動の内容が救急搬送等消防の業務である場合には、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村等と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法第21条第１項による応援活動があったものとする。

(応援要請の手続)

第５条 応援要請の手続は、電話又はファクシミリにより、下記事項を明らかにして行うものとする。

(１)出動事案の概要

(２)必要な応援の内容

(３)発生の日時、場所及び状況

(４)現場の最高責任者の職・氏名及び現場との連絡方法

(５)現場の気象状況

(６)ヘリが離着陸する場所及び地上支援体制

(７)応援に要する資機材の品目及び数量

(８)ヘリの給油場所

(９)その他必要な事項

(応援要請先)

第６条 応援要請の連絡先は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目に定める「連絡・要請窓口の名称」とする。

(応援の中断)

第７条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合には、応援側の長は、ヘリの応援を要請側と協議のうえ中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けて飛行場を出発したときから始まり、飛行場に帰着したときに終了するものとする。

ただし、ヘリが飛行場以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

2 ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって、この協定による応援は終了するものとする。

(応援のために出動したヘリの指揮)

第9条 応援出動したヘリの指揮は、要請側の長の定める現場の最高責任者が行うものとする。

また、応援活動の内容が第4条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって、前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員の給与、旅費、ヘリの燃料費（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請側の負担とする。

ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

(1)土地、建物、工作物等に対する補償費

(2)ヘリの損傷に対する諸経費

(3)一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

(情報交換)

第11条 この協定に基づき道県は相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、出動時に速やかに対応できるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、道県が協議して定めるものとする。

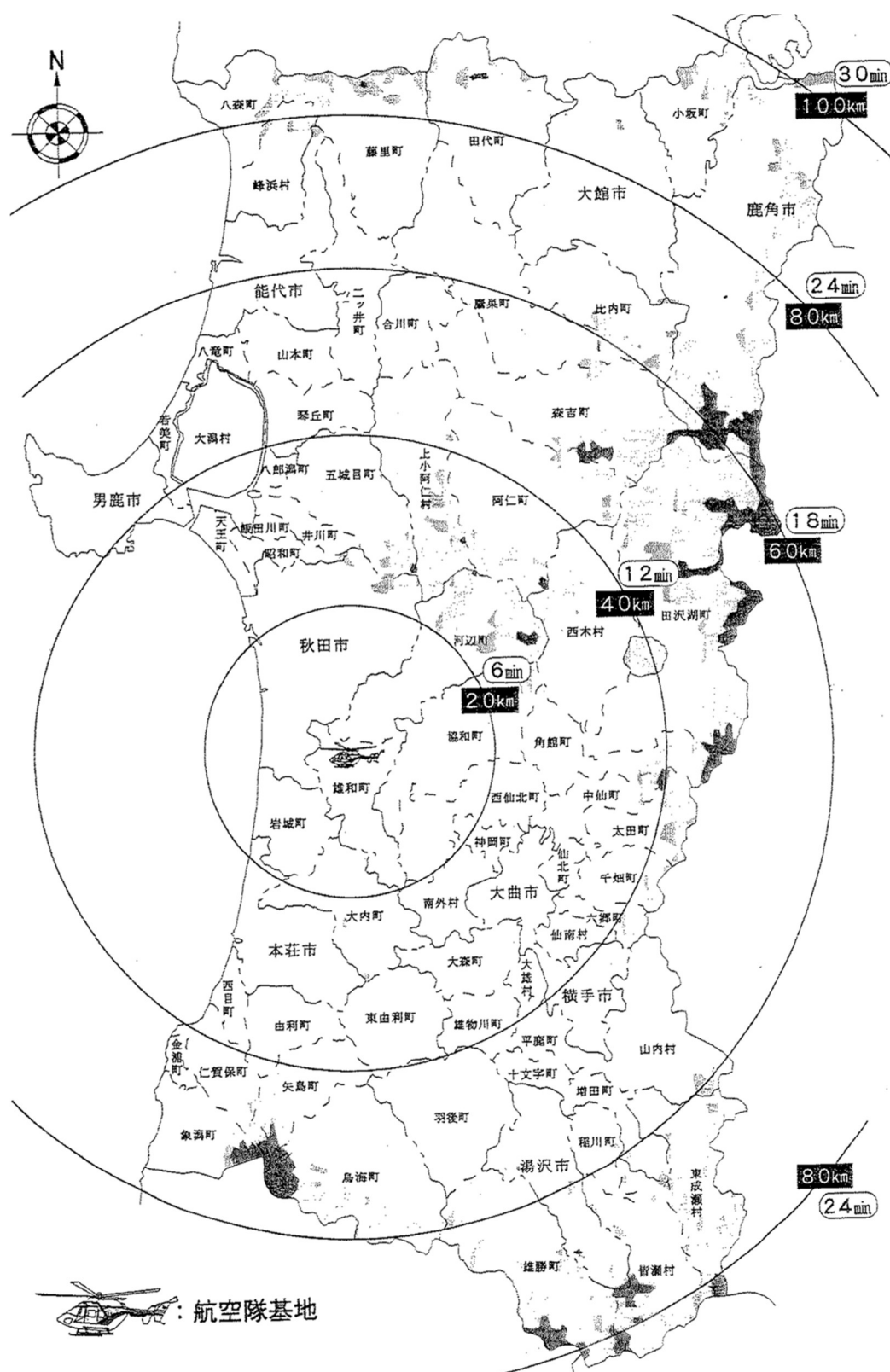
附 則

(実施時期)

この協定は、平成12年3月1日から実施する。この協定の締結を証するため本協定書8通を作成し、道県がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成12年3月1日

県内各地への所要時間（巡航速度 200km/h）



5-12 臨時ヘリポート設定基準

(秋田県地域防災計画 資料編より)

1 離着陸（発着）のため必要最小限の地積

区分	標 準	応 急
小型 (OH-6)		
中型 UH-1 (BK-117c-1) (UH-1) (UH-60J)		
大型 (CH-47)		

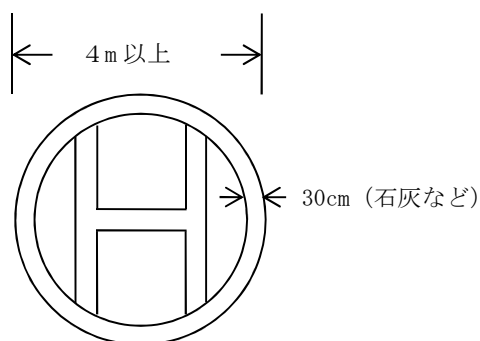
- (注) 1 発着点とは、安全・容易に接地するため準備された地点
 2 無償害地帯とは、離着に障害とならない地域
 3 夜間については、発着場に簡易な照明必要

2 地表面

- (1) 舗装された場所が最も望ましい。
- (2) グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること。(地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う)
- (3) 草地の場合は硬質低草地であること。

3 着陸点

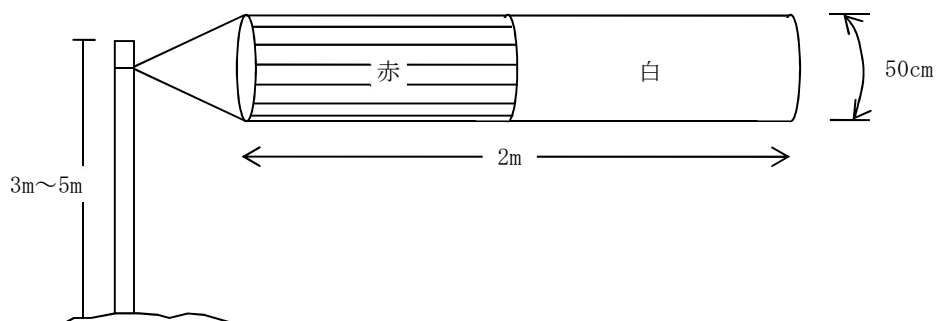
着陸点（直径30m）のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の正円を描き、中央にH記号を風と平行方向に向けて標示する。



4 着陸帯付近

着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所に吹き流し、又は旗を立てる。

- (1) 布製
- (2) 風速25m/秒程度に耐えられる強度
- (3) 吹き流しが無い場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚
- (4) 救急車など、車両の出入りの便がよい場所であること。
- (5) 電話など、通信手段の利用が可能であること。



第6 派遣、応援に関する資料

6-1 自衛隊の災害派遣要請

(秋田県、防災ハンドブックより)

1 災害派遣できる者と指定部隊の長

自衛隊の災害派遣要請は、自衛隊法第83条により、都道府県知事などからの要請により部隊等を派遣することを原則としている。

ただし、防衛大臣又は大臣が指定する者（方面総監、師団長、駐屯地司令の職にある部隊等の長）は、特に緊急な事態で、要請を待ついとまがないときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

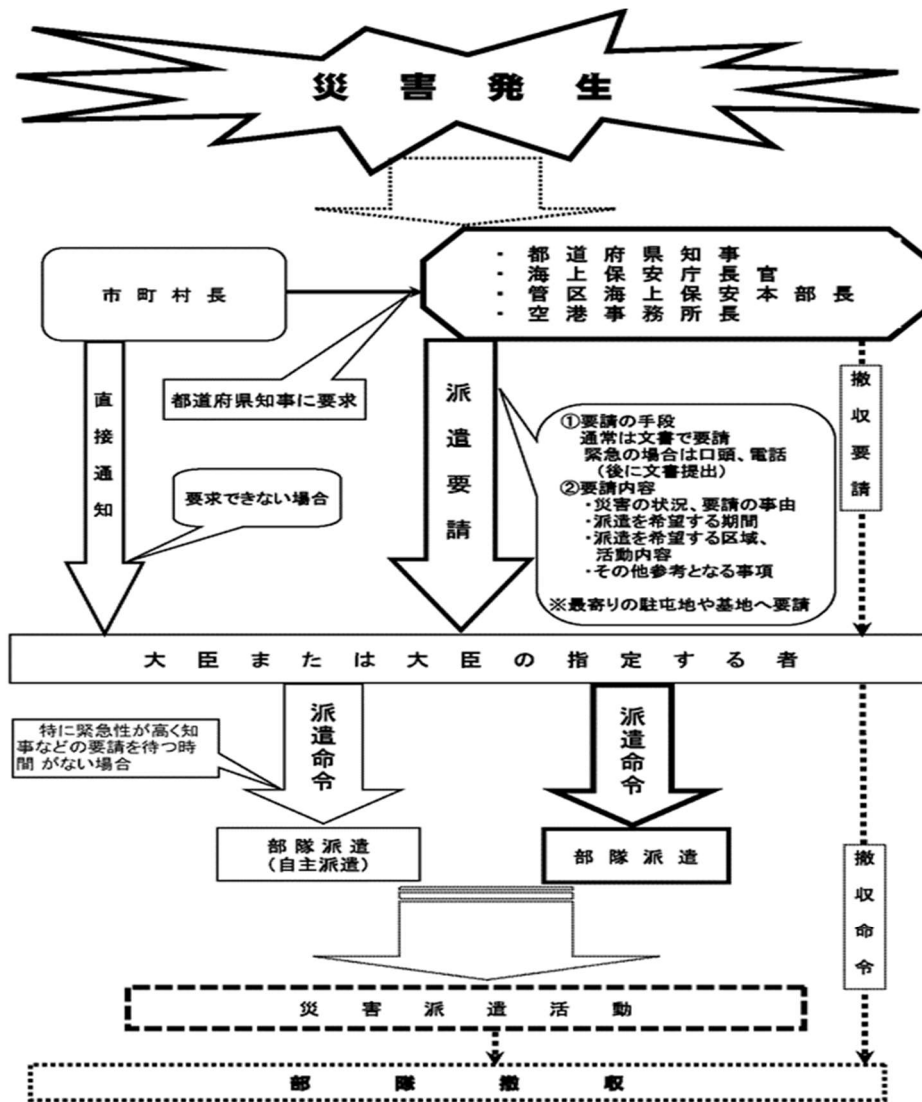
(1) 政令で定める者

- ① 海上保安庁長官
- ② 管区海上保安本部長 第二管区海上保安本部長（塩釜）
- ③ 空港事務所長 仙台航空事務所長

(2) 大臣が指定する者

区分	指定部隊等の長	連絡先	
		昼間	夜間（休日を含む）
陸上自衛隊	第21普通科連隊長 兼秋田駐屯地司令	第3科 秋田018-845-0125 内線235	駐屯地当直司令 秋田018-845-0125 内線302、402
海上自衛隊	舞鶴地方総監	第3幕僚室 京都0773-62-2250 内線2548	総監部オペレーション 京都0773-62-2250 内線2222、2223
	大湊地方総監	第3幕僚室 大湊0175-24-1111 内線2478	総監部オペレーション 大湊0175-24-1111 内線2222
航空自衛隊	秋田救難隊長 兼秋田分屯基地司令	飛行班 秋田018-886-3320 内線231、232	当直 秋田018-886-3320 内線225
	北部航空方面隊司令官	運用課 三沢0176-53-4121 内線2353	SOC当直幕僚 三沢0176-53-4121 内線2204、3900
	第33警戒隊司令 兼男鹿分屯基地司令	総括班 男鹿0185-33-3030 内線205	当直 男鹿0185-33-3030 内線211、212

2 要請から派遣、撤収までの流れ



3 災害派遣要請（依頼）の内容

- (1) 災害の概況と派遣依頼の事由
- (2) 派遣を希望とする期間
- (3) 派遣区域及び活動内容
- (4) その他、派遣活動上の参考事項

派遣を希望する人員、船舶、航空機等の数について、明らかにできる場合はその他に記入する。

4 災害派遣の対象

- (1) 指定部隊等の長は、次の場合、部隊等を派遣する。

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、知事等から派遣要請を受けた場合は、要請

の内容及び自ら収集した情報に基づいて判断し、部隊等を派遣する。

- (2) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは指定部隊等の長の判断に基づいて部隊等を派遣する。

5 活動の内容（「防衛省防災計画」による）

災害派遣部隊の救援活動内容は、通常次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握（被災地の偵察）

- (2) 避難の援助

- (3) 遭難者の搜索活動

- (4) 水防活動

- (5) 消防活動

- (6) 道路又は水路の啓開

- (7) 救急医療、救護及び防疫

- (8) 人員及び物資の緊急輸送

- (9) 炊飯及び給水

- (10) 物資の無償貸付又は譲与

- (11) 危険物の保安及び除去

- (12) その他

6-2 自衛隊災害派遣・撤収要請文書の記載例

(秋田県、防災ハンドブックより)

(1) 災害派遣要請

文書番号	
年	月 日
秋田県知事 あて	湯沢市長
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）	
このことから、次のとおり要請して下さるようお願いいたします。	
1 災害の状況及び派遣要請の事由	
(1) 災 害 の 種 類	
水害、地震、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、航空機救難、その他（ ）	
(2) 災害発生日時	
年	月 日 時 分 ころ
(3) 災害発生場所	
秋田県湯沢市	
(4) 派遣要請の理由	
2 要請の日時	
年	月 日 時 分
3 派遣を希望とする期間	
年	月 日 時 分から、救出活動に必要とする時間
4 派遣を希望する区域及び活動の内容	
(1) 派遣希望区域	
秋田県湯沢市	
(2) 活 動 内 容	
5 その他	
(1) 連絡責任者	(電話 、 FAX)
(2) 現地対策本部	(電話 、 FAX)
(注 1) 派遣を希望する人員数・車両・航空機などについて、明らかにできる場合は、その他に記入すること。	
(注 2) 要請の依頼は、口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を提出すること。	

(2) 撤収要請

文書番号

年 月 日

秋田県知事 あて

湯沢市長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

秋田県湯沢市の 活動に当たっていた災害派遣部隊は、 年 月
日 時 分をもって撤収するよう、要請して下さるようお願いします。

6-3 秋田県消防防災航空隊出動要請書

(令和4年3月 秋田県地域防災計画 震災対策編より)

様式第1号

秋田県消防防災航空隊出動要請書

航空隊受信時間	時 分現在	緊急直通電話 FAX			
1 要請機関名	湯沢市 TEL 0183-73-2111 発信者				
2 災害種別	(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)災害応急 (5)その他				
3 要請内容	救急 救助 空中消火 偵察 物資輸送 傷病者輸送 他 ()				
4 発生場所 (発生時間) (事故概要) (目標) (離着陸場所)	秋田県湯沢市 番地 ----- 年 月 日 午前・午後 時 分頃 -----				
5 気象条件 (現場)	視程 風速	m m/s	天候 気温	雲量 ℃	(高 m) 風向 (警報・注意報)
6 現地指揮者	所属・職名・氏名				
7 通信手段 (現場)	無線種別(統制波1・統制波2・統制波3・主運用波) 現地指揮本部(車)呼出名(コールサイン)				
8 傷病者等	氏名		年齢	歳	性別 男・女
9 傷病名・症状					
10 傷病者搬送 (離陸場所等)	出動先 所在地 及び 目標 (病院名)		搬送先 所在地 及び 目標 (病院名)		
11 要請日時	年 月 日(曜日) 時 分				
12 他の航空機の活動養成	(有・無) 機関名 機数 機				

※ 以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後に連絡します。

1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別(統制波1・統制波2・統制波3・主運用波)コールサイン
2 到着予定時間	年 月 日(曜日) 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 必要資機材	
※その他の特記事項	
	航空隊担当者

様式第2号

緊 急 活 動 速 報

年 月 日現在

要 請 活 動 別	(1)火災 (2)救助 (3)救急 (4)偵察 (5)その他
要 請 者	湯沢市
発 生 場 所	
発 生 日 時 〔要 請 日 時〕	年 月 日 () : 天候 () 〔 年 月 日 () : 天候 () 〕
事 故 概 要	
死 傷 者 等	死者 (性別・年齢) 名
	計 名
	行方不明 名
要 救 護 者 数 (見 込 み)	負傷者 名
	うち重 症 名
	中等症 名
活 動 の 状 況	軽 症 名
	救助人員 名
	(名)
そ の 他 参 考 事 項	
報 告 者 氏 名	
	活動従事者名

6-4 協定締結状況一覧表

(令和5年1月31日 現在)

協定・覚書名称	相手方	締結 年月日	対象となる災害の種類						備考（締結理由等）
			全 て	火 災	風 水 害	救 急	救 助	そ の 他	
秋田県広域消防相互応援協定	秋田県内の市町消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	H29. 3. 27	○						大規模又は特殊な災害の発生に対処するため
秋田県警察消防相互援助協定	秋田県公安委員会と県内市町村	S58. 2. 14	○						災害対応の連携を図るため
日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書	日本水道協会東北支部(東北地方支部、青森県支部、秋田県支部、岩手県支部、山形県支部、宮城県支部、福島県支部)	H9. 5. 1		○	○			異常 渇水	給水能力の速やかな回復を図るため
日本水道協会秋田県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱	日本水道協会秋田県支部正会員	H11. 5. 27		○	○				水道復旧の速やかな回復を図るため
最上広域市町村圏事務組合・湯沢雄勝広域市町村圏組合消防相互応援協定書	最上広域市町村圏事務組合、湯沢雄勝広域市町村圏組合	R5. 9. 1	○					ト ン ネ ル 災 害	行政区域を越えた災害対応の連携を図るため
大崎地域行政事務組合・湯沢雄勝広域市町村圏組合消防相互応援協定書	大崎地域広域行政事務組合、湯沢雄勝広域市町村圏組合	H8. 7. 31	○						行政区域を超えた災害対応の連携を図るため
両磐地区消防組合消防本部・湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部広域消防相互応援協定書	両磐地区消防組合、湯沢雄勝広域市町村圏組合	H8. 12. 10	○						消防組織の区域を超えた災害対応の連携を図るため
宮城県栗原地域広域行政事務組合・秋田県湯沢雄勝広域市町村圏組合広域消防相互応援協定書	秋田県湯沢雄勝広域市町村圏組合、宮城県栗原地域広域行政事務組合	S59. 8. 29	○						消防組織の区域を超えた災害対応の連携を図るため
湯沢横手道路消防相互応援協定書	湯沢雄勝広域市町村圏組合、横手平鹿広域市町村圏組合	H9. 6. 5	○						湯沢横手道路・湯沢インターチェンジから十文字インターチェンジ間の災害対応の連携を図るため
胆沢地区消防組合・湯沢雄勝広域市町村圏組合消防相互応援協定書	胆沢地区消防組合、湯沢雄勝広域市町村圏組合	H16. 9. 14	○						消防組織の区域を超えた災害対応の連携を図るため
災害時における相互援助に関する協定	北東北地域連携軸構想推進協議会構成市 岩手県：大船渡市・花巻市・北上市・遠野市・釜石市・奥州市 秋田県：横手市・湯沢市・由利本荘市・大仙市 10市	H25. 5. 20 (当初 H9. 6. 25)	○					被 災 者 受 入	※ 北東北地域連携軸構想推進協議会に基づく (H25. 3. 31 協議会解散 H25. 5. 20 再締結)
災害時における相互援助に関する協定	県内13市	H18. 4. 26	○						※ 県内市長会構成各市に基づく

協定・覚書名称	相手方	締結 年月日	対象となる災害の種類						備考（締結理由等）
			全 て	火 災	風 水 害	救 急	救 助	そ の 他	
災害時における湯沢市所 管施設等の災害応急対策 業務に関する協定	湯沢地域 株式会社松田 稲川地域 有限会社折原建設 雄勝地域 院内地区 株式会社菅組・株式 会社高嶋組 横堀地区 株式会社菅組・株式 会社本間組・株式会社 沼倉組 秋ノ宮地区 株式会社沼倉 組・栗田工業株式会社 小野地区 株式会社高修興業 有限会社和泉組 皆瀬地域 皆瀬土木株式会社・有 限会社折原建設・株式会 社高嶋組	H18. 9. 1	○						
湯沢市・由利本荘市・新庄 市及び酒田市における災 害援助協定	由利本荘市、山形県新庄市・酒田 市	H19. 1. 17	○						※ 環鳥海サミットに基 づく
災害時における石油類燃 料の供給に関する協定	有限会社京野商店	H20. 5. 16	○						石油類燃料の調達及 び安定供給を行うた め
災害時における応急生活 物資の供給等に関する協 定	イオンスーパーセンター株式会 社	H20. 10. 10	○						応急生活物資確保の ため
災害時における物資供給 に関する協定	N P O 法人コメリ災害対策セン ター	H20. 10. 10	○						応急生活物資確保の ため
災害時における応急生活 物資の供給等に関する協 定	株式会社タカヤナギ	H20. 11. 19	○						応急生活物資確保の ため
災害時における応急生活 物資の供給等に関する協 定	よねや商事株式会社	H20. 11. 19	○						応急生活物資確保の ため
災害時における応急生活 物資の供給等に関する協 定	有限会社中央市場	H20. 11. 19	○						応急生活物資確保の ため
災害時における応急生活 物資の供給等に関する協 定	株式会社バザール	H20. 11. 19	○						応急生活物資確保の ため
災害時の協力に関する覚 書	東北電力ネットワーク株式会社 横手電力センター	H20. 12. 25	○					大規 模停 電	災害対応の連携を図 るため
災害復旧時の協力に関す る覚書	東日本電信電話株式会社秋田支 店	H21. 9. 28	○					通信 網途 絶	災害対応の連携を図 るため
災害時における応急対策 業務等に関する基本協定	湯沢市建設業協会(湯沢地域)	H22. 8. 3	○						協会からの申し出に より
災害時における石油類燃 料の供給に関する協定	秋田県石油商業組合・湯沢雄勝支 部	H23. 7. 7	○						組合支部からの呼び かけにより

協定・覚書名称	相手方	締結 年月日	対象となる災害の種類						備考（締結理由等）
			全 て	火 災	風 水 害	救 急	救 助	そ の 他	
秋田県湯沢市・新潟県湯沢町における災害援助協定	新潟県湯沢町	H23. 7. 14	○						※市町名が同じことから
湯沢市と大崎市との災害時相互応援協定	宮城県大崎市	H23. 11. 3	○						※大崎市からの呼びかけにより（列島横断）
災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定	秋田県及び県内25市町村	H24. 1. 20	○						※県からの呼びかけにより
災害時における石巻市と湯沢市との相互応援に関する協定	宮城県石巻市	H24. 7. 10	○						※震災発生後の支援活動を機に両首長の呼びかけにより
災害時における相互応援に関する協定	宮城県栗原市	H24. 12. 21	○						※栗原市からの呼びかけにより
湯沢市における災害協力に関する協定	株式会社北都銀行	H25. 3. 28	○						（株）北都銀行からの呼びかけにより
湯沢市における災害協力に関する協定	株式会社秋田銀行	H25. 3. 28	○						（株）秋田銀行からの呼びかけにより
災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定締結式	ヤマト運輸株式会社秋田主管支店	H25. 8. 2						○	ヤマト運輸（株）秋田主管支店からの呼びかけにより
災害時における協力依頼に関する協定	湯沢警察署	H25. 9. 2						○	※湯沢警察署からの呼びかけにより
災害時に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H28. 11. 29	○						Yahoo! JAPAN からのご案内（チラシ）
災害時における水道施設の復旧応援に関する協定	公益社団法人 日本水道協会秋田県支部	H27. 6. 12	○						
災害時における水道施設の復旧作業応援に関する協定	山品工業株式会社 有限会社佐謙工業 有限会社サードニクス建設	H27. 4. 30	○						
災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力及び道路損傷等発見時の対応に関する協定書	日本郵便株式会社 湯沢郵便局	H29. 2. 9	○						湯沢郵便局からの呼びかけにより、平成9年覚書を見直し、災害時・平常時の包括協定とした
指定避難所の設置及び運営に関する協定	NPO法人 こまちハート・オブ・ゴールド 湯沢雄勝広域市町村圏組合 秋田県立湯沢翔北高等学校	H29. 9. 19	○						迅速な避難所開設のため
		H29. 9. 25							
指定避難所の設置及び運営に関する協定	横堀地域づくり協議会	H30. 8. 28	○						迅速な避難所開設のため

協定・覚書名称	相手方	締結 年月日	対象となる災害の種類						備考（締結理由等）
			全て	火災	風水害	救急	救助	その他	
福祉避難所の設置及び運営に関する協定	医療法人 仁恵会、社会福祉法人 雄勝なごみ会、社会福祉法人 湯沢市社会福祉協議会、社会福祉法人 一視同仁会、秋田県社会福祉事業団、社会福祉法人 いなかわ福祉会、医療法人 せいとく会、社会福祉法人 みなせ福祉会	H27. 3. 25	○						要配慮者受入れのため
災害発生時における水道施設の復旧作業応援に関する協定書	湯沢市水道施設業協会	H27. 4. 30	○						
災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達・供給に関する協定	一般社団法人 秋田県LPガス協会	H27. 9. 1						○	LPガス協会からの呼びかけにより
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン 秋田営業所	H28. 2. 22						○	市から申し出により
災害時の放送要請に関する協定	株式会社エフエムゆーとびあ	H28. 4. 1						○	市から申し出により
特定接種の接種体制に関する覚書	秋田県厚生農業協同組合連合会 雄勝中央病院	H29. 2. 7	○						新型インフルエンザ等対策特別措置法規定
災害時における応援協力に関する協定	一般社団法人 秋田県解体工事業協会	H31. 2. 8	○						協会からの申し出による
「道の駅おがち」における災害時に関する協定	国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所	R1. 9. 30	○						※ 湯沢河川国道事務所からの申し出により (観光・ジオパーク推進課で締結)
災害時における応援協力に関する協定	北日本索道株式会社	R2. 4. 30	○						協会からの申し出による
災害時における応急対策業務等に関する基本協定	湯沢建設業協会連合会	R4. 1. 21	○						協会からの申し出による
災害時における仮設トイレの設置等に関する協定書	合資会社 県南清掃興業	R4. 2. 25	○						避難所等における衛生的な環境を確保するため
災害時における応急対策業務等に関する基本協定書	株式会社 TACT	R4. 5. 31	○						相手方からの申し出により
災害時における飲料の供給に関する協定	みちのくコカ・コーラボトリング株式会社	R4. 8. 25	○						相手方からの申し出により
災害時における電動車両等の支援に関する協定	秋田三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	R4. 11. 4	○						相手方からの申し出により
災害時における物資の供給に関する協定	株式会社 日敷	R4. 12. 1	○						相手方からの申し出により

協定・覚書名称	相手方	締結 年月日	対象となる災害の種類						備考（締結理由等）
			全 て	火 災	風 水 害	救 急	救 助	そ の 他	
災害時等での施設利用の協力に関する協定	株式会社 ダイナム	R5. 8. 21	○						相手からの申し出により
地域防災パートナーシップ協定	株式会社 秋田放送	R5. 11. 22	○						相手からの申し出により
指定避難所の設置及び運営に関する協定	湯沢市社会教育施設マネジメントグループ 代表企業一般社団法人湯沢市観光物産協会	R6. 4. 1	○						迅速な避難所開設のため
指定避難所の設置及び運営に関する協定	特定非営利活動法人 ゆざわサンマリッツスポーツクラブ	R6. 4. 1	○						迅速な避難所開設のため
指定避難所の設置及び運営に関する協定	チャレンジスポーツクラブいなかわ	R6. 4. 1	○						迅速な避難所開設のため
災害時の協力に関する協定	横手湯沢フォレストサイクル株式会社	R6. 9. 26	○						相手からの申し出により

※相手先が官公庁

第 7 水防に関する資料

7-1 湯沢市水防協議会条例

平成19年3月23日

条例第15号

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第33条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、湯沢市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 水防計画について審議すること。
- (2) 水防に関して関係機関と建議し、促進すること。
- (3) 前2号のほか、水防に関して必要とする事項の審議をすること。

2 会長は、市長をもって充て、委員は、次に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 水防に関係のある団体の代表者
- (3) 学識経験者

(会長)

第3条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第4条 関係行政機関の職員又は水防に関係のある団体の代表者たる委員に事故があるときは、会長のあらかじめ指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

(任期)

第5条 行政機関の職員たる委員の任期は当該職にある期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長において特別の事由があると認めたときは、前項の規定にかかわらずその任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

(会議)

第6条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

第7条 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数の同意で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第8条 協議会に幹事1人及び書記若干名を置き、市職員のうちから会長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を整理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(旅費)

第9条 委員が職務のため出張したときは、旅費を支給する。その額は、市の副市長に支給する相当額とする。ただし、市の職員である委員は、この限りでない。

2 前項の旅費の支給方法は、市の一般職の職員の例による。

(委任)

第10条 この条例に定めるものを除くほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

7-2 湯沢市水防協議会委員名簿

役職	機 関 名	職 名	電 話	備考
会長	湯沢市	市長	73-2111 内線500	
委員	国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所	所長	73-3174	
	国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所十文字出張所	所長	0182-42-0109	
	雄勝地域振興局総務企画部	部長	73-8191	
	雄勝地域振興局福祉環境部	部長	73-6155	
	雄勝地域振興局農林部	部長	73-5180	
	雄勝地域振興局建設部	部長	73-8119	
	湯沢警察署	署長	73-2127	
	湯沢市消防団	団長	73-2112	
	湯沢雄勝広域市町村圏組合 消防本部	消防長	73-3169	指令センター
	湯沢市土地改良区協議会	会長	78-0670	中央改良区
	湯沢市	副市長	73-2111 内線510	
	湯沢市	総務部長	73-2111 内線520	
	湯沢市	市民生活部長	73-2111 内線100	
	湯沢市	建設部長	73-2111 内線400	

7-3 水防倉庫設置場所及び資器材備蓄基準等

・水防倉庫設置場所

番号	水防倉庫	所在地	備考
1	湯 沢	湯沢市字裏門207番地 3	
2	山 田	湯沢市山田字松ノ木	
3	岩 崎	湯沢市岩崎字岩崎105番地	
4	弁 天	湯沢市角間字白山下	
5	幡 野	湯沢市金谷字樋口123番地	
6	三 関	湯沢市下関字下本内	
7	須 川	湯沢市相川字須川119番地 7	
8	川 連	湯沢市川連町字大館上平城120番地	
9	小 野	湯沢市小野字東水口122番地	
10	皆 瀬	湯沢市皆瀬字沢梨台35番地 1	

・資器材備蓄基準

資 器 材 名	単 位	数 量	資 器 材 名	単 位	数 量
工具箱	個	13	ナタ	丁	33
ツルハシ	丁	42	鋳前	個	21
バケツ	個	6	鉄線	kg	950
鋸	丁	47	杉丸太	本	1,950
マサカリ	丁	51	玉縄	玉	380
トガ（唐、クワ）	丁	43	フエルコン	枚	33,600
草刈かま	丁	52	麻袋	枚	3,500
ペンチ	丁	52	タコ槌	丁	3,600
ハンマー	丁	70	掛矢	丁	16
スコップ角	丁	100	竹	本	800
スコップ丸	丁	100	ロープ	玉	37
釘	kg	28	シート	枚	26
土のう（砂入り）	袋	680	ヘッドランプ	個	80
発電機	機	4	電気照明	個	10
投光機	機	6	コードリール	個	7
懐中電灯	灯	2	むしろ	枚	60

・水防資器材調達先一覧

品 名	調 達 先	住 所	電 話 番 号
木 材 類	株式会社田村組	湯沢市深堀字鎌切33番地 1	73-2104
	秋田木工株式会社	湯沢市関口字川前117番地	73-0123
	合資会社高松製材所	湯沢市高松字八乙女140番地	79-2276
	日野製材所	湯沢市駒形字東福寺三又境16番地	42-2221
	後藤製材所	湯沢市三梨字百目木101番地 1	42-2326
	村上製材所	湯沢市三梨字羽竜108番地	42-3504
	立石林業株式会社	湯沢市上院内字長倉	52-2185
	雄勝広域森林組合雄勝支所	湯沢市横堀字小田中 5 番地 2	52-3275
	北日本索道株式会社 製材所	湯沢市皆瀬字川向二ツ石96番地	46-2221
器具工具	株式会社双葉商会	湯沢市柳町二丁目 1 番46号	72-5577
鉄 材 類	株式会社丸大工機商会	湯沢市千石町四丁目 2 番50号	73-5151
	合資会社富谷商店	湯沢市大町二丁目 1 番25号	73-6191
	西清商店	湯沢市横堀字白銀町44番地	52-2041
	大場商店	湯沢市横堀字白銀町46番地	52-3022
	藤原商店	湯沢市小野字西堺176番地	52-2212
	株式会社高義商会	湯沢市川連町字万九郎屋布32番地	42-2125
	株式会社旺住	湯沢市字大島町 1 番地 1	73-1277
麻 袋 類	秋田銘醸株式会社	湯沢市大工町 4 番23号	73-3161
	両関酒造株式会社	湯沢市前森四丁目 3 番18号	73-3143
立 木	市役所財政課	湯沢市佐竹町 1 番 1 号	73-2111

7-4 水防活動実施報告書様式

水防活動実施状況報告書

水防支部		管 理 団 体 名		報告年月日		年 月 日	
指定非の別							
1 出水の状況	川 氾濫注意水位 活動時の推移 雨量	m m m m	所要経費	物件費	資材費	県補助	
					器材費	管理団体	
					燃料費		
					雑費	計	
2 水防実施箇所	川 左岸 右岸 地先		所要経費	人件費	手当		
				その他			
3 日時	月 日 時 ~ 月 日 時			応援の状況、警察関係の援助の状況、現場指導の官公署氏名			
4 出勤人員概況	消防団 名	その他 名	計 名	功労者（団体）の氏名、年齢、所属及び功労概要			
5 水防作業の概要及び方法	箇所 工法 m			居住者出勤の状況			
	箇所 工法 m			使用資材の種類、数量			
6 被害の状況	堤防	田	畑	家屋	鉄道	道路	人口 その他
	m	ha	ha	戸	m	m	人
7 水防活動の効果					水防活動に対する所見、今後の水防について考慮を要する点		

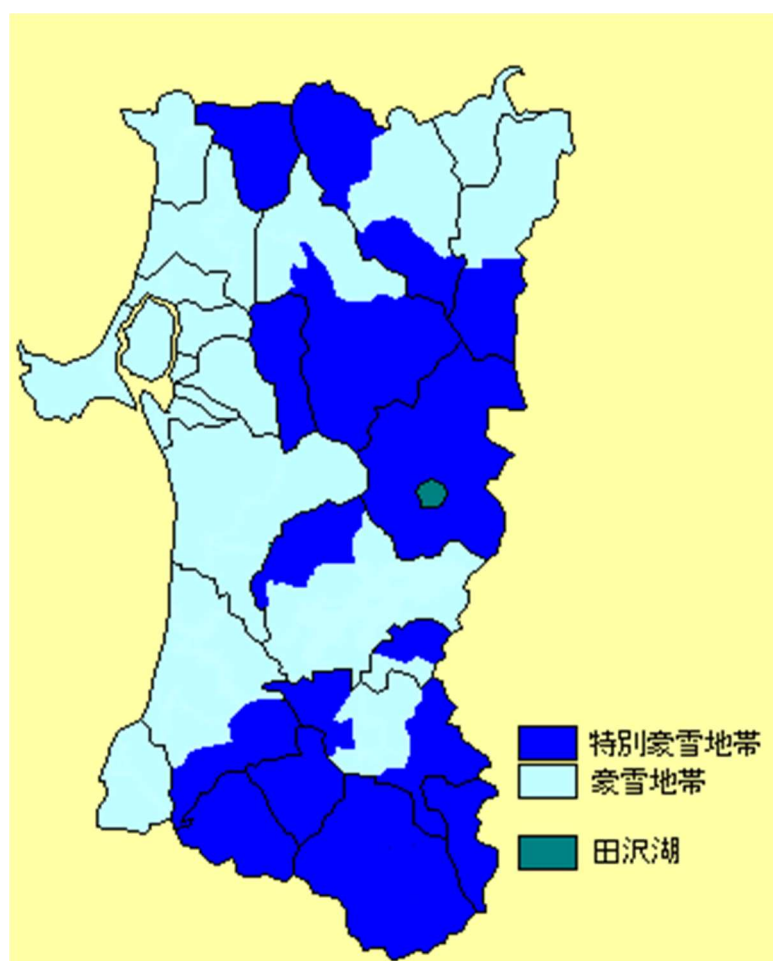
市町村は水防活動終了後5日以内に地域振興局建設部長を経由して県水防本部長に提出するものとする。

第8 雪害予防に関する資料

8-1 特別豪雪地帯に指定された市町村

(全国積雪寒冷地帯振興協議会 豪雪地帯指定図資料による)

郡 名	市 町 村 名	◎は特別豪雪地帯
—	秋田市 能代市 ◎横手市(一部特豪) ◎大館市(一部特豪) ◎由利本荘市(一部特豪) 男鹿市 ◎湯沢市 ◎大仙市(一部特豪) ◎鹿角市(一部特豪) 潟上市 ◎北秋田市(一部特豪) ◎仙北市(一部特豪) にかほ市	
鹿角郡	小坂町	
北秋田郡	◎上小阿仁村	
山本郡	◎藤里町 三種町 八峰町	
南秋田郡	五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村	
仙北郡	◎美郷町	
雄勝郡	◎羽後町 ◎東成瀬村	
特別豪雪地帯	13 (8市 3町 2村)	
豪雪地帯	12 (5市 6町 1村)	



令和5年4月1日現在

8－2 雪害認定基準

(秋田県、防災ハンドブックより)

被害報告には「雪害」項目は設定されていないが、秋田県が積雪寒冷地であり、かつ豪雪地域という気象環境から、県が独自で「雪害」の項目を設定している。

なお、雪害の対象となる事案については、以下の事案を原因とする人的被害及び雪による建築物の損壊の被害とする。

(1) 次の事案により死傷者が発生したもの

- ①雪崩により、家屋等が倒壊したことによるもの
- ②雪崩に車両がまきこまれたことによるもの
- ③屋根の雪下ろし中、誤って転落したことによるもの
- ④屋根雪等の落下によるもの
- ⑤除排雪中に川等に転落したもの
- ⑥除雪して積み上げた雪が崩れたことによるもの
- ⑦雪により、ビニールハウス等が倒壊したことによるもの
- ⑧吹雪等により、走行不能となった自動車内に閉じこめられ、一酸化炭素中毒症等又は凍死したもの
- ⑨吹雪等により、道路等の識別が困難となり、道に迷って凍死したもの、又は川等に転落したもの
- ⑩除排雪作業中、負傷又は死亡したもの（除雪機への巻き込み、除雪機の横転、下敷きになったもの）

(2) 雪害に該当しないもの

- ①雪道を歩行中に転倒し負傷、又は死亡したもの
- ②雪道を走行中の車輛等のスリップ・追突が原因で負傷、又は死亡したもの
- ③除排雪作業中に「脳卒中」、「心筋梗塞」を発症したもの

(3) 例外措置

次については、雪害として計上する。

除排雪作業中、又はその直後に発症した疾病のうち

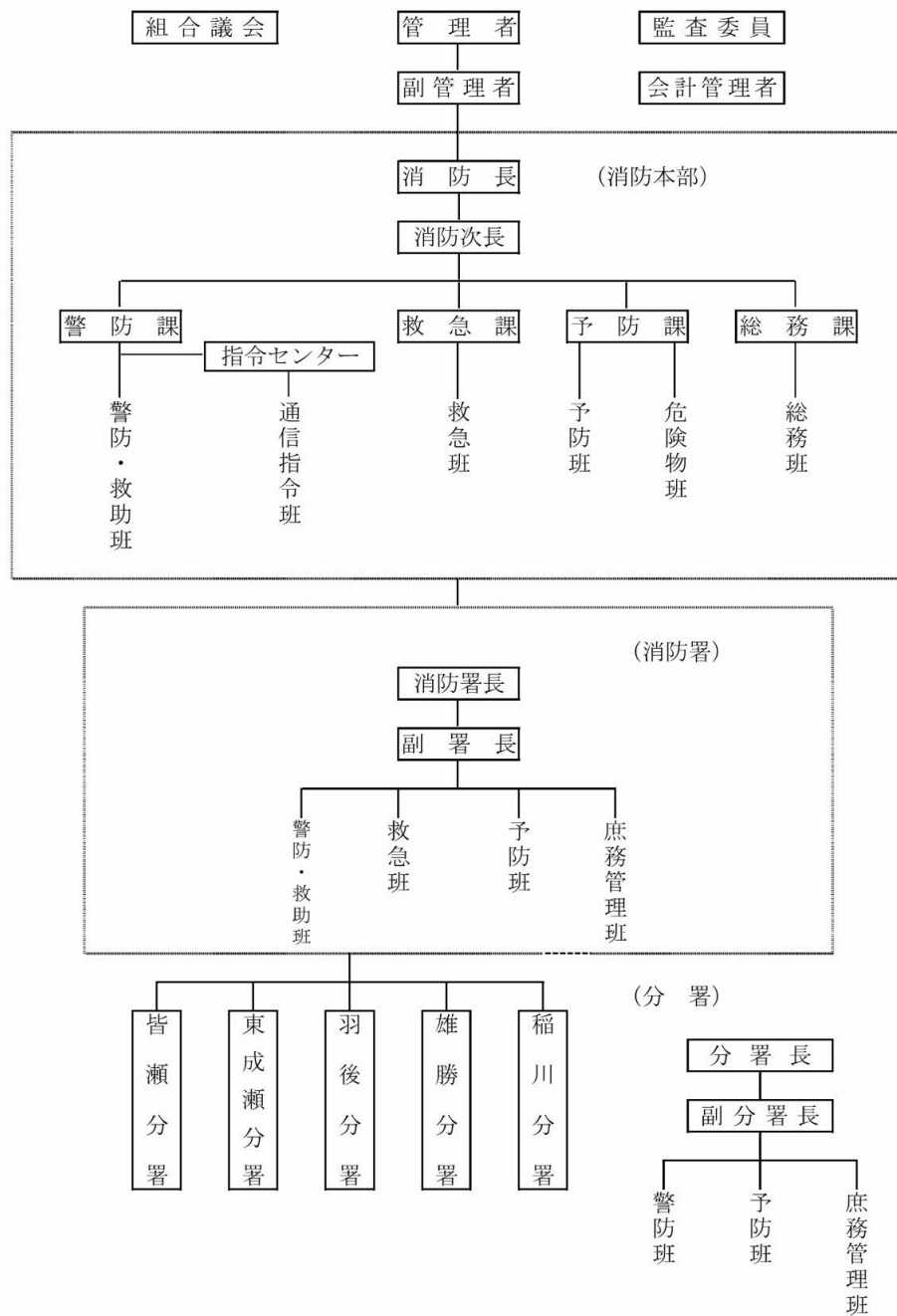
- ①明らかに当該除排雪作業が当該者にとって、通常の労務と比較して著しく加重であったこと
- ②当該疾病の発症が、直接かつ明らかに当該除排雪作業に起因すること等が客観的に認められる場合に限り、雪害として扱う。

第9 消防に関する資料

9-1 組合消防の組織

(湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部、2023消防年報より)

5 組 合 消 防 の 組 織



9-2 消防力の整備状況

(湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部、2023消防年報より)

・消防職員配置状況

(令和6年4月1日現在)

(単位：人)

階 級 本部・署・分署	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	計
消 防 本 部	1	5	8	8	4			26
消 防 署		2	12	10	15	3	12	54
稲 川 分 署			4	5	4	1	2	16
雄 勝 分 署			4	5	5		2	16
羽 後 分 署			5	6	4	1	4	20
東 成 瀬 分 署			4	3	3	1	1	12
皆 瀬 分 署			3	4	3	2		12
計	1	7	40	41	38	8	21	156

・消防車両配置状況

(令和6年10月1日現在)

(単位：台)

車 両 名 本部・署・分署	消 防 ポンプ 自動車	水槽付 消 防 ポンプ 自動車	化 学 消 防 ポンプ 自動車	救 助 工作車	指令車	救急車	防 災 広報車 (支援 車含)	計
消 防 本 部				1	1		5	7
消 防 署	3	1	1			2	1	8
稲 川 分 署	0	1				1	1	3
雄 勝 分 署	0	1				1	1	3
羽 後 分 署	1	1				1	1	4
東 成 瀬 分 署	1					1	1	3
皆 瀬 分 署	1					1	1	3
計	6	4	1	1	1	7	11	31

・消防資器材配置状況

(令和5年4月1日現在)

種 別		署々別	本署	稲川分署	雄勝分署	羽後分署	東成瀬分署	皆瀬分署	計
警 防	ゴム内張りホース 50mm		82	40	40	44	20	25	251
	〃 65mm		267	97	89	127	68	50	698
	ジェットシューター		15	10	5	11	10	12	63
	泡 消 化 剤 (〇)		640	100	125	100	80	40	1,085
	アルミ耐熱衣一式		2		3				5
	防 火 衣 一 式		77	17	17	21	12	12	156
	消 火 栓 圧 力 計		2	1	1	1	1	2	8
	発電機 (携 帯 式)		8	3	5	2	1	2	21
	エアーコンプレッサー		1						1
	エンジンカッター		7	2	2	2	1	1	15
	防 護 面		77	17	17	21	12	12	156
	空気ボンベ充填器		1						1
	気 象 器 具 一 式		1						1
	チェ ー ン ソ ー		4	2	2	2	1	1	12
	空 気 呼 吸 器		53	7	7	7	4	3	81
	空 気 ボ ン ベ		113	14	15	14	9	6	171
	墜 落 制 止 用 器 具		87	17	17	21	12	12	166
	エ ア ー テ ン ト		3						3
	有 害 ガ ス 検 知 器		2						2

・救急車両及び資器材配置状況

(令和5年12月1日現在)

車名 \ 区分	配置
湯 沢 救 急	湯沢市
稲 川 救 急	
雄 勝 救 急	
皆 瀬 救 急	

※車両はすべて高規格救急車

救急隊員の行う観察、処置

- ① 血圧計による血圧の測定
- ② 聴診器による心音及び呼吸音等の聴取
- ③ 血中酸素飽和度測定器による血中酸素飽和度の測定
- ④ 心電計による心電図の記録
- ⑤ 用手、吸引器による口腔内清拭・吸引、エアーウェイ挿入等による気道確保
- ⑥ 手動・自動式人工呼吸器による人工呼吸
- ⑦ 用手・自動式心マッサージ器による胸骨圧迫心マッサージ
- ⑧ 自動体外式除細動器（AED）による除細動
- ⑨ 酸素吸入器による酸素吸入
- ⑩ 直接・間接圧迫による止血
- ⑪ ガーゼ等による創傷の被覆
- ⑫ 副子等による骨折部分の固定
- ⑬ 喉頭鏡及び鉗子等による異物除去
- ⑭ 搬送時における在宅療法中の処置の維持管理
- ⑮ 体位維持、保温、その他、生命の維持又は症状の悪化防止に必要と認められる処置

救急救命士の行う観察、処置

救急隊員の行う処置のほか、

- ① 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液
- ② 食道閉鎖式エアウェイ、ラリンゲルマスク又は気管内チューブによる気道確保
- ③ エピネフリンを用いた薬剤の投与
- ④ 血糖測定器を用いた血糖測定、低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与
- ⑤ 精神・小児科・産婦人科領域の処置
- ⑥ 自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリン投与

(湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部、2023消防年報より)
本署配備 (令和5年4月1日現在)

125125

・消防団員数調べ

(令和5年4月1日現在)

(単位：人)

階級 市町村別	団長 (団長格を含む)	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	条例定数
湯沢市	1	4	14	27	104	187	1,080	1,417	1,555

・消防団機械配備状況

(令和5年4月1日現在)

(単位：台)

階級 市町村別	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ	小型動力ポンプ積載自動車	手引動力ポンプ
湯沢市	1	193	43	

9-3 消防水利施設状況

(湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部、2023消防年報より)

(消火栓)

(令和5年4月1日現在)

(単位：基)

区分 市町村別	合 計	公設		私設		布設管径				
		65mm	50mm	65mm	50mm	150mm 以上	100mm	75mm	50mm	40mm
湯沢市	1,025	1,025				339	420	264	2	

(布設管径は公設のみ)

(防火水槽・指定水利)

(単位：箇所)

区分 市町村別	合 計	公設		私設		プール 池 濠	流水 堰 河川
		20m ³ 以上	40m ³ 以上	20m ³ 以上	40m ³ 以上		
湯沢市	488	158	293	2	29	2	4

第 10 災害危険箇所に関する資料

10-1 砂防指定地

(令和3年秋田県雄勝地域振興局資料より)

■ 県河川砂防課所管

整理 番号	告 示 年月日	告示 番号	溪流名	所 在 地				計 (ha)	備 考
				郡 市	町 村	大 字	字		
5	S9. 11. 19	525	ツブレ沢川	雄勝郡	雄勝町	役内	殿上	7.54	
28	S28. 4. 27	641	湯ノ沢川	雄勝郡	雄勝町	下院内	湯の尻山	7.54	
29	S28. 4. 27	641	大役内川	雄勝郡	雄勝町	役内	男鹿崎、僻揚森、片倉山	7.54	
30	S28. 4. 27	641	役内川	雄勝郡	雄勝町	役内	上居野、湯場沢、落合沢	7.54	
31	S28. 4. 27	641	高松川	湯沢市		高松	山居山、三途川、桑ノ沢	7.54	
32	S28. 4. 27	641	皆瀬川	雄勝郡	皆瀬村	畑等 川向	滝の原、中野、新処、田 向	7.54	
73	S28. 7. 25	1192	薄久内川	雄勝郡	雄勝町	役内	薄久内国有林	7.54	
87	S29. 10. 9	1449	雄勝川	雄勝郡	雄勝町	上院内	八丁	23.77	
88	S29. 10. 9	1449	作内川	湯沢市		松岡	居村山根境、潜の沢	1.51	
89	S29. 10. 9	1449	鉦打沢川	湯沢市			研場	2.63	
102	S30. 11. 7	1260	黒沢川	雄勝郡	稲川町	東福寺	松沢、十八坂、二の回	1.52	
114	S31. 12. 5	1900	役内川	雄勝郡	雄勝町	役内	落合沢国有林、漬沢国有 林	15.80	
116	S31. 12. 5	1900	鉦打沢川	湯沢市			タテ尻山、蛇野、下山谷	3.43	面指定
128	S32. 11. 25	1476	黒沢川	雄勝郡	稲川町	東福寺	小畑沢、綱取沢、治郎太 郎沢、松倉沢、臼打沢、 赤大沢国有林	1.01	
148	S33. 7. 31	1292	西の俣沢川	雄勝郡	雄勝町	役内	西の俣国有林	0.40	
149	S33. 7. 31	1292	大鳥谷川	雄勝郡	皆瀬村	畑等	鳥谷、小湯の上、小安奥 山国有林	2.02	
178	S36. 3. 7	317	松根川	雄勝郡	雄勝町	松根	大沢荊	1.92	
179	S36. 3. 7	317	泉沢川	雄勝郡	雄勝町	泉沢	大沢、欠の下、深尻	3.43	
190	S37. 1. 23	67	戸沢川	湯沢市		関口	長沢	1.11	
191	S37. 1. 23	67	漬沢川	雄勝郡	雄勝町	秋の宮	役内国有林	1.60	
192	S37. 1. 23	67	雄勝川	雄勝郡	雄勝町	院内	ヤコメ国有林	2.32	
193	S37. 1. 23	67	湯の俣沢川	雄勝郡	雄勝町	秋の宮	役内国有林	0.30	
210	S37. 10. 18	2656	山葵沢川	湯沢市		高松	桑の沢口、高松沢国有林	1.08	
207	S37. 12. 10	3005	高松川	湯沢市		高松	高松国有林、下新田	3.60	
208	S37. 12. 10	3005	弾正平沢川	湯沢市		戸沢	東市内、下屋敷、又次郎 沢	0.96	
209	S37. 12. 10	3005	黒森沢川	雄勝郡	雄勝町	院内	黒森	0.52	
221	S38. 9. 18	2450	役内川	雄勝郡	雄勝町	秋の宮	役内国有林、畑	2.63	
222	S38. 9. 18	2450	笈沢川	雄勝郡	雄勝町	院内	無沢山	0.82	
223	S38. 9. 18	2450	外の目川	湯沢市		相川	内の目、外の目	0.62	
224	S38. 9. 18	2450	大谷川	雄勝郡	稲川町	大谷	稗田沢、滝の上、平林	2.58	皆瀬村を 含む
225	S38. 9. 18	2450	黒森沢川	雄勝郡	雄勝町	下院内	黒森、町后、山梨、笈形	1.73	
237	S38. 10. 28	2703	ワサビ沢川	雄勝郡	雄勝町	秋の宮	役内山国有林	3.14	
273	S39. 4. 7	1144	大役内沢川	雄勝郡	雄勝町	秋の宮	役内山国有林	2.99	
274	S39. 4. 7	1144	軽井沢川	雄勝郡	雄勝町	秋の宮	役内山国有林	0.66	
275	S39. 4. 7	1144	ツブレ沢川	雄勝郡	雄勝町	秋の宮	役内山国有林	1.96	
276	S39. 4. 7	1144	鉦打沢川	湯沢市			湯の原、根小屋町、裏門	0.80	
298	S39. 4. 7	1143	外の目川	湯沢市		相川	外の目山、内の目山	2.91	
301	S39. 4. 7	1143	黒沢川	雄勝郡	稲川町	東福寺	松沢、十八坂	8.18	

整理 番号	告 示 年月日	告示 番号	溪流名	所 在 地				計 (ha)	備 考
				郡 市	町 村	大 字	字		
303	S39. 4. 7	1143	松根川	雄勝郡	雄勝町	上院内	大沢前	8. 08	
350	S39. 9. 16	2685	山葵沢川	湯沢市		高松	天矢場、栗の沢口	1. 52	
351	S39. 9. 16	2685	湯尻沢川	湯沢市		高松	高松沢国有林	9. 51	
393	S40. 1. 12	14	寺田川	雄勝郡	雄勝町	桑崎 小野	二反田、堂の前、大沢田	6. 29	
394	S40. 1. 12	14	雄勝川	雄勝郡	雄勝町	上院内	矢込沢国有林	27. 93	
395	S40. 1. 12	14	マタゴ沢川	雄勝郡	雄勝町	秋の宮	役内山国有林	12. 95	
396	S40. 1. 12	14	薄久内沢川	雄勝郡	雄勝町	秋の宮	中山、太平	8. 45	
397	S40. 1. 12	14	大沢川	雄勝郡	雄勝町	秋の宮	大桑沢	4. 27	
398	S40. 1. 12	14	黒沢川	雄勝郡	雄勝町	秋の宮	杉沢、黒沢	2. 89	
399	S40. 1. 12	14	寺沢川	雄勝郡	雄勝町	寺沢	平方、大沢口	1. 50	
400	S40. 1. 12	14	十分ノ一川	雄勝郡	雄勝町	上院内	下ノ町	7. 59	
401	S40. 1. 12	14	役内川	雄勝郡	雄勝町	秋の宮	役内山国有林	34. 90	
402	S40. 1. 12	14	南沢川	雄勝郡	雄勝町	上院内	南沢	3. 30	
403	S40. 1. 12	14	山ノ田川	雄勝郡	雄勝町	上院内	山ノ田	4. 88	
404	S40. 1. 12	14	茂内沢川	雄勝郡	雄勝町	秋の宮	大茂内沢	4. 36	
405	S40. 1. 12	14	高倉沢川	雄勝郡	雄勝町	秋の宮	山居野	2. 23	
505	S40. 11. 12	3214	上沢川及び小 支川	湯沢市		山田	西土沢山	3. 27	
506	S40. 11. 12	3214	鉦打沢川	湯沢市			古館、湯の原、根小屋 町、前圃	2. 56	
553	S41. 2. 4	100	御返事川	雄勝郡	雄勝町	桑ヶ崎	白土、土倉	2. 78	
554	S41. 2. 4	100	湯ノ又沢川	雄勝郡	雄勝町	秋の宮	役内山国有林	13. 95	
555	S41. 2. 4	100	西ノ俣沢川	雄勝郡	雄勝町	秋の宮	役内山国有林	14. 72	
556	S41. 2. 4	100	大役内川	雄勝郡	雄勝町	秋の宮	役内山国有林	14. 98	
557	S41. 2. 4	100	ツブレ沢川	雄勝郡	雄勝町	秋の宮	役内山国有林	17. 29	
590	S41. 4. 22	1306	作内川	湯沢市		山田	糸六	6. 75	
626	S41. 5. 30	1635	高松川	湯沢市		高松	三途川、山居沢、高松沢 国有林	51. 87	
629	S41. 10. 18	3458	中の台沢川	雄勝郡	皆瀬村	畑等	大又	3. 21	
630	S41. 10. 18	3458	小鳥谷沢川	雄勝郡	皆瀬村	畑等	小安奥山国有林	9. 39	
635	S41. 10. 20	3500	大沢川	湯沢市		相川	平林、大沢、三川尻	7. 34	
657	S42. 3. 22	712	土沢川支川及 び小支川	湯沢市		山田	蕨台	1. 56	
667	S42. 8. 29	2698	桙沢川	湯沢市		相川	桙沢	9. 30	
668	S42. 8. 29	2698	大沢川	湯沢市		相川	三川尻	0. 26	
669	S42. 8. 29	2698	岩の沢川	湯沢市		石塚	大沢	3. 16	
720	S42. 11. 25	3926	脇の沢川	湯沢市		宇留院内	脇の沢	2. 06	
721	S42. 11. 25	3926	大檜内沢川	湯沢市		高松	大台山	3. 25	
722	S42. 11. 25	3926	姉倉川	湯沢市		杉沢	大台口、杉沢山	9. 32	
723	S42. 11. 25	3926	切畑川	湯沢市		松岡	上畑	6. 00	
724	S42. 11. 25	3926	愛宕沢川	湯沢市			上人沢山	0. 80	
725	S42. 11. 25	3926	松沢川	湯沢市			竜ヶハゲ山、奥ヒレ山	2. 80	(松沢川)
789	S43. 2. 19	200	赤平田川	雄勝郡	雄勝町	秋の宮	堰ノロ、土橋川原	3. 59	
798	S43. 4. 22	1213	五社ヶ沢川 (新城沢川及 び支川)	雄勝郡	稲川町		三番沢	0. 53	55. 8. 13 (1415名称 変更)
799	S43. 4. 22	1213	田の沢川	湯沢市		山田	田の沢山	1. 40	
800	S43. 4. 22	1213	山谷川	湯沢市			山の沢山	4. 14	
812	S44. 3. 31	804	小湯の沢川	雄勝郡	皆瀬村	畑等	小安奥山国有林	3. 07	
813	S44. 3. 31	804	薄久内川	雄勝郡	雄勝町	役内山	役内山国有林	18. 65	
814	S44. 3. 31	804	マタゴ沢川	雄勝郡	雄勝町	役内山	役内山国有林	16. 58	
817	S44. 3. 31	804	赤川	雄勝郡	雄勝町	下院内	山口	2. 20	

整理 番号	告 示 年月日	告示 番号	溪流名	所 在 地				計 (ha)	備 考
				郡 市	町 村	大 字	字		
828	S45. 8. 7	1211	大小沢川	雄勝郡	稲川町		上大小沢、大小沢出口	11. 13	
835	S45. 8. 7	1211	小鍋立沢川	雄勝郡	雄勝町	矢込沢 上院内	矢込沢国有林、新雄勝	6. 18	
842	S45. 8. 7	1211	萱又沢川	雄勝郡	稲川町		倉の下、萱又	5. 34	
633	S47. 10. 20	3500	白水沢川	雄勝郡	雄勝町	秋の宮	役内山国有林	10. 07	
904	S48. 1. 13	68	湯ノ沢川	雄勝郡	雄勝町	下院内	湯ノ沢国有林	16. 83	
908	S48. 6. 20	1426	中の沢川	雄勝郡	皆瀬村	畑等	畑ノ沢	8. 30	
944	S49. 5. 23	799	沖ノ沢川	雄勝郡	皆瀬村	畑等	沖の沢山、沖ノ沢	1. 95	
978	S51. 4. 14	742	桵沢川	湯沢市		相川	白ヶ沢、大沢山、桵沢山	0. 99	
979	S51. 4. 14	742	畑ノ沢川	雄勝郡	雄勝町	秋の宮	役内山国有林、畑ノ沢	1. 06	
980	S51. 4. 14	742	落合沢川	雄勝郡	皆瀬村	畑等	沖ノ沢山	0. 41	
981	S51. 4. 14	742	湯尻沢川	湯沢市			高松国有林	1. 01	
993	S52. 1. 25	58	真木の沢川	雄勝郡	雄勝町	秋の宮	夜牛、頁木、真木の沢、 真木小沢、蕨岡、筏棒	3. 22	
1011	S53. 6. 8	1032	掛ノ沢川	雄勝郡	雄勝町	秋の宮	掛ノ沢	1. 91	
1013	S53. 6. 8	1032	小石沢川	雄勝郡	雄勝町	秋の宮	出穴沢、役内山国有林	1. 15	
1022	S54. 5. 19	998	瘦長根沢川	雄勝郡	皆瀬村	畑等	上生内、瘦長根	2. 11	
1023	S54. 5. 19	998	長子内沢川	雄勝郡	稲川町	飯田 三梨	長子内、羽竜北平	3. 78	60. 6. 8 (922) 改 正
1024	S54. 5. 19	998	大役内川	雄勝郡	雄勝町	役内	役内山国有林	3. 85	
1043	S55. 8. 12	1406	沼の沢川	湯沢市		宇留院内	沼ノ沢	2. 24	
1044	S55. 8. 12	3458	大蟹沢川	雄勝郡	皆瀬村	川向	大蟹沢	3. 24	
1045	S55. 8. 12	3458	奥宮沢川	雄勝郡	皆瀬村	川向	鷹の巣沢、朴板	2. 32	
1091	S55. 8. 12	1470	奥宮沢川及び 御獄沢川	雄勝郡	皆瀬村	川向	鷹の巣沢、朴板、御獄 下、下谷地、野中、水上	2. 67	
1092	S55. 8. 12	1470	杉の子沢川	雄勝郡	皆瀬村	川向	竹の子山、竹の子沢	2. 92	
1090	S57. 8. 7	1470	作内川	湯沢市		山田	勘解由佐エ門	1. 41	
1118	S59. 3. 24	707	湯の沢川	雄勝郡	皆瀬村	畑等	下湯ノ沢、黒森	0. 81	
1119	S59. 3. 24	707	沼の沢川	湯沢市		宇留院内	観音下、沼ノ沢	1. 12	
1128	S60. 3. 25	653	泉沢川	雄勝郡	雄勝町	泉沢	清水向、欠下	2. 28	
1129	S60. 3. 25	653	裏門沢川	湯沢市			湯ノ上山、広沢山	0. 55	
1143	S60. 6. 8	921	泉沢川及び同 右支川	雄勝郡	雄勝町	泉沢	大沢、小額沢	0. 75	
1156	S60. 10. 28	1432	北上沢川	湯沢市		石塚	矢瀬ヶ沢、滝ノ沢、北上 沢	1. 06	
1161	S61. 2. 25	232	高倉沢川	雄勝郡	雄勝町	秋ノ宮	役内国有林、矢地ノ沢	1. 23	
1162	S61. 2. 25	232	真木小沢川	雄勝郡	雄勝町	秋ノ宮	真木小沢	0. 69	
1163	S61. 2. 25	232	宇留院内川	湯沢市		宇留院内	紬越	1. 27	
1164	S61. 2. 25	232	杉の子沢川	雄勝郡	皆瀬村	川向	宮田、瀬野ヶ沢、竹の子 沢、竹の子山、仏師ヶ 沢、八王神	1. 82	
1188	S62. 1. 26	104	御獄沢川	湯沢市			御獄沢、御獄山	0. 93	
1189	S62. 1. 26	104	沼の沢川	湯沢市		高松	沼ノ沢山	0. 66	
1190	S62. 1. 26	104	真の沢川	雄勝郡	雄勝町	泉沢	真ノ沢、湯舟沢	0. 79	
1191	S62. 1. 26	104	湯の沢川	雄勝郡	皆瀬村	畑等	高堂、下湯ノ沢、湯ノ 沢、黒森	1. 24	
1243	32, 210. 00	627	真木小沢川	雄勝郡	雄勝町	秋ノ宮	真木小沢	0. 47	
1263	S63. 11. 11	2197	堂ヶ沢川	湯沢市		宇留院内	山根、堂ヶ沢	1. 39	
1264	S63. 11. 11	2197	沼ノ沢川	湯沢市		高松	沼ノ沢、沼ノ沢山	0. 71	
1265	S63. 11. 11	2197	柴倉沢川	雄勝郡	稲川町	飯田	柴倉	1. 52	
1266	S63. 11. 11	2197	玉ヶ沢川	雄勝郡	稲川町		玉ヶ沢	1. 07	
1267	S63. 11. 11	2197	西の沢川	雄勝郡	皆瀬村	川向	立岩	2. 35	

整理 番号	告 示 年月日	告示 番号	溪流名	所 在 地				計 (ha)	備 考
				郡 市	町 村	大 字	字		
1271	S63. 11. 11	2197	赤平田沢川	雄勝郡	雄勝町	秋ノ宮	矢倉屋敷	1. 62	
1281	H1. 1. 20	71	真木沢川	雄勝郡	雄勝町	秋ノ宮	真木沢、蔵岡	0. 39	
1283	H1. 1. 20	71	滝ノ沢川	湯沢市			滝ノ沢山	0. 89	
1303	H2. 1. 25	81	下山谷川及び 同左支川	湯沢市			滝ノ沢山、広沢山	1. 31	
1311	H2. 1. 29	101	栗沢川	雄勝郡	雄勝町	泉沢	泉の里	0. 65	
1312	H2. 1. 29	101	奥宮沢川及び 同左安川	湯沢市		高松	奥宮、奥宮山国有林	2. 10	
1341	H3. 2. 18	217	堂ヶ沢川	湯沢市		宇留院内	屋敷筋、山根、川筋	0. 31	
1342	H3. 2. 18	217	白髪沢川	雄勝郡	雄勝町	秋ノ宮	白ヶ沢	10. 44	
1352	H3. 4. 9	1016	湯ノ上沢川	湯沢市			御獄山、湯ノ上山、御獄 南沢	9. 05	面指定
1354	H3. 4. 9	1016	泉沢川	雄勝郡	雄勝町	泉沢	泉の里	1. 92	
1365	H4. 2. 6	240	金田沢川	雄勝郡	雄勝町	秋ノ宮	金田ノ沢、妻ノ沢	26. 25	面指定
1366	H4. 2. 6	240	西の沢川	雄勝郡	皆瀬村	川向	新処、藤倉、立岩	2. 04	
1367	H4. 2. 6	240	内山谷川	雄勝郡	稲川町	三梨	上ノ台、務沢、将監山	42. 18	面指定
1388	H4. 3. 17	668	下山谷川	湯沢市			裏門二丁目、裏門三丁 目、広沢山、滝ノ沢山	0. 23	
1419	H5. 3. 2	494	カゲの沢川	雄勝郡	雄勝町	秋ノ宮	桑沢、掛ノ沢	0. 73	
1421	H5. 3. 2	494	内の沢川	湯沢市		高松	高松沢国有林	0. 45	
1433	H5. 12. 7	2280	吉ヶ沢川	雄勝郡	皆瀬村	川向	釜ノ沢	0. 69	
1442	H6. 1. 20	97	大沢川	湯沢市		相川大沢	平林、大沢山、大沢	1. 71	
1449	H6. 11. 10	2177	泉沢川	雄勝郡	雄勝町	泉沢	泉の里、小額沢、大沢、 真ノ沢、渦船沢、平ノ沢	3. 64	
1465	H7. 2. 22	269	寺沢沢川	雄勝郡	雄勝町	桑崎	寺沢	3. 17	
1443	H8. 3. 15	97	開沢川	湯沢市		乗上沢山		0. 89	
1481	H8. 3. 15	641	湯ノ原沢	湯沢市		裏門一丁 目	松長根山、古館山、柵内 沢山	1. 61	
1501	H8. 8. 13	1678	吉ヶ沢川	雄勝郡	皆瀬村	川向	釜ノ沢、吉ヶ沢、野中	3. 02	
1508	H8. 12. 11	2244	開沢川	湯沢市			乗上沢、鉦打沢	10. 81	
1517	H9. 6. 3	1267	寺沢	湯沢市		関口	禰宜ノ沢、下山	10. 79	
1529	H9. 12. 22	2189	院内小沢	雄勝郡	雄勝町	上院内	小沢	7. 43	
1530	H9. 12. 22	2189	蟹沢	雄勝郡	皆瀬村	畑等	蟹沢山、蟹沢	19. 55	
1531	H9. 12. 22	2189	落合沢	雄勝郡	皆瀬村	畑等	下落合、下根ノ沢	24. 32	
1605	H14. 12. 13	1089	蟹沢	雄勝郡	皆瀬村	畑等	蟹沢、谷地、中の台	1. 17	
1544	H10. 3. 23	760	御返事川	雄勝郡	雄勝町	桑崎	土倉、白土、根堀場	12. 01	
1550	H11. 2. 12	183	御返事川	雄勝郡	雄勝町	桑崎	土倉、白土、根堀場	33. 12	
1564	H12. 1. 20	98	寺沢	湯沢市		関口	寺沢、禰宜ノ沢	0. 15	
1570	H12. 5. 10	1275	小桑沢	雄勝郡	雄勝町	秋ノ宮	小沢、小桑沢	4. 30	
1571	H12. 5. 10	1275	フクベラ沢	湯沢市		高松	上地下、上地、上地山	1. 67	
1572	H12. 5. 10	1275	藤倉沢	雄勝郡	皆瀬村	川向	峠ノ沢	1. 23	
1606	H14. 12. 13	1089	内山谷川	雄勝郡	稲川町	三梨	上久保前川原、上久保、 蛇ノ崎、蔦ヶ沢、上ノ台	0. 75	
1585	H12. 11. 28	2228	根深沢	雄勝郡	雄勝町	寺沢	大沢口、段の上	2. 42	
1592	H13. 12. 6	1708	オバタキ沢	雄勝郡	皆瀬村	畑等	上野山、市野	0. 47	
1597	H14. 3. 7	141	清水沢	雄勝郡	皆瀬村	畑等	鳥谷	0. 73	
1600	H14. 5. 8	359	焼間沢	湯沢市		高松	上地山	0. 43	
1573	H14. 12. 13	1275	内山谷川	雄勝郡	稲川町	三梨	蔦ヶ沢、角間台、上ノ台	1. 83	
1607	H15. 2. 13	105	院内小沢	雄勝郡	雄勝町	上院内	小沢	1. 39	
1608	H15. 2. 13	105	小桑沢	雄勝郡	雄勝町	秋ノ宮	大沢、小沢、小桑沢	0. 40	
1609	H15. 2. 13	105	藤倉沢、穴沢 及び峠ノ沢	雄勝郡	皆瀬村	川向	打野、藤倉、新処、峠ノ 沢、穴沢	3. 32	
1610	H15. 2. 13	105	オバタキ沢	雄勝郡	皆瀬村	畑等	上野山、市野、黒沢口	0. 79	

整理 番号	告 示 年月日	告示 番号	溪流名	所 在 地				計 (ha)	備 考
				郡 市	町 村	大 字	字		
1611	H15. 2. 13	105	清水沢	雄勝郡	皆瀬村	畑等	桂沢上、鳥谷	0. 18	
1615	H15. 6. 25	981	宇留院内川	湯沢市		宇留院内	紬越、明通	1. 27	
1621	H16. 3. 10	240	御返事川	雄勝郡	雄勝町	桑崎	長戸呂、御返事、谷地 中、上手、寺沢、清水前	1. 69	
1626	H16. 3. 17	279	フクベラ沢	湯沢市		高松	上地山	0. 32	
1627	H16. 3. 17	279	焼間沢	湯沢市		高松	上地山、中泊	2. 60	
1674	H19. 5. 22	651	御返事川	雄勝郡	雄勝町	桑崎	上手、棚葉沢、寺沢	0. 25	
1675	H19. 5. 22	651	焼間沢	湯沢市		高松	上地山	0. 77	
1676	H19. 5. 22	651	藤倉沢	雄勝郡	皆瀬村	川向	打野、藤倉、峠ノ沢	1. 56	
1701	H24. 4. 12	444	雄勝川	湯沢市		上院内	新雄勝・八丁新町	0. 35	
1712	H26. 7. 7	723	小沢	湯沢市		秋ノ宮	小沢、鴫沢、風下	1. 07	
1713	H26. 7. 7	723	大沢田	湯沢市		小野・横 堀	大沢田、小沢田、小林、 笹森、沢田	3. 04	
1731	H30. 7. 4	794	沖ノ沢川	湯沢市		皆瀬	沖ノ沢	1. 05	
1733	H30. 12. 21	1372	深沢	湯沢市		小野	大沢田、御嶽平、蛇崩	2. 62	

10-2 山地 山腹崩壊危険地

(平成29年度山地災害危険地区調査票より)

(東北森林管理局秋田森林管理署湯沢支署)

■ 東北森林管理局所管

危険地区番号		位 置			面積 (ha)	地区内保安対象		
市町村	地 区	地 域	大 字	地区名		人家 戸数	公共 施設	道路
207	1	雄勝	秋ノ宮	湯の又沢	1. 00	10	2	林
207	2	皆瀬	皆 瀬	大湯沢	1. 00	6		国

(山地災害危険地区一覧表 平成30年10月より)

(秋田県農林水産部森林環境保全課)

■ 県森林環境保全課所管

危険地区番号		大字	字	面積 (ha)	公共施設等		
市町村	地 区				人家 戸数	公共施設	道路
207	S0001	駒形町	大倉水上沢山	3	12	0	市道
207	S0002	駒形町	大倉大石山	7	40	0	市道
207	S0003	駒形町	東福寺小松沢	2	3	0	市道
207	S0004	駒形町	東福寺桂沢	3	12	0	市道
207	S0005	駒形町	八面笹森	1	6	0	市道
207	S0006	川連町	山田	1	12	0	市道
207	S0007	川連町	若神子	2	30	0	市道
207	S0008	川連町	千本杉	5	30	0	市道
207	S0009	三梨町	寺林	16	50	0	国道
207	S0010	三梨町	豆ヶ沢	1	2	0	市道
207	S0011	三梨町	芦沢	15	12	0	市道

危険地区番号		大字	字	面積 (ha)	公共施設等		
市町村	地 区				人家 戸数	公共施設	道路
207	S0012	稲庭町	坪沢	5	13	1	市道
207	S0013	稲庭町	琵琶倉	4	20	2	市道
207	S0014	稲庭町	大森山	1	20	0	市道
207	S0015	稲庭町	桙	1	25	0	国道
207	S0016	稲庭町	古館前平	16	60	0	国道
207	S0017	稲庭町	熊の台	1	20	0	国道
207	S0018	稲庭町	堤ヶ沢	2	5	0	市道
207	S0019	皆瀬	下根ノ沢	4	7	0	市道
207	S0020	皆瀬	下沖ノ沢	31	5	0	市道
207	S0021	皆瀬	畑ノ沢	5	4	0	市道
207	S0022	皆瀬	高根	3	0	0	林道
207	S0023	皆瀬	沖ノ沢	1	0	0	林道
207	S0024	皆瀬	沖ノ沢山	1	10	0	市道
207	S0025	皆瀬	小屋場長根	3	0	0	市道
207	S0026	皆瀬	落合山	10	0	0	市道
207	S0027	皆瀬	藤平	5	0	0	市道
207	S0028	皆瀬	雨沼	13	0	0	市道
207	S0029	皆瀬	内山	6	30	0	市道
207	S0030	皆瀬	垂水	1	5	0	市道
207	S0031	皆瀬	長石田	5	17	0	市道
207	S0032	皆瀬	真坂	2	1	1	市道
207	S0033	皆瀬	木積場	4	6	0	県道
207	S0034	皆瀬	生内	5	4	0	県道
207	S0035	皆瀬	上生内	7	3	0	県道
207	S0036	皆瀬	瘦長根	1	2	0	県道
207	S0037	皆瀬	黒森	1	3	0	市道
207	S0038	皆瀬	高堂	4	0	0	県道
207	S0039	皆瀬	瘦長根	1	4	0	県道
207	S0040	皆瀬	上生内	8	5	0	県道
207	S0041	皆瀬	塚長根	3	10	0	県道
207	S0042	皆瀬	蟹沢山	1	2	0	市道
207	S0043	皆瀬	鍋割山	5	0	0	林道
207	S0044	皆瀬	下中の台	2	1	0	市道
207	S0045	皆瀬	綱取山	9	0	0	林道
207	S0046	皆瀬	滝ノ原山	11	6	1	市道
207	S0047	皆瀬	中野	6	0	0	林道
207	S0048	皆瀬	滝ノ上	10	5	0	市道
207	S0049	皆瀬	桂沢山	31	7	1	国道
207	S0050	皆瀬	鳥谷	5	12	0	国道
207	S0051	皆瀬	小湯ノ上	5	30	0	国道
207	S0052	皆瀬	湯元	5	30	0	国道
207	S0053	皆瀬	新処	5	10	0	国道
207	S0054	皆瀬	長塚長根	3	12	0	国道
207	S0055	皆瀬	上ノ沢	4	40	0	国道
207	S0056	皆瀬	山根	11	3	0	国道
207	S0057	皆瀬	山岸	8	22	0	国道
207	S0058	皆瀬	貝沼	2	5	0	市道
207	S0059	皆瀬	谷地頭	8	2	0	市道
207	S0060	皆瀬	若畑	10	11	0	市道
207	S0061	皆瀬	種池	1	7	0	市道
207	S0062	皆瀬	吉ヶ沢	1	2	0	国道

危険地区番号		大字	字	面積 (ha)	公共施設等		
市町村	地 区				人家 戸数	公共施設	道路
207	S0063	皆瀬	水沢	1	10	0	国道
207	S0064	皆瀬	御獅子沢	11	30	2	国道
207	S0065	皆瀬	三吉森	2	2	0	市道
207	S0066	皆瀬	上野	1	0	0	市道
207	S0067	皆瀬	藤倉	3	5	0	市道
207	S0068	皆瀬	立岩	2	20	0	市道
207	S0069	皆瀬	下雨生	4	5	0	市道
207	S0070	皆瀬	朝月	14	0	0	県道
207	S0071	稲庭町	朝月山	2	14	0	県道
207	S0072	稲庭町	朝月山	1	10	0	県道
207	S0073	三梨町	蛇の崎	6	15	0	県道
207	S0074	三梨町	中コヒト	1	3	0	市道
207	S0075	川連町	大平	1	0	2	国道
207	S0076	駒形町	八面狼ヶ沢	1	0	1	市道
207	S0077	岩崎	千石沢	1	30	0	市道
207	S0078	成沢	中ノ沢	1	15	0	市道
207	S0079	成沢	大成沢	2	2	0	市道
207	S0080	杉沢	杉沢山	1	3	0	市道
207	S0081	杉沢	杉沢山	1	20	0	市道
207	S0082		中ノ沢弁慶山	1	3	0	市道
207	S0083		中ノ沢弁慶山	1	30	0	市道
207	S0084		稲荷山	1	60	0	市道
207	S0085		伊勢堂脇	2	30	0	市道
207	S0086		上経塚廻り	1	30	1	市道
207	S0087		湯ノ上山	9	60	1	国道
207	S0088		滝ノ沢山	1	20	0	国道
207	S0089		沼ノ岱山	3	50	0	国道
207	S0090		短沢山	1	3	0	国道
207	S0091		桐メ平山	5	18	0	国道
207	S0092		峠沢山	3	0	0	市道
207	S0093		カツクイ沢山	4	20	0	国道
207	S0094		岩ノ沢山	5	30	0	市道
207	S0095		西金堀沢山	1	9	0	市道
207	S0096		角間沢山	4	4	0	市道
207	S0097		下タ角間沢山	1	6	0	市道
207	S0098		姥懐山	1	30	0	国道
207	S0099		柵内沢山	6	100	2	国道
207	S0100		内館山	13	200	2	市道
207	S0101		蟹沢山	1	50	0	市道
207	S0102		愛宕山	2	7	1	市道
207	S0103		松沢山	1	15	0	市道
207	S0104	関口	聖ヶ沢	3	20	0	国道
207	S0105	関口	寺沢山	1	20	0	県道
207	S0106	関口	古城廻	14	50	0	県道
207	S0107	関口	戸沢山	30	15	0	県道
207	S0108	関口	仁田ノ沢	7	15	0	県道
207	S0109	関口	向山	3	2	0	県道
207	S0110	関口	瘤沢	8	40	0	市道
207	S0111	下関	畑ヶ沢	4	60	0	市道
207	S0112	上関	鍋倉山	11	8	0	市道
207	S0113	上関	岩ノ沢	2	1	0	市道

危険地区番号		大字	字	面積 (ha)	公共施設等		
市町村	地 区				人家 戸数	公共施設	道路
207	S0114	相川	薬師沢	5	4	0	市道
207	S0115	相川	蟹沢	7	22	0	市道
207	S0116	相川	僧ヶ沢	6	50	0	市道
207	S0117	相川	岸ヶ沢	6	5	0	県道
207	S0118	高松	下西の峰	5	1	0	県道
207	S0119	宇留院内	宮ノ沢	2	11	0	県道
207	S0120	宇留院内	家ノ後	2	30	0	県道
207	S0121	宇留院内	葭長	1	14	0	県道
207	S0122	宇留院内	岩井沢	1	0	0	県道
207	S0123	宇留院内	沼の沢	2	6	0	県道
207	S0124	高松	上地山	4	25	1	県道
207	S0125	高松	上地山	6	20	0	県道
207	S0126	高松	会ノ山	22	3	0	県道
207	S0127	高松	沖ノ沢	10	11	0	県道
207	S0128	高松	坊ヶ沢山	4	19	0	県道
207	S0129	高松	灰場山	8	2	0	県道
207	S0130	高松	三途川	1	15	0	県道
207	S0131	高松	下新田山	6	6	0	県道
207	S0132	高松	下新田山	6	1	0	県道
207	S0133	高松	天矢場	22	0	0	林道
207	S0134	高松	天矢場	6	0	0	市道
207	S0135	高松	明戸	7	19	0	市道
207	S0136	高松	戸平山	2	17	0	市道
207	S0137	桑崎	東平	1	7	0	市道
207	S0138	桑崎	金池	1	20	0	市道
207	S0139	桑崎	棚葉沢	9	13	0	市道
207	S0140	桑崎	土倉	3	40	0	市道
207	S0141	桑崎	先達坂	5	16	0	市道
207	S0142	桑崎	御嶽平	1	0	1	市道
207	S0143	横堀	前林	6	1	2	国道
207	S0144	横堀	館ノ沢	16	50	0	国道
207	S0145	寺沢	御嶽林	2	15	1	市道
207	S0146	秋ノ宮	九十九沢	25	10	1	市道
207	S0147	秋ノ宮	真根ヶ沢	8	0	0	市道
207	S0148	秋ノ宮	大森	3	2	0	国道
207	S0149	秋ノ宮	白ヶ沢	2	20	0	市道
207	S0150	秋ノ宮	滝の沢	1	50	0	国道
207	S0151	秋ノ宮	中山	2	20	0	国道
207	S0152	秋ノ宮	清水沢	2	2	0	国道
207	S0153	秋ノ宮	八森山	3	8	0	国道
207	S0154	秋ノ宮	黒沢	10	4	0	国道
207	S0155	秋ノ宮	小杉沢	7	40	0	国道
207	S0156	秋ノ宮	殿上	17	25	0	国道
207	S0157	秋ノ宮	岳山	14	14	0	市道
207	S0158	秋ノ宮	深沢	1	7	0	市道
207	S0159	秋ノ宮	出穴沢	2	2	0	県道
207	S0160	秋ノ宮	葭が沢	6	16	0	県道
207	S0161	秋ノ宮	掛の沢	8	7	0	国道
207	S0162	秋ノ宮	館ヶ沢	6	5	0	国道
207	S0163	秋ノ宮	寺の沢	10	50	0	国道
207	S0164	秋ノ宮	背名沢	3	15	0	市道

危険地区番号		大字	字	面積 (ha)	公共施設等		
市町村	地 区				人家 戸数	公共施設	道路
207	S0165	秋ノ宮	松木沢	4	30	0	市道
207	S0166	秋ノ宮	小滝ヶ沢	13	10	0	市道
207	S0167	秋ノ宮	影平	5	40	0	市道
207	S0168	秋ノ宮	小桑沢	1	13	0	市道
207	S0169	秋ノ宮	風下	1	25	0	市道
207	S0170	下院内	前林	3	35	0	国道
207	S0171	下院内	上焼山	2	15	1	国道
207	S0172	下院内	湯の尻山	6	3	1	国道
207	S0173	下院内	湯の尻山	14	0	0	市道
207	S0174	下院内	湯の尻山	16	0	0	市道
207	S0175	上院内	小沢	1	11	1	国道
207	S0176	上院内	岩井堂	1	0	1	国道
207	S0177	上院内	雄勝山	3	0	1	国道
207	S0178	上院内	雄勝山	5	0	1	国道
207	S0179	上院内	雄勝山	6	0	1	国道
207	S0180	上院内	雄勝山	4	2	1	国道
207	S0181	上院内	南沢	4	4	1	国道
207	S0182	上院内	八丁新町	1	20	1	国道
207	S0183	上院内	落合	1	4	0	国道
207	S0184	上院内	南沢	1	10	0	市道
207	S0185	上院内	南沢	2	3	0	市道
207	S0186	上院内	南沢	11	1	0	市道
207	S0187	上院内	南沢	5	5	0	国道
207	S0188	上院内	西三番	1	0	0	市道
207	S0189	上院内	大沢	15	0	0	国道
207	S0190	上院内	十分一	12	0	0	国道
207	S0191	上院内	十分一	7	0	0	国道
207	S0192	上院内	長倉	4	20	0	国道
207	S0193	上院内	山の田	14	6	0	市道
207	S0194	上院内	山の田	8	4	0	市道
207	S0195	上院内	山の田	4	0	0	林道
207	S0196	上院内	山の田	7	0	0	林道
207	S0197	上院内	山の田	5	2	0	市道
207	S0198	上院内	松根	11	10	0	県道
207	S0199	上院内	中の沢	8	16	0	県道
207	S0200	下院内	館山	1	50	0	市道
207	S0201	小野	水上沢	1	1	0	市道
207	S0202	小野	前平	19	2	0	市道
207	S0203	泉沢	京櫃沢	3	7	0	市道
207	S0204	泉沢	堂ヶ沢	1	15	0	市道
207	S0205	泉沢	芋の沢	6	25	0	市道
207	S0206	酒蒔	下山崎	5	0	0	市道
207	S0207	酒蒔	大沢	85	50	0	県道
207	S0208	山田	田ノ沢	15	15	0	県道
207	S0209	山田	脇ノ沢	14	20	0	県道
207	S0210	山田	上ノ宿	3	25	0	市道
207	S0211	山田	芦ヶ沢	3	0	0	市道
207	S0212	山田	南土沢	11	30	0	市道
207	S0213	山田	西土沢	8	15	0	市道
207	S0214	山田	上堂ヶ沢	2	45	0	市道
207	S0215	山田	蓮台寺	1	10	1	市道

危険地区番号		大字	字	面積 (ha)	公共施設等		
市町村	地 区				人家 戸数	公共施設	道路
207	S0216	松岡	東八幡堂	3	30	0	市道
207	S0217	石塚	布引沢	2	8	0	市道
207	S0218	石塚	戌平	6	13	0	市道
207	S0219	石塚	熊ノ堂	15	40	0	市道
207	S0220	松岡	十二ヶ沢	7	60	0	県道
207	S0221		大平台	7	1	0	県道
207	S0222	石塚	菖蒲ヶ沢	3	15	0	県道
207	S0223	松岡	打越	1	15	0	市道
207	S0224		細越	1	10	0	市道
207	S0225		剣ヶ鼻	1	12	0	市道
207	S0226		剣ヶ鼻	1	25	0	市道

10-3 山地 崩壊土砂流出危険地

(平成29年度山地災害危険地区調査票より)

(東北森林管理局秋田森林管理署湯沢支署)

■ 東北森林管理局所管

危険地区番号		位 置			面積 (ha)	地区内保全対象		
市町村 コード	地区	地域	大字	地区名		人家	公共 施設	道路
207	1	湯 沢	高 松	奥 宮 沢	1.80	11		県
207	2	湯 沢	高 松	桂 沢 (1)	1.05			市
207	3	湯 沢	高 松	泥 湯 沢	2.88	10		市
207	4	湯 沢	高 松	下小川原毛沢	0.15			県
207	5	湯 沢	高 松	ビ ッ キ 沢	0.72			県
207	6	湯 沢	高 松	小 川 原 毛 沢	0.54			県
207	7	湯 沢	高 松	上小川原毛沢	0.48			県
207	8	雄 勝	秋 ノ 宮	白 髪 沢	1.95	10		国
207	9	雄 勝	秋 ノ 宮	滝 の 沢	3.42	30		国
207	10	雄 勝	秋 ノ 宮	大 木 坂 沢	3.00	29		国・市
207	11	雄 勝	秋 ノ 宮	仁 勢 沢	6.00	29		国・市・林
207	12	雄 勝	秋 ノ 宮	山 白 沢	1.05	14	1	国・市
207	13	雄 勝	秋 ノ 宮	赤 石 沢	2.70	40		国・市
207	14	雄 勝	秋 ノ 宮	下 ジ ョ バ 沢	1.65	40		国・市
207	15	雄 勝	秋 ノ 宮	上 畑 沢	0.60	6		国
207	16	雄 勝	秋 ノ 宮	蛇 崩 沢	1.26			国
207	17	雄 勝	秋 ノ 宮	東 檜 淵 沢	1.44			国
207	18	雄 勝	秋 ノ 宮	白 水 沢	4.32			国
207	19	雄 勝	秋 ノ 宮	小 赤 倉 沢	2.97			国
207	20	雄 勝	秋 ノ 宮	口 明 沢	0.90			国
207	21	雄 勝	秋 ノ 宮	目 方 石 沢	4.95	50	1	市・林
207	22	雄 勝	下 院 内	湯 ノ 沢	6.24	1		市
207	23	雄 勝	上 院 内	桂 沢 (2)	0.72	2		林
207	24	雄 勝	上 院 内	冷 水 沢	1.08		1	国
207	25	雄 勝	上 院 内	ニ ツ 石 沢	1.17		1	国
207	26	雄 勝	上 院 内	三 曲 沢	0.45		1	国
207	27	皆 瀬	皆 瀬	小 俣 沢	4.83	3		市
207	28	皆 瀬	皆 瀬	小 安 沢	2.70	1		
207	29	雄 勝	秋 ノ 宮	目 方 石 沢 2	2.88	4		市
207	30	雄 勝	秋 ノ 宮	小 石 株 沢	0.54			国
207	31	雄 勝	上 院 内	荒 又 沢	1.25		1	林

■ 県森林環境保全課所管

(山地災害危険地区一覧表 平成30年10月より)

危険地区番号		大字	字	面積 (ha)	公共施設等		
市町村	地 区				人家数	公共施設	道路
207	H0001	駒形町	大倉柿木沢山	0.45	10	0	市道
207	H0002	駒形町	大倉本観音山	0.96	6	0	市道
207	H0003	駒形町	東福寺白沢山	1.08	23	0	市道
207	H0004	駒形町	東福寺小松沢	0.45	1	0	市道
207	H0005	駒形町	東福寺松沢山	2.25	2	0	市道
207	H0006	駒形町	東福寺八森	0.90	1	0	市道
207	H0007	駒形町	東福寺大深沢	1.20	1	0	市道
207	H0008	駒形町	東福寺松倉沢	14.88	1	0	林道
207	H0009	駒形町	東福寺桐沢	1.56	0	0	林道
207	H0010	駒形町	東福寺東の沢	0.90	2	0	市道
207	H0011	駒形町	東福寺桂沢	0.18	5	0	市道
207	H0012	駒形町	八面佐野沢	0.30	12	0	市道
207	H0013	川連町	保土岡	0.24	15	0	市道
207	H0014	川連町	鹿野滝沢	0.24	20	0	市道
207	H0015	川連町	内沢	2.16	100	0	市道
207	H0016	川連町	呻沢	0.54	40	0	市道
207	H0017	三梨町	平林	1.44	30	2	国道
207	H0018	三梨町	豆ヶ沢	0.90	30	0	国道
207	H0019	三梨町	大沢北ヶ沢	2.40	100	0	国道
207	H0020	稲庭町	栄花館	1.68	60	0	国道
207	H0021	稲庭町	下高橋	0.99	40	0	国道
207	H0022	稲庭町	大森	0.72	60	0	国道
207	H0023	稲庭町	大森山	0.30	100	0	国道
207	H0024	稲庭町	万田平	0.24	50	0	国道
207	H0025	稲庭町	桙	0.24	18	0	国道
207	H0026	稲庭町	打越	1.26	11	0	国道
207	H0027	稲庭町	熊の台	0.36	6	0	国道
207	H0028	稲庭町	倉の下	2.04	20	0	国道
207	H0029	稲庭町	上大小沢	4.86	15	0	国道
207	H0030	皆瀬	下根ノ沢	0.63	2	0	市道
207	H0031	皆瀬	畑ノ沢	0.18	10	0	市道
207	H0032	皆瀬	村上	0.63	12	0	市道
207	H0033	皆瀬	村上	0.72	12	0	市道
207	H0034	皆瀬	椿森	1.68	12	0	市道
207	H0035	皆瀬	高根	0.36	0	0	林道
207	H0036	皆瀬	高根	0.72	12	0	市道
207	H0037	皆瀬	沖ノ沢山	0.63	12	0	市道
207	H0038	皆瀬	沖ノ沢山	0.36	2	0	市道
207	H0039	皆瀬	下沖ノ沢	0.30	0	0	市道
207	H0040	皆瀬	村尻	0.24	0	0	市道
207	H0041	皆瀬	小屋場長根	0.24	0	0	市道
207	H0042	皆瀬	落合山	0.18	0	0	市道
207	H0043	皆瀬	落合山	0.36	0	0	市道
207	H0044	皆瀬	落合山	0.30	0	0	市道
207	H0045	皆瀬	藤平	0.30	0	0	市道
207	H0046	皆瀬	外浦山	0.36	0	0	市道
207	H0047	皆瀬	雨沼山	3.75	0	0	市道
207	H0048	皆瀬	雨沼	0.24	0	0	市道

危険地区番号		大字	字	面積 (ha)	公共施設等		
市町村	地 区				人家数	公共施設	道路
207	H0049	皆瀬	黒森沢	2.40	0	0	市道
207	H0050	皆瀬	根ノ沢	0.90	0	0	市道
207	H0051	皆瀬	天明松	6.60	10	0	国道
207	H0052	皆瀬	内山	0.99	40	2	国道
207	H0053	皆瀬	保戸堀沢	0.90	0	0	市道
207	H0054	皆瀬	岩ノ目沢	3.00	0	0	市道
207	H0055	皆瀬	下生内	0.54	1	0	県道
207	H0056	皆瀬	生内	0.99	5	0	県道
207	H0057	皆瀬	上生内	0.30	1	0	県道
207	H0058	皆瀬	上生内	0.81	2	0	県道
207	H0059	皆瀬	瘦長根	0.72	3	0	県道
207	H0060	皆瀬	黒森	0.90	2	0	県道
207	H0061	皆瀬	黒森	0.72	2	0	市道
207	H0062	皆瀬	上片倉	3.75	2	0	県道
207	H0063	皆瀬	高堂	0.18	2	0	県道
207	H0064	皆瀬	桂谷地	2.16	2	0	県道
207	H0065	皆瀬	瘦長根	1.80	4	0	県道
207	H0066	皆瀬	上生内	0.63	1	0	県道
207	H0067	皆瀬	生内	0.90	1	0	県道
207	H0068	皆瀬	生内	0.63	3	0	県道
207	H0069	皆瀬	下生内	0.18	3	0	県道
207	H0070	皆瀬	蟹沢山	0.36	5	0	市道
207	H0071	皆瀬	鍋割山	0.81	4	0	市道
207	H0072	皆瀬	鍋割山	0.99	0	0	林道
207	H0073	皆瀬	大又	3.60	0	0	林道
207	H0074	皆瀬		2.97	0	0	林道
207	H0075	皆瀬	綱取山	0.36	0	0	林道
207	H0076	皆瀬	綱取山	0.30	0	0	市道
207	H0077	皆瀬	中野	0.36	0	0	市道
207	H0078	皆瀬	中野	0.30	0	0	市道
207	H0079	皆瀬	中野	0.24	0	0	市道
207	H0080	皆瀬	滝向	0.81	1	0	市道
207	H0081	皆瀬	滝向	0.60	1	0	市道
207	H0082	皆瀬	滝ノ上	0.72	0	0	市道
207	H0083	皆瀬	桂沢山	0.72	2	0	市道
207	H0084	皆瀬	鳥谷山	0.12	0	0	林道
207	H0085	皆瀬	鳥谷山	0.30	2	0	国道
207	H0086	皆瀬	鳥谷山	0.63	0	0	国道
207	H0087	皆瀬	下ノ沢	7.56	15	0	国道
207	H0088	皆瀬	下ノ沢	0.63	5	0	国道
207	H0089	皆瀬	新処後	0.99	2	0	国道
207	H0090	皆瀬	横通	3.00	0	0	県道
207	H0091	皆瀬	水上沢	3.00	0	0	県道
207	H0092	皆瀬	猿平	0.03	1	0	国道
207	H0093	皆瀬	大蟹沢	1.08	50	0	国道
207	H0094	皆瀬	松保	3.15	0	0	国道
207	H0095	皆瀬	岩滑沢	0.86	0	0	国道
207	H0096	皆瀬	寄合畑	0.24	3	0	国道
207	H0097	皆瀬	兜倉	0.72	0	0	林道
207	H0098	皆瀬	兜倉	2.70	10	0	国道
207	H0099	皆瀬	金淵沢	3.60	0	0	国道

危険地区番号		大字	字	面積 (ha)	公共施設等		
市町村	地 区				人家数	公共施設	道路
207	H0100	皆瀬	谷地頭	0.72	10	0	市道
207	H0101	皆瀬	棚場	0.81	5	0	市道
207	H0102	皆瀬	遠平	2.16	0	0	国道
207	H0103	皆瀬	奥宮	4.20	30	0	国道
207	H0104	皆瀬	釜ノ沢	1.35	10	0	国道
207	H0105	皆瀬	板沢	1.80	5	0	国道
207	H0106	皆瀬	水沢	0.36	10	0	国道
207	H0107	皆瀬	御獅子沢	0.30	6	0	市道
207	H0108	皆瀬	竹ノ子山	3.00	8	0	市道
207	H0109	皆瀬	三吉森	0.36	0	0	市道
207	H0110	皆瀬	白沢	1.26	10	0	市道
207	H0111	皆瀬	打野	0.99	5	0	県道
207	H0112	皆瀬	穴沢	0.90	5	0	県道
207	H0113	皆瀬	藤倉	0.90	20	0	県道
207	H0114	皆瀬	立岩	0.72	40	0	県道
207	H0115	皆瀬	船ヶ沢	0.30	5	0	市道
207	H0116	皆瀬	下雨生	0.30	0	0	県道
207	H0117	稲庭町	朝月山	0.36	14	0	県道
207	H0118	稲庭町	玉ヶ沢	1.35	20	0	県道
207	H0119	三梨町	務沢	0.90	20	0	県道
207	H0120	三梨町	寺ヶ沢	1.08	0	0	県道
207	H0121	三梨町	長子内口	0.81	2	0	県道
207	H0122	三梨町	沼頭	0.54	0	0	市道
207	H0123	三梨町	羽竜北平	1.26	20	0	市道
207	H0124	三梨町	柴倉	0.63	2	0	市道
207	H0125	三梨町	雲ヶ沢	0.90	4	0	市道
207	H0126	岩崎	大沢	0.30	0	1	市道
207	H0127	岩崎	千石沢	0.90	50	0	市道
207	H0128	成沢	大成沢	0.99	100	0	国道
207	H0129	杉沢	内沢山	0.63	5	0	市道
207	H0130	杉沢	松沢山	3.90	40	0	市道
207	H0131	杉沢	御嶽沢	0.36	100	1	国道
207	H0132	杉沢	広沢山	0.54	100	0	国道
207	H0133	杉沢	滝ノ沢山	0.54	50	0	国道
207	H0134	杉沢	沼ノ岱山	0.63	15	0	国道
207	H0135	杉沢	長沢山	0.36	5	0	国道
207	H0136	杉沢	岩ノ沢山	0.72	30	0	国道
207	H0137	杉沢	西ノ俣山	2.64	15	0	国道
207	H0138	杉沢	角間沢山	0.90	40	0	国道
207	H0139	杉沢	姥懷山	0.36	20	0	市道
207	H0140	杉沢	姥懷山	0.12	50	0	市道
207	H0141	杉沢	古館	0.24	20	2	国道
207	H0142	杉沢	柵内沢山	0.06	30	0	市道
207	H0143	杉沢	蟹沢山	0.18	40	0	市道
207	H0144	杉沢	上人沢山	0.30	100	1	県道
207	H0145	杉沢	三本鎗山	0.12	50	0	県道
207	H0146	杉沢	桐ノ木岱山	0.54	100	0	国道
207	H0147	関口	寺沢山	0.30	20	0	国道
207	H0148	関口	大沢山	0.24	50	1	国道
207	H0149	関口	大沢山	0.36	50	0	国道
207	H0150	関口	大沢山	0.36	50	1	県道

危険地区番号		大字	字	面積 (ha)	公共施設等		
市町村	地 区				人家数	公共施設	道路
207	H0151	関口	小田ノ沢	0.24	30	0	県道
207	H0152	関口	落	1.35	4	0	県道
207	H0153	関口	戸沢山	0.45	5	0	県道
207	H0154	関口	務沢	7.20	4	0	県道
207	H0155	関口	東市内	5.40	4	0	県道
207	H0156	関口	仁田ノ沢	0.81	4	0	県道
207	H0157	関口	蕨ノ沢	0.54	0	0	林道
207	H0158	関口	向山	0.12	0	0	林道
207	H0159	関口	向山	0.12	0	0	林道
207	H0160	下関	瘤沢	0.18	5	0	市道
207	H0161	下関	寺沢	0.30	20	0	市道
207	H0162	下関	畑ヶ沢	0.30	16	0	市道
207	H0163	下関	漆原	0.48	3	0	市道
207	H0164	下関	崩ヶ沢	0.54	0	0	市道
207	H0165	上関	大沢	0.63	12	0	市道
207	H0166	上関	水上沢	0.90	2	0	市道
207	H0167	相川	大沢山	1.35	7	0	市道
207	H0168	相川	中山沢	0.63	20	0	市道
207	H0169	相川	麓沢	1.92	30	0	県道
207	H0170	相川	外ノ目山	3.60	10	0	県道
207	H0171	相川	内ノ目	0.99	0	0	県道
207	H0172	相川	岸ヶ沢	0.18	0	1	県道
207	H0173	相川	下西の峰	0.30	0	0	県道
207	H0174	高松	真木ノ沢	0.99	30	0	県道
207	H0175	高松	関沢	0.90	30	0	県道
207	H0176	高松	中屋敷山	1.80	30	0	県道
207	H0177	高松	吉ヶ沢	0.90	3	0	県道
207	H0178	宇留院内	堂ヶ沢	0.90	11	0	県道
207	H0179	宇留院内	袖山	3.00	3	0	県道
207	H0180	宇留院内	葭長	0.18	12	0	県道
207	H0181	宇留院内	岩井沢	0.72	3	0	県道
207	H0182	宇留院内	滝ノ上	3.45	3	0	県道
207	H0183	宇留院内	沼の沢	3.60	7	0	県道
207	H0184	宇留院内	間木台	0.81	0	0	県道
207	H0185	宇留院内	走沢	0.72	3	0	県道
207	H0186	高松	中泊山	0.72	4	0	県道
207	H0187	高松	上地山	0.81	10	0	県道
207	H0188	高松	上地山	0.36	3	0	県道
207	H0189	高松	会ノ山	0.24	0	0	県道
207	H0190	高松	沼ノ沢	1.35	6	0	県道
207	H0191	高松	沖ノ沢	1.08	0	0	県道
207	H0192	高松	高野葭ヶ沢	0.90	7	0	県道
207	H0193	高松	中山	0.27	3	0	県道
207	H0194	高松	坊ヶ沢山	0.81	1	0	県道
207	H0195	高松	灰場山	0.30	0	0	県道
207	H0196	高松	下新田山	0.18	3	0	県道
207	H0197	高松	湯尻村下	1.71	3	0	県道
207	H0198	高松	天矢場	0.30	0	0	市道
207	H0199	高松	桑ノ沢口	18.54	0	0	林道
207	H0200	高松	金倉山	0.72	0	0	林道
207	H0201	高松	二階	1.62	0	0	林道

危険地区番号		大字	字	面積 (ha)	公共施設等		
市町村	地 区				人家数	公共施設	道路
207	H0202	高松	二階	0.63	0	0	林道
207	H0203	高松	大荒沢	1.08	0	0	林道
207	H0204	高松	小荒沢	0.72	0	0	林道
207	H0205	高松	大台山	4.86	3	0	県道
207	H0206	高松	明戸	0.63	1	0	市道
207	H0207	高松	戸平山	0.72	2	0	市道
207	H0208	高松	中ノ沢	0.81	3	0	市道
207	H0209	桑崎	東沢	4.20	6	0	市道
207	H0210	桑崎	蟹沢	0.30	1	0	市道
207	H0211	桑崎	蟹沢	0.72	1	0	市道
207	H0212	桑崎	長鮮沢	0.36	17	0	市道
207	H0213	桑崎	棚葉沢	0.45	0	0	市道
207	H0214	桑崎	寺沢	1.20	20	0	市道
207	H0215	桑崎	松平	13.02	1	0	市道
207	H0216	小野	大清水	3.00	60	1	国道
207	H0217	寺沢	御獄林	0.45	4	0	国道
207	H0218	寺沢	大沢	7.20	12	0	国道
207	H0219	秋ノ宮	殿蓋	0.90	0	0	国道
207	H0220	秋ノ宮	倉下	4.05	0	1	市道
207	H0221	秋ノ宮	徳左エ門沢	1.17	2	0	市道
207	H0222	秋ノ宮	戸草沢	4.05	0	0	林道
207	H0223	秋ノ宮	宮月	5.22	0	0	林道
207	H0224	秋ノ宮	真根ヶ沢	0.63	0	0	林道
207	H0225	秋ノ宮	大森	0.81	3	0	国道
207	H0226	秋ノ宮	大鍋沢	0.63	7	0	国道
207	H0227	秋ノ宮	清水沢	1.20	0	0	国道
207	H0228	秋ノ宮	八森山	0.63	5	0	国道
207	H0229	秋ノ宮	大茂内沢	5.94	7	0	国道
207	H0230	秋ノ宮	黒沢	0.72	3	0	国道
207	H0231	秋ノ宮	小杉沢	10.50	0	0	国道
207	H0232	秋ノ宮	小杉沢	0.81	5	0	国道
207	H0233	秋ノ宮	山居野	8.10	3	0	国道
207	H0234	秋ノ宮	根木沢	0.63	11	0	市道
207	H0235	秋ノ宮	岳山	0.72	6	0	市道
207	H0236	秋ノ宮	田尻沢	0.96	2	0	市道
207	H0237	秋ノ宮	折戸	0.54	0	0	林道
207	H0238	秋ノ宮	折戸	0.54	0	0	林道
207	H0239	秋ノ宮	片倉	0.63	0	0	林道
207	H0240	秋ノ宮	西の俣	16.38	0	0	市道
207	H0241	秋ノ宮	阿白沢	0.99	20	0	市道
207	H0242	秋ノ宮	深沢	0.63	10	0	市道
207	H0243	秋ノ宮	出穴沢	1.80	2	0	県道
207	H0244	秋ノ宮	畑ノ沢	0.45	0	0	県道
207	H0245	秋ノ宮	畑ノ沢	1.20	12	0	県道
207	H0246	秋ノ宮	葭が沢	0.72	5	0	県道
207	H0247	秋ノ宮	掛の沢	4.05	12	0	県道
207	H0248	秋ノ宮	掛の沢	0.18	0	0	国道
207	H0249	秋ノ宮	大淵ヶ沢	1.80	10	0	国道
207	H0250	秋ノ宮	館ヶ沢	0.24	0	0	国道
207	H0251	秋ノ宮	金田沢	0.72	15	0	国道
207	H0252	秋ノ宮	萱ノ沢	0.72	15	0	国道

危険地区番号		大字	字	面積 (ha)	公共施設等		
市町村	地 区				人家数	公共施設	道路
207	H0253	秋ノ宮	矢倉屋敷	4.95	15	0	国道
207	H0254	秋ノ宮	真木沢	5.22	15	0	市道
207	H0255	秋ノ宮	松木沢	0.30	40	0	国道
207	H0256	秋ノ宮	松木沢	0.12	0	0	市道
207	H0257	秋ノ宮	田の沢	0.24	0	0	市道
207	H0258	秋ノ宮	平林	0.30	10	0	国道
207	H0259	秋モ宮	大桑沢	8.28	40	0	国道
207	H0260	秋ノ宮	鷗沢	0.81	12	0	市道
207	H0261	下院内	大平山	0.30	0	0	市道
207	H0262	下院内	槻沢山	3.75	8	0	国道
207	H0263	下院内	水上	2.25	8	0	国道
207	H0264	下院内	真那板平	0.30	0	1	国道
207	H0265	下院内	湯の尻山	1.56	3	1	国道
207	H0266	下院内	湯の尻山	0.36	0	0	市道
207	H0267	下院内	湯の尻山	0.36	0	0	市道
207	H0268	下院内	湯の尻山	0.45	0	0	市道
207	H0269	上院内	小沢	1.92	50	1	国道
207	H0270	上院内	小沢	0.54	30	1	国道
207	H0271	上院内	南沢	0.72	5	1	国道
207	H0272	上院内	南沢	7.92	0	0	林道
207	H0273	上院内	南沢	0.72	5	0	市道
207	H0274	上院内	南沢	0.27	0	0	市道
207	H0275	上院内	落合	0.45	2	0	国道
207	H0276	上院内	上町	3.00	0	0	国道
207	H0277	上院内	西三番	0.81	0	0	国道
207	H0278	上院内	十分一	0.54	0	0	国道
207	H0279	上院内	大沢	2.25	0	0	国道
207	H0280	上院内	十分一	0.36	0	0	国道
207	H0281	上院内	関の口	0.27	6	0	国道
207	H0282	上院内	関の口	0.54	2	0	市道
207	H0283	上院内	山の田	0.72	4	0	市道
207	H0284	上院内	赤坂	0.36	0	0	林道
207	H0285	上院内	赤坂	2.70	2	0	市道
207	H0286	上院内	栲沢	10.80	2	0	市道
207	H0287	上院内	山の田	0.45	0	0	市道
207	H0288	上院内	山の田	2.40	0	0	林道
207	H0289	上院内	山の田	0.81	3	0	市道
207	H0290	上院内	山の田	0.45	4	0	市道
207	H0291	上院内	松根	0.45	1	0	県道
207	H0292	上院内	松根	0.63	15	0	県道
207	H0293	上院内	大沢前	10.71	20	0	県道
207	H0294	上院内	中の沢	5.25	10	0	県道
207	H0295	上院内	味噌御	0.27	7	0	市道
207	H0296	上院内	味噌御	0.18	1	0	県道
207	H0297	下院内	越中山	3.00	50	0	市道
207	H0298	下院内	無沢山	3.60	30	0	市道
207	H0299	小野	別水林	0.45	0	0	市道
207	H0300	小野	三滝	3.00	1	0	市道
207	H0301	泉沢	法滝ヶ沢	0.36	8	0	市道
207	H0302	泉沢	京櫃沢	0.45	8	0	市道
207	H0303	泉沢	南沢	0.63	15	0	県道

危険地区番号		大字	字	面積 (ha)	公共施設等		
市町村	地 区				人家数	公共施設	道路
207	H0304	泉沢	大沢	1.32	30	0	県道
207	H0305	泉沢	芋の沢	0.45	20	0	市道
207	H0306	泉沢	滝ノ沢	0.36	5	0	市道
207	H0307	酒蒔	迹ヶ沢	0.54	9	0	県道
207	H0308	山田	滝の沢	0.45	0	0	県道
207	H0309	山田	田ノ沢	0.99	20	0	県道
207	H0310	山田	上ノ宿	0.90	15	0	県道
207	H0311	山田	芦ヶ沢	0.72	14	0	市道
207	H0312	山田	菲台	2.16	20	0	市道
207	H0313	山田	上堂ヶ沢	0.45	30	0	市道
207	H0314	山田	下堂ヶ沢	0.09	0	1	市道
207	H0315	山田	蓮台寺	0.45	10	0	県道
207	H0316	松岡	東八幡堂	0.54	20	0	市道
207	H0317	石塚	岩渕	0.27	4	0	市道
207	H0318	石塚	布引沢	0.72	10	0	市道
207	H0319	石塚	華子沢	0.36	2	0	市道
207	H0320	石塚	芳ヶ沢	0.45	3	0	市道
207	H0321	山田	糸六沢	3.15	20	0	市道
207	H0322	石塚	滝ノ沢	1.44	25	0	市道
207	H0323	石塚	熊ノ堂	0.27	20	0	市道
207	H0324	石塚	熊ノ堂	0.27	3	0	市道
207	H0325	松岡	十二ヶ沢	0.27	40	0	県道
207	H0326	松岡	重高沢	0.36	50	0	県道
207	H0327	松岡	庵入堂	0.27	0	0	県道
207	H0328	松岡	庵入堂	0.72	0	0	県道
207	H0329	松岡	笹ヶ台	1.20	0	0	県道
207	H0330	松岡	大平台	0.63	0	0	県道
207	H0331	松岡	大平台	0.54	50	0	県道
207	H0332	松岡	上水沢	0.81	50	0	県道
207	H0333	松岡	聖ヶ沢	0.32	50	0	市道
207	H0334	松岡	剣ヶ鼻	0.45	15	0	市道

■市所管

番 号	位 置		面 積 ha	地区内保全対象			適 用
	大 字	地区名		人 家	公共施設	道 路	
1	稲庭町	新 城	1.10	2		市道	

10-4 なだれ

(平成26年秋田県資料より)

■ 東北森林管理局所管

危険地区番号		位置			面積 (ha)	地区内保全対象			摘要
市町村 コード	地区	地域	署名	林班		人家	公共 施設	道路	
207	1	湯沢	湯沢	2				市	
〃	2	〃	〃	3			3	〃	
〃	3	〃	〃	8				県	
462	1	雄勝	〃	32			1		
〃	2	〃	〃	81				林	

■ 県森林環境保全課所管

危険地区番号		位置			面積 (ha)	地区内保全対象			摘要
市町村 コード	地区	地域	大字	地区名		人家	公共 施設	道路	
207	01	湯沢	下 関	山 根		6		市道	
207	02	湯沢	高 松	合 ノ 山			1	県道	
207	03	湯沢	高 松	曲 師 寄 沢		2		県道	
207	04	湯沢	字留院内	岩 井 沢		2		県道	
207	06	湯沢	湯 沢	岩 ノ 沢 山		18		市道	
207	07	湯沢	湯 沢	桐 メ 沢 山				県道	
207	08	湯沢	湯 沢	古 館 山		3		市道	
207	09	湯沢	湯 沢	松 長 根 山		14		市道	
207	10	湯沢	湯 沢	柵 内 沢 山		4	1		
461	01	稲川	稲 庭	石 田 平		1	1	市道	
462	01	雄勝	秋 ノ 宮	殿 上			2	国道	
462	02	雄勝	秋 ノ 宮	館 ケ 沢				国道	
462	03	雄勝	下 院 内	湯 ノ 尻 山				市道	
462	04	雄勝	上 院 内	山 の 田		1		市道	
465	01	皆瀬	川 向	真 坂		2		市道	
465	04	皆瀬	畑 等	元 湯		2		国道	
465	05	皆瀬	畑 等	下 生 内		4		市道	
465	06	皆瀬	畑 等	上 生 内		3		市道	
465	07	皆瀬	畑 等	湯 ノ 沢		5		市道	
465	08	皆瀬	畑 等	雨 沼				市道	
465	09	皆瀬	畑 等	落 合				市道	
465	10	皆瀬	畑 等	沖 ノ 沢		4		市道	
465	11	皆瀬	畑 等	村 尻 - 1				市道	
465	12	皆瀬	畑 等	村 尻 - 2				市道	
465	13	皆瀬	川 向	二 ツ 石		6		市道	
465	14	皆瀬	畑 等	雨 沼				市道	
465	15	皆瀬	畑 等	生 内 - 1		1		市道	
465	16	皆瀬	畑 等	生 内 - 2		2		市道	
465	17	皆瀬	畑 等	生 内 - 3		1		市道	
465	18	皆瀬	畑 等	新 処				国道	
465	20	皆瀬	川 向	堰 根				国道	
465	21	皆瀬	畑 等	落 合				市道	
465	22	皆瀬	畑 等	村 尻				市道	
465	23	皆瀬	畑 等	外 浦 山				市道	
465	24	皆瀬	川 向	遠 平				市道	

■ 県砂防所管

箇所番号	箇所名	地域	大字	人家戸数	備考
945	千 年 1 号	湯沢	岩 崎	5	
947	中ノ沢 1 号	湯沢	前 森	29	
948	中ノ沢 2 号	湯沢	前 森	7	
950	大工町 1 号	湯沢	大 工 町	12	
952	湯ノ原 1 号	湯沢	湯ノ原	56	
954	岩ノ沢 2 号	湯沢	湯 沢	31	
957	裏 門 1 号	湯沢	湯ノ原	51	
958	湯ノ原	湯沢	湯ノ原	56	
959	上 町	湯沢	佐 竹 町	21	
960	内 館	湯沢	佐 竹 町	21	
962	内 館 1 号	湯沢	大 町	33	
965	新 町	湯沢	新 町	5	
967	愛 宕 町	湯沢	愛 宕 町	8	
968	新 城	湯沢	松 岡	8	
972	切 畑 4 号	湯沢	松 岡	6	
974	切 畑 3 号	湯沢	松 岡	16	
976	高 野	湯沢	石 塚	5	
978	山 田	湯沢	山 田	6	
981	堂ヶ沢 3 号	湯沢	山 田	13	
984	上 寺 沢 2 号	湯沢	関 口	9	
985	上 寺 沢 3 号	湯沢	関 口	10	
986	関 口	湯沢	関 口	20	
987	宮 田	湯沢	関 口	39	
988	下 関	湯沢	下 関	5	
989	榎 木	湯沢	下 関	55	
992	戸 沢	湯沢	関 口	12	
993	桙	湯沢	相 川	9	
994	桙 1 号	湯沢	相 川	37	
996	明 戸	湯沢	高 松	20	
998	山 根	湯沢	宇留院内	5	
999	葭 長	湯沢	宇留院内	5	
1001	下 新 田	湯沢	高 松	6	
1002	泥 湯	湯沢	高 松	3	
1047	高 村	稲川	駒 形 町	5	
1048	大 倉	稲川	駒 形 町	33	
1050	東 福 寺	稲川	駒 形 町	6	
1052	久 保	稲川	川 連 町		
1059	湯沢高校分校	稲川	稲 庭 町	153	
1060	桙 1 号	稲川	稲 庭 町	9	
1061	善 龍 寺	稲川	稲 庭 町	1	
1063	稲 庭	稲川	稲 庭 町	43	
1064	小 沢	稲川	稲 庭 町	4	
1067	中ノ沢	雄勝	上 院 内	16	
1068	松 根	雄勝	上 院 内	6	
1069	八 丁 新 町	雄勝	上 院 内	50	
1071	院 内	雄勝	下 院 内	23	
1073	御 返 事	雄勝	桑 崎	20	
1076	赤 塚	雄勝	寺 沢	15	
1077	小 沢	雄勝	秋ノ宮	5	
1078	巾ノ沢	雄勝	秋ノ宮	9	
1079	城ノ内	雄勝	秋ノ宮	22	
1080	小 渕 沢	雄勝	秋ノ宮	10	
1083	川 井	雄勝	秋ノ宮	28	
1084	中 山	雄勝	秋ノ宮	8	
1085	根 木	雄勝	秋ノ宮	9	
1086	湯ノ岱 1 号	雄勝	秋ノ宮	33	
1087	湯ノ岱 2 号	雄勝	秋ノ宮	2	

箇所番号	箇所名	地域	大 字	人家戸数	備考
1088	殿 上 1 号	雄勝	秋 ノ 宮		
1089	殿 上 2 号	雄勝	秋 ノ 宮	26	
1108	沖 ノ 沢 1 号	皆瀬	畑 等	7	
1109	沖 ノ 沢 2 号	皆瀬	畑 等	3	
1110	沖 ノ 沢 3 号	皆瀬	畑 等	9	
1115	生 内	皆瀬	畑 等	7	
1116	山 岸	皆瀬	川 向	10	
1118	元 小 安 2 号	皆瀬	湯 元	13	
1119	湯 元 1 号	皆瀬	湯 元	9	
1121	湯 元 3 号	皆瀬	湯 元	17	
1122	大 湯	皆瀬	大 湯		
1125	東 山	雄勝	東 山	17	
1127	と こ と ん 山	皆瀬	湯 元	17	
1762	打 越 1 号	湯沢	松 岡	9	
1763	切 畑 5 号	湯沢	松 岡	8	
1764	雨 池	湯沢	石 塚	8	
1765	高 野 1 号	湯沢	石 塚	7	
1766	北 土 沢	湯沢	山 田	5	
1767	南 土 沢	湯沢	山 田	7	
1768	田 ノ 沢	湯沢	山 田	10	
1769	酒 蒔 ノ 里	湯沢	酒 蒔	37	
1774	道 目 木	湯沢	上 関	12	
1775	中 山	湯沢	相 川	7	
1776	湯ノ原二丁目	湯沢	湯ノ原二丁目	7	
1778	裏 門 一 丁 目	湯沢	裏門一丁目	29	
1781	下 山 谷 1 号	湯沢		11	
1782	裏門一丁目1号	湯沢	裏門一丁目	10	
1783	裏 門 二 丁 目	湯沢	裏門二丁目	5	
1784	岩 ノ 沢 3 号	湯沢		20	
1786	戸 平	湯沢	高 松	10	
1787	山 根 1 号	湯沢	宇 留 院 内	5	
1788	山 根 2 号	湯沢	宇 留 院 内	16	
1789	平 林	湯沢	宇 留 院 内	6	
1790	沼 ノ 沢	湯沢	宇 留 院 内	6	
1791	上 地	湯沢	高 松	41	
1792	上 地 下	湯沢	高 松	9	
1793	沼 ノ 沢	湯沢	高 松	8	
1794	高 野	湯沢	高 松	5	
1795	坊 ケ 沢	湯沢	高 松	1	
1796	三 途 川 1 号	湯沢	高 松	13	
1797	下 新 田 1 号	湯沢	高 松	2	
1798	泥 湯 1 号	湯沢	高 松	5	
1817	寺 下 谷 地	稲川	駒 形 町		
1818	若 神 子 下	稲川	駒 形 町	8	
1819	小 坂	稲川	駒 形 町	17	
1820	御 獄 堂	稲川	三 梨 町	23	
1821	岩 城	稲川	稲 庭 町	12	
1822	頭 無	雄勝	泉 沢	13	
1823	古 城 下	雄勝	泉 沢	7	
1824	山 の 田	雄勝	上 院 内	5	
1825	八丁新町2号	雄勝	上 院 内	10	
1826	湯 ノ 沢	雄勝	下 院 内		
1827	平 城	雄勝	桑 崎	1	
1828	大 沢 口	雄勝	寺 沢	1	
1829	沢	雄勝	秋 ノ 宮	3	
1830	大 沢	雄勝	秋 ノ 宮	7	
1831	野 中	雄勝	秋 ノ 宮	11	
1832	桑 沢	雄勝	秋 ノ 宮	6	

箇所番号	箇所名	地域	大 字	人家戸数	備考
1833	ソ リ タ	雄勝	秋 ノ 宮	6	
1834	清 水 川 原	雄勝	秋 ノ 宮	15	
1835	水 無	雄勝	秋 ノ 宮	5	
1837	湯 ノ 又	雄勝	秋 ノ 宮		
1851	瀬 野 ケ 沢	皆瀬	川 向	16	
1852	二 ツ 石	皆瀬	川 向	8	
1853	上 生 内 1 号	皆瀬	畑 等	3	
1854	上 生 内 2 号	皆瀬	畑 等	5	
1856	中 ノ 台	皆瀬	畑 等	13	
1858	坂 ノ 上	皆瀬	川 向	5	
1859	滝 ノ 原	皆瀬	畑 等	6	
1860	滝 ノ 上	皆瀬	畑 等	6	
1861	桂 沢	皆瀬	畑 等	23	
1862	堂ヶ沢 2 号-1	湯沢	山 田	5	
1866	東 福 寺 - 2	稲川	駒 形 町	3	
1871	鳥 谷	皆瀬	畑 等	2	

10-5 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(令和5年4月1日現在)

年度	告示 年月日	告示 番号	整理 番号	種別	Y・R	指 定 区域名	危険箇所番号	所 在 地
平成16年度	H17.2.15	139	123	土石流	Y	ヤスケ山の沢	207-I-041	湯沢市山田字上堂ヶ沢
平成16年度	H17.2.15	139	138	土石流	Y	川原沢2	207-II-045	湯沢市山田字川原
平成17年度	H17.12.13	1043	238	土石流	Y	切畑3	207-II-032	湯沢市松岡字永沢
平成17年度	H17.12.13	1043	240	土石流	Y	切畑1	207-II-034	湯沢市松岡字切畑
平成18年度	H18.12.26	838	437	土石流	Y	土沢4	207-II-016	湯沢市山田
平成18年度	H18.12.26	838	440	土石流	Y	泉沢1	462-I-044	湯沢市泉沢
平成20年度	H21.3.27	136	710	土石流	Y	佐竹町沢	207-I-076	湯沢市佐竹町及び字古館山
平成20年度	H21.3.27	136	711	土石流	Y	愛染沢	207-I-077	湯沢市大工町、前森四丁目、字西愛染沢及び 字伊勢堂山
平成20年度	H21.3.27	136	715	土石流	Y	寺沢2	207-I-045	湯沢市関口字寺沢、上寺沢及び杉ノ沢
平成20年度	H21.3.27	136	726	土石流	Y	かに沢	207-I-056	湯沢市字荒町、字古館山、字袋町山、 字袋町沢頭及び字鳶ヶ沢山
平成22年度	H23.1.14	19	929	土石流	Y	関口沢1	I-0454	湯沢市関口字関口、字古城、字古城廻及び 字小田川原
平成22年度	H23.1.14	19	938	土石流	Y	戸沢5	II-0278	湯沢市関口字宮田、字戸沢及び字落口
平成24年度	H24.11.30	622	1140	土石流	Y	梅ヶ台沢	207-I-014	湯沢市相川字梅ヶ台、碓及び岸ヶ沢
平成24年度	H24.11.30	622	1148	土石流	Y	大沢	207-I-024	湯沢市上関字道目木、鍋ヶ沢、八反田、清水 端、立石及び川向
平成24年度	H24.11.30	622	1154	土石流	Y	戸沢	207-I-033	湯沢市関口字戸沢及び戸沢山
平成24年度	H24.11.30	622	1155	土石流	Y	山谷川	I-479	湯沢市字岩ノ沢山
平成24年度	H24.11.30	622	1156	土石流	Y	岩ノ沢	I-480	湯沢市字岩ノ沢山、字桐ノ平山、字鉦打沢 及び字長沢山
平成24年度	H24.11.30	622	1161	土石流	Y	イリ沢	207-II-014	湯沢市上関字清水端、道目木及び川向並び に同市下関字蟹沢及び漆原
平成24年度	H24.11.30	622	1164	土石流	Y	戸沢3	207-II-018	湯沢市関口字戸沢及び戸沢山
平成24年度	H24.11.30	622	1168	土石流	Y	下山谷沢	II-281	湯沢市字角間沢、字角間沢山、字下角間沢 及び字下角間沢山
平成24年度	H24.11.30	622	1173	土石流	Y	開沢	II-286	湯沢市字山谷、字谷地沢山、字乗上沢山及び 字鉦打沢
平成24年度	H24.11.30	622	1175	土石流	Y	赤塚沢2	462-I-040	湯沢市横堀字赤塚及び館ノ沢並びに同市寺 沢字館堀
平成24年度	H24.11.30	622	1180	土石流	Y	大滝沢	462-I-051	湯沢市小野字大沢田、大滝沢及び大清水並 びに同市横堀字館ノ沢
平成24年度	H24.11.30	622	1181	土石流	Y	大滝沢2	462-I-052	湯沢市小野字大滝沢及び大清水
平成25年度	H25.12.27	604	1360	急傾斜地	Y・R	御返事	I-994	湯沢市桑崎字清水前、御返事、上手及び土 倉
平成25年度	H25.12.27	604	1361	急傾斜地	Y・R	御返事1号	I-1451	湯沢市桑崎字上谷地、先立坂及び清水前
平成25年度	H25.12.27	604	1362	急傾斜地	Y・R	田中	II-1484	湯沢市寺沢字御嶽前及び御嶽林
平成25年度	H25.12.27	604	1363	急傾斜地	Y・R	漆沢1号	II-1492	湯沢市秋ノ宮字漆沢、幅の上及び前平
平成25年度	H25.12.27	604	1364	急傾斜地	Y・R	漆沢	II-1491	湯沢市秋ノ宮字漆沢、前平及び平林
平成25年度	H25.12.27	604	1365	急傾斜地	Y・R	沢3号	II-1486	湯沢市秋ノ宮字沢、漆沢及び平林
平成25年度	H25.12.27	604	1366	急傾斜地	Y・R	沢2号	I-1455	湯沢市秋ノ宮字沢及び下平
平成25年度	H25.12.27	604	1367	急傾斜地	Y・R	沢1号	II-1487	湯沢市秋ノ宮字沢、大沢及び下平
平成25年度	H25.12.27	604	1368	急傾斜地	Y・R	大沢	II-1488	湯沢市秋ノ宮字大沢、下平及び影平
平成25年度	H25.12.27	604	1369	急傾斜地	Y・R	大沢1号	II-1489	湯沢市秋ノ宮字大沢及び影平
平成25年度	H25.12.27	604	1370	急傾斜地	Y・R	大沢2号	II-1490	湯沢市秋ノ宮字大沢及び小桑沢
平成25年度	H25.12.27	604	1371	急傾斜地	Y・R	小沢	I-1457	湯沢市秋ノ宮字小沢、風下及び鷗沢
平成25年度	H25.12.27	604	1372	急傾斜地	Y・R	浅萩	I-1456	湯沢市秋ノ宮字浅萩
平成25年度	H25.12.27	604	1374	土石流	Y・R	御嶽堂沢	461-I-016	湯沢市三梨町字御嶽堂、桜田、女夫沼、俄 ヶ坂、寺林、白旗及び水呑場
平成25年度	H25.12.27	604	1375	土石流	Y・R	寺林沢	461-I-017	湯沢市三梨町字白旗、下宿、御嶽堂及び寺 林
平成25年度	H25.12.27	604	1376	土石流	Y・R	下宿沢1	461-I-018	湯沢市三梨町字鳥帽子橋、間明田、下宿、 御嶽堂、白旗、八森沢、小松原及び平林

年度	告示 年月日	告示 番号	整理 番号	種別	Y・R	指 定 区域名	危険箇所番号	所 在 地
平成 25 年度	H25. 12. 27	604	1377	土石流	Y・R	下宿沢	461-Ⅰ-019	湯沢市川連町字大館疣橋、天王、上切掛、東天王、外坪漆、切掛及び上黒森並びに同市三梨町字鳥帽子橋、間明田、下宿、御嶽堂、白旗、小松原及び平林
平成 25 年度	H25. 12. 27	604	1378	土石流	Y・R	桙沢 5	461-Ⅰ-021	湯沢市川連町字麓、黒森、千本杉及び上黒森
平成 25 年度	H25. 12. 27	604	1379	土石流	Y・R	内沢	461-Ⅰ-022	湯沢市川連町字上野、大水口、若神子下、川連、小坂、麓、大館古館及び呻沢
平成 25 年度	H25. 12. 27	604	1380	土石流	Y・R	川連沢	461-Ⅰ-023	湯沢市川連町字若神子下、川連、麓、黒森及び小坂
平成 25 年度	H25. 12. 27	604	1381	土石流	Y・R	鹿野滝沢 1	461-Ⅰ-024-1	湯沢市川連町字上野、外堀、大水口、川連、八甲山、若神子下、段山、山神沢及び鹿野滝沢
平成 25 年度	H25. 12. 27	604	1382	土石流	Y	鹿野滝沢 2	461-Ⅰ-024-2	湯沢市川連町字上野、外堀、大水口、川連、八甲山、段山、南沢、山神沢及び鹿野滝沢
平成 25 年度	H25. 12. 27	604	1383	土石流	Y・R	上野沢	461-Ⅰ-025	湯沢市川連町字上野、大水口、八甲山及び山神沢
平成 25 年度	H25. 12. 27	604	1384	土石流	Y・R	仙道沢 3	461-Ⅱ-002	湯沢市川連町字八甲山、東八甲山及び山田並びに同市駒形町字八面仙道及び八面仙道沢
平成 25 年度	H25. 12. 27	604	1385	土石流	Y・R	仙道沢	461-Ⅰ-026	湯沢市川連町字八甲山及び山田並びに同市駒形町字八面仙道及び八面仙道沢
平成 25 年度	H25. 12. 27	604	1386	土石流	Y・R	仙道沢 2	461-Ⅰ-027	湯沢市駒形町字八面仙道及び八面仙道沢
平成 25 年度	H25. 12. 27	604	1387	土石流	Y・R	仙道沢 4	461-Ⅱ-003	湯沢市駒形町字八面仙道、八面仙道沢、笹森及び佐野沢
平成 25 年度	H25. 12. 27	604	1388	土石流	Y・R	寺沢	462-Ⅰ-056	湯沢市桑崎字寺沢及び行手沢
平成 25 年度	H25. 12. 27	604	1389	土石流	Y・R	寺沢 2	462-Ⅱ-017	湯沢市寺沢字御嶽前及び御嶽林
平成 25 年度	H25. 12. 27	604	1390	土石流	Y・R	沢沢	462-Ⅰ-036	湯沢市秋ノ宮字沢、漆沢、土橋川原及び下平
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1545	急傾斜地	Y・R	小渕ケ沢	Ⅰ-995	湯沢市秋ノ宮字小渕ケ沢及び大淵沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1546	急傾斜地	Y・R	椈山	Ⅰ-1453	湯沢市秋ノ宮字椈山及び九十九沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1547	急傾斜地	Y・R	松木沢	Ⅰ-1454	湯沢市秋ノ宮字松木沢及び幅ノ上
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1548	急傾斜地	Y・R	野中	Ⅰ-1459	湯沢市秋ノ宮字野中及び金田ノ沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1549	急傾斜地	Y・R	小渕ケ沢 1 号	Ⅰ-1460	湯沢市秋ノ宮字小渕ケ沢及び肘懸
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1550	急傾斜地	Y・R	松木沢 1 号	Ⅱ-1493	湯沢市秋ノ宮字松木沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1551	急傾斜地	Y・R	真木 2 号	Ⅱ-1494	湯沢市秋ノ宮字真木及び背名沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1552	急傾斜地	Y・R	椈山 1 号	Ⅱ-1495	湯沢市秋ノ宮字椈山及び九十九沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1553	急傾斜地	Y・R	椈山 2 号	Ⅱ-1496	湯沢市秋ノ宮字椈山及び九十九沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1554	急傾斜地	Y・R	椈山 3 号	Ⅱ-1497	湯沢市秋ノ宮字椈山及び九十九沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1555	急傾斜地	Y・R	下幅	Ⅱ-1498	湯沢市秋ノ宮字椈山及び欠山
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1556	土石流	Y・R	北ノ沢	462-Ⅰ-024	湯沢市秋ノ宮字山谷、薄久内及び北ノ沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1557	土石流	Y・R	水上沢	462-Ⅰ-025-1・2	湯沢市秋ノ宮字薄久内、槻ノ下、山谷及び葎ヶ沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1558	土石流	Y・R	大淵沢	462-Ⅰ-026	湯沢市秋ノ宮字小渕ケ沢及び大淵沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1559	土石流	Y・R	小渕ケ沢	462-Ⅰ-027	湯沢市秋ノ宮字小渕ケ沢、大淵沢及び肘懸
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1560	土石流	Y・R	肘懸沢	462-Ⅰ-028	湯沢市秋ノ宮字小渕ケ沢及び肘懸
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1561	土石流	Y・R	野中沢	462-Ⅰ-030	湯沢市秋ノ宮字城ノ内、沖、野中、山岸及び金田ノ沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1562	土石流	Y・R	城ノ内沢	462-Ⅰ-031	湯沢市秋ノ宮字城ノ内及び山岸
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1563	土石流	Y・R	寺沢・芽沢	462-Ⅰ-032-1・2	湯沢市秋ノ宮字山岸、城ノ内、沖、下幅、寺沢及び萱ノ沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1564	土石流	Y・R	真木の沢	462-Ⅰ-033	湯沢市秋ノ宮字真木、夜牛、堰ノ口、真木ノ沢、黒棒及び蔵岡
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1565	土石流	Y・R	松木沢	462-Ⅰ-034	湯沢市秋ノ宮字松木沢及び幅ノ上
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1566	土石流	Y・R	カニ堀沢	462-Ⅰ-035	湯沢市秋ノ宮字松木沢、幅ノ上、夜牛及び田ノ沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1567	土石流	Y・R	有沢	462-Ⅱ-011	湯沢市秋ノ宮字大平及び出穴沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1568	土石流	Y・R	桑沢	462-Ⅱ-013	湯沢市秋ノ宮字桑沢及び槻ノ下
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1569	土石流	Y・R	徳左エ門沢	462-Ⅱ-015	湯沢市秋ノ宮字椈山及び徳左エ門沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1570	土石流	Y・R	仏沢	462-Ⅱ-016	湯沢市秋ノ宮字椈山及び欠山

年度	告示 年月日	告示 番号	整理 番号	種別	Y・R	指 定 区域名	危険箇所番号	所 在 地
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1571	急傾斜地	Y・R	松根	I -989-1・2	湯沢市上院内字松根
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1572	急傾斜地	Y・R	長倉	I -990	湯沢市上院内字関ノ口
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1573	急傾斜地	Y・R	院内 2 号	I -993	湯沢市下院内字常盤町及び館山
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1574	急傾斜地	Y・R	川井	I -997	湯沢市秋ノ宮字川井
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1575	急傾斜地	Y・R	中山	I -998	湯沢市秋ノ宮字中山及び川井
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1576	急傾斜地	Y・R	南沢	I -1448	湯沢市上院内字南沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1577	急傾斜地	Y・R	中ノ沢 3 号	I -1449-1・2	湯沢市上院内字中ノ沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1578	急傾斜地	Y・R	湯ノ沢	I -1458-1・2	湯沢市下院内字湯ノ沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1579	急傾斜地	Y・R	八丁新町	II -1472	湯沢市上院内字八丁新町
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1580	急傾斜地	Y・R	八丁新町 1 号	II -1473	湯沢市上院内字八丁新町
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1581	急傾斜地	Y・R	落合 1 号	II -1474	湯沢市上院内字落合
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1582	急傾斜地	Y・R	長倉 1 号	II -1475	湯沢市上院内字長倉
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1583	急傾斜地	Y・R	山ノ田	II -1476	湯沢市上院内字山ノ田
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1584	急傾斜地	Y・R	山ノ田 1 号	II -1477-1・2	湯沢市上院内字山ノ田
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1585	急傾斜地	Y・R	山ノ田 2 号	II -1478	湯沢市上院内字山ノ田
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1586	急傾斜地	Y・R	山ノ田 3 号	II -1479	湯沢市上院内字山ノ田
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1587	急傾斜地	Y・R	中ノ沢 5 号	II -1480	湯沢市上院内字中ノ沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1588	急傾斜地	Y・R	中ノ沢 6 号	II -1481	湯沢市上院内字中ノ沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1589	急傾斜地	Y・R	町後	II -1482	湯沢市上院内字北向及び町後
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1590	急傾斜地	Y・R	太平山	II -1485	湯沢市下院内字太平山
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1591	急傾斜地	Y・R	ヘクリ	II -1499	湯沢市秋ノ宮字ヘクリ
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1592	急傾斜地	Y・R	中ノ沢 4 号	II -1716	湯沢市上院内字中ノ沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1593	土石流	Y・R	矢込沢	462- I -001	湯沢市上院内字八丁新町
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1594	土石流	Y・R	ダノ沢	462- I -002	湯沢市上院内字長倉及び関ノ口
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1595	土石流	Y・R	長倉沢 2	462- I -003	湯沢市上院内字落合
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1596	土石流	Y・R	小沢	462- I -004	湯沢市上院内字小沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1597	土石流	Y・R	コチピラ沢	462- I -005	湯沢市上院内字中ノ沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1598	土石流	Y・R	マツネダテ沢	462- I -006	湯沢市上院内字松根
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1599	土石流	Y・R	馬場沢	462- I -009	湯沢市下院内字新馬場及び前林
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1600	土石流	Y・R	川連沢	462- I -018	湯沢市秋ノ宮字川連及び水無
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1601	土石流	Y・R	ハゲ沢	462- I -019	湯沢市秋ノ宮字中山
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1602	土石流	Y・R	滝ノ沢	462- I -020	湯沢市秋ノ宮字中山及び川井
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1603	土石流	Y・R	川井沢	462- I -021	湯沢市秋ノ宮字川井
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1604	土石流	Y・R	桂沢	462- II -001	湯沢市上院内字新雄勝
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1605	土石流	Y・R	長倉	462- II -002	湯沢市上院内字長倉
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1606	土石流	Y・R	山ノ田	462- II -003	湯沢市上院内字山ノ田
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1607	土石流	Y・R	ヤマサワ沢	462- II -004	湯沢市上院内字山ノ田
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1608	土石流	Y・R	貝沢	462- II -005	湯沢市上院内字貝沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	485	1609	土石流	Y・R	カニ沢	462- II -006	湯沢市上院内字関ノ口
平成 26 年度	H26. 9. 30	486	1616	土石流	Y	畑ノ沢	462- I -023	湯沢市秋ノ宮字山谷及び畑ノ沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	486	1617	土石流	Y	金田ノ沢	462- I -029	湯沢市秋ノ宮字城ノ内、野中及び沖
平成 26 年度	H26. 9. 30	486	1618	土石流	Y	小桑沢	462- I -037	湯沢市秋ノ宮字小沢及び大沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	486	1619	土石流	Y	小石沢	462- II -012	湯沢市秋ノ宮字大平及び畑ノ沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	486	1620	土石流	Y	掛ノ沢	462- II -014	湯沢市秋ノ宮字桑沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	486	1621	急傾斜地	Y	院内 1 号	I -992-1・2	湯沢市下院内字笈形町及び黒森
平成 26 年度	H26. 9. 30	486	1622	土石流	Y	湯ノ沢川	462- I -007	湯沢市下院内字湯ノ沢
平成 26 年度	H26. 9. 30	486	1623	土石流	Y	下院内川	462- I -008	湯沢市下院内字笈沢及び笈形町
平成 26 年度	H26. 9. 30	486	1624	土石流	Y	白髪沢	462- I -022	湯沢市秋ノ宮字ヘクリ及び白ヶ沢
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1642	急傾斜地	Y・R	下川原	I -984-1・2	湯沢市稲庭町字下川原、玉ヶ沢及び上段
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1643	急傾斜地	Y・R	桙	I -985	湯沢市稲庭町字桙及び万田平
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1644	急傾斜地	Y・R	早坂	I -986	湯沢市稲庭町字早坂、桙及び古館前平
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1645	急傾斜地	Y・R	早坂 1 号	I -1447	湯沢市稲庭町字早坂、古館前平及び新処
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1646	急傾斜地	Y・R	桙 4 号	II -1469	湯沢市稲庭町字桙
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1647	急傾斜地	Y・R	白沢	I -1010-1・2・3	湯沢市皆瀬字白沢及びび打野
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1648	急傾斜地	Y・R	白沢 1 号	II -1676	湯沢市皆瀬字白沢及び手倉森
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1649	急傾斜地	Y・R	藤倉	II -1677	湯沢市皆瀬字藤倉
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1650	急傾斜地	Y・R	藤倉 1 号	II -1678	湯沢市皆瀬字藤倉、雨生、下雨生及び上雨生
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1651	急傾斜地	Y・R	雨生	II -1679	湯沢市皆瀬字下雨生

年度	告示 年月日	告示 番号	整理 番号	種別	Y・R	指 定 区域名	危険箇所番号	所 在 地
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1652	急傾斜地	Y・R	藤倉 2 号	Ⅱ-1680	湯沢市皆瀬字藤倉及び峠ノ沢
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1653	急傾斜地	Y・R	藤倉 3 号	Ⅱ-1681	湯沢市皆瀬字藤倉及び峠ノ沢
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1654	急傾斜地	Y・R	藤倉 4 号	Ⅱ-1682	湯沢市皆瀬字藤倉及び峠ノ沢
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1655	土石流	Y・R	小沢	461-Ⅰ-001	湯沢市稲庭町字小沢、早坂下、新処、大谷及び熊ノ台
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1656	土石流	Y・R	関沢	461-Ⅰ-002-1・2・3	湯沢市稲庭町字早坂下、新処、小沢及び関沢
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1657	土石流	Y・R	桙沢 1	461-Ⅰ-003	湯沢市稲庭町字中嶋、山ノ下、桙、日照田、三嶋及び万田平
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1658	土石流	Y・R	桙沢 3	461-Ⅰ-005	湯沢市稲庭町字三嶋、日照田、南ヶ沢及び万田平
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1659	土石流	Y・R	桙沢 4	461-Ⅰ-006	湯沢市稲庭町字三嶋、日照田、稲庭、南ヶ沢、桙及び万田平
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1660	土石流	Y・R	ミナミ沢	461-Ⅰ-008	湯沢市稲庭町字三嶋、稲庭、南ヶ沢及び大森山
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1661	土石流	Y・R	水上沢	461-Ⅰ-009	湯沢市稲庭町字朝月、岩城、下川原、桁倉及び朝月山
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1662	土石流	Y・R	稲庭沢	461-Ⅰ-010	湯沢市稲庭町字新町下、稲庭、大森沢、琵琶倉及び大森
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1663	土石流	Y・R	玉ヶ沢	461-Ⅰ-011	湯沢市稲庭町字下川原、上段、品池山及び玉ヶ沢
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1664	土石流	Y・R	内山谷川	461-Ⅰ-014-1・2・3	湯沢市三梨町字上久保、上ノ台、上久保前川原、鳶ヶ沢、高壇、将監山、蛇の崎、鶴平、角間台及び務沢
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1665	土石流	Y・R	藤倉沢 1	465-Ⅰ-026	湯沢市皆瀬字立岩、藤倉及び峠ノ沢
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1666	土石流	Y・R	藤倉沢 2	465-Ⅰ-027	湯沢市皆瀬字立岩及び藤倉
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1667	土石流	Y・R	タキノ沢	465-Ⅰ-029	湯沢市皆瀬字雨生、下雨生及び船ヶ沢
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1668	土石流	Y・R	大平沢	465-Ⅱ-019	湯沢市皆瀬字藤倉及び峠ノ沢
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1669	土石流	Y・R	雨生沢	465-Ⅱ-020	湯沢市皆瀬字雨生及び下雨生
平成 26 年度	H27. 3. 31	142	1670	土石流	Y・R	雨生沢 2	465-Ⅱ-021	湯沢市皆瀬字雨生及び下雨生
平成 26 年度	H27. 3. 31	143	1677	土石流	Y	桙沢 2	461-Ⅰ-004	湯沢市稲庭町字中嶋、山ノ下、桙、日照田及び三嶋
平成 26 年度	H27. 3. 31	143	1678	土石流	Y	桙沢 5	461-Ⅰ-007	湯沢市稲庭町字三嶋及び万田平
平成 26 年度	H27. 3. 31	143	1679	土石流	Y	下川原沢	461-Ⅰ-012	湯沢市稲庭町字下川原、岩城、上段、品池山及び玉ヶ沢
平成 26 年度	H27. 3. 31	143	1680	土石流	Y	上久保沢	461-Ⅰ-013	湯沢市三梨町字上久保、上ノ台、上久保前川原及び蛇の崎
平成 26 年度	H27. 3. 31	143	1681	土石流	Y	西の沢	465-Ⅰ-028	湯沢市皆瀬字立岩及び藤倉
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1920	急傾斜地	Y・R	坊ヶ沢	Ⅰ- 945	湯沢市高松字坊ヶ沢山
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1921	急傾斜地	Y・R	大谷	Ⅰ- 987	湯沢市稲庭町字大谷
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1922	急傾斜地	Y・R	高野 1 号	Ⅰ- 1439	湯沢市高松字高野、高野山、沖ノ沢及び高野葎ヶ沢
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1923	急傾斜地	Y・R	三途川	Ⅰ- 1440	湯沢市高松字三途川、桑ノ沢口及び雷ノ倉
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1924	急傾斜地	Y・R	三途川 1 号	Ⅰ- 1441	湯沢市高松字三途川及び三途川山
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1925	急傾斜地	Y・R	瀬野ヶ沢	Ⅰ- 1492-1.2.3	湯沢市皆瀬字宮田及び沢梨台
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1926	急傾斜地	Y・R	高野 2 号	Ⅱ- 1448	湯沢市高松字高野及び高野山
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1927	急傾斜地	Y・R	高野 3 号	Ⅱ- 1449	湯沢市高松字高野及び高野山
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1928	急傾斜地	Y・R	高野 4 号	Ⅱ- 1450	湯沢市高松字高野、高野山、沖ノ沢及び高野葎ヶ沢
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1929	急傾斜地	Y・R	高野 5 号	Ⅱ- 1451	湯沢市高松字高野及び高野葎ヶ沢
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1930	急傾斜地	Y・R	高野 6 号	Ⅱ- 1452	湯沢市高松字高野、高野葎ヶ沢及び中山
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1931	急傾斜地	Y・R	高野 7 号	Ⅱ- 1453	湯沢市高松字高野、坊ヶ沢、中山及び坊ヶ沢山
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1932	急傾斜地	Y・R	坊ヶ沢 1 号	Ⅱ- 1454	湯沢市高松字坊ヶ沢
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1933	急傾斜地	Y・R	坊ヶ沢 2 号	Ⅱ- 1455	湯沢市高松字坊ヶ沢及び灰場
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1934	急傾斜地	Y・R	三途川 2 号	Ⅱ- 1456	湯沢市高松字三途川及び雷ノ倉
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1935	急傾斜地	Y・R	三途川 3 号	Ⅱ- 1457	湯沢市高松字三途川及び雷ノ倉
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1936	急傾斜地	Y・R	三途川 4 号	Ⅱ- 1458	湯沢市高松字三途川及び三途川山
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1937	急傾斜地	Y・R	三途川 5 号	Ⅱ- 1459	湯沢市高松字三途川及び三途川山
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1938	急傾斜地	Y・R	三途川 6 号	Ⅱ- 1460	湯沢市高松字天矢場

年度	告示 年月日	告示 番号	整理 番号	種別	Y・R	指 定 区域名	危険箇所番号	所 在 地
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1939	急傾斜地	Y・R	二階	Ⅱ－ 1470	湯沢市稲庭町字二階及び堤ヶ沢
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1940	急傾斜地	Y・R	沢梨台	Ⅱ－ 1686	湯沢市皆瀬字二ツ石及び御獅子ヶ沢
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1941	急傾斜地	Y・R	菅生 1 号	Ⅱ－ 1687	湯沢市皆瀬字菅生、俄坂及び内山
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1942	土石流	Y・R	坊沢	207－Ⅰ－ 004	湯沢市高松字坊ヶ沢及び坊ヶ沢山
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1943	土石流	Y・R	葭ヶ沢	207－Ⅰ－ 005－ 1. 2. 3	湯沢市高松字高野葭ヶ沢
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1944	土石流	Y・R	高野沢 1	207－Ⅰ－ 006	湯沢市高松字高野、高野山及び沖ノ沢
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1945	土石流	Y・R	保戸堀沢	465－Ⅰ－ 011	湯沢市皆瀬字長石田及び信田
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1946	土石流	Y・R	エダ沢	465－Ⅰ－ 012	湯沢市皆瀬字長石田及び信田
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1947	土石流	Y・R	ヌマジリ沢	465－Ⅰ－ 013	湯沢市皆瀬字貝沼、上貝沼及び背戸倉沢
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1948	土石流	Y・R	瀬戸倉沢	465－Ⅰ－ 014	湯沢市皆瀬字貝沼、金沢沢及び背戸倉沢
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1949	土石流	Y・R	奥宮沢	465－Ⅰ－ 016	湯沢市皆瀬字朴坂及び鷹ノ巣沢
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1950	土石流	Y・R	水神沢	465－Ⅰ－ 017	湯沢市皆瀬字御岳下、朴坂及び種池
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1951	土石流	Y・R	板戸沢	465－Ⅰ－ 018	湯沢市皆瀬字御岳下、吉ヶ沢及び種池
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1952	土石流	Y・R	瀬野ヶ沢	465－Ⅰ－ 020	湯沢市皆瀬字瀬野ヶ沢及び御獅子ヶ沢
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1953	土石流	Y・R	オミジガミ沢	207－Ⅱ－ 002	湯沢市高松字高野、坊ヶ沢及び中山
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1954	土石流	Y・R	坊ヶ沢	207－Ⅱ－ 003	湯沢市高松字高野、坊ヶ沢及び中山
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1955	土石流	Y・R	高野沢 2	207－Ⅱ－ 004	湯沢市高松字高野及び高野山
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1956	土石流	Y・R	長石田沢	465－Ⅱ－ 014	湯沢市皆瀬字長石田、信田及び奥
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1957	土石流	Y・R	落合沢 1	465－Ⅱ－ 017	湯沢市皆瀬字下落合及び下根ノ沢
平成 27 年度	H27. 8. 25	366	1958	土石流	Y・R	落合沢 2	465－Ⅱ－ 018	湯沢市皆瀬字下落合及び下根ノ沢
平成 27 年度	H27. 8. 25	367	1959	土石流	Y	奥宮沢	207－Ⅰ－ 003	湯沢市高松字三途川及び奥宮
平成 27 年度	H27. 8. 25	367	1960	土石流	Y	ウチノヤマ沢	465－Ⅰ－ 019	湯沢市皆瀬字二ツ石及び水沢
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2417	急傾斜地	Y・R	羽竜	Ⅰ－ 983	湯沢市三梨町字羽竜、八瀬長根下及び宮田下川原
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2418	急傾斜地	Y・R	秋ノ宮	Ⅰ－ 999	湯沢市秋ノ宮字殿上
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2419	急傾斜地	Y・R	松浦	Ⅰ－ 1402	湯沢市岩崎字松浦及び桂沢
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2420	急傾斜地	Y・R	山根	Ⅰ－ 1435	湯沢市宇留院内字山根及び堂ヶ沢
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2421	急傾斜地	Y・R	山根 1 号	Ⅰ－ 1436	湯沢市宇留院内字山根、家ノ後及び川前
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2422	急傾斜地	Y・R	葭長	Ⅰ－ 1437	湯沢市宇留院内字葭長、平林及び川前
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2423	急傾斜地	Y・R	葭長 1 号	Ⅰ－ 1438	湯沢市宇留院内字葭長
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2424	急傾斜地	Y・R	大倉	Ⅰ－ 1444	湯沢市駒形町字大倉、大倉大石山、大倉山居沢及び大倉上岩の下
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2425	急傾斜地	Y・R	宮田	Ⅰ－ 1446	湯沢市三梨町字宮田及び宮田下川原
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2426	急傾斜地	Y・R	岳の下	Ⅰ－ 1461	湯沢市秋ノ宮字嶽下山根
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2427	急傾斜地	Y・R	湯ノ岱	Ⅰ－ 1462	湯沢市秋ノ宮字赤石沢
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2428	急傾斜地	Y・R	千年	Ⅱ－ 1387	湯沢市岩崎字千年及び岩崎
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2429	急傾斜地	Y・R	山根 2 号	Ⅱ－ 1442	湯沢市宇留院内字宮ノ沢、山根、堂ヶ沢及び屋敷前
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2430	急傾斜地	Y・R	葭長 2 号	Ⅱ－ 1443	湯沢市宇留院内字間木台、沼ノ沢及び観音下
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2431	急傾斜地	Y・R	葭長 3 号	Ⅱ－ 1444	湯沢市宇留院内字観音下、葭長及び岩井沢
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2432	急傾斜地	Y・R	葭長 4 号	Ⅱ－ 1445	湯沢市宇留院内字観音下及び沼ノ沢
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2433	急傾斜地	Y・R	東福寺	Ⅱ－ 1465	湯沢市駒形町字東福寺山下及び東福寺上村
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2434	急傾斜地	Y・R	宮田 1 号	Ⅱ－ 1466	湯沢市三梨町字宮田及び宮田岩留
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2435	急傾斜地	Y・R	京政	Ⅱ－ 1467	湯沢市三梨町字京政、京政下川原及び宮田岩留
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2436	急傾斜地	Y・R	京政 1 号	Ⅱ－ 1468	湯沢市三梨町字京政及び京政下川原
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2437	急傾斜地	Y・R	磯	Ⅱ－ 1500	湯沢市秋ノ宮字磯及び杉ノ崎
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2438	急傾斜地	Y・R	造石	Ⅱ－ 1501	湯沢市秋ノ宮字造石及び蔵内沢
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2439	急傾斜地	Y・R	湯ノ岱 1 号	Ⅱ－ 1502	湯沢市秋ノ宮字湯ノ岱
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2440	急傾斜地	Y・R	矢地ノ沢	Ⅱ－ 1503	湯沢市秋ノ宮字矢地ノ沢
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2441	土石流	Y・R	葭長沢 2	207－Ⅰ－010	湯沢市宇留院内字葭長
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2442	土石流	Y・R	堂ヶ沢	207－Ⅰ－013	湯沢市宇留院内字堂ヶ沢、川前及び山根
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2443	土石流	Y・R	苗代沢	207－Ⅰ－082	湯沢市成沢字苗代沢並びに同市岩崎字苗代沢及び千石沢
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2444	土石流	Y・R	萬高松山裏沢	207－Ⅰ－083	湯沢市岩崎字岩崎、山崎、寝連沢、中雨池、松浦、桜森及び桂沢並びに同市成沢字上堤、苗代沢及び堤端
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2445	土石流	Y・R	東福寺沢	461－Ⅰ－028	湯沢市駒形町字東福寺大沢、東福寺山根、東福寺南面及び東福寺岩沢

年度	告示 年月日	告示 番号	整理 番号	種別	Y・R	指 定 区域名	危険箇所番号	所 在 地
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2446	土石流	Y・R	東福寺沢 2	461-Ⅰ-029	湯沢市駒形町字東福寺大沢、東福寺山根、東福寺南面、東福寺岩沢、東福寺中添及び東福寺両替
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2447	土石流	Y・R	シロ沢	461-Ⅰ-030	湯沢市駒形町字東福寺上村、東福寺上野、東福寺白沢、東福寺小松沢、東福寺黒石山及び東福寺白沢山
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2448	土石流	Y・R	大倉沢	461-Ⅰ-031	湯沢市駒形町字大倉水上沢、大倉大石沢、大倉、大倉太田、大倉蒲添、大倉上北田及び大倉柿木沢
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2449	土石流	Y・R	湯ノ又沢	462-Ⅰ-010	湯沢市秋ノ宮字湯ノ又
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2450	土石流	Y・R	上ヶ野沢	462-Ⅰ-011	湯沢市秋ノ宮字赤石沢、山居野、湯ノ岱及び上ハ野
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2451	土石流	Y・R	赤石沢	462-Ⅰ-012	湯沢市秋ノ宮字赤石沢、山居野、湯ノ岱及び上ハ野
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2452	土石流	Y・R	山城沢	462-Ⅰ-013	湯沢市秋ノ宮字赤石沢及び上ハ野
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2453	土石流	Y・R	根子の沢	462-Ⅰ-014	湯沢市秋ノ宮字根本
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2454	土石流	Y・R	奥ノ沢	462-Ⅰ-015	湯沢市秋ノ宮字小杉山
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2455	土石流	Y・R	造石沢	462-Ⅰ-016	湯沢市秋ノ宮字造石
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2456	土石流	Y・R	岳ノ下沢	462-Ⅰ-017	湯沢市秋ノ宮字嶽下山根及び嶽下
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2457	土石流	Y・R	葭長沢 1	207-Ⅱ-006	湯沢市宇留院内字葭長
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2458	土石流	Y・R	脇ノ沢	207-Ⅱ-007	湯沢市宇留院内字平林
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2459	土石流	Y・R	黒沢	461-Ⅱ-004	湯沢市駒形町字東福寺松沢、東福寺小松沢、東福寺松沢山及び東福寺八森
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2460	土石流	Y・R	白沢 2	461-Ⅱ-005	湯沢市駒形町字東福寺白沢及び東福寺小松沢
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2461	土石流	Y・R	白沢 3	461-Ⅱ-006	湯沢市駒形町字東福寺山下、東福寺上村及び東福寺桂沢
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2462	土石流	Y・R	柿ノ木沢	461-Ⅱ-007	湯沢市駒形町字大倉柿木沢、大倉柿木沢山、大倉水上沢山、大倉上北田、大倉太田、大倉出ヶ森、大倉若林山、大倉薄倉沢山及び三又北田
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2463	土石流	Y・R	畑沢	462-Ⅱ-007	湯沢市秋ノ宮字畑
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2464	土石流	Y・R	八森山沢	462-Ⅱ-008	湯沢市秋ノ宮字磯、新磯及び杉ノ崎
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2465	土石流	Y・R	又の沢	462-Ⅱ-009	湯沢市秋ノ宮字新磯及び杉ノ崎
平成 27 年度	H28. 3. 1	149	2466	土石流	Y・R	役内沢	462-Ⅱ-010	湯沢市秋ノ宮字水無
平成 27 年度	H28. 3. 1	150	2470	土石流	Y	脇ノ沢 1	207-Ⅰ-011	湯沢市宇留院内字川前、山根、平林及び家ノ後
平成 27 年度	H28. 3. 1	150	2471	土石流	Y	脇ノ沢 2	207-Ⅰ-012	湯沢市宇留院内字川前、山根及び家ノ後
平成 27 年度	H28. 3. 1	150	2472	土石流	Y	柴倉沢	461-Ⅰ-020	湯沢市三梨町字飯田柴倉、飯田ニッ森、飯田韭谷地、飯田稲荷山、飯田萱場沢及び飯田盥沢
平成 27 年度	H28. 3. 1	150	2473	土石流	Y	千年沢	207-Ⅱ-030	湯沢市岩崎字千年及び川前
平成 27 年度	H28. 3. 1	150	2474	土石流	Y	盥沢	461-Ⅱ-001	湯沢市三梨町字飯田ニッ森、飯田稲荷山、飯田萱場沢及び飯田盥沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3009	急傾斜地	Y・R	菅生	Ⅰ-1011	湯沢市稲庭町字大谷
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3010	急傾斜地	Y・R	嶽ノ下	Ⅰ-1401	湯沢市森字嶽ノ下並びに同市岩崎字小森山、森合及び上宿
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3011	急傾斜地	Y・R	明戸	Ⅰ-1434	湯沢市高松字明戸、明戸山及び大櫓内
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3012	急傾斜地	Y・R	泥湯	Ⅰ-1443	湯沢市高松字泥湯沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3013	急傾斜地	Y・R	下生内	Ⅰ-1494	湯沢市皆瀬字下生内及び生内
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3014	急傾斜地	Y・R	戸石崎	Ⅱ-1385	湯沢市杉沢字戸石崎
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3015	急傾斜地	Y・R	若神子	Ⅱ-1411	湯沢市酒蔭字若神子
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3016	急傾斜地	Y・R	若神子 1 号	Ⅱ-1412	湯沢市酒蔭字若神子
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3017	急傾斜地	Y・R	戸平	Ⅱ-1439	湯沢市高松字戸平及び愛宕沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3018	急傾斜地	Y・R	明戸 1 号	Ⅱ-1440	湯沢市高松字明戸
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3019	急傾斜地	Y・R	明戸 2 号	Ⅱ-1441	湯沢市高松字大櫓内及び明戸
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3020	急傾斜地	Y・R	上地	Ⅱ-1446	湯沢市高松字上地及び上地山
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3021	急傾斜地	Y・R	上地 1 号	Ⅱ-1447	湯沢市高松字上地
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3022	急傾斜地	Y・R	仏師ヶ沢	Ⅱ-1675	湯沢市皆瀬字仏師ヶ沢、上野及び沼田
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3023	急傾斜地	Y・R	外浦	Ⅱ-1683	湯沢市皆瀬字外浦
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3024	急傾斜地	Y・R	雨沼	Ⅱ-1684	湯沢市皆瀬字雨沼

年度	告示 年月日	告示 番号	整理 番号	種別	Y・R	指 定 区域名	危険箇所番号	所 在 地
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3025	急傾斜地	Y・R	若畑	Ⅱ-1688	湯沢市皆瀬字若畑
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3026	急傾斜地	Y・R	谷地頭	Ⅱ-1689	湯沢市皆瀬字谷地頭及び若畑
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3027	急傾斜地	Y・R	畑等湯ノ沢	Ⅱ-1690	湯沢市皆瀬字瘦長根
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3028	急傾斜地	Y・R	上生内	Ⅱ-1691	湯沢市皆瀬字上生内及び金山沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3029	急傾斜地	Y・R	上生内 1 号	Ⅱ-1692	湯沢市皆瀬字上生内
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3030	急傾斜地	Y・R	生内	Ⅱ-1693	湯沢市皆瀬字上生内
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3031	急傾斜地	Y・R	木積場	Ⅱ-1694	湯沢市皆瀬字下木積場及び上木積場
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3032	急傾斜地	Y・R	中ノ台	Ⅱ-1695	湯沢市皆瀬字中ノ台
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3033	急傾斜地	Y・R	中ノ台 1 号	Ⅱ-1696	湯沢市皆瀬字中ノ台
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3034	急傾斜地	Y・R	寄合畑	Ⅱ-1697	湯沢市皆瀬字寄合畑及び深沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3035	急傾斜地	Y・R	寄合畑 1 号	Ⅱ-1698	湯沢市皆瀬字寄合畑
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3036	急傾斜地	Y・R	後ヶ沢山	I-919	湯沢市杉沢字後ヶ沢山、野々沢山及び野々沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3037	急傾斜地	Y・R	不動滝	I-1012	湯沢市皆瀬字湯元、滝ノ上及び小湯ノ上
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3038	急傾斜地	Y・R	元湯	I-1013	湯沢市皆瀬字湯元
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3039	急傾斜地	Y・R	湯元	I-1014	湯沢市皆瀬字湯元及び小湯ノ上
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3040	急傾斜地	Y・R	大湯	I-1015	湯沢市皆瀬字小安奥山及び小安奥山国有林
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3041	急傾斜地	Y・R	新城	I-1403	湯沢市松岡字新城及び剣ヶ鼻
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3042	急傾斜地	Y・R	下新田	I-1442	湯沢市高松字下新田山
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3043	急傾斜地	Y・R	畑等新処	I-1493	湯沢市皆瀬字新処
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3044	急傾斜地	Y・R	小安	I-1495	湯沢市皆瀬字小安
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3045	急傾斜地	Y・R	坂ノ上	I-1496	湯沢市皆瀬字小田、坂ノ上及び滝ノ原
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3046	急傾斜地	Y・R	不動滝 1 号	I-1497	湯沢市皆瀬字湯元及び滝ノ上
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3047	急傾斜地	Y・R	湯元 1 号	I-1498	湯沢市皆瀬字湯元及び小湯ノ上
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3048	急傾斜地	Y・R	沢田	Ⅱ-1384	湯沢市杉沢新所字沢田及び松山
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3049	急傾斜地	Y・R	新城 2 号	Ⅱ-1399	湯沢市松岡字新城及び剣ヶ鼻
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3050	急傾斜地	Y・R	下新田 1 号	Ⅱ-1461	湯沢市高松字下新田及び下新田山
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3051	急傾斜地	Y・R	下新田 2 号	Ⅱ-1462	湯沢市高松字下新田及び下新田山
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3052	急傾斜地	Y・R	下新田 3 号	Ⅱ-1463	湯沢市高松字下新田及び下新田山
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3053	急傾斜地	Y・R	下新田 4 号	Ⅱ-1464	湯沢市高松字下新田及び下新田山
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3054	急傾斜地	Y・R	大山沢	Ⅱ-1483	湯沢市小野字大山沢及び大山
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3055	急傾斜地	Y・R	沖ノ沢	Ⅱ-1673	湯沢市皆瀬字沖ノ沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3056	急傾斜地	Y・R	沖ノ沢 1 号	Ⅱ-1674	湯沢市皆瀬字沖ノ沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3057	急傾斜地	Y・R	下村 1 号	Ⅱ-1699	湯沢市皆瀬字下村、小田及び林
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3058	急傾斜地	Y・R	上村	Ⅱ-1700	湯沢市皆瀬字小田
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3059	急傾斜地	Y・R	上村 1 号	Ⅱ-1701	湯沢市皆瀬字小田
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3060	急傾斜地	Y・R	滝ノ原	Ⅱ-1702	湯沢市皆瀬字滝ノ原
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3061	急傾斜地	Y・R	滝ノ原 1 号	Ⅱ-1703	湯沢市皆瀬字新処及び滝ノ原
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3062	急傾斜地	Y・R	畑等新処 1 号	Ⅱ-1704	湯沢市皆瀬字新処
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3063	急傾斜地	Y・R	畑等新処 2 号	Ⅱ-1705	湯沢市皆瀬字新処
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3064	急傾斜地	Y・R	畑等新処 3 号	Ⅱ-1706	湯沢市皆瀬字新処及び小田
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3065	急傾斜地	Y・R	畑等新処 4 号	Ⅱ-1707	湯沢市皆瀬字新処
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3066	急傾斜地	Y・R	畑等新処 5 号	Ⅱ-1708	湯沢市皆瀬字新処
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3067	急傾斜地	Y・R	滝向	Ⅱ-1709	湯沢市皆瀬字滝向
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3068	急傾斜地	Y・R	滝向 1 号	Ⅱ-1710	湯沢市皆瀬字滝向及び滝ノ上
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3069	急傾斜地	Y・R	湯元 2 号	Ⅱ-1711	湯沢市皆瀬字湯元及び小湯ノ上
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3070	急傾斜地	Y・R	桂沢	Ⅱ-1712	湯沢市皆瀬字桂沢及び桂沢上
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3071	急傾斜地	Y・R	後ヶ沢	Ⅲ-281	湯沢市杉沢字後ヶ沢山、後ヶ沢及び南部沢山
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3072	急傾斜地	Y・R	北土沢	Ⅲ-282	湯沢市山田字米内沢、浦田、箆ノ目及び北土沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3073	急傾斜地	Y・R	南土沢 1 号	Ⅲ-283	湯沢市山田字南土沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3074	急傾斜地	Y・R	田ノ沢藤花	Ⅲ-285	湯沢市山田字上ノ宿、脇ノ沢及び上ノ宿川原
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3075	急傾斜地	Y・R	田ノ沢藤花 1 号	Ⅲ-286	湯沢市山田字上ノ宿、脇ノ沢及び藤花
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3076	急傾斜地	Y・R	田ノ沢藤花 2 号	Ⅲ-287	湯沢市山田字上ノ宿、田ノ沢、脇ノ沢及び藤花
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3077	急傾斜地	Y・R	東松沢	Ⅲ-296	湯沢市字東松沢、同市字新山、同市字深沢山及び同市字杉ノ沢山
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3078	急傾斜地	Y・R	宮田 3 号	Ⅲ-297	湯沢市関口字宮田平、宮田及び落口

年度	告示 年月日	告示 番号	整理 番号	種別	Y・R	指 定 区域名	危険箇所番号	所 在 地
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3079	急傾斜地	Y・R	戸沢 1 号	Ⅲ-298	湯沢市関口字戸沢及び戸沢山
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3080	急傾斜地	Y・R	芦ヶ沢	Ⅲ-284	湯沢市山田字芦ヶ沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3081	急傾斜地	Y・R	角間沢 4 号	Ⅲ-288	湯沢市字角間沢、同市字上角間沢山及び同市字下夕角間沢山
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3082	急傾斜地	Y・R	下山谷 1 号	Ⅲ-289	湯沢市字下山谷及び同市字上角間沢山
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3083	急傾斜地	Y・R	沼ノ岱山	Ⅲ-290	湯沢市字沼ノ岱山及び同市字山谷
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3084	急傾斜地	Y・R	谷地沢山	Ⅲ-291	湯沢市字谷地沢山、同市字岩ノ沢山、同市字山谷及び同市字鉦打沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3085	急傾斜地	Y・R	桐ヶ平山 2 号	Ⅲ-292	湯沢市字桐ヶ平山、同市字長沢山、同市字鉦打沢及び同市字岩ノ沢山
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3086	急傾斜地	Y・R	桐ヶ平山 3 号	Ⅲ-293	湯沢市字桐ヶ平山、同市字取上石山及び同市字鉦打沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3087	急傾斜地	Y・R	カックイ沢山	Ⅲ-294	湯沢市字カックイ沢山、同市字栗沢山、同市字鉦打沢及び同市字取上石山
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3088	急傾斜地	Y・R	広沢山	Ⅲ-295	湯沢市字広沢山、同市字鉦打沢、同市字栗沢山及び同市字峠沢山
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3089	土石流	Y・R	泥湯沢	207-Ⅰ-001	湯沢市高松字泥湯沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3090	土石流	Y・R	上地下沢	207-Ⅰ-009	湯沢市高松字上地及び上地山
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3091	土石流	Y・R	ヨシガヤチ沢	465-Ⅰ-009	湯沢市皆瀬字中ノ台、谷地、蟹沢及び塚長根
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3092	土石流	Y・R	生内小学校上の沢	465-Ⅰ-010	湯沢市皆瀬字生内
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3093	土石流	Y・R	中泊沢	207-Ⅱ-008	湯沢市高松字中泊及び中泊山
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3094	土石流	Y・R	松浦沢	207-Ⅱ-009	湯沢市高松字明戸及び明戸山
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3095	土石流	Y・R	戸平沢	207-Ⅱ-010	湯沢市高松字戸平
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3096	土石流	Y・R	御返事沢	462-Ⅱ-020	湯沢市桑崎字根掘場
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3097	土石流	Y・R	寄合畑沢	465-Ⅱ-006	湯沢市皆瀬字寄合畑及び深沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3098	土石流	Y・R	湯ノ沢 1	465-Ⅱ-007	湯沢市皆瀬字湯ノ沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3099	土石流	Y・R	湯ノ沢 2	465-Ⅱ-008	湯沢市皆瀬字湯ノ沢及び瘦長根
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3100	土石流	Y・R	所沢	465-Ⅱ-009	湯沢市皆瀬字瘦長根
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3101	土石流	Y・R	西川沢	465-Ⅱ-010	湯沢市皆瀬字上生内
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3102	土石流	Y・R	ホリカイ沢	465-Ⅱ-011	湯沢市皆瀬字上生内
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3103	土石流	Y・R	ヤスケ沢	465-Ⅱ-012	湯沢市皆瀬字上生内
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3104	土石流	Y・R	下生内沢	465-Ⅱ-013	湯沢市皆瀬字生内
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3105	土石流	Y・R	沢梨台沢	465-Ⅱ-015	湯沢市皆瀬字若畑及び谷地頭
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3106	土石流	Y・R	米内沢	207-Ⅲ-009	湯沢市山田字米内沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3107	土石流	Y・R	間木沢	207-Ⅲ-025	湯沢市松岡字間木沢及び牧野沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3108	土石流	Y・R	蓮台寺	207-Ⅲ-028	湯沢市山田字蓮台寺
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3109	土石流	Y・R	上ノ沢 1	207-Ⅲ-001	湯沢市酒蔭字若神子
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3111	土石流	Y・R	柳沢	207-Ⅰ-002	湯沢市高松字三途川山、下新田山及び上新田山
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3112	土石流	Y・R	新城沢 1	207-Ⅰ-102	湯沢市松岡字新城及び剣ヶ鼻
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3113	土石流	Y・R	下新田沢	207-Ⅱ-001	湯沢市高松字下新田山、下新田、下西ノ峰及び高松沢国有林
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3114	土石流	Y・R	頭首沢	207-Ⅲ-015	湯沢市杉沢新所字沢田、高山、頭首沢及び林長根
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3115	土石流	Y・R	南部沢 2	207-Ⅲ-018	湯沢市杉沢字内沢、南部沢及び南部沢山
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3116	土石流	Y・R	内沢	207-Ⅲ-019	湯沢市杉沢字戸石崎、戸石崎山、内沢及び内沢山
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3117	土石流	Y・R	後ヶ沢	207-Ⅲ-020	湯沢市杉沢字後ヶ沢及び後ヶ沢山
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3118	土石流	Y・R	野々沢 1	207-Ⅲ-021	湯沢市杉沢字野々沢及び後ヶ沢山
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3119	土石流	Y・R	野々沢 2	207-Ⅲ-022	湯沢市杉沢字野々沢及び野々沢山並びに同市杉沢新所字大平
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3120	土石流	Y・R	女滝沢	465-Ⅰ-001	湯沢市皆瀬字湯元
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3121	土石流	Y・R	湯元沢 2	465-Ⅰ-002	湯沢市皆瀬字湯元
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3122	土石流	Y・R	湯元 1	465-Ⅰ-003	湯沢市皆瀬字湯元及び新処
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3123	土石流	Y・R	かに沢	465-Ⅰ-005	湯沢市皆瀬字小田、小安、中村及び向野
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3124	土石流	Y・R	小安沢 2	465-Ⅰ-006	湯沢市皆瀬字小田、小安、中村、上村及び向野
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3125	土石流	Y・R	沖ノ沢	465-Ⅰ-021	湯沢市皆瀬字沖ノ沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3126	土石流	Y・R	シバノ沢	465-Ⅰ-025	湯沢市皆瀬字沖ノ沢

年度	告示 年月日	告示 番号	整理 番号	種別	Y・R	指 定 区域名	危険箇所番号	所 在 地
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3127	土石流	Y・R	湯元 2	465-Ⅱ-002	湯沢市皆瀬字滝ノ上及び小湯ノ上
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3128	土石流	Y・R	滝向沢	465-Ⅱ-003	湯沢市皆瀬字新処及び滝向
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3129	土石流	Y・R	新処沢	465-Ⅱ-004	湯沢市皆瀬字新処
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3130	土石流	Y・R	新処沢 2	465-Ⅱ-005	湯沢市皆瀬字新処
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3131	土石流	Y・R	滝ノ沢	207-Ⅲ-002	湯沢市山田字滝ノ沢並びに同市酒蒔字小滝 ヶ沢及び谷地
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3132	土石流	Y・R	田ノ沢 3	207-Ⅲ-003	湯沢市山田字田ノ沢、滝ノ沢及び象石並び に同市酒蒔字谷地
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3133	土石流	Y・R	脇ノ沢	207-Ⅲ-004	湯沢市山田字上ノ宿、脇ノ沢及び藤花
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3134	土石流	Y・R	西土沢 1	207-Ⅲ-005	湯沢市山田字西土沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3135	土石流	Y・R	西土沢 2	207-Ⅲ-006	湯沢市山田字西土沢及び水上沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3136	土石流	Y・R	北土沢	207-Ⅲ-007	湯沢市山田字北土沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3137	土石流	Y・R	芦ヶ沢	207-Ⅲ-008	湯沢市山田字芦ヶ沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3138	土石流	Y・R	広沢	207-Ⅲ-011	湯沢市字広沢山、同市字峠沢山、同市字鉦 打沢、同市字栗沢山及び同市字カックイ沢 山
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3139	土石流	Y・R	栗沢	207-Ⅲ-012	湯沢市字栗沢山、同市字峠沢山、同市字鉦 打沢及び同市字広沢山
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3140	土石流	Y・R	沼ノ岱沢	207-Ⅲ-013	湯沢市字沼ノ岱山、同市字抜石場山及び同 市字山谷
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3141	土石流	Y・R	谷地沢	207-Ⅲ-014	湯沢市字谷地沢山、同市字山谷、同市字沼 ノ岱山、同市字金堀沢山及び同市字西金堀 沢山
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3142	土石流	Y・R	上源内沢	207-Ⅲ-023	湯沢市松岡字上源内沢、下源内沢、中田及 び中田頭
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3143	土石流	Y・R	牧野沢	207-Ⅲ-024	湯沢市松岡字牧野沢及び間木沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	452	3144	土石流	Y・R	川原沢 3	207-Ⅲ-026	湯沢市山田字川原及び新川原田
平成 28 年度	H28. 7. 26	453	3145	土石流	Y	沼ノ沢	207-Ⅰ-007	湯沢市高松字沼ノ沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	453	3146	土石流	Y	焼間沢	207-Ⅰ-008	湯沢市高松字上地、上地下、上地山及び田 中
平成 28 年度	H28. 7. 26	453	3147	土石流	Y	蟹沢	465-Ⅰ-008	湯沢市皆瀬字中ノ台、蟹沢及び塚長根
平成 28 年度	H28. 7. 26	453	3148	土石流	Y	トビタケの沢	465-Ⅰ-015	湯沢市皆瀬字若畑
平成 28 年度	H28. 7. 26	453	3149	土石流	Y	フクベラ沢	207-Ⅱ-005	湯沢市高松字上地、上地下及び上地山
平成 28 年度	H28. 7. 26	453	3150	土石流	Y	細越	207-Ⅲ-029	湯沢市松岡字鑑田及び細越
平成 28 年度	H28. 7. 26	453	3151	土石流	Y	松山沢	207-Ⅰ-080	湯沢市杉沢新所字沢田、松山及び八幡山
平成 28 年度	H28. 7. 26	453	3152	土石流	Y	松山沢 2	207-Ⅰ-081	湯沢市杉沢新所字沢田、八幡山、高山及び 松山
平成 28 年度	H28. 7. 26	453	3153	土石流	Y	剣の鼻の沢	207-Ⅰ-103	湯沢市松岡字新城及び剣ヶ鼻
平成 28 年度	H28. 7. 26	453	3154	土石流	Y	新城沢 2	207-Ⅰ-104	湯沢市松岡字新城及び剣ヶ鼻
平成 28 年度	H28. 7. 26	453	3155	土石流	Y	松沢	207-Ⅲ-016	湯沢市杉沢字内沢山、内沢、松沢山及び大 台口
平成 28 年度	H28. 7. 26	453	3156	土石流	Y	南部沢 1	207-Ⅲ-017	湯沢市杉沢字南部沢山
平成 28 年度	H28. 7. 26	453	3157	土石流	Y	大蟹沢	465-Ⅰ-004	湯沢市皆瀬字小田、小安及び中村
平成 28 年度	H28. 7. 26	453	3158	土石流	Y	オバタキ沢	465-Ⅰ-007	湯沢市皆瀬字市野、市野下段、野田及び中 ノ台
平成 28 年度	H28. 7. 26	453	3159	土石流	Y	沖ノ沢川	465-Ⅰ-022	湯沢市皆瀬字沖ノ沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	453	3160	土石流	Y	落合沢川	465-Ⅰ-023	湯沢市皆瀬字沖ノ沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	453	3161	土石流	Y	中の沢川	465-Ⅰ-024	湯沢市皆瀬字沖ノ沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	453	3162	土石流	Y	清水沢	465-Ⅱ-001	湯沢市皆瀬字鳥谷、桂沢上及び小安奥山国 有林
平成 28 年度	H28. 7. 26	453	3163	土石流	Y	畑の沢	465-Ⅱ-016	湯沢市皆瀬字沖ノ沢
平成 28 年度	H28. 7. 26	453	3164	土石流	Y	剣ヶ鼻沢	207-Ⅲ-030	湯沢市松岡字剣ヶ鼻、銀山及び新城
平成 29 年度	H29. 6. 20	310	4932	急傾斜地	Y・R	小淵ヶ沢 2 号	Ⅰ-1460-1	湯沢市秋ノ宮字小淵ヶ沢
令和元年度	R1. 11. 5	257	7290	地滑り	Y	畑-1	222-1	湯沢市秋ノ宮字畑
令和元年度	R1. 11. 5	257	7291	地滑り	Y	畑-2	222-2	湯沢市秋ノ宮字畑
令和元年度	R1. 11. 5	257	7292	地滑り	Y	畑-3	222-3	湯沢市秋ノ宮字畑
令和元年度	R1. 11. 5	257	7293	地滑り	Y	畑-4	222-4	湯沢市秋ノ宮字畑
令和元年度	R1. 11. 5	257	7294	地滑り	Y	畑-5	222-5	湯沢市秋ノ宮字畑
令和元年度	R1. 11. 5	257	7295	地滑り	Y	中山-1	223-1	湯沢市秋ノ宮字中山
令和元年度	R1. 11. 5	257	7296	地滑り	Y	中山-2	223-2	湯沢市秋ノ宮字中山、川井、貝沢及び川連

年度	告示 年月日	告示 番号	整理 番号	種別	Y・R	指 定 区域名	危険箇所番号	所 在 地
令和元年度	R1. 11. 5	257	7297	地滑り	Y	中山-3	223-3	湯沢市秋ノ宮字中山、清水川原、大日丁、貝沢
令和元年度	R1. 11. 5	257	7298	地滑り	Y	中山-4	223-4	湯沢市秋ノ宮字中山、元山、清水川原、新磯及び杉ノ崎
令和元年度	R1. 11. 5	257	7299	地滑り	Y	中山-5	223-5	湯沢市秋ノ宮字中山、元山、清水川原及び嶽下山根
令和元年度	R1. 11. 5	257	7300	地滑り	Y	中山-6	223-6	湯沢市秋ノ宮字中山、元山及び清水川原
令和元年度	R1. 11. 5	257	7301	地滑り	Y	大湯温泉-1	224-1	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林
令和元年度	R1. 11. 5	257	7302	地滑り	Y	大湯温泉-2	224-2	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林
令和元年度	R1. 11. 5	257	7303	地滑り	Y	大湯温泉-3	224-3	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林
令和元年度	R1. 11. 5	257	7304	地滑り	Y	大湯温泉-4	224-4	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林
令和元年度	R1. 11. 5	257	7305	地滑り	Y	大湯温泉-5	224-5	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林
令和元年度	R1. 11. 5	257	7306	地滑り	Y	大湯温泉-6	224-6	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林
令和元年度	R1. 11. 5	257	7307	地滑り	Y	大湯温泉-7	224-7	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林
令和元年度	R1. 11. 5	257	7308	地滑り	Y	新処-1	225-1	湯沢市皆瀬字新処、滝ノ上及び滝向
令和元年度	R1. 11. 5	257	7309	地滑り	Y	新処-2	225-2	湯沢市皆瀬字新処及び滝向
令和元年度	R1. 11. 5	257	7310	地滑り	Y	新処-3	225-3	湯沢市皆瀬字新処、滝向及び滝ノ原
令和元年度	R1. 11. 5	257	7311	地滑り	Y	新処-4	225-4	湯沢市皆瀬字新処及び滝向
令和元年度	R1. 11. 5	257	7312	地滑り	Y	上生内-1	226-1	湯沢市皆瀬字上生内、湯ノ沢及び下湯ノ沢
令和元年度	R1. 11. 5	257	7313	地滑り	Y	上生内-2	226-2	湯沢市皆瀬字上生内、下湯ノ沢及び瘦長根
令和元年度	R1. 11. 5	257	7314	地滑り	Y	木積場-1	227-1	湯沢市皆瀬字木積場
令和元年度	R1. 11. 5	257	7315	地滑り	Y	木積場-2	227-2	湯沢市皆瀬字木積場
令和元年度	R1. 11. 5	257	7316	地滑り	Y	木積場-3	227-3	湯沢市皆瀬字木積場
令和元年度	R1. 11. 5	257	7317	地滑り	Y	木積場-4	227-4	湯沢市皆瀬字木積場
令和元年度	R1. 11. 5	257	7318	地滑り	Y	木積場-5	227-5	湯沢市皆瀬字木積場
令和元年度	R1. 11. 5	257	7319	地滑り	Y	木積場-6	227-6	湯沢市皆瀬字木積場
令和元年度	R1. 11. 5	257	7320	地滑り	Y	若畑-1	228-1	湯沢市皆瀬字桜坂
令和元年度	R1. 11. 5	257	7321	地滑り	Y	若畑-2	228-2	湯沢市皆瀬字若畑
令和元年度	R1. 11. 5	257	7322	地滑り	Y	若畑-3	228-3	湯沢市皆瀬字若畑及び谷地頭
令和元年度	R1. 11. 5	257	7323	地滑り	Y	若畑-4	228-4	湯沢市皆瀬字桜坂
令和元年度	R1. 11. 5	257	7324	地滑り	Y	板戸	229	湯沢市皆瀬字御岳下及び野中
令和元年度	R1. 11. 5	257	7325	地滑り	Y	垂水-1	230-1	湯沢市皆瀬字垂水及び信田
令和元年度	R1. 11. 5	257	7326	地滑り	Y	垂水-2	230-2	湯沢市皆瀬字垂水、信田及び長石田
令和元年度	R1. 11. 5	257	7327	地滑り	Y	雨沼	231	湯沢市皆瀬字雨沼及び外浦
令和元年度	R1. 11. 5	257	7328	地滑り	Y	沖ノ沢-1	232-1	湯沢市皆瀬字沖ノ沢
令和元年度	R1. 11. 5	257	7329	地滑り	Y	沖ノ沢-2	232-2	湯沢市皆瀬字沖ノ沢
令和元年度	R1. 11. 5	257	7330	地滑り	Y	沖ノ沢-3	232-3	湯沢市皆瀬字沖ノ沢
令和元年度	R1. 11. 5	257	7331	地滑り	Y	泥湯沢-1	252-1	湯沢市高松字泥湯沢
令和元年度	R1. 11. 5	257	7332	地滑り	Y	泥湯沢-2	252-2	湯沢市高松字泥湯沢
令和元年度	R1. 11. 5	257	7333	地滑り	Y	泥湯沢-3	252-3	湯沢市高松字泥湯沢
令和元年度	R1. 11. 5	257	7334	地滑り	Y	泥湯沢-4	252-4	湯沢市高松字泥湯沢
令和元年度	R1. 11. 5	257	7335	地滑り	Y	泥湯沢-5	252-5	湯沢市高松字泥湯沢
令和元年度	R1. 11. 5	257	7336	地滑り	Y	上畑-1	253-1	湯沢市松岡字上畑
令和元年度	R1. 11. 5	257	7337	地滑り	Y	上畑-2	253-2	湯沢市松岡字上畑
令和元年度	R1. 11. 5	257	7338	地滑り	Y	上畑-3	253-3	湯沢市松岡字上畑
令和元年度	R1. 11. 5	257	7339	地滑り	Y	上畑-4	253-4	湯沢市松岡字上畑
令和元年度	R1. 11. 5	257	7340	地滑り	Y	上畑-5	253-5	湯沢市松岡字上畑
令和元年度	R2. 2. 18	64	677	急傾斜地	Y・R	中ノ沢 1 号	I -920	湯沢市前森四丁目
令和元年度	R2. 2. 18	64	678	急傾斜地	Y・R	中ノ沢 2 号	I -921	湯沢市前森四丁目、字西愛染沢及び字稲荷山
令和元年度	R2. 2. 18	64	679	急傾斜地	Y・R	大工町	I -922	湯沢市大工町及び字西愛染沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	680	急傾斜地	Y・R	大工町 1 号	I -923_1, _2	湯沢市大工町、字西愛染沢、字伊勢堂山及び字上経塚廻り
令和元年度	R2. 2. 18	64	681	急傾斜地	Y・R	湯ノ原 1 号	I -929	湯沢市湯ノ原一丁目、湯ノ原二丁目及び字湯ノ上山
令和元年度	R2. 2. 18	64	682	急傾斜地	Y・R	湯ノ原	I -930	湯沢市裏門一丁目及び字柵内沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	683	急傾斜地	Y・R	上町 1 号	I -931	湯沢市佐竹町、字根小屋町、字古館山及び字内館町
令和元年度	R2. 2. 18	64	684	急傾斜地	Y・R	内館	I -932	湯沢市佐竹町、字内館町及び字内館山
令和元年度	R2. 2. 18	64	685	急傾斜地	Y・R	内館 1 号	I -933	湯沢市字内館町及び字内館山

年度	告示 年月日	告示 番号	整理 番号	種別	Y・R	指 定 区域名	危険箇所番号	所 在 地
令和元年度	R2. 2. 18	64	686	急傾斜地	Y・R	内町	I -934	湯沢市内町、字上町屋敷裏、字内館山及び字蟹沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	687	急傾斜地	Y・R	内町 1 号	I -935	湯沢市内町、字清涼寺山、字袋町沢頭及び字鳶ヶ沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	688	急傾斜地	Y・R	湯ノ原 2 号	I -1425	湯沢市字御嶽南沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	689	急傾斜地	Y・R	前森	II -1381	湯沢市前森四丁目及び字中ノ沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	690	急傾斜地	Y・R	前森 1 号	II -1382	湯沢市前森四丁目及び字中ノ沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	691	急傾斜地	Y・R	湯ノ原 3 号	II -1423	湯沢市湯ノ原二丁目、字湯ノ上、字湯ノ上山及び字御嶽南沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	692	急傾斜地	Y・R	裏門 1 号	I -928	湯沢市裏門一丁目及び字松長根山
令和元年度	R2. 2. 18	64	693	急傾斜地	Y・R	新町	I -936	湯沢市字新町、字荒町、字鳶ヶ沢山及び字権兵エ山
令和元年度	R2. 2. 18	64	694	急傾斜地	Y・R	愛宕町	I -938_1, _2	湯沢市字東松沢及び字上人沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	695	急傾斜地	Y・R	愛宕町 1 号	I -939	湯沢市愛宕町一丁目、字愛宕山及び字箕輪山
令和元年度	R2. 2. 18	64	696	急傾斜地	Y・R	関口	I -941	湯沢市関口字寺沢、上寺沢及び杉ノ沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	697	急傾斜地	Y・R	寺沢	I -942	湯沢市関口字寺沢、関口及び禰宣ノ沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	698	急傾斜地	Y・R	寺沢 1 号	I -1422	湯沢市関口字寺沢及び聖ヶ沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	699	急傾斜地	Y・R	荒町	I -1423	湯沢市字荒町及び字鳶ヶ沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	700	急傾斜地	Y・R	荒町 1 号	I -1424	湯沢市字荒町及び字鳶ヶ沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	701	急傾斜地	Y・R	寺沢 2 号	II -1419	湯沢市関口字寺沢及び聖ヶ沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	702	急傾斜地	Y・R	愛宕町 2 号	II -1420	湯沢市愛宕町四丁目及び字松沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	703	急傾斜地	Y・R	新町 1 号	II -1421	湯沢市字新町及び字鳶ヶ沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	704	土石流	Y・R	内町沢 1	207- I -057	湯沢市内町及び字清涼寺山
令和元年度	R2. 2. 18	64	705	土石流	Y・R	内町沢 2	207- I -058	湯沢市内町、字上町屋敷裏及び字蟹沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	706	土石流	Y・R	大町沢	207- I -059	湯沢市字内館町及び字内館山
令和元年度	R2. 2. 18	64	707	土石流	Y・R	湯ノ原沢 2	207- I -073	湯沢市裏門一丁目、湯ノ原一丁目及び字古館山
令和元年度	R2. 2. 18	64	708	土石流	Y・R	湯ノ上沢	207- I -074	湯沢市湯ノ原二丁目、字御嶽南沢、字南沢、字湯ノ上及び字湯ノ上山
令和元年度	R2. 2. 18	64	709	土石流	Y・R	御嶽沢	207- I -075	湯沢市湯ノ原二丁目、字御嶽南沢、字南沢及び字御嶽南沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	712	土石流	Y・R	大工町沢	207- I -078	湯沢市大工町、字西愛染沢、字愛染山及び字稲荷山
令和元年度	R2. 2. 18	64	713	土石流	Y・R	中ノ沢	207- I -079	湯沢市前森四丁目及び字中ノ沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	714	土石流	Y・R	寺沢 1	207- I -044	湯沢市関口字寺沢、関口、上寺沢、杉の沢及び禰宣ノ沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	716	土石流	Y・R	寺沢 3	207- I -046	湯沢市関口字寺沢、上寺沢及び聖ヶ沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	717	土石流	Y・R	愛宕町沢 1	207- I -047	湯沢市愛宕町四丁目及び同市関口字聖ヶ沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	718	土石流	Y・R	愛宕町沢 2	207- I -048	湯沢市愛宕町四丁目、愛宕町五丁目、南台並びに同市関口字上寺沢及び寺沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	719	土石流	Y・R	愛宕町沢 3	207- I -049	湯沢市愛宕町一丁目、愛宕町四丁目、字松沢山及び字東松沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	720	土石流	Y・R	松沢川	207- I -050	湯沢市愛宕町一丁目、愛宕町四丁目、字新山、字深沢山、字杉ノ沢山、字東松沢及び字日影平山
令和元年度	R2. 2. 18	64	721	土石流	Y・R	愛宕町沢 6	207- I -051	湯沢市愛宕町一丁目、字新山及び字東松沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	722	土石流	Y・R	愛宕町沢 4	207- I -052	湯沢市字東松沢及び愛宕町一丁目
令和元年度	R2. 2. 18	64	723	土石流	Y・R	愛宕町沢 5	207- I -053	湯沢市字東松沢及び愛宕町一丁目
令和元年度	R2. 2. 18	64	724	土石流	Y・R	愛宕沢川	207- I -054	湯沢市字新町、愛宕町一丁目、字荒町、字上人沢山、字東松沢及び吹張一丁目
令和元年度	R2. 2. 18	64	725	土石流	Y・R	荒町沢	207- I -055	湯沢市新町、愛宕町一丁目、字荒町、字上人沢山、字鳶ヶ沢山、字東松沢及び吹張一丁目
令和元年度	R2. 2. 18	64	727	土石流	Y・R	湯ノ原沢 1	207- I -072	湯沢市裏門一丁目及び字松長根山
令和元年度	R2. 2. 18	64	915	急傾斜地	Y・R	裏門	I -927_1, _2	湯沢市裏門一丁目、裏門二丁目、字松長根山及び字姥懷山
令和元年度	R2. 2. 18	64	916	急傾斜地	Y・R	関口 1 号	I -1420	湯沢市関口字関口、古城、古城廻及び小田ノ沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	917	急傾斜地	Y・R	関口 2 号	I -1421_1, _2	湯沢市関口字関口、古城及び古城廻

年度	告示 年月日	告示 番号	整理 番号	種別	Y・R	指 定 区域名	危険箇所番号	所 在 地
令和元年度	R2. 2. 18	64	918	急傾斜地	Y・R	裏門 2 号	I -1426	湯沢市裏門三丁目及び字湯ノ上山
令和元年度	R2. 2. 18	64	919	急傾斜地	Y・R	裏門 3 号	I -1427	湯沢市裏門三丁目、字広沢山及び字湯ノ上山
令和元年度	R2. 2. 18	64	920	急傾斜地	Y・R	裏門 4 号	I -1428	湯沢市裏門二丁目及び字姥懐山
令和元年度	R2. 2. 18	64	921	急傾斜地	Y・R	下山谷	I -1429	湯沢市字下山谷、字姥懐山及び字上角間沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	922	急傾斜地	Y・R	宮田 2 号	II -1422	湯沢市関口字宮田、宮田平及び戸沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	923	急傾斜地	Y・R	裏門 5 号	II -1424	湯沢市裏門三丁目及び字広沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	924	急傾斜地	Y・R	裏門 6 号	II -1425	湯沢市裏門三丁目及び字滝ノ沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	925	急傾斜地	Y・R	裏門 7 号	II -1426	湯沢市裏門三丁目、下山谷及び字滝ノ沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	926	急傾斜地	Y・R	山谷	II -1429	湯沢市字山谷及び字沼ノ岱山
令和元年度	R2. 2. 18	64	927	急傾斜地	Y・R	山谷 1 号	II -1430	湯沢市字山谷及び字沼ノ岱山
令和元年度	R2. 2. 18	64	928	土石流	Y・R	コダノ沢	207- I -034	湯沢市関口字関口、宮田、小田ノ沢、小田川原並びに同市下関字下本内
令和元年度	R2. 2. 18	64	930	土石流	Y・R	関口沢 2	207- I -036	湯沢市関口字関口、寺沢、上寺沢、古城廻、石大沢山及び禰宜ノ沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	931	土石流	Y・R	山谷沢 1	207- I -065	湯沢市字山谷及び字沼ノ岱山
令和元年度	R2. 2. 18	64	932	土石流	Y・R	山谷沢 2	207- I -066	湯沢市字山谷及び字沼ノ岱山
令和元年度	R2. 2. 18	64	933	土石流	Y・R	滝ノ沢	207- I -067	湯沢市字下山谷、字沼ノ岱山及び字滝ノ沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	934	土石流	Y・R	姥懐山沢	207- I -068	湯沢市裏門二丁目、字裏門、字下山谷及び字姥懐山
令和元年度	R2. 2. 18	64	935	土石流	Y・R	下山谷沢	207- I -069	湯沢市裏門三丁目、字広沢山及び字滝ノ沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	936	土石流	Y・R	裏門ノ沢 1	207- I -070	湯沢市裏門三丁目、字広沢山及び字湯ノ上山
令和元年度	R2. 2. 18	64	937	土石流	Y・R	裏門ノ沢 2	207- I -071	湯沢市裏門二丁目、字姥懐山及び字松長根山
令和元年度	R2. 2. 18	64	939	土石流	Y・R	山谷沢 3	207- II -029	湯沢市字山谷及び字沼ノ岱山
令和元年度	R2. 2. 18	64	1114	急傾斜地	Y・R	岩ノ沢 1 号	I -924	湯沢市字岩ノ沢山、字カックイ沢山及び字鉦打沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	1115	急傾斜地	Y・R	岩ノ沢	I -925	湯沢市字岩ノ沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	1116	急傾斜地	Y・R	麓 3 号	I -1417	湯沢市相川字麓
令和元年度	R2. 2. 18	64	1117	急傾斜地	Y・R	蟹沢	I -1418	湯沢市下関字山根
令和元年度	R2. 2. 18	64	1118	急傾斜地	Y・R	榎木	I -1419	湯沢市下関字上舞台、榎木、瘤沢及び真木ノ台
令和元年度	R2. 2. 18	64	1119	急傾斜地	Y・R	角間沢	I -1430	湯沢市字角間沢、字下角間沢及び字下角間沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	1120	急傾斜地	Y・R	角間沢 1 号	I -1431	湯沢市字角間沢及び字角間沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	1121	急傾斜地	Y・R	戸沢	I -1432	湯沢市関口字戸沢及び戸沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	1122	急傾斜地	Y・R	外ノ目	I -1433	湯沢市相川字外ノ目及び館ヶ沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	1123	急傾斜地	Y・R	赤塚	I -1452	湯沢市横堀字赤塚及び館ノ沢並びに同市寺沢字館堀及び字館堀林
令和元年度	R2. 2. 18	64	1124	急傾斜地	Y・R	外ノ目 1 号	II -1413	湯沢市相川字麓、外ノ目及び僧ヶ沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	1125	急傾斜地	Y・R	麓 4 号	II -1414	湯沢市相川字麓及び僧ヶ沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	1126	急傾斜地	Y・R	中山 1 号	II -1415	湯沢市相川字中山及び蟹沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	1127	急傾斜地	Y・R	下本内	II -1416	湯沢市下関字下本内、瘤沢及び上舞台
令和元年度	R2. 2. 18	64	1128	急傾斜地	Y・R	下本内 1 号	II -1417	湯沢市下関字下本内及び瘤沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	1129	急傾斜地	Y・R	下本内 2 号	II -1418	湯沢市下関字下本内及び瘤沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	1130	急傾斜地	Y・R	角間沢 2 号	II -1427	湯沢市字下角間沢山、字角間沢及び字下角間沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	1131	急傾斜地	Y・R	角間沢 3 号	II -1428	湯沢市字角間沢山及び字角間沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	1132	急傾斜地	Y・R	蛇野	II -1431	湯沢市字西金堀沢山、字下山谷及び字蛇野
令和元年度	R2. 2. 18	64	1133	急傾斜地	Y・R	金堀沢	II -1432	湯沢市字山谷及び字西金堀沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	1134	急傾斜地	Y・R	金堀沢 1 号	II -1433	湯沢市字西金堀沢山及び字金堀沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	1135	急傾斜地	Y・R	開	II -1434	湯沢市字山谷、字短沢山及び字抜石場山
令和元年度	R2. 2. 18	64	1136	急傾斜地	Y・R	鉦打沢	II -1435	湯沢市字山谷、字乗上沢山、字短沢山及び字鉦打沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	1137	急傾斜地	Y・R	桐ヶ平山	II -1436	湯沢市字桐ヶ平山、字岩ノ沢山、字鉦打沢及び字カックイ沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	1138	急傾斜地	Y・R	桐ヶ平山 1 号	II -1437	湯沢市字取上石山及び字鉦打沢

年度	告示 年月日	告示 番号	整理 番号	種別	Y・R	指 定 区域名	危険箇所番号	所 在 地
令和元年度	R2. 2. 18	64	1139	急傾斜地	Y・R	外ノ目 2 号	Ⅱ-1438_1, _2	湯沢市相川字外ノ目及び僧ヶ沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	1141	土石流	Y・R	古館ノ下沢	207-Ⅰ-015	湯沢市相川字麓
令和元年度	R2. 2. 18	64	1142	土石流	Y・R	麓沢川	207-Ⅰ-016	湯沢市相川字四日市、蟹沢、白ヶ沢、麓、 麓沢、古館ノ下、堂ヶ沢、内ノ目山及び十 文字
令和元年度	R2. 2. 18	64	1143	土石流	Y・R	麓沢	207-Ⅰ-017	湯沢市相川字麓
令和元年度	R2. 2. 18	64	1144	土石流	Y・R	中山沢	207-Ⅰ-018	湯沢市相川字堤下、薬師沢、中山沢、要 害、田畑及び中山
令和元年度	R2. 2. 18	64	1145	土石流	Y・R	大沢	207-Ⅰ-019	湯沢市相川字堤下、岩ノ沢、大沢、田畑、 三川尻、大沢山、平林及び薬師沢並びに同 市上関字三川尻
令和元年度	R2. 2. 18	64	1146	土石流	Y・R	水上沢	207-Ⅰ-020	湯沢市相川字三川尻、大沢及び岩ノ沢並び に同市上関字立石、清水田、堀ノ内、三川 尻、鍋倉山、水上沢及び鍋ヶ沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	1147	土石流	Y・R	上関沢	207-Ⅰ-023	湯沢市上関字道目木
令和元年度	R2. 2. 18	64	1149	土石流	Y・R	下関沢 2	207-Ⅰ-027	湯沢市下関字榎木、山根及び畑ヶ沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	1150	土石流	Y・R	シジミ沢	207-Ⅰ-028	湯沢市下関字榎木、山根、蟹沢及び畑ヶ沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	1151	土石流	Y・R	下関沢 3	207-Ⅰ-029	湯沢市下関字上舞台、榎木、山根及び寺沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	1152	土石流	Y・R	寺沢	207-Ⅰ-030	湯沢市下関字上舞台、榎木及び山根
令和元年度	R2. 2. 18	64	1153	土石流	Y・R	木内沢	207-Ⅰ-031	湯沢市下関字下本内、下舞台、上舞台、本 免田及び瘤沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	1157	土石流	Y・R	開沢	Ⅰ-0481	湯沢市字山谷、字谷地沢山、字短沢山及び 字鉦打沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	1158	土石流	Y・R	蛇野沢	Ⅰ-0482	湯沢市字山谷、字西金堀沢山及び字金堀沢 山
令和元年度	R2. 2. 18	64	1159	土石流	Y・R	蛇野沢 2	Ⅰ-0483	湯沢市字山谷、字西金堀沢山及び字金堀沢 山
令和元年度	R2. 2. 18	64	1160	土石流	Y・R	堀ノ内沢	207-Ⅱ-012	湯沢市相川字岩ノ沢、大沢、平林、三川尻 及び田畑並びに同市上関字三川尻及び堀ノ 内
令和元年度	R2. 2. 18	64	1162	土石流	Y・R	下関沢 1	207-Ⅱ-015	湯沢市下関字蟹沢、漆原、滝ノ沢及び山根
令和元年度	R2. 2. 18	64	1163	土石流	Y・R	戸沢 2	207-Ⅱ-017	湯沢市関口字戸沢、下仁田ノ沢及び仁田ノ 沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	1165	土石流	Y・R	戸沢 4	207-Ⅱ-019	湯沢市関口字戸沢及び戸沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	1166	土石流	Y・R	角間沢	Ⅱ-0279	湯沢市字角間沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	1167	土石流	Y・R	戸沢	Ⅱ-0280	湯沢市字角間沢、字角間沢山、字下角間沢 及び字下角間沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	1169	土石流	Y・R	角間沢 1	Ⅱ-0282	湯沢市字角間沢、字角間沢山、字下角間沢 及び字下角間沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	1170	土石流	Y・R	角間沢 2	Ⅱ-0283	湯沢市字角間沢及び字下角間沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	1171	土石流	Y・R	岩ノ沢 2	Ⅱ- 0284_1, _2, _3	湯沢市字取上石山
令和元年度	R2. 2. 18	64	1172	土石流	Y・R	岩ノ沢 3	Ⅱ-0285	湯沢市字山谷、字鉦打沢、字谷地沢山、字 長沢山及び字岩ノ沢山
令和元年度	R2. 2. 18	64	1174	土石流	Y・R	赤塚沢 1	462-Ⅰ-039	湯沢市寺沢字館堀及び館堀林
令和元年度	R2. 2. 18	64	1176	土石流	Y・R	赤塚沢 3	462-Ⅰ-041	湯沢市横堀字赤塚及び館ノ沢並びに同市寺 沢字館堀
令和元年度	R2. 2. 18	64	1177	土石流	Y・R	小比内沢	462-Ⅰ-048	湯沢市桑崎
令和元年度	R2. 2. 18	64	1178	土石流	Y・R	小比内沢 2	462-Ⅰ-049	湯沢市桑崎
令和元年度	R2. 2. 18	64	1179	土石流	Y・R	大沢田沢	462-Ⅰ- 050_1, _2	湯沢市小野字大沢田並びに同市横堀字上新 田、館ノ沢及び中屋敷
令和元年度	R2. 2. 18	64	1182	土石流	Y・R	寺田川	462-Ⅰ- 053_1, _2, _3	湯沢市小野字大滝沢及び大清水並びに同市 横堀字館ノ沢
令和元年度	R2. 2. 18	64	1183	土石流	Y・R	大沢田沢 2	462-Ⅰ-054	湯沢市小野字大沢田、大滝沢及び大清水
令和元年度	R2. 2. 18	64	1184	土石流	Y・R	深沢	462-Ⅰ- 055_1, _2, _3	湯沢市小野字大沢田、大滝沢及び大清水並 びに同市桑崎字土倉及び根堀場
令和元年度	R2. 2. 18	64	1185	土石流	Y・R	トチバ沢	462-Ⅰ-057	湯沢市桑崎字野崎及び平城
令和元年度	R2. 2. 18	64	1186	土石流	Y・R	チョウセイ沢	462-Ⅰ-058	湯沢市桑崎字平城

年度	告示 年月日	告示 番号	整理 番号	種別	Y・R	指 定 区域名	危険箇所番号	所 在 地
令和元年度	R2. 2. 18	64	1187	土石流	Y・R	三ツ村沢	462-II-019_1, _2	湯沢市桑崎字三ツ村及び蟹沢
令和元年度	R2. 3. 10	101	122	土石流	Y・R	堂ヶ沢	207-I-040	湯沢市山田字上堂ヶ沢及び下堂ヶ沢並びに同市字上堂ヶ沢
令和元年度	R2. 3. 10	101	124	土石流	Y・R	堂ヶ沢 3	207-I-042	湯沢市山田字上堂ヶ沢
令和元年度	R2. 3. 10	101	125	土石流	Y・R	堂ヶ沢 4	207-I-043	湯沢市山田字上堂ヶ沢及び下堂ヶ沢並びに同市字上堂ヶ沢
令和元年度	R2. 3. 10	101	126	土石流	Y・R	与市ヶ沢	207-I-091	湯沢市石塚字布引沢、与市ヶ沢、石塚、向谷地及び岩測
令和元年度	R2. 3. 10	101	127	土石流	Y・R	石塚沢 3	207-I-092	湯沢市石塚字向谷地及び岩測
令和元年度	R2. 3. 10	101	128	土石流	Y・R	八幡林沢 2	207-I-093	湯沢市松岡字八幡林及び東八幡堂
令和元年度	R2. 3. 10	101	129	土石流	Y・R	八幡林沢 3	207-I-094	湯沢市松岡字八幡林及び東八幡堂
令和元年度	R2. 3. 10	101	130	土石流	Y・R	蓮台寺沢 1	207-I-099	湯沢市山田字蓮台寺
令和元年度	R2. 3. 10	101	131	土石流	Y・R	ウシヤ沢	207-I-100	湯沢市山田字蓮台寺
令和元年度	R2. 3. 10	101	132	土石流	Y・R	蓮台寺沢 2	207-I-101	湯沢市山田字蓮台寺及び同市字蓮台寺
令和元年度	R2. 3. 10	101	133	土石流	Y・R	石塚 1	207-II-037	湯沢市石塚字芳ヶ沢、華子沢、掌ヶ沢、鼻子田及び漆山
令和元年度	R2. 3. 10	101	134	土石流	Y・R	石塚 2	207-II-038	湯沢市石塚字華子沢、掌ヶ沢、鼻子田、石塚及び向谷地
令和元年度	R2. 3. 10	101	135	土石流	Y・R	八幡林沢	207-II-042	湯沢市松岡字八幡林及び東八幡堂並びに同市石塚字岩測
令和元年度	R2. 3. 10	101	136	土石流	Y・R	八幡林	207-II-043	湯沢市松岡字八幡林、東八幡堂、牧野沢及び間木沢
令和元年度	R2. 3. 10	101	137	土石流	Y・R	川原沢 1	207-II-044	湯沢市山田字川原及び同市字新川原田及び同市字川原田及び同市松岡字大清水
令和元年度	R2. 3. 10	101	139	急傾斜地	Y・R	蓮台寺	I-940	湯沢市山田字蓮台寺
令和元年度	R2. 3. 10	101	140	急傾斜地	Y・R	八幡林	I-1410	湯沢市松岡字八幡林及び東八幡堂
令和元年度	R2. 3. 10	101	141	急傾斜地	Y・R	八幡林 1 号	I-1411	湯沢市松岡字八幡林、東八幡堂及び牧野沢
令和元年度	R2. 3. 10	101	142	急傾斜地	Y・R	堂ヶ沢	I-1412	湯沢市山田字上堂ヶ沢
令和元年度	R2. 3. 10	101	143	急傾斜地	Y・R	堂ヶ沢 1 号	I-1413	湯沢市山田字上堂ヶ沢
令和元年度	R2. 3. 10	101	144	急傾斜地	Y・R	堂ヶ沢 2 号	I-1414	湯沢市山田字上堂ヶ沢
令和元年度	R2. 3. 10	101	145	急傾斜地	Y・R	上堂ヶ沢	I-1415	湯沢市山田字上堂ヶ沢
令和元年度	R2. 3. 10	101	146	急傾斜地	Y・R	八幡林 2 号	II-1397	湯沢市松岡字八幡林及び東八幡堂並びに同市石塚字岩測
令和元年度	R2. 3. 10	101	147	急傾斜地	Y・R	蓮台寺 1 号	II-1400	湯沢市山田字蓮台寺
令和元年度	R2. 3. 10	101	148	急傾斜地	Y・R	堂ヶ沢 3 号	II-1401	湯沢市山田字上堂ヶ沢及び下堂ヶ沢
令和元年度	R2. 3. 10	101	149	急傾斜地	Y・R	堂ヶ沢 4 号	II-1402	湯沢市山田字上堂ヶ沢
令和元年度	R2. 3. 10	101	150	急傾斜地	Y・R	堂ヶ沢 5 号	II-1403	湯沢市山田字上堂ヶ沢
令和元年度	R2. 3. 10	101	151	急傾斜地	Y・R	堂ヶ沢 6 号	II-1404	湯沢市山田字上堂ヶ沢及び同市字上堂ヶ沢
令和元年度	R2. 3. 10	101	210	急傾斜地	Y・R	打越	I-1404	湯沢市松岡字打越及び聖ヶ沢
令和元年度	R2. 3. 10	101	211	急傾斜地	Y・R	切畑	I-1405	湯沢市松岡字西八幡堂及び切畑
令和元年度	R2. 3. 10	101	212	急傾斜地	Y・R	切畑 1 号	I-1406	湯沢市松岡字十二ヶ沢、切畑及び重高沢
令和元年度	R2. 3. 10	101	213	急傾斜地	Y・R	切畑 2 号	I-1407	湯沢市松岡字十二ヶ沢及び切畑
令和元年度	R2. 3. 10	101	214	急傾斜地	Y・R	切畑 3 号	I-1408	湯沢市松岡字十二ヶ沢及び切畑
令和元年度	R2. 3. 10	101	215	急傾斜地	Y・R	高野	I-1409	湯沢市石塚字水沢、棚木台及び高野
令和元年度	R2. 3. 10	101	216	急傾斜地	Y・R	水沢 1 号	II-1388	湯沢市松岡字水沢及び切畑
令和元年度	R2. 3. 10	101	217	急傾斜地	Y・R	切畑 4 号	II-1389	湯沢市松岡字切畑
令和元年度	R2. 3. 10	101	218	急傾斜地	Y・R	切畑 5 号	II-1390	湯沢市松岡字西八幡堂及び切畑
令和元年度	R2. 3. 10	101	219	急傾斜地	Y・R	切畑 6 号	II-1391	湯沢市松岡字十二ヶ沢及び切畑
令和元年度	R2. 3. 10	101	220	急傾斜地	Y・R	古屋敷	II-1392	湯沢市石塚字熊ノ堂、古屋敷及び元屋敷
令和元年度	R2. 3. 10	101	224	急傾斜地	Y・R	岩ノ沢	II-1396	湯沢市石塚字熊ノ堂、雨池及び岩ノ沢
令和元年度	R2. 3. 10	101	225	急傾斜地	Y・R	坊中	II-1398	湯沢市松岡字聖ヶ沢、上源内沢及び坊中
令和元年度	R2. 3. 10	101	226	土石流	Y・R	杉高沢	207-I-084	湯沢市松岡字重高沢及び切畑
令和元年度	R2. 3. 10	101	227	土石流	Y・R	切畑沢 1	207-I-085	湯沢市松岡字十二ヶ沢及び切畑
令和元年度	R2. 3. 10	101	228	土石流	Y・R	切畑沢 2	207-I-086	湯沢市松岡字十二ヶ沢及び切畑
令和元年度	R2. 3. 10	101	234	土石流	Y・R	坊中沢 1	207-I-096	湯沢市松岡字聖ヶ沢、上源内沢及び坊中
令和元年度	R2. 3. 10	101	236	土石流	Y・R	坊中沢 3	207-I-098	湯沢市松岡字聖ヶ沢及び打越
令和元年度	R2. 3. 10	101	237	土石流	Y・R	切畑 4	207-II-031	湯沢市松岡字水沢、上川原及び切畑
令和元年度	R2. 3. 10	101	239	土石流	Y・R	上水沢	207-II-033	湯沢市松岡字水沢及び上川原
令和元年度	R2. 3. 10	101	241	土石流	Y・R	仏師ヶ沢	207-II-035	湯沢市松岡字十二ヶ沢、仏師ヶ沢、切畑、保戸岡及び西八幡堂

年度	告示 年月日	告示 番号	整理 番号	種別	Y・R	指 定 区域名	危険箇所番号	所 在 地
令和元年度	R2. 3. 10	101	243	土石流	Y・R	石塚 3	207-Ⅱ-039	湯沢市石塚字熊ノ堂、古屋敷、元屋敷、御子田及び新町
令和元年度	R2. 3. 10	101	244	土石流	Y・R	石塚 4	207-Ⅱ-040	湯沢市石塚字熊ノ堂、古屋敷、元屋敷、御子田及び新町
令和元年度	R2. 3. 10	101	245	土石流	Y・R	石塚沢 2	207-Ⅱ-041	湯沢市石塚字熊ノ堂、古屋敷、御子田、馬場、仏師ヶ沢及び新町
令和元年度	R2. 3. 10	102	229	土石流	Y	切畑 2	207-Ⅰ-087	湯沢市松岡字切畑
令和元年度	R2. 3. 10	102	230	土石流	Y	曹蒲沢	207-Ⅰ-088	湯沢市松岡字切畑
令和元年度	R2. 3. 10	102	231	土石流	Y	切畑沢 4	207-Ⅰ-089	湯沢市松岡字切畑
令和元年度	R2. 3. 10	102	232	土石流	Y	石塚沢 1	207-Ⅰ-090	湯沢市石塚字雨池
令和元年度	R2. 3. 10	102	233	土石流	Y	坊中	207-Ⅰ-095	湯沢市松岡字打越
令和元年度	R2. 3. 10	102	235	土石流	Y	坊中沢 2	207-Ⅰ-097	湯沢市松岡字打越
令和元年度	R2. 3. 10	102	242	土石流	Y	石塚	207-Ⅱ-036	湯沢市石塚字雨池
令和元年度	R2. 3. 24	126	7977	地滑り	Y	上生内-1	2078-0001-1	湯沢市皆瀬字生内、金山沢及び上生内
令和元年度	R2. 3. 24	126	7978	地滑り	Y	上生内-2	2078-0001-2	湯沢市皆瀬字生内、金山沢及び上生内
令和元年度	R2. 3. 24	126	7979	地滑り	Y	下雨生	2078-0003	湯沢市皆瀬字下雨生及び上雨生
令和元年度	R2. 3. 24	126	7980	地滑り	Y	仁田ノ沢	2078-0008	湯沢市関口字仁田ノ沢、下仁田ノ沢、戸沢及び戸沢山
令和元年度	R2. 3. 24	126	7981	地滑り	Y	桃山	2078-0009	湯沢市秋ノ宮字桃山、堰ノ口及び中谷地
令和元年度	R2. 3. 24	126	7982	地滑り	Y	蓮花台	N63	湯沢市松岡字蓮花台、上川原及び水沢
令和2年度	R3. 2. 9	83	418	急傾斜地	Y・R	小野	Ⅰ-988	湯沢市泉沢字泉の里
令和2年度	R3. 2. 9	83	419	急傾斜地	Y・R	酒蒔ノ里	Ⅰ-1416	湯沢市酒蒔字酒蒔ノ里
令和2年度	R3. 2. 9	83	420	急傾斜地	Y・R	南土沢	Ⅱ-1405	湯沢市山田字南土沢
令和2年度	R3. 2. 9	83	421	急傾斜地	Y・R	樋ノ口	Ⅱ-1406	湯沢市山田字樋ノ口
令和2年度	R3. 2. 9	83	422	急傾斜地	Y・R	樋ノ口 1 号	Ⅱ-1407	湯沢市山田字樋ノ口
令和2年度	R3. 2. 9	83	423	急傾斜地	Y・R	田ノ沢	Ⅱ-1408	湯沢市山田字田ノ沢
令和2年度	R3. 2. 9	83	424	急傾斜地	Y・R	田ノ沢 1 号	Ⅱ-1409	湯沢市山田字田ノ沢
令和2年度	R3. 2. 9	83	425	急傾斜地	Y・R	山岸	Ⅱ-1410	湯沢市酒蒔字山岸
令和2年度	R3. 2. 9	83	426	急傾斜地	Y・R	古城下	Ⅱ-1471	湯沢市泉沢字古城下
令和2年度	R3. 2. 9	83	427	土石流	Y・R	大沢 2	207-Ⅰ-021	湯沢市酒蒔
令和2年度	R3. 2. 9	83	428	土石流	Y・R	大目の沢	207-Ⅰ-022	湯沢市酒蒔
令和2年度	R3. 2. 9	83	429	土石流	Y・R	田ノ沢 2	207-Ⅰ-025	湯沢市山田
令和2年度	R3. 2. 9	83	430	土石流	Y・R	田ノ沢川	207-Ⅰ-026	湯沢市山田
令和2年度	R3. 2. 9	83	431	土石流	Y・R	上ノ宿沢	207-Ⅰ-032	湯沢市山田
令和2年度	R3. 2. 9	83	432	土石流	Y・R	土沢 1	207-Ⅰ-037	湯沢市山田
令和2年度	R3. 2. 9	83	433	土石流	Y・R	土沢 2	207-Ⅰ-038	湯沢市山田
令和2年度	R3. 2. 9	83	434	土石流	Y・R	土沢 3	207-Ⅰ-039	湯沢市山田
令和2年度	R3. 2. 9	83	435	土石流	Y・R	上ノ沢	207-Ⅱ-011	湯沢市酒蒔
令和2年度	R3. 2. 9	83	436	土石流	Y・R	石名沢	207-Ⅱ-013	湯沢市酒蒔
令和2年度	R3. 2. 9	83	438	土石流	Y・R	法龍ヶ沢	462-Ⅰ-042	湯沢市泉沢
令和2年度	R3. 2. 9	83	443	土石流	Y・R	イモ沢	462-Ⅰ-047	湯沢市泉沢
令和2年度	R3. 2. 9	83	444	土石流	Y・R	泉沢 3	462-Ⅱ-018	湯沢市泉沢
令和2年度	R3. 2. 9	84	439	土石流	Y	京櫃沢	462-Ⅰ-043	湯沢市泉沢
令和2年度	R3. 2. 9	84	441	土石流	Y	泉沢 2	462-Ⅰ-045	湯沢市泉沢
令和2年度	R3. 2. 9	84	442	土石流	Y	泉沢	462-Ⅰ-046	湯沢市泉沢
令和3年度	R4. 3. 22	135	1359	急傾斜地	Y・R	小坂	Ⅰ-1445	湯沢市川連町字小坂、麓、川連及び川連古館
令和3年度	R4. 3. 22	136	1373	土石流	Y	豆ヶ沢	461-Ⅰ-015	湯沢市三梨町字萩田、桜田、蟹沢、百目木、大沢、下猿城、水呑場、犬掬及び豆ヶ沢
令和3年度	R4. 3. 22	136	1391	土石流	Y	小沢 2	462-Ⅰ-038	湯沢市秋ノ宮字小沢
令和3年度	R4. 3. 22	135	3110	土石流	Y・R	勇ヶ岡	207-Ⅲ-010	湯沢市山田字勇ヶ岡及び下堂ヶ沢

10-6 農業用ため池（防災重点ため池）

番号	名称	地域	所在地	管理者	堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m ³)
1	第2あざみ沢	雄勝	上院内字貝沢	菅 彦太郎	8	57	14
2	切畑溜池	湯沢	山田字蓮花台	山田五ヶ村堰土地改良区	13.8	78	102
3	岩の沢	湯沢	山谷字岩の沢	湯沢市中央土地改良区	8.1	31	7.1
4	東松沢	湯沢	東松沢	湯沢市中央土地改良区	3	96	4
5	関口	湯沢	関口字落合	関口溜池水利組合	13.3	95	70
6	苗代沢	湯沢	岩崎字苗代沢	高橋 廣	12	77	37.2
7	東福寺	稲川	字東福寺滝の口	稲川土地改良区	14.6	79	120
8	第一槻沢	雄勝	下院内字槻沢山	大槻沢ため池水利組合	12	132	47
9	貝沼	皆瀬	皆瀬字沼端1	貝沼部落	7.7	64	200
10	小成沢	湯沢	成沢字成沢	佐々木 栄太郎	4	93	5
11	羽竜沼	稲川	三梨町字沼尻	羽竜集落	2.9	124	13
12	若畑	皆瀬	皆瀬字若畑	若畑部落	3	17	3
13	皿小屋堤	皆瀬	皆瀬字沼の上	皿小屋部落	6	168	28
14	古峠池	皆瀬	皆瀬字菅生	桧ノ沢堰水利組合	3	44	2.1

10-7 地盤災害の解説

急傾斜地崩壊 (がけ崩れ)	概 要	雨や地震により土の抵抗力が弱まり、急激に斜面が崩落する。突然発生するため、逃げ遅れによる死者の割合が高い。		
	対象箇所	傾斜30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害を及ぼすおそれのある箇所。		
		急傾斜地崩壊危険箇所 (Ⅰ)	急傾斜地崩壊危険箇所 (Ⅱ)	急傾斜地危険箇所に準ずる斜面 (Ⅲ)
		区域内に人家5戸以上、あるいは公共施設、病院、宿泊施設、福祉施設等がある場合。	区域内に人家が1～4戸ある場合。	人家がない場合であっても、都市計画区域内や人口増加市町村で住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合。
地すべり	概 要	長雨や大雨により水を通しにくい粘土層の上に浸透した水がたまり、この粘土層を境に上の地面がゆっくり動く現象。一般的に広範囲にわたって発生し、大きな被害を引き起こす。		
	対象箇所	馬蹄形の滑落崖、等高線の不連続箇所、河川の屈曲等が認められる箇所で、災害の記録、現地調査を加えて地すべりの発生するおそれのある区域のうち、河川、道路、公共施設、人家等に被害を及ぼすおそれのある箇所。		
土石流 (山津波)	概 要	長雨や大雨により山や谷の土砂や岩石などが、水と一体となって一気に下流を襲う。		
	対象箇所	溪流の勾配が10度以上あり、土石流が発生した場合、土石流の堆積や氾濫するおそれのある区域に人家や公共施設がある溪流。		
		土石流危険溪流 (Ⅰ)	土石流危険溪流 (Ⅱ)	土石流危険溪流に準ずる溪流 (Ⅲ)
		区域内に人家5戸以上、あるいは公共施設、病院、宿泊施設、福祉施設等がある場合。	区域内に人家が1～4戸ある場合。	区域内に人家、公共施設、宿泊施設等が建設される可能性の高い場合。
雪 崩	概 要	山腹に積もった雪が重力により斜面を流れ落ちる現象。厳冬期には表層雪崩が、春先には全層雪崩が多い。		
	対象箇所	豪雪地帯指定地域で、斜面勾配15度以上、高さ10m以上で雪崩による被害想定区域内に人家が5戸以上（公共的建物も含む）、又は公共的建物のうち著しい被害のおそれのある箇所。		
		雪崩危険箇所 (Ⅰ)	雪崩危険箇所 (Ⅱ)	雪崩危険箇所に準ずる斜面 (Ⅲ)
		区域内に人家5戸以上、5戸未満であっても公共施設、学校、病院、宿泊施設、福祉施設等がある場合。	区域内に人家が1～4戸ある場合。	区域に人家はないが、人家や公共施設、宿泊施設等が建設される可能性が高い場合。

10-8 農用地湛水等による洪水予防箇所

番号	位置	農用地の湛水状況		保全対象	
		農用地面積 (ha)	排水方法	人家 (戸)	公共施設
1	関口	13.4	自然排水	49	自治会館 1
2	字沼樋	8.9	自然排水	2	火葬場 1、清掃センター 1
3	上院内	27.4	自然排水	38	自治会館 1

第 1 1 危険物等に関する資料

1 1 - 1 石油類

■ ガソリンスタンド（令和 5 年12月末時点）

地区名	事業所		
	事業所名	電話番号	所在地
湯沢	三国商事株式会社セルフイオン 湯沢給油所	79-5911	湯沢市字上荻生田115番地 1 他
湯沢	株式会社こまちライフサービス 湯沢中央給油所	72-2655	湯沢市字鶴館34番地 5
湯沢	合資会社高順商店	72-0153	湯沢市岩崎字北一条85番地
湯沢	Dr. Drive セルフ湯沢店	73-1186	湯沢市材木町二丁目 1 番24号
湯沢	ヤマニ石油株式会社湯沢給油所	73-0131	湯沢市前森三丁目 4 番16号
湯沢	ヤマニ石油株式会社千石町給油所	73-9876	湯沢市千石町四丁目10番 1 号
湯沢	丹徳商店	79-2017	湯沢市上関字上関84番地
湯沢	丸菱石油株式会社	73-3403	湯沢市材木町二丁目 2 番 2 号
湯沢	金子商店	79-2131	湯沢市相川字須川47番地
湯沢	協和石油株式会社	72-6411	湯沢市桜通り 2 番70号
湯沢	株式会社オカモト	79-5333	湯沢市字沖鶴258番地 1
湯沢	鈴木商事株式会社	79-5177	湯沢市深堀字鎌切50番地
稲川	合資会社阿部商店	42-2151	湯沢市川連町字平城下16番地11
稲川	株式会社こまちライフサービス 稲川給油所	42-4758	湯沢市川連町字村下153番地 2
稲川	野村店	42-2139	湯沢市川連町字久保110番地 2
雄勝	株式会社仙秋プラザ給油所	52-2215	湯沢市小野字小町91番地 1
雄勝	株式会社こまちライフサービス こまち給油所	52-3128	湯沢市横堀字中屋敷11番地 3
雄勝	株式会社菅徳治商店	52-2342	湯沢市横堀字小正寺47番地 5
雄勝	有限会社京野商店	52-2530	湯沢市横堀字中屋敷25番地 6 他
皆瀬	株式会社こまちライフサービス 皆瀬給油所	46-2578	湯沢市皆瀬字野中79番地
皆瀬	有限会社兼子商店	47-5001	湯沢市皆瀬字湯元121番地 6

11-2 LPガス

■ 県資源エネルギー産業課所管

・LPG第一種製造所、充てん所・輸送事業所(令和6年10月現在)

製造所名	電話番号	郵便番号	所在地	貯蔵能力 (t)	製造目的
株式会社高田屋	73-8120	012-0042	湯沢市字小豆田9番地 3	20×2 2.3×1台	充填、オート 移動式

■ 湯沢雄勝LPガス協議会会員事業所(湯沢市内)

(令和5年12月1日現在)

No.	事業所の名称	郵便番号	所在地	電話番号
湯 沢 中 央 地 区				
1	株式会社高田屋	012-0042	湯沢市字小豆田9番地3	73-8120
2	株式会社山内儀助商店	012-0844	湯沢市田町二丁目3番4号	73-2191
3	有限会社前田商店	012-0813	湯沢市前森一丁目2番17号	73-6174
4	株式会社日通プロパン 湯沢販売所	012-0856	湯沢市御囲地町2番10号	73-2713
5	斎菊プロパン	012-0061	湯沢市松岡字外堀21番地4	73-3503
6	金子商店	019-0402	湯沢市相川字須川47番地	79-2131
雄 勝 地 区				
1	秋南エネルギー株式会社	019-0205	湯沢市小野字東古戸98番地3	55-8382
2	押宗商店	019-0204	湯沢市横堀字白銀町32番地	52-2023
稲 川 地 区				
1	栗兵商店	012-0107	湯沢市稲庭町字稲庭256番地2	43-2059
2	小野寺燃料	012-0105	湯沢市川連町大館字上山王52番地 14	42-4412
3	有限会社古関プロパン	012-0105	湯沢市川連町大館字下山王36番地 1	42-2362

11-3 火薬類

(秋田県地域防災計画 資料編より)

■ 県資源エネルギー産業課所管

・一級、三級火薬庫

番号	火薬庫所有者	事務所所在地	区分	火薬庫の種類	火薬庫所在地
				棟数	
14	阿部善産業株式会社	湯沢市秋ノ宮字造石70番地3	採石	地上1級	湯沢市秋ノ宮字嶽山2番地
				2	

・火薬類販売店所有・占有火薬庫

番号	火薬庫所有者	事務所所在地	区分	火薬庫の種類	火薬庫所在地
				棟数	
11	有限会社旭銃砲店	湯沢市千石町一丁目2番8号	販売	実包	湯沢市山谷字蛇野12番地9

【参考】 消防法危険物（消防法 別表第一、危険物の規制に関する政令 別表第三による）

類 別	性 質	品 名	指定数量
第 1 類	酸化性 固体	1. 塩素酸塩類 2. 過塩素酸塩類 3. 無機過酸化物 4. 亜塩素酸塩類 5. 臭素酸塩類 6. 硝酸塩類 7. よう素酸塩類 8. 過マンガン酸塩類 9. 重クロム酸塩類 10. その他のもので政令で定めるもの 11. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	第一種酸化性固体： 50kg 第二種酸化性固体： 300kg 第三種酸化性固体： 1,000kg
第 2 類	可燃性 固体	1. 硫化りん 2. 赤りん 3. 硫黄 4. 鉄粉 5. 金属粉 6. マグネシウム 7. その他のもので政令で定めるもの 8. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 9. 引火性固体	硫化りん・赤りん・硫黄・第一種可燃性固体： 100kg 鉄粉・第二種可燃性固体： 500kg 引火性固体： 1,000kg
第 3 類	自然発火 性物質 及び禁水 性物質	1. カリウム 2. ナトリウム 3. アルキルアルミニウム 4. アルキルリチウム 5. 黄りん 6. アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く。)及びアルカリ土類金属 7. 有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。) 8. 金属の水素化物 9. 金属のりん化物 10. カルシウム又はアルミニウムの炭化物 11. その他のもので政令で定めるもの 12. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	カリウム・ナトリウム・アルキルアルミニウム・アルキルリチウム・第一種自然発火性物質及び禁水性物質： 10kg 黄りん： 20kg 第二種自然発火性物質及び禁水性物質： 50kg 第三種自然発火性物質及び禁水性物質： 300kg
第 4 類	引火性 液体	1. 特殊引火物 2. 第一石油類 3. アルコール類 4. 第二石油類 5. 第三石油類 6. 第四石油類 7. 動植物油類	特殊引火物： 50 ^ℓ _{トル} 第一石油類（非水溶性液体）： 200 ^ℓ _{トル} 第一石油類（水溶性液体）・アルコール類： 400 ^ℓ _{トル} 第二石油類（非水溶性液体）： 1,000 ^ℓ _{トル} 第二石油類（水溶性液体）： 2,000 ^ℓ _{トル} 第三石油類（非水溶性液体）： 2,000 ^ℓ _{トル} 第三石油類（水溶性液体）： 4,000 ^ℓ _{トル} 第四石油類： 6,000 ^ℓ _{トル} 動植物油類： 10,000 ^ℓ _{トル}

類 別	性 質	品 名	指定数量
第5類	自己反応性物質	1. 有機過酸化物 2. 硝酸エステル類 3. ニトロ化合物 4. ニトロソ化合物 5. アゾ化合物 6. ジアゾ化合物 7. ヒドラジンの誘導体 8. ヒドロキシルアミン 9. ヒドロキシルアミン塩類 10. その他のもので政令で定めるもの 11. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	第一種自己反応性物質：10kg 第二種自己反応性物質：100kg
第6類	酸化性液体	1. 過塩素酸 2. 過酸化水素 3. 硝酸 4. その他のもので政令で定めるもの 5. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	300kg

※第一種、第二種等の種別については「危険物の規制に関する政令」の別表第三に記載された備考を参照

第 1 2 被害報告に関する資料

1 2 - 1 被害状況報告の様式

〔災害概況即報〕

1 号様式

災害名 (第 報)

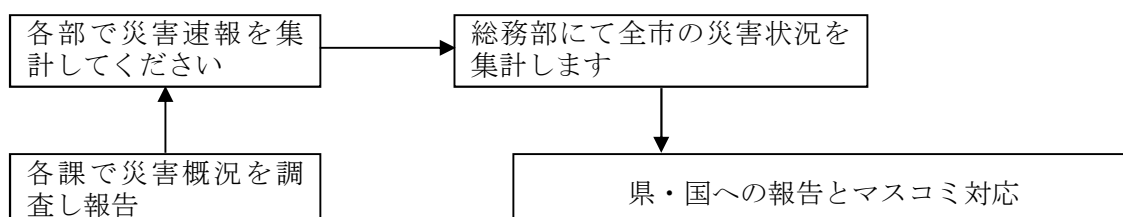
報告日時		年 月 日 時 分	
地域名		湯沢・稲川・雄勝・皆瀬	
報告者			

災害 の 状 況	発生場所			発生日時		
被害 の 状 況	死傷者	死者	名	住家	全壊	棟
		負傷者	名		半壊	棟
		行方不明	名		一部損壊	棟
		計	名		計	棟
応急 対策 の 状 況	災害対策本部等の設置状況				備考	

この様式は災害状況報告書として一般的に使用します。

各課での被害状況を把握するためにはこの様式を参考にしてください。

ただし 災害即報・災害確定報告書は別に様式 2 号により整理しますので、各課での災害概況を集計するためには後で災害即報及び災害確定報告書との整合がとれるように準備してください。



第1号様式 災害確定報告

都道府県				区分		被害		
災害名 ・ 確定年月日		月 日 時確定		そ の 他	田	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
					畑	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
報告者名					学 校	箇所		
区 分		被害			病 院	箇所		
人 的 被 害	死 者	人			道 路	箇所		
		うち 災害関連死者	人		橋 り ょ う	箇所		
		行方不明者	人		河 川	箇所		
	負傷者	重 傷	人		港 湾	箇所		
		軽 傷	人		砂 防	箇所		
	住 家 被 害	全 壊	棟		の 他	清 掃 施 設	箇所	
世帯				崖 く ず れ		箇所		
人				鉄 道 不 通		箇所		
半 壊		棟		被 害 船 舶		隻		
		世帯		水 道		戸		
		人		電 話		回線		
一 部 破 損		棟		電 気		戸		
		世帯		ガ ス		戸		
		人		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所		
床 上 浸 水		棟						
		世帯						
		人						
床 下 浸 水		棟		り 災 世 帯 数		世帯		
		世帯		り 災 者 数		人		
		人		火 災 発 生				
非住家		公 共 建 物	棟			建 物	件	
		そ の 他	棟			危 険 物	件	
						そ の 他	件	

区 分		被 害	都 道 府 県 本 部	名 称		
公 立 文 教 施 設	千円			設 置	月	日 時
農 林 水 産 業 施 設	千円			解 散	月	日 時
公 共 土 木 施 設	千円					
その他の公共施設	千円		災 害 對 市 村 部 名			
小 計	千円					
公共施設被害市町村数	団体					
そ の 他	農 産 被 害	千円	災 害 對 市 村 部 名	計 団体		
	林 産 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円	災 害 對 市 村 部 名	計 団体		
被 害 総 額	千円		消防職員出動延人数	人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）					

第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日		災害名								計	
区分											
人的被害	死者	人									
		うち 災害関連死者	人								
	行方不明者	人									
		負傷者	重傷	人							
			軽傷	人							
住家被害	全壊	棟									
		世帯									
		人									
	半壊	棟									
		世帯									
		人									
	一部破損	棟									
		世帯									
		人									
	床上浸水	棟									
		世帯									
		人									
床下浸水	棟										
	世帯										
	人										
非住家	公共建物	棟									
	その他	棟									
り災世帯数		世帯									
り災者数		人									
公立文教施設		千円									
農林水産業施設		千円									
公共土木施設		千円									
その他の公共施設		千円									
その他被害		千円									
被害総額		千円									
都道府県 災害対策本部	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日					
	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日					
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体				
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体				
消防職員出動延人数		人									
消防団員出動延人数		人									

第3号様式 災害年報

都道府県名

発生年月日		災害名							計
		区分							
人的被害	死者	人							
	うち 災害関連死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷 軽傷	人 人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他の被害	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学校	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	崖くずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
水道	戸								

第 13 災害救助法に関する資料

13-1 災害救助法による救助の程度等早見表

(災害救助法施行細則(昭和39年10月1日秋田県規則第38号)による)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費を含む。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 1戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 6,775,000円以内 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合であっても戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。	災害発生の日から20日以内に着工	1 高齢者等の要配慮者等を数名以上入居させるための「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期間内 3 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	費用 1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内。	災害発生の日から10日以内	1 現物給付に限る

(単位：円)

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すご とに加算
全壊全 焼流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,000	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊半焼 床上浸 水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,800	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具 破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生 の日から 14日以内	
助 産	災害発生の日以前 又は以後7日以内 に分べんした者で あって災害のため 助産の途を失った 者(出産のみなら ず、死産及び流産 を含み現に助産を 要する状態にある 者)	1 救護班等による場合は、使用した 衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100分の80以内の額	分べんし た日から 7日以内	
被災者の 救出	1 現に生命、身体 が危険な状態にあ る者 2 生死不明な状態 にある者	当該地域における通常の実費	災害発生 の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後 「死体の捜索」として取 り 扱う。
被災した 住宅の応 急修理	住家が半壊(焼) し、自らの資力によ り応急修理をするこ とができない者又は 大規模な補修を行わ なければ居住するこ とが困難である程度 に住居が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必 要最小限度の部分 半壊・半焼に準ずる 343,000円 それ以外 706,000円	災害発生 の日から 1ヶ月以 内	
学用品の 給与	住家の全壊 (焼)、流失、半壊 (焼)又は床上浸水 により学用品を喪失 又は毀損し、就学上 支障のある小学校児 童(特別支援学校の 小学部児童を含む) 、中学校生徒 (中等教育学校の前期 課程及び特別支援 学校の中学部生徒を 含む)及び高等学校 等生徒(高等学校、 中等教育学校の後期 課程、特別支援学校 の高等部、専修学校 及び各種学校の生徒 をいう)	1 教科書及び教科書以外の教材で教 育委員会に届出又はその承認を受け て使用している教材、又は正規の授業 で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以 内 ・小学校児童 1人当たり4,800円 ・中学校生徒 1人当たり5,100円 ・高等学校等生徒 1人当たり5,600円	災害発生 の日から 1 教科 書1ヶ月 以内 2 文房 具及び 通学用 品15日 以内	
埋 葬	災害の際死亡した 者を対象にして実際 に埋葬を実施する者	1 体当たり ・大人(12歳以上) 219,100円以内 ・小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生 の日から 10日以内 に完了	1 災害発生の日以前に死 亡した者であっても対象 となる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当障害物を除去できない者	ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等 1 世帯当たり、138,700円以内	災害発生の日から10日以内	
死体の搜索及び処理	死体の搜索 行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者 死体の処理 災害の際死亡した者	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1 体当たり 3,500円以内 2 死体の一時保存 死体一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用できない場合：1 体当たり5,500円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 既存施設利用の場合は借上費。既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費 3 死体の一時保存のためにドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償費	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1 人1日当たり 1 医師及び歯科医師 22,400円以内 2 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,400円以内 3 保健師、助産師、看護師及び准看護師 15,100円以内 4 救急救命士 15,800円以内 5 土木技術及び建築技術者 16,800円以内 6 大工 39,100円以内 7 左官 28,800円以内 8 とび職 26,900円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準により救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める。

13-2 救助の実施及び費用の報告様式

救助日報 (案)

報告機関				受信機関				
送信者				受信者				
報告時限 月 日 時現在				受信時間 月 日 時現				
避難所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活	必需品給与、	県より受入又は前日よりの繰越量		点
		閉鎖予定日	月 日			本日支給	全失世帯数	(世帯)
	既存建物	固定数	カ所					半壊、床上浸水世帯数
		避難人員	人			翌日への繰越量		点
	野外仮設	固定数	カ所			医療・助産救助	医療班	医療班出動数
避難人員		人	救助地区					
炊出期間	開始月日	月 日	診療者数	医療	人			
	終了予定日	月 日		助産	人			
炊出し	炊出箇所数		カ所	医療機関	医療		施設数	カ所
	炊出人員	朝	人				診療人員	人
		昼	人		施設数			カ所
		夕	人				診療人員	人
		その他	人					
	計	人	救助終了予定日		月 日			
給水	供給地区数		地区	被災者救出	救出地区			
	供給実人員		人		救出をした人員		人	
	供給水量		1		今後救出を要する人員		人	
	給水期間	開始月日	月 日		救出終了予定月日		月 日	
		終了予定日	月 日					
	給水方法					救出の方法		

13-3 災害救助法適用基準

災害救助法施行令（昭和22年10月30日政令第225号）による適用基準は以下のとおりである。

1. （令第1条第1項） 区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること（令第1条第1項第1号、令別表第1）

災害救助法 適用基準 (その1)	市町村の区域内の人口	住家減失世帯数	
	5,000人未満	30世帯	
	5,000人以上、15,000人未満	40世帯	
	15,000人以上、30,000人未満	50世帯	
	30,000人以上、50,000人未満	60世帯	湯沢市 41,130人 (令和5年3月31日)
	50,000人以上、100,000人未満	80世帯	
	100,000人以上、300,000人未満	100世帯	
	300,000人以上	150世帯	

2. （令第1条第2項） 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ1）に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ2）に示す数以上であること。（令第1条第1項第2号、令別表第2・第3）

災害救助法 適用基準 (その2)	1) 都道府県の区域内の人口	住家減失世帯数	
	1,000,000人未満	1,000世帯	秋田県 918,798人 (令和5年4月1日)
	1,000,000人以上、2,000,000人未満	1,500世帯	
	2,000,000人以上、3,000,000人未満	2,000世帯	
	3,000,000人以上	2,500世帯	

災害救助法 適用基準 (その3)	2) 市町村の区域内の人口	住家減失世帯数	
	5,000人未満	15世帯	
	5,000人以上、15,000人未満	20世帯	
	15,000人以上、30,000人未満	25世帯	
	30,000人以上、50,000人未満	30世帯	湯沢市 41,130人 (令和5年3月31日)
	50,000人以上、100,000人未満	40世帯	
	100,000人以上、300,000人未満	50世帯	
	300,000人以上	75世帯	

3. （令第1条第3項前段） 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。（令第1条第1項第3号前段、令別表第4）

災害救助法 適用基準 (その4)	都道府県の区域内の人口	住家減失世帯数	
	1,000,000人未満	5,000世帯	秋田県 918,798人 (令和5年4月1日))
	1,000,000人以上、2,000,000人未満	7,000世帯	
	2,000,000人以上、3,000,000人未満	9,000世帯	
	3,000,000人以上	12,000世帯	

4. (令第1条第3項後段) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情*がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

* 特別の事情：災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合
(災害救助法施行令第一条第一項第三号の厚生労働省令で定める特別の事情及び同項第四号の厚生労働省令で定める基準を定める省令(平成十二年三月三十一日厚生省令第八十六号))

5. (令第1条第4項) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、厚生労働省令で定める基準*に該当すること

*省令第2条

- あ) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
い) 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(災害救助法施行令第一条第一項第三号の厚生労働省令で定める特別の事情及び同項第四号の厚生労働省令で定める基準を定める省令(平成十二年三月三十一日厚生省令第八十六号))

第 1 4 復旧・復興に関する資料

1 4 - 1 産業復興支援制度

(秋田県地域防災計画)

(被災者支援に関する各種制度の概要 令和 2 年 11 月 1 日 内閣府)

制度の名称	天災融資制度			
支援の種類	融資			
制度の内容	●天災融資法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る			
	【天災融資法】			
	項目 \ 貸付限度額		経営資金（万円）	
			個人	法人
	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	500	2,500
		一般農業者	200	2,000
	林業者		200	2,000
	漁業	漁具購入資金	5,000	5,000
		漁船建造・取得資金	500	2,500
		水産動植物養殖資金	500	2,500
		一般漁業者	200	2,000
	※事業資金は単協2,500万円、連合会5,000万円、利率6.5%以内、償還期限3年以内			
	貸付利率、償還期限			
	資 格 者		貸付利率	償還期限
	(ア)被害農林漁業者で損失額が30%未満の者		6.5%以内	3年、4年、5年以内
(イ)被害農林漁業者で損失額が30%以上の者		5.5%以内	5年、6年以内	
(ウ)特別被害農林漁業者		3.0%以内	6年以内	
※貸付利率、償還期限及び貸付限度額は、天災の指定の都度、国の政令等で定められる。				
●災害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和される。				
【激甚災害法】				
項目 \ 貸付限度額		経営資金（万円）		
		個人	法人	
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	600	2,500	
	一般農業者	250	2,000	
林業者		250	2,000	
漁業	漁具購入資金	5,000	5,000	
	漁船建造・取得資金	600	2,500	
	水産動植物養殖資金	600	2,500	
	一般漁業者	250	2,500	
※事業資金は単協5,000万円、連合会7,500万円、利率6.5%以内、償還期限3年以内				

活用できる方	● 次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた方が対象である。	
	(ア) 被害農林漁業者	(イ) 特別被害農林漁業者
	1 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上でかつ損失額が平均農業収入の10%以上 2 樹体の損失額が30%以上	左のうち損失額が50%以上
	1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上 2 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上
	1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上 2 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上
お問い合わせ	市町村	

制度の名称	株式会社日本政策金融公庫による資金貸付
支援の種類	融資
制度の内容	●株式会社日本政策金融公庫では、農林漁業者等に対する各種の資金貸付を行っている。 ○農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。 ○農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資する。 ○農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資する。 ○林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金を融資する。 ○漁業基盤整備資金：漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資する。 ●上記のほかにも農林漁業者等に対する資金貸付がある。各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫に確認が必要。
活用できる方	●農林漁業者等
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫

制度の名称	災害復旧貸付								
支援の種類	融資								
支援の内容	●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、日本政策金融公庫が事業復旧のための運転資金及び設備資金を融資する。 ●災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行う。 ●日本政策金融公庫の災害復旧貸付の貸付限度額等は次のとおりである。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>各貸付制度ごとの貸付限度額に上乗せ3,000万円</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>適用する各貸付制度の貸付期間に準じる ※一般貸付を適用した場合は10年以内（うち2年以内の据置可能）</td></tr> </table> ○中小企業事業 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>別枠で1億5,000万円以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>15年以内（うち2年以内の据置可能）</td></tr> </table> ●その他の条件等詳しくは各機関に連絡。	貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に上乗せ3,000万円	償還期間	適用する各貸付制度の貸付期間に準じる ※一般貸付を適用した場合は10年以内（うち2年以内の据置可能）	貸付限度額	別枠で1億5,000万円以内	償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）
貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に上乗せ3,000万円								
償還期間	適用する各貸付制度の貸付期間に準じる ※一般貸付を適用した場合は10年以内（うち2年以内の据置可能）								
貸付限度額	別枠で1億5,000万円以内								
償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）								
活用できる方	●中小企業・小規模事業者等								
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫								

制度の名称	高度化事業（災害復旧貸付）						
支援の種類	貸付（融資）						
支援の内容	●大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する場合、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構が必要な資金の一部の貸付けを行う。 ●支援の内容は次のとおりである。 <table border="1"> <tr> <td>貸付割合</td><td>90%以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>20年以内（うち3年以内の据置可能）</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>無利子</td></tr> </table> ●詳しくは都道府県に確認が必要。	貸付割合	90%以内	償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）	貸付利率	無利子
貸付割合	90%以内						
償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）						
貸付利率	無利子						
活用できる方	●事業協同組合等であって、共同で施設等の復旧のために土地、建物、構築物、設備の復旧を行う場合が対象。						
お問い合わせ	都道府県、独立行政法人中小企業基盤整備機構						

制度の名称	セーフティネット保証4号
支援の種類	信用保証
支援の内容	●自然災害等の突発的事由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う。 ●融資額の全額を保証（100%）、保証料率は信用保証協会所定（1.0%以内）。 ●無担保8,000万円、最大で2億8,000万円まで一般保証とは別枠で利用できる。
活用できる方	●下記、（イ）、（ロ）の両方に該当する事業者（間接的な被害を受けた方も含む） （イ）指定地域（災害救助法適用又は都道府県から指定の要請があつて、国が認めた地域）において1年間以上継続して事業を行っていること。 （ロ）災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。 （売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）
お問い合わせ	各都道府県等の信用保証協会

制度の名称	災害関係保証
支援の種類	信用保証
支援の内容	●災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う。 ●融資額の全額を保証（100%）、保証料率は信用保証協会所定。 ●無担保8,000万円、最大で2億8,000万円まで一般保証及びセーフティネット保証4号とは別枠で利用できる。
活用できる方	●下記、（イ）、（ロ）の両方に該当する事業者（間接的な被害を受けた方も含む） （イ）指定地域（災害救助法適用又は都道府県から指定の要請があつて、国が認めた地域）において1年間以上継続して事業を行っていること。 （ロ）災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。 （売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）
お問い合わせ	各都道府県等の信用保証協会

制度の名称	職場適応訓練費の支給
支援の種類	給付・還付
支援の内容	●職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給する。また、訓練生に対して訓練手当などを支給する。 ・事業者は、訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円／月（重度の障害者25,000円／月）が支給される。短期の職場適応訓練については、960円／日（重度の障害者1,000円／日）です。 ●訓練期間は、6か月（中小企業及び重度の障害者に係る訓練は1年）以内です。短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障害者に係る訓練4週間）以内です。
活用できる方	●職場適応訓練は、激甚な災害を受けた地域において就業していて、災害により離職を余儀なくされた方などであって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行う。 イ 職場適応訓練を行う設備があること ロ 指導員としての適当な従業員がいること ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること
お問い合わせ	公共職業安定所又は都道府県労働局

14-2 生活再建支援制度

(令和2年6月修正秋田県地域防災計画)
(被災者支援に関する各種制度の概要 令和2年11月1日 内閣府)

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
支援の内容	●災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害弔慰金を支給するもの。 ①生計維持者が死亡…500万円を超えない範囲内で支給 ②その他の者の死亡…250万円を超えない範囲内で支給
活用できる方	●災害により死亡した方（①居住している市町村に住居登録がある者、②居住している市町村に外国人登録がある者）の遺族 ●支給の範囲・順位は、死亡した者の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母 ただし、死亡当時、①～⑤が存しない場合は、死亡者と同居し、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹も含む。 ※ 対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等。
問い合わせ	市町村

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
支援の内容	●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給するもの。 ①生計維持者が重度の障害を受けた場合…250万円を超えない範囲内で支給 ②その他の者が重度の障害を受けた場合…125万円を超えない範囲内で支給
活用できる方	●災害により以下のような重い障害を受けた者 ① 両眼が失明した者 ② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した者 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った者 ⑥ 両上肢の用を全廃した者 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った者 ⑧ 両下肢の用を全廃した者 ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人 ※ 対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等。
問い合わせ	市町村

制度の名称	災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）																				
支援の種類	貸付（融資）																				
支援の内容	●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた者に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けるもの。 ①貸付限度額 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td></tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td><td>150万円</td></tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td><td>250万円</td></tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td><td>270万円</td></tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td><td>350万円</td></tr> <tr> <td colspan="2">世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td></tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td><td>150万円</td></tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td><td>170万円</td></tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊（エの場合を除く）</td><td>250万円</td></tr> <tr> <td>エ 住居 全体の滅失又は流失</td><td>350万円</td></tr> </table> ②貸付利率：年3%（措置期間は無利子） ③措置期間：3年以内（特別の場合は5年） ④償還期間：10年以内（措置期間を含む。）	世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円	エ 住居 全体の滅失又は流失	350万円
世帯主に1か月以上の負傷がある場合																					
ア 当該負傷のみ	150万円																				
イ 家財の3分の1以上の損害	250万円																				
ウ 住居の半壊	270万円																				
エ 住居の全壊	350万円																				
世帯主に1か月以上の負傷がない場合																					
ア 家財の3分の1以上の損害	150万円																				
イ 住居の半壊	170万円																				
ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円																				
エ 住居 全体の滅失又は流失	350万円																				
活用できる方	●次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象 ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上 ②家財の3分の1以上の損害 ③住居の半壊又は全壊・流失 ●以下の所得制限がある。 <table border="1"> <tr> <td>世帯人員</td><td>市町村税における前年の総所得金額</td></tr> <tr> <td>1人</td><td>220万円</td></tr> <tr> <td>2人</td><td>430万円</td></tr> <tr> <td>3人</td><td>620万円</td></tr> <tr> <td>4人</td><td>730万円</td></tr> <tr> <td>5人</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円とする。</td></tr> </table> ※ 対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害。	世帯人員	市町村税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円とする。								
世帯人員	市町村税における前年の総所得金額																				
1人	220万円																				
2人	430万円																				
3人	620万円																				
4人	730万円																				
5人	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円とする。																				
問い合わせ	市町村																				

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護費））	
支援の種類	貸付（融資）	
活用できる方	●生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得者世帯、障がい者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 ●生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要なとなる費用（福祉費（災害援護費））」についての貸付がある。	
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		
活用できる方		

制度の名称	教科書の無償給与（災害救助法）
支援の種類	現物支給
支援の内容	●災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給するもの。
対象者	●災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒が対象 ※ 「児童・生徒」には、特別支援学校、養護学校の小学部児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む。
問い合わせ	県、災害救助法が適用された市町村

制度の名称	小・中学生の就学援助措置
支援の種類	給付・還付
支援の内容	●災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助するもの。
対象者	●災害による経済的な理由によって就学が困難となった児童・生徒の保護者。なお、避難をされている者も、この制度を活用することができる。
問い合わせ	県、市町村、学校

制度の名称	高等学校授業料減免措置
支援の種類	減免・猶予
支援の内容	●災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除するもの。
対象者	●地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める方が対象
問い合わせ	県、市町村、学校

制度の名称	高校生等奨学給付金
支援の種類	給付
支援の内容	●低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するために支給する高校生等奨学給付金において、災害等により家計が急変し、非課税相当となった世帯の生徒も支援の対象となる。
対象者	●都道府県が家計急変による経済的理由から住民税非課税世帯に相当すると認める者
問い合わせ	●都道府県、学校

制度の名称	高等教育の修学支援新制度（家計が急変した学生）
支援の種類	減免・給付
支援の内容	●住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度。
対象者	●通常は、前年度の課税標準額により審査を行うが、災害等の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査し、所得要件等を満たした者が対象となる。
問い合わせ	給付型奨学金について、在籍する各学校（奨学金の担当の窓口） 又は日本学生支援機構奨学金相談センター 授業料等減免について、在籍する各学校（授業料担当の窓口）

制度の名称	大学等授業料等減免措置
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
支援の内容	●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において授業料等の減額、免除を行う。 ※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なる。
対象者	●各大学等において、減免等を必要とすると認める者。
問い合わせ	在籍する各学校（授業料担当窓口）

制度の名称	緊急採用奨学金
支援の種類	貸与
支援の内容	●災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施。
対象者	●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒
問い合わせ	在籍する各学校（奨学金担当窓口）

制度の名称	児童扶養手当等の特別措置
支援の種類	給付
支援の内容	●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講ずるもの。
対象者	●障がい者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯
問い合わせ	市町村

制度の名称	地方税の特別措置
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
支援の内容	●地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けることができる。 ●徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができる。 ●期限の延長 災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限が延長される。
対象者	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となる。 ●地方税の減免等の要件や手続きなどについては、自治体によって異なるので、居住する市町村で確認が必要である。
問い合わせ	県、市町村

制 度 の 名 称	国民健康保険料、介護保険等の減免・猶予等	
支援の種類	減免・支払猶予	
支援の内容	●医療保険、介護保険の保険料・窓口負担について、減免措置等が講じられる。	
	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料及び窓口負担の減免・支払猶予	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者について、保険料及び窓口負担の減免・支払猶予措置が講じられる場合がある。
	健康保険等の被保険者等の窓口負担の減免	健康保険等の被保険者等について、窓口負担の減免措置が講じられる場合がある。
	介護保険料及び窓口負担の減免	介護保険料の減免・支払猶予措置や、窓口負担の減免措置が講じられる場合がある。
対象者	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、保険料・窓口負担の支払いが困難と認められる者 ●保険者によって取扱いが異なるので、加入している医療保険制度保険者や市町村及び国民健康保険組合に確認が必要。	
問い合わせ	健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険・介護保険）、国保組合、後期高齢者医療広域連合、共済組合などの各医療保険者・介護保険者の窓口	

制度の名称	国民年金保険料の免除等
支援の種類	免除・納付猶予
支援の内容	●災害によって財産に相当な被害を受け、国民年金保険料の納付が困難な方は、申請により保険料の納付が免除等される場合がある。
対象者	●被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方が対象。
問い合わせ	市町村の国民年金担当窓口、年金事務所

制度の名称	障害福祉サービス等の利用者負担金の減免
支援の種類	減免
支援の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス等に要する費用を負担することが困難である者に対し、利用者負担額の減免が講じられる。
対象者	●対象者については、都道府県、市町村が定める。
問い合わせ	都道府県、市町村の障害福祉担当窓口

制度の名称	公共料金・使用料等の特別措置
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
支援の内容	●災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがある。 ●電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがある。
対象者	●対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定める。
問い合わせ	都道府県、市町村、関係事業者

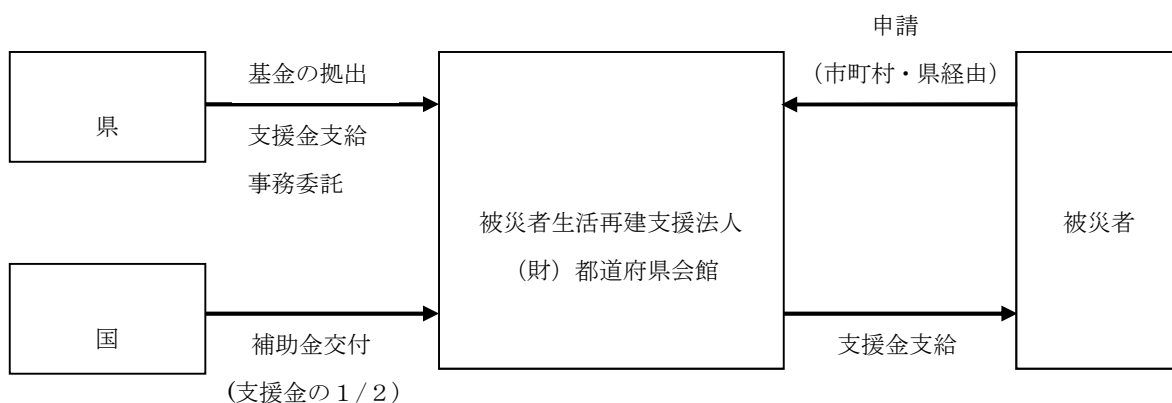
制度の名称	放送受信料の免除
支援の種類	減免
支援の内容	●災害により被害を受けた受信契約者の放送受信料が一定期間免除されることがある。 http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/exemption_1.html
対象者	●受信契約の住所の建物が、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた者
問い合わせ	日本放送協会 0570-077-077 (ナビダイヤル) 利用できない場合は050-3786-5003

制度の名称	被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）、サービス
支援の内容	●住宅ローンを借りている個人の者や、事業に必要な資金を借りている個人事業主の者で、自然災害（注）の影響によって災害前の借入の返済が困難となった者は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、破産手続などの法的な手続によらず、債務の免除等を受けられる。 （注）平成 27 年 9 月 2 日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害 ●ガイドラインによる債務整理のメリットは次のとおり。 ・財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができる。 ・破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは、個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入に影響が及ばない。 ・国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる。
対象者	●自然災害の影響によって、災害前の住宅ローンや事業性ローン等の借入を弁済することができないまたは近い将来において弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者が対象になる。
問い合わせ	ローンの借入先

制 度 の 名 称	国税の特別措置
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
支援の内容	●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、次の2つのうち有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる。 ①所得税法（昭和40年法律第33号）に定める雑損控除の方法 ②災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号。以下「災害減免法」という。）に定める税金の軽減免除による方法 ●予定納税の減額 災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、税務署長に申請することにより、減額を受けることができる。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）することにより、所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予又は還付を受けることができる。 ●納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をし、その許可を受けることにより、納税の猶予を受けることができる。 ●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない時は、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長される。 これには、個別指定による場合と地域指定による場合がある。
対象者	●所得税の軽減 ①雑損控除 災害により住宅や家財に損害を受けた者、災害に対してやむを得ない支出（災害関連支出）をした者が対象となる。 ②災害減免法に定める税金の軽減免除 損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の者が対象となる。 ●予定納税の減額 所得税の予定納税をしている者で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる者が対象となる。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別税の徴収猶予 災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の2分の1以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である者などが対象となる。 ●納税の猶予 納税者（厳選徴収義務者を含む。）で災害により全積極的財産のおおむね5分の1以上の損失を受けた者又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる者が対象となる。 ●申告等の期限の延長 災害によりその期限までに申告、納付することができないと認められる者が対象となる。
問い合わせ	税務署

制 度 の 名 称	被災者生活再建支援制度の支給				
支援の内容	●自然災害により、住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するもの。				
	●支給額は、次のとおり。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になる。)				
		基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
	①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	
	②解体		補修	100万円	
	③長期避難		賃借（公営住宅を除く）	50万円	
	④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	
			賃借（公営住宅を除く）	50万円	
	⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
	補修		50万円		
	賃借（公営住宅を除く）		25万円		
対象者	●制度の対象となる自然災害は、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等				
	●制度の対象となる被災世帯は、以下のとおり。				
	①住宅が「全壊」した世帯				
	②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯				
	③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯				
	④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (大規模半壊世帯)				
	⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (中規模半壊世帯)				
問い合わせ	●被災時に現に居住していた世帯が対象となるため、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象にならない。				
	都道府県、市町村				

【支援金支給の仕組み】



制 度 の 名 称	災害復興住宅融資（建設）										
支援の種類	貸付（融資）										
支援の内容	●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている者が、住宅を建設する場合に受けられる融資。 ●融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません。 ※店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。 <table><tr><td></td><td>融資限度額（※1）</td><td>返済期間（※2）</td></tr><tr><td>土地取得資金なし</td><td>2,700万円</td><td rowspan="2">35年</td></tr><tr><td>土地取得資金あり</td><td>3,700万円</td></tr></table> ※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となる。 ※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員が亡くなるまで。なお、元金据置期間は設定できない。				融資限度額（※1）	返済期間（※2）	土地取得資金なし	2,700万円	35年	土地取得資金あり	3,700万円
	融資限度額（※1）	返済期間（※2）									
土地取得資金なし	2,700万円	35年									
土地取得資金あり	3,700万円										
対象者	自身が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設される者で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた者。										
問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構										

制 度 の 名 称	災害復興住宅融資（購入）				
支援の種類	貸付（融資）				
支援の内容	●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている者が、住宅を購入する場合に受けられる融資。 ●融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はない。 ※店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。 <table border="1"> <tr> <td>融資限度額（※1）</td><td>返済期間（※2）</td></tr> <tr> <td>3,700万円</td><td>35年</td></tr> </table> ※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となる。 ※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員が亡くなるまで。なお、元金据置期間は設定できない。	融資限度額（※1）	返済期間（※2）	3,700万円	35年
融資限度額（※1）	返済期間（※2）				
3,700万円	35年				
対象者	●自身が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を購入される者で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた者。				
問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構				

制 度 の 名 称	災害復興住宅融資（補修）				
支援の種類	貸付（融資）				
支援の内容	●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている者が、住宅を補修する場合に受けられる融資。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。 ●この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することが出来る。 <table border="1" data-bbox="576 638 1224 748"> <tr> <td>融資限度額（※1）</td><td>返済期間（※2）</td></tr> <tr> <td>1,200万円</td><td>20年</td></tr> </table> ※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となる。 ※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員が亡くなるまで。なお、元金据置期間は設定できない。	融資限度額（※1）	返済期間（※2）	1,200万円	20年
融資限度額（※1）	返済期間（※2）				
1,200万円	20年				
対象者	●自身が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補修される者で、「罹災証明書」の発行を受けた者。				
問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構				

制 度 の 名 称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
支援の内容	●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けた返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けて返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するもの。 ●概要は次のとおり。 - 返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、1～3年間 - 払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ（ただし、引下げ後の金利が0%を下回る場合は0.01%までの引下げ） ※フラット35（買取型）の場合は0.5%引き下げた金利 - 返済期間の延長：被災の程度に応じて、1～3年 ※ 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まる。 詳しくは住宅金融支援機構又は取り扱いの金融機関に相談。
対象者	●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象。 - 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な者 - 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した者 - 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した者
問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 災害専用ダイヤル（被災された方専用のダイヤル）0120-086-353

制 度 の 名 称	生活福祉資金貸付制度による貸付（福祉費（住宅補修費））								
支援の種類	貸付（融資）								
支援の内容	●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付ける。 ●貸付限度額等は次のとおり。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>250万円（目安）</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td></tr> <tr> <td>据置期間</td><td>貸付けの日から6か月以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>据置期間経過後7年以内（目安）</td></tr> </table> ●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがある。 ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。詳しくは、都道府県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会に相談。	貸付限度額	250万円（目安）	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	貸付けの日から6か月以内	償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）
貸付限度額	250万円（目安）								
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%								
据置期間	貸付けの日から6か月以内								
償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）								
対象者	●低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯 ●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外								
問い合わせ	都道府県社会福祉協議会または市町村社会福祉協議会								

制 度 の 名 称	宅地防災工事融資				
支援の種類	貸付（融資）				
支援の内容	●地方公共団体から、宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた者に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含む。）の工事のための費用を融資する。 <table border="1"> <tr> <td>融資限度額</td><td>1,190万円</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>20年以内</td></tr> </table> ※その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ又は問い合わせ先に確認。	融資限度額	1,190万円	償還期間	20年以内
融資限度額	1,190万円				
償還期間	20年以内				
対象者	●宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、勧告又は改善命令を受けた者が対象。				
問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構				

制 度 の 名 称	地すべり等関連住宅融資														
支援の内容	●地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設又は購入する場合に利用できる。 ●融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがある。 <table><tr><td>地すべり 関連住宅</td><td>地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいう。</td></tr><tr><td>土砂災害 関連住宅</td><td>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいう。</td></tr><tr><td>密集市街地 関連住宅</td><td>密集市街地における防災街区の整備に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいう。</td></tr></table> ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。 <table><tr><td></td><td>融資限度額</td><td>返済期間</td></tr><tr><td>土地取得資金なし</td><td>2,700万円</td><td rowspan="2">35年</td></tr><tr><td>土地取得資金あり</td><td>3,700万円</td></tr></table> ※その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ又は問い合わせ先に確認。	地すべり 関連住宅	地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいう。	土砂災害 関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいう。	密集市街地 関連住宅	密集市街地における防災街区の整備に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいう。		融資限度額	返済期間	土地取得資金なし	2,700万円	35年	土地取得資金あり	3,700万円
地すべり 関連住宅	地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいう。														
土砂災害 関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいう。														
密集市街地 関連住宅	密集市街地における防災街区の整備に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいう。														
	融資限度額	返済期間													
土地取得資金なし	2,700万円	35年													
土地取得資金あり	3,700万円														
対象者	●関連事業計画又は勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた者が対象。														
問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構														

14-3 湯沢市災害り災者に対する見舞金給付要綱

平成20年9月19日

告示第79号

湯沢市災害り災者に対する見舞金給付要綱（平成17年湯沢市告示第18号）の全部を改正する。

（目 的）

第1条 この告示は、火災又は暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象による災害（以下「災害」という。）により被害を受けたり災者に対し、見舞金を給付し、その自立更生の一助とすることを目的とする。

（対 象）

第2条 見舞金の給付対象は、次に掲げるとおりとする。

（1）火災により住家（現に住居の用に供している家屋をいう。以下同じ。）を全焼又は半焼した世帯

（2）火災以外の災害により住家を全焼、流失又は半焼した世帯

（3）床上浸水により住家に被害を受けた世帯

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

（見舞金の額）

第3条 見舞金の給付は次の範囲内で行うものとする。

（1）前条1号に該当する場合

ア 全焼 100,000円

イ 半焼 50,000円

（2）前条第2号又は第3号に該当する場合

ア 全壊又は流失 300,000円

イ 半壊又は床上浸水 100,000円

（3）前条第4号に該当する場合 市長が認める額

第4条 市長は、関係機関による原因及び被災状況の調査確認が完了し、見舞金の給付を行うべき事由が適当であると認めたときは、見舞金を給付するものとする。

（給付の制限）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金を給付しないものとする。

（1）湯沢市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年湯沢市条例第107号）の適用を受けたとき。

（2）災害の原因が、世帯主又は世帯員の故意によるとき。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成20年9月19日から施行し、同日以後に災害により被害を受けたり災者に対して適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに災害により被害を受けたり災者に対する見舞金の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成25年 6 月21日告示第75号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成25年 6 月21日から施行し、平成25年 4 月 1 日以降の災害により被害を受けたり災者に対して適用する。

（見舞金の内払い）

- 2 平成25年 4 月 1 日からこの告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の湯沢市災害り災者に対する見舞金給付要綱の規定に基づき給付された見舞金については、この告示による改正後の湯沢市災害り災者に対する見舞金給付要綱の規定により給付された見舞金の内払いとみなす。

14-4 湯沢市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成17年3月22日

条例第107号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(災害弔慰金の支給)

第2条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下第10条までにおいて「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第3条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれかが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前各項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第4条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条、第10条、第11条で規定する災害障害見舞金の支

給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第5条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第6条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第7条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第8条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合（その症状が固定したときを含む。）において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第9条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第10条 第6条及び第7条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第11条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第12条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書きの場合は、5年）とする。

(利率及び保証人)

第13条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を含むものとする。

(償還等)

第14条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

14-5 激甚災害指定基準

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%
		B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ (1)一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% となる県が1以上 又は (2)県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% となる県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%
		B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ (1)一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% となる県が1以上 又は (2)一の都道府県の査定見込額 > 10億円 となる県が1以上
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例	(1)第5条の措置が適用される場合 又は (2)農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5,000万円以下の場合は除く。
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%
		B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業者 × 0.5% となる県が1以上 ただし、A Bとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生の日と被害の実情に応じて個別に考慮する。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	A 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5%
		B 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% かつ (1)一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60% となる県が1以上 又は (2)一の都道府県の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1% となる県が1以上

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
		ただし、A Bとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。
第12条 第13条 第15条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	A 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2% B 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ (1)一の都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% となる県が1以上 又は (2)一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円となる県が1以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第16条 第17条 第19条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	第2章(第3条及び第4条)の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A 被災地全域滅失戸数$\geq 4,000$戸 B (1)被災地全域滅失戸数$\geq 2,000$戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≥ 200戸又は住宅戸数の1割以上となる市町村が1以上 又は (2)被災地全域滅失戸数$\geq 1,200$戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≥ 400戸又は住宅戸数の2割以上となる市町村が1以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第9条	森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第14条	事業協同組合等の施設の 災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び寡婦福祉法による 国の貸付けの特例	
第21条	水防資材費の補助の特例	
第23条	産業労働者住宅建設資金 の融通の特例	
第25条	雇用保険法による求職者 給付の支給に関する特例	

14-6 局地激甚災害指定基準

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額＞当該市町村の標準税収入×50% (査定事業費が1,000万円未満のものを除く。) ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。
第5条 第6条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 農林水産業共同利用施設 災害復旧事業の補助特例	当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1,000万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	当該市町村内の林業被害見込額＞ 当該市町村に係る生産林業所得推定額×1.5 (樹木に係るもの)(木材生産部門)(林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。) かつ (1)大火による災害にあつては、要復旧見込面積＞300ha 又は (2)その他の災害にあつては、 要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)×25%
第12条 第13条 第15条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10%(被害額が1,000万円のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。

14-7 罹災証明書・被災届出証明書交付申請書様式
罹災証明書様式

(1) 罹災証明書・被災届出証明書交付申請書様式

罹災証明書・被災証明書交付申請書（案）

年 月 日

様

申請者 住 所

氏名(名称)

電話番号

下記のとおり被害を受けたので、証明書の交付を申請します。

罹災(被災者)住所	☐ 申請者住所に同じ
罹災(被災者)氏名	☐ 申請者氏名に同じ
罹災(被災)年月日	年 月 日
罹災(被災)原因	年 月 日の による
罹災(被災)場所	
申請内容	【罹災証明書】 ☐ 住家(☐ 持家 ☐ 賃貸(所有者名:)) ※ 住家とは罹災者が居住のために使用している建物とする 【被災証明書】 ☐ 非住家 (☐ 車庫 ☐ カーポート ☐ 家財 ☐ 倉庫 ☐ 店舗 ☐ 事務所) ☐ その他() ☐ 車両(メーカー: 車名: 標識番号:) ☐ 人的被害
被害内容	
証明書の必要部数	部
証明書の受取方法	☐ 申請者住所に送付希望 ☐ 下記へ送付希望 ☐ 総務課窓口希望
確認書類	・身分証明書の写し(運転免許証・保険証・マイナンバーカードなど) ※課で複写を取らせていただくことが可能です。 ・申請者と罹災(被災者)が違う場合は、関係を証明する書類等

(2) 罹災証明書様式

罹 災 証 明 書

世帯主住所						
世帯主氏名						
世帯構成員 又は所有者	氏 名	続 柄	年 齢	氏 名	続 柄	年 齢

罹災原因	年 月 日の による

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

湯沢市長

(災害対策基本法第90条の2第1項に規定する証明書)

被災証明書交付申請書(人的被害) (案)

年 月 日

湯沢市長 様

申請者 住 所

氏名(名称)

電話番号

下記のとおり被害を受けたので、証明書の交付を申請します。

罹災(被災者)住所	☐ 申請者住所と同じ
罹災(被災者)氏名	☐ 申請者氏名と同じ
罹災(被災)年月日	年 月 日
罹災(被災)原因	年 月 日の による
罹災(被災)場所	
被害内容	
証 明 書 使用目的	☐ 保険請求 ☐ 会社提出 ☐ 被災者支援制度 ☐ その他()
証明書の必要部数	部
証明書の受取方法	☐ 申請者住所に送付希望 ☐ 下記へ送付希望 ☐ 総務課窓口希望

罹災者(被災者)もしくは同居している方以外が申請者の場合は、下記の委任状が必要です。

委 任 状	
申請者を罹災者(被災者)の代理人と認め、申請及び証明書受領に関する権限を委任いたします。	
年 月 日	
委任者(罹災者等)	住 所 _____
	氏 名 _____
確認書類	・身分証明書の写し(運転免許証・保険証・マイナンバーカードなど) ※課で複写を取らせていただくことが可能です。 ・申請者と罹災(被災者)が違う場合は、関係を証明する書類等

第 15 避難に関する資料

15-1 指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所一覧

■ 指定避難所（令和6年11月20日現在）

No.	名称（電話番号）	所在地	連絡先		指定 緊急 避難 場所 との 重複	想定収 容人数	避難施 設面積 （㎡）
1	湯沢翔北高等学校体育館	湯沢市湯ノ原二丁目1番1号	湯沢翔北高等学校	79-5200	○	675	1,351
2	湯沢西小学校体育館	湯沢市字万石26番地	湯沢西小学校	72-5150	○	808	1,617
3	南部文化交流センター	湯沢市千石町二丁目4番8号	南部文化交流センター	73-5396	○	156	515
4	総合体育館	湯沢市字沖鶴140番地	総合体育館	72-6500	○	2,461	4,923
5	文化交流センター	湯沢市字沖鶴69番地5	文化交流センター	73-9690	○	231	463
6	湯沢南中学校体育館	湯沢市南台6番1号	湯沢南中学校	73-5145	○	736	1,472
7	ふるさとふれあいセンター	湯沢市岩崎字寝連沢9番地4	ふるさとふれあいセンター	73-2904	○	342	685
8	湯沢東小学校体育館	湯沢市杉沢新所字八斗場33番地	湯沢東小学校	72-5125	○	800	1,601
9	湯沢北中学校体育館	湯沢市杉沢新所字八斗場33番地	湯沢北中学校	72-5127	○	1,261	2,523
10	幡野地区センター	湯沢市金谷字樋口123番地	幡野地区センター	73-2718	○	588	1,177
11	山田小学校体育館	湯沢市山田字土生原52番地	山田小学校	73-3016	○	587	1,174
12	山田中学校体育館	湯沢市山田字下館10番地	山田中学校	73-3017	○	508	1,016
13	旧三関小学校体育館	湯沢市関口字堀量68番地	湯沢市（財政課）	55-8276	○	525	1,051
14	旧須川小学校体育館	湯沢市相川字須川119番地7	湯沢市（財政課）	55-8276	○	525	1,030
15	高松地区センター	湯沢市高松字上地6番地2	高松地区センター	79-3370	○	1,488	2,977
16	旧稲庭小学校体育館	湯沢市稲庭町字琵琶倉24番地	湯沢市（財政課）	55-8276	○	372	745
17	旧三梨小学校体育館	湯沢市三梨町字清水小屋244番地	湯沢市（財政課）	55-8276	○	180	361
18	稲川中学校体育館	湯沢市三梨町字間明田140番地	稲川中学校	42-2160	○	733	1,467
19	稲川農村環境改善センター	湯沢市川連町字上平城120番地	稲川生涯学習センター	42-5816	○	212	424
20	稲川体育館	湯沢市川連町字上平城120番地	稲川文化スポーツエリア	42-5060	○	823	1,647
21	稲川小学校体育館	湯沢市川連町字道下86番地	稲川小学校	42-2501	○	535	1,071
22	旧駒形小学校体育館	湯沢市駒形町字三又前田面47番地4	湯沢市（財政課）	55-8276	○	412	825
23	雄勝小学校体育館	湯沢市横堀字板橋5番地	雄勝小学校	52-5515	○	569	1,139
24	雄勝中学校体育館	湯沢市横堀字板橋5番地	雄勝中学校	52-2375	○	868	1,736
25	雄心館	湯沢市横堀字板橋5番地	雄勝中学校	52-2375	○	257	514
26	横堀交流センター体育館	湯沢市横堀字小田中5番地2	横堀交流センター	55-8249	○	370	741
27	旧院内小学校体育館	湯沢市下院内字笈形町73番地1	湯沢市（財政課）	55-8276	○	334	668
28	雄勝スポーツセンター体育館	湯沢市秋ノ宮字中島365番地	雄勝スポーツセンター	55-2277	○	513	1,026
29	旧中山小学校（体育館）	湯沢市秋ノ宮字中山22番地	湯沢市財政課	55-8276	○	446	893
30	小野地区センター体育館	湯沢市小野字油屋敷15番地	小野地区センター	52-2590	○	354	708
31	皆瀬体育館	湯沢市皆瀬字沢梨台107番地1	皆瀬生涯学習センター	46-2033	○	92	185
32	皆瀬小学校体育館	湯沢市皆瀬字下菅生27番地	皆瀬小学校	58-4080	○	736	1,473
33	皆瀬中学校体育館	湯沢市皆瀬字下菅生24番地1	皆瀬中学校	46-2003	○	457	914

■ 指定緊急避難場所（令和6年11月20日現在）

No.	名 称	所在地	対象とする災害における使用の可否				指定避難所との重複	想定収容人数	面積
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事			
1	秋田県立湯沢翔北高等学校（体育館）	湯沢市湯ノ原二丁目1番1号	○	○	○	○	○	675	1,351
2	秋田県立湯沢翔北高等学校（グラウンド）	湯沢市湯ノ原二丁目1番1号	○	×	○	○		9,731	19,463
3	湯沢西小学校（体育館）	湯沢市字万石26番地	×	○	○	○	○	808	1,617
4	湯沢西小学校（グラウンド）	湯沢市字万石26番地	×	○	○	○		7,000	14,000
5	石名塚街区公園	湯沢市千石町二丁目4	×	○	○	○		650	1,300
6	西松沢街区公園	湯沢市千石町三丁目5	○	○	○	○		1,100	2,200
7	松沢街区公園	湯沢市西愛宕町1	○	○	○	○		1,300	2,600
8	平清水街区公園	湯沢市表町四丁目7	○	○	○	○		500	1,000
9	西田町街区公園	湯沢市田町二丁目8	○	○	○	○		900	1,800
10	古館街区公園	湯沢市古館町地内	○	○	○	○		1,200	2,400
11	清水町街区公園	湯沢市清水町四丁目地内	×	○	○	○		500	1,000
12	中川原南街区公園	湯沢市清水町五丁目地内	×	○	○	○		600	1,200
13	西新町街区公園	湯沢市清水町一丁目地内	×	○	○	○		600	1,200
14	寺沢街区公園	湯沢市若葉町地内	○	○	○	○		650	1,300
15	元清水東街区公園	湯沢市元清水一丁目地内	×	○	○	○		1,250	2,500
16	元清水西街区公園	湯沢市元清水二丁目地内	×	○	○	○		1,150	2,300
17	ヘルシーパーク	湯沢市字沖鶴110番地	×	○	○	○		8,523	17,047
18	湯沢南中学校（体育館）	湯沢市南台6番1号	○	○	○	○	○	736	1,472
19	湯沢南中学校（グラウンド）	湯沢市南台6番1号	○	○	○	○		13,075	26,150
20	旧湯沢テニスコート	湯沢市千石町二丁目355番地2	×	○	○	○		1,274	2,549
21	岩崎街区公園	湯沢市岩崎字岩崎地内	○	○	○	○		500	1,000
22	成沢街区公園	湯沢市成沢字堤端地内	○	○	○	○		700	1,400
23	ふるさとふれあいセンター	湯沢市岩崎字寝連沢9番地4	○	○	○	○	○	342	685
24	湯沢東小学校（体育館）	湯沢市杉沢新所字八斗場33番地	○	○	○	○	○	800	1,601
25	湯沢東小学校（グラウンド）	湯沢市杉沢新所字八斗場33番地	○	○	○	○		10,685	21,370
26	新所街区公園	湯沢市杉沢新所字八幡山地内	○	○	○	○		850	1,700

No.	名 称	所在地	対象とする災害における使用の可否				指定避難所との重複	想定収容人数	面積
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事			
27	杉沢街区公園	湯沢市杉沢字野々沢地内	○	○	○	○		1,000	2,000
28	湯沢北中学校（体育館）	湯沢市杉沢新所字八斗場33番地	○	○	○	○	○	1,261	2,523
29	湯沢北中学校（グラウンド）	湯沢市杉沢新所字八斗場33番地	○	○	○	○		11,444	22,888
30	幡野地区センター	湯沢市金谷字樋口123番地	×	○	○	○	○	356	713
31	山田小学校（体育館）	湯沢市山田字土生原52番地	○	○	○	○	○	587	1,174
32	山田小学校（グラウンド）	湯沢市山田字土生原52番地	×	○	○	○		10,816	21,633
33	山田中学校（体育館）	湯沢市山田字下館10番地	×	○	○	○	○	508	1,016
34	山田中学校（グラウンド）	湯沢市山田字下館10番地	×	○	○	○		8,258	16,517
35	関口街区公園	湯沢市関口字関口地内	○	×	○	○		800	1,600
36	旧三関小学校（体育館）	湯沢市関口字堀量68番地	○	○	○	○	○	525	1,051
37	旧三関小学校（グラウンド）	湯沢市関口字堀量68番地	○	○	○	○		5,166	10,332
38	旧須川小学校（体育館）	湯沢市相川字須川119番地 7	×	○	○	○	○	515	1,030
39	旧須川小学校（グラウンド）	湯沢市相川字須川119番地 7	×	○	○	○		6,400	12,801
40	高松地区センター（体育館）	湯沢市高松字上地 6 番地 2	○	○	○	○	○	1,488	2,977
41	高松地区センター（グラウンド）	湯沢市高松字上地 6 番地 2	○	○	○	○		2,365	4,731
42	旧稲庭小学校（体育館）	湯沢市稲庭町字琵琶倉24番地	○	○	○	○	○	372	745
43	旧稲庭小学校（グラウンド）	湯沢市稲庭町字琵琶倉24番地	○	○	○	○		6,021	12,043
44	旧三梨小学校（体育館）	湯沢市三梨町字清水小屋244番地	○	○	○	○	○	180	361
45	旧三梨小学校（グラウンド）	湯沢市三梨町字清水小屋244番地	○	○	○	○		4,846	9,692
46	稲川中学校（体育館）	湯沢市三梨町字間明田140番地	○	○	○	○	○	733	1,467
47	稲川中学校（グラウンド）	湯沢市三梨町字間明田140番地	○	×	○	○		21,892	43,784
48	稲川農村環境改善センター	湯沢市川連町字上平城120番地	○	○	○	○	○	212	424
49	稲川体育館駐車場	湯沢市川連町字上平城120番地	○	○	○	○		823	1,647
50	稲川小学校（体育館）	湯沢市川連町字道下86番地	○	○	○	○	○	535	1,071
51	稲川小学校（グラウンド）	湯沢市川連町字道下86番地	○	○	○	○		4,743	9,487
52	旧駒形小学校（体育館）	湯沢市駒形町字三又前田47番地 4	○	○	○	○	○	412	825
53	旧駒形小学校（グラウンド）	湯沢市駒形町字三又前田47番地 4	○	○	○	○		4,660	9,320
54	雄勝小学校（体育館）	湯沢市横堀字板橋 5 番地	○	○	○	○	○	569	1,139

No.	名 称	所在地	対象とする災害における使用の可否				指定避難所との重複	想定収容人数	面積
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事			
55	雄勝小学校（グラウンド）	湯沢市横堀字板橋 5 番地	○	○	○	○		5, 129	10, 259
56	雄勝中学校（体育館）	湯沢市横堀字板橋 5 番地	○	○	○	○	○	868	1, 736
57	雄勝中学校（グラウンド）	湯沢市横堀字板橋 5 番地	○	○	○	○		16, 517	33, 034
58	雄心館	湯沢市横堀字板橋 5 番地	○	○	○	○	○	257	514
59	横堀交流センター（体育館）	湯沢市横堀字小田中 5 番地 2	○	○	○	○	○	370	741
60	旧院内小学校（体育館）	湯沢市下院内字笈形町73番地 1	○	○	○	○	○	334	668
61	旧院内小学校（グラウンド）	湯沢市下院内字笈形町73番地 1	○	×	○	○		3, 338	6, 676
62	雄勝スポーツセンター(体育館)	湯沢市秋ノ宮字中島365番地	○	○	○	○	○	513	1, 026
63	雄勝スポーツセンター(グラウンド)	湯沢市秋ノ宮字中島365番地	○	○	○	○		7, 237	14, 475
64	旧中山小学校（体育館）	湯沢市秋ノ宮字中山222番地	○	×	○	○		446	893
65	小町の郷公園	湯沢市小野字橋本90番地	○	○	○	○		16, 085	32, 170
66	小野地区センター（体育館）	湯沢市小野字油屋敷15番地	○	○	○	○	○	354	708
67	小野地区センター（グラウンド）	湯沢市小野字油屋敷15番地	○	○	○	○		3, 621	7, 242
68	皆瀬小学校（体育館）	湯沢市皆瀬字下菅生27番地	○	○	○	○	○	736	1, 473
69	皆瀬小学校（グラウンド）	湯沢市皆瀬字下菅生27番地	○	○	○	○		3, 286	6, 572
70	皆瀬中学校（体育館）	湯沢市皆瀬字下菅生24番地 1	○	○	○	○	○	457	914
71	皆瀬庁舎駐車場	湯沢市皆瀬字沢梨台66番地 1	○	○	○	○		675	2,700
72	市営皆瀬野球場	湯沢市皆瀬字上小保内 3 番地	○	○	○	○		6, 247	12, 495
73	小安峡見晴し広場	湯沢市皆瀬字坂ノ上 3 番地 2	○	×	○	○		4, 479	8, 958
74	皆瀬休養施設駐車場	湯沢市皆瀬字小湯ノ上79番地3	○	○	○	○		467	935
75	南部文化交流センター	湯沢市千石町二丁目 4 番 8 号	×	○	○	○	○	257	515
76	総合体育館	湯沢市市沖鶴140番地	×	○	○	○	○	2, 461	4, 923
77	文化交流センター	湯沢市市沖鶴69番地 5	×	○	○	○	○	231	463
78	稲川体育館	湯沢市川連町字上平城120番地	○	○	○	○	○	823	1, 647
79	皆瀬体育館	湯沢市皆瀬字沢梨台107番地 1	○	○	○	○	○	92	185

法人等名称	施設名称	施設区分	施設所在地	施設構造	利用可能スペース		福祉車両（重機子対応可能）（台）	自家発電	洪水想定区域	土砂災害警戒区域	記入者
					名称	面積(㎡)					
医療法人 仁恵会	介護老人保健施設 昭平苑	介護老人保健施設	柳田中嶋227-1	RC造2階建	談話コーナー 2階介護教室	58.00 34.00	4	自家発電：1 フル：5	●		72-1117 72-1118 keigo@linkkai.or.jp 連絡先
社会福祉法人 雄勝なごみ会	複合老人福祉施設 いざみが岡	特別養護老人ホーム	山田字勇ヶ岡50	RC造2階建	地域交流スペース	164.55	3		●		79-5753 79-5754 nagomi@yutopia.or.jp
社会福祉法人 雄勝なごみ会	地域生活支援拠点 愛光園	障がい者支援施設	字向神15-1	S造2階建	放課後等デイサービスルーム リハビリセンター 就労作業室 多目的室（2F）	97.33 111.48 101.17 35.42	6	1	●		72-8107 72-8108 aikouen@hyperoon.ne.jp
社会福祉法人 雄勝なごみ会	かさぐるま	障がい福祉 サービス事業所	字向神17-1	S造2階建	食堂兼集会場（1F） 活動室（1F） 多目的室（2F）	88.2 85.3 62.2	2	ポータル2	●		72-1616 72-5466 kazaguruma-1616@soundoon.ne.jp
社会福祉法人 雄勝なごみ会	特別養護老人ホーム サン・グリーンゆざわ	特別養護老人ホーム	葉門一丁目2-19	RC造平屋建	研修室 機能回復訓練室（ホール）	54.00 276.20	2	1	●		72-6688 72-6689 sungreen@bz04.blala.or.jp
社会福祉法人 雄勝なごみ会	特別養護老人ホーム 平成園	特別養護老人ホーム	小野字大沢田221	RC造平屋建	機能訓練室（ホール） 介護研修室 ゲストルーム 会議室	220.50 72.00 54.00 78.20	2	ポータル3	●		52-5210 52-5211 kanada-makoto@ogachi-nagomi.net
社会福祉法人 雄勝なごみ会	平成園サテライト型特別養護老人ホーム ぬくもりの里にてやま	地域密着型 介護老人福祉施設	上院内字小沢102-3	W造平屋建	地域交流スペース	12.28	1	ポータル2			52-3330 52-5735 n-tateyama@lionoon.ne.jp
社会福祉法人 雄勝なごみ会	サン・グリーンゆざわサテライト型 特別養護老人ホーム 桜おかだ	地域密着型 介護老人福祉施設	岡田田14-28	S造2階建	地域交流スペース 談話コーナー 会議室	32.76 24.96 24.11	1	1	●		72-8787 72-8786 sungreen-sakura@bz04.blala.or.jp
社会福祉法人 湯沢市社会福祉協議会	デイサービスセンターコスモス	デイサービスセンター	相川字碓108	RC造平屋建	養護室 休養室 地域交流スペース	32.85 37.80 38.23	0				58-6100 79-3700 ka-akahira@yushakyo.or.jp
社会福祉法人 一柳同仁会	サービス付き高齢者向け住宅この花	サービス付き高齢者住宅	川運町字久保7-2	S造2階建	ブックカフェ カルチャールーム	200.00 90.00	0				55-8905 42-5651 konohana@sshidoinkai.or.jp
秋田県社会福祉事業団	湯沢雄勝広域市町村圏組合 やまばと園	障がい者支援施設	三梨町字飯田二ツ森43	RC造平屋建	体育館 会議室 事業ルーム	280.00 72.00 96.00	1	2	●		42-2141 42-4709 yamabato@fukinoto.or.jp

法人等名称	施設名称	施設区分	施設所在地	施設構造	利用可能スペース		福祉車両（車椅子対応可能）（台）	自家発電	浸水想定区域	土砂災害警戒区域	記入者
					名称	面積(m ²)					
社会福祉法人 いなかわ福祉社会	ケアセンターいなかわ	複合施設	012-0104 駒形町字八面孤塚58	W造平屋建	ホール	355.81	6				42-4832 42-4676 kicho@yutopia.or.jp
社会福祉法人 いなかわ福祉社会	健康苑サテライト型特別介護老人ホーム スマイルケアみつなし	地域密着型 介護老人福祉施設	012-0106 三梨町字烏帽子橋28	W造平屋建	静養室	24.84					
医療法人 せいとく会	介護老人保健施設 ゆーとびあ神室	介護老人保健施設	019-0205 小野字東畔76番地	W造平屋建	地域交流ホール	43.43	2		●		55-8778 42-5733 smilecare@tiara.ocn.ne.jp
社会福祉法人 みなせ福祉社会	特別介護老人ホーム シャイアントピアみなせ	特別介護老人ホーム	012-0183 皆瀬字小野188-1	RC造3階建	相談室	9.32	10	1			52-5111 52-5112 kamuro@athena.ocn.ne.jp
社会福祉法人 みなせ福祉社会	シャイアントピアみなせサテライト型 特別介護老人ホーム いれあいの里	特別介護老人ホーム	012-0183 皆瀬字下菅生32	RC造平屋建	会議室	72.00					58-4004 46-2900 kotomo15@shinetopia.com
湯沢市	介護老人ホーム 愛宕荘	介護老人ホーム	012-0862 関口字石田108	S造平屋建	多目的ホール	72.00	1				58-4155 46-2102 kotomo15@shinetopia.com(重複)
湯沢市	湯沢市障害者支援施設 皆瀬更生園	障害者支援施設	012-0862 関口字石田108	RC造2階建	機能回復訓練室	77.00 60.00	0	ポータル4			73-2471 73-2471 shindo0438@city.yuzawa.lg.jp
湯沢市	湯沢市障害者支援施設 皆瀬更生園	障害者支援施設	012-0183 皆瀬字上小保内6	RC造平屋建	会議室	38.65	1	1			46-2729 46-2055 sato0492@city.yuzawa.lg.jp
特定非営利活動法人ファミーコ	介護付き有料老人ホーム さわやかサポート	介護付き有料老人ホーム	012-0015 倉内字川原田40-1	W造平屋建	ブレイルーム	255.63					①080-1680-5004 ②55-8576 55-8579 tokuteisasetu_sawayaka@ybb.ne.jp
株式会社JAWA	介護付き有料老人ホーム さらさ湯沢	介護付き有料老人ホーム	012-0844 田町二丁目2-38	S造3階建	食堂、談話室 事務室、一階介護室	81.00 34.99			●		72-0875 72-0876 yuzawa@jawa-akita.com
株式会社横越温泉紫雲閣	有料老人ホーム 紫雲閣	介護付き有料老人ホーム	019-0204 横越字小正寺16-1	RC造2階建	シアタールーム	53.15	0	0	●		52-4334 52-4166 yoshida@shunkaku.jp
社会福祉法人かむろ	複合施設 すみれ	地域密着型 介護老人福祉施設	012-0855 愛宕町三丁目7-46	S造2階建	多目的室	56.18	1	1			72-7100 72-7102 sumire7100@guitar.ocn.ne.jp
医療法人聖利会	池田産婦人科クリニック	診療所	012-0036 西神142-3	W造平屋建	1階会議室	35.16	0	一部	●		73-0100 72-0625 yuko4520@outbook.jp

様式第 1

(年 月 日)

現 在 時 刻	世 帯 数	人 員	内 訳		現 場 の 概 況 等
			男	女	
時 ・ 分	世帯	人	人	人	
・					
・					
・					
・					
・					

[illegible]

応 急 食 糧 緊 急 引 渡 要 請 書				
年 月 日				
殿				
湯沢市長				
印				
1. 要請の事由				
2. 要請数量の算出基礎				
3. 要請事項				
種	類	数 量	希望出庫倉庫	配給市町村名
				備 考
4. 引取希望月日				
5. 引取人及び代理人氏名				
印				

証 領 受 糧 食 急 応

殿

1. 受領数量

年 度	銘 柄	種 類	包 装	量 目	等 級	数 量	備 考

2. 受領場所

上記正に受領いたしました。

年
月
日

トラック番号	
引渡会社名	
引渡しの事実 を証する事項	

引取人又は
代理人氏名

印

様式第 4

救 助 物 資 調 達 要 請 書 年 月 日 殿 湯沢市長災害対策本部長 印			
1. 要請事由 2. 要請事項			
品 名	規 格	数 量	備 考

3. 調達希望月日及び受領場所 月 日 午前・午後 時 分
 4. 調達者及び代理人氏名 印

様式第 5

救 助 物 資 受 領 書 殿			
1. 受領場所 2. 受領物品名			
品 名	規 格	数 量	備 考

上記正に受領いたしました。

トラック番号

引取人又は
代理人氏名

印

様式第6

施 設 使 用 要 請 書 年 月 日 湯沢市長災害対策本部長 湯沢市長 印			
1. 要 請 事 由 2. 使 用 目 的 3. 使用施設名 4. 使用 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日 (日間)		

様式第7

物 資 給 与 及 び 受 領 簿				(避難所) (班)			
住家被害程度区分		給与の基礎となった世帯構成員 数	人				
災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。 年 月 日 住 所 世帯主（氏名） （班長） 印							
給与年月日	品 名	数 量	備 考	給与年月 日	品 名	数 量	備 考

（注）受領年月日は、最後に給与された物資の受領年月日とすること。

様式第8

救 助 物 資 受 払 簿

品 名			単位呼称		
年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考
計	県調達分 市調達分				

- (注) 1. 「摘要」欄に調達先又は受入先及び払出先を記入すること。
2. 最終欄に県よりの受入分及び市調達分別に受・払・残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

15-3 高齢者等避難、避難指示、災害発生情報の伝達文例

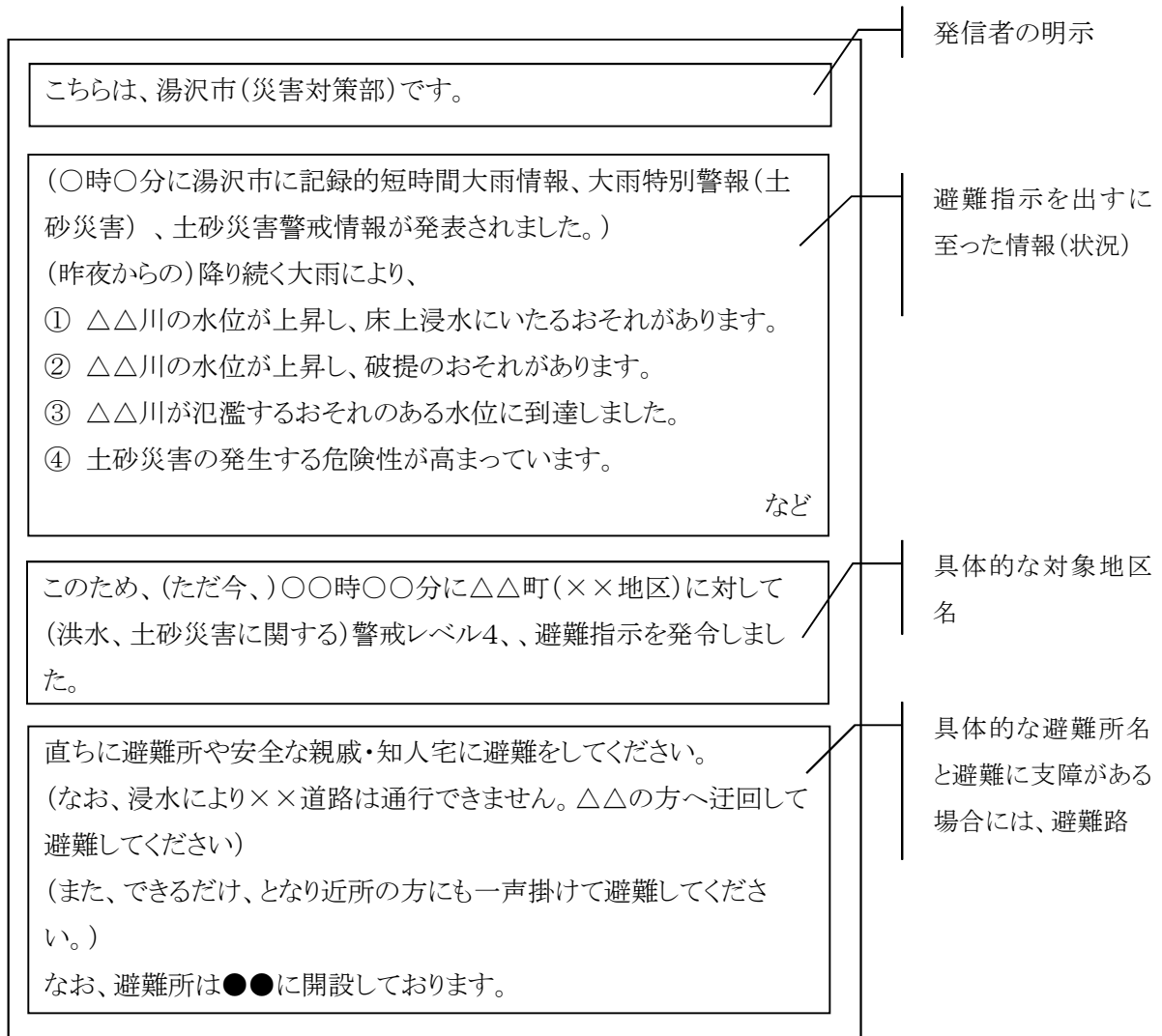
1. 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文（例）

こちらは、湯沢市(災害警戒部)です。	発信者の明示
(〇時〇分に湯沢市に大雨警報(土砂災害)が発表されました。) (昨夜からの)降り続く大雨により、 ① △△川の水位が上昇し、今後、浸水が始まるおそれがあります。 ② △△川の水位が上昇し、今後、越水(溢水)するおそれがあります。 ③ 1時間後には道路冠水のおそれがあります。 ④ 土砂災害の発生する危険性が高まることが予想されます。 など	対象とする災害と状況 の具体的な説明
このため、(ただ今、)〇〇時〇〇分に△△町(××地区)に対して警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。	対象とする範囲を限定
お年寄りの方など、避難に時間がかかる方は、速やかに避難所や安全な親戚・知人宅に避難してください。 その他の方も避難の準備を始めてください。 (また、できるだけ、とより近所の方にも一声掛けて避難してください。) なお、避難所は●●に開設しています。	避難開始を呼びかける。 具体的な避難所等を伝達

高齢者等避難を伝達する場合の注意事項

1. 高齢者等避難を出すに至った情報(状況)を簡潔に伝達すること。
2. ()内については、必要に応じ、適宜伝達すること。
3. 避難所については、具体的な避難所名(原則として、直近の避難所)を伝達する。なお、水害の場合については、今後の浸水予測を踏まえ、避難所を選定すること。

2. 【警戒レベル4】避難指示の伝達文（例）



避難指示を伝達する場合の注意事項

1. 避難指示を出すに至った情報(状況)を簡潔に伝達すること。
2. ()内については、必要に応じ、適宜伝達すること。
3. 避難所については、具体的な避難所名(原則として、直近の避難所)を伝達する。なお、水害の場合については、今後の浸水予測を踏まえ、避難所を選定すること。
4. 避難に支障となる状況(浸水、がけ崩れ等による道路封鎖など)がある場合はその状況も併せ伝達すること。

3. 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文（例）

こちらは、湯沢市(災害対策本部)です。	発信者の明示
(昨夜からの)降り続く大雨により、 ①△△川が破堤(越水、溢水)しました。(している可能性があります) ②近隣で土砂災害が発生しており、非常に危険な状況です。 など	緊急安全確保を出すに至った情報(状況)
このため、(ただ今、)〇〇時〇〇分に△△町(××地区)に対して警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。	具体的な対象地区名
大至急、避難所等への避難が危険な場合には、屋内のより高いところや少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。	具体的な避難所名と避難が危険な場合には、身の安全を確保するよう呼びかける。

緊急安全確保を伝達する場合の注意事項

1. 緊急安全確保 を出すに至った情報（状況）を簡潔に伝達すること。
2. () 内については、必要に応じ、適宜伝達すること。
3. 災害がすでに発生している状況であるため、命を守る最善の行動を呼びかけること。

15-4 秋田県防災資機材一覧

(秋田県、平成29年度防災ハンドブックより)

平成29年4月現在

保管場所	〒018-1301 由利本荘市岩城内道川字築館1番地1 秋田県消防学校(2階倉庫)
申請先	秋田県知事(総合防災課) TEL 018-860-4564 FAX 018-824-1190
貸出事務	秋田県消防学校長(総務班) TEL 0184-73-2850 FAX 0184-73-2851

	品名	数量	規格・仕様等	備考
1	ワイヤーローブカッター	5	最大切断能力:16mmφ	
2	救難用ボート	3	6人用、手動フィゴ式、標準装備付	
3	R Cバール(大)	20	530×210mm	
4	R Cバール(小)	19	360×150mm	
5	非常用飲料水袋	1,000	1袋/10 ^{リットル}	ポリエチレン製
6	車輛積載用飲料水タンク	2	1,000 ^{リットル}	1.8×1.4×0.4m
7	アングルカッター	5	最大切断能力:7mm厚	
8	救命胴衣	20	浮力:8kg	笛付
9	レインジャーロープ	5	12mmφ×200m	
10	発電機	13	100V-750VA 12V	
11	発電機	5	100V-1.3KVA 12V	
12	緊急時用浄水装置	2	2 m ³ /h	自動・手動式
13	緊急時用浄水装置	3	1 m ³ /h	手動式
14	防災用かまどセット	10	5升用	
15	投光器セット	5	300W	三脚、30mケーブル付
16	仮設トイレ(健常者用)	10	1,060×925×2,210mm	組立サイズ
17	レスキューカー (折畳式救護車)	8	2,590×960×625mm	組立サイズ(車付担架)
18	災害組織用救急箱	4	1箱/20人用	
19	非常用飲料水タンク	117	1個/20 ^{リットル}	ポリエチレン製
20	テント	10	3,560×7,100×1,800mm	組立サイズ
21	家型テント	11	1,800×2,700×1,800mm	組立サイズ
22	グランドシート	11	1,820×2,730×450mm	6人用
23	ハンドマイク	13	出力13W	サイレン付き
24	エアーカッター	3		酸素切断機
25	エンジンカッター	3	空冷2サイクル:65cc	
26	油圧式救助器	3		
27	携帯用ガス切断機	3	酸素・アセチレン切断機	O ₂ :0.5kg、C ₂ H ₂ :0.6kg
28	ワンタッチリヤカー	8		
29	木炭	21	1袋/15kg	
30	スコップ	194		
31	カッパ	300		
32	長靴	320		
33	コードリール	17	30m	
34	ゴム手袋	340		
35	ゴーグル	100		

1 5 - 5 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域における要配慮者利用施設一覧

施設区分	災害該当区分	施 設 名	住 所	電話番号 FAX 番号
社会福祉	浸水想定区域	障がい者支援施設 愛光園	湯沢市字両神15-1	72-8107 72-8108
社会福祉	浸水想定区域	複合施設 ぱあとなあ	湯沢市両神15-1	72-8107 72-8108
社会福祉	浸水想定区域	身体障害者福祉ホーム ぱあとなあ	湯沢市字両神15-1	72-8107 72-8108
社会福祉	浸水想定区域	多機能型事業所 かざぐるま	湯沢市字両神17-1	72-1616 72-5466
社会福祉	浸水想定区域	デイサービスいきいき湯沢	湯沢市字両神150-3	56-5061 56-5062
社会福祉	浸水想定区域	小規模多機能型居宅介護事業所 桜おかだ	湯沢市岡田町14-20	72-8787 72-8786
社会福祉	浸水想定区域	サングリーンゆざわサライト型 特別養護老人ホーム桜おかだ	湯沢市岡田町14-28	72-8787 72-8786
社会福祉	浸水想定区域	さわやかサポート	湯沢市倉内字川原田40-1	55-8576 55-8579
社会福祉	浸水想定区域	小規模多機能型居宅介護 夢こまちはたの	湯沢市倉内字三ツ屋6-1	78-2060 78-2030
社会福祉	浸水想定区域	デイサービス夢こまちはたのか	湯沢市倉内字三ツ屋6-1	78-2050 78-2030
社会福祉	浸水想定区域	ショートステイ花みずき	湯沢市清水町4-260-5	55-8585 55-8586
社会福祉	浸水想定区域	湯沢南児童クラブ	湯沢市千石町2-4-8	72-8456 72-8456
社会福祉	浸水想定区域	さらさ湯沢	湯沢市田町2-2-38	72-0875 72-0876
社会福祉	浸水想定区域	グループホーム湯沢四季の里	湯沢市西新町9-7	72-2735 72-2736
社会福祉	浸水想定区域	小規模多機能ホーム ダリアの里	湯沢市西新町9-7	56-8355 56-8356
社会福祉	浸水想定区域	深堀保育園	湯沢市深堀字高屋敷58-3	72-2512 72-2513
社会福祉	浸水想定区域	湯沢乳児保育園	湯沢市元清水2-3-26	72-2728 72-2730
社会福祉	浸水想定区域	グループホームすずらん湯沢	湯沢市元清水2-5-20	79-6300 79-6303
社会福祉	浸水想定区域	すずらん湯沢共用型デイサービス	湯沢市元清水2-5-20	79-6300 79-6303
社会福祉	浸水想定区域	グループホーム夕陽の丘柳田	湯沢市柳田字中嶋227-1	79-5158 79-5157
社会福祉	浸水想定区域	老人保健施設昭平苑	湯沢市柳田字中嶋227-1	72-1117 72-1118
社会福祉	浸水想定区域	グループホーム夕陽の丘山田	湯沢市山田字中屋敷14	78-0515 78-0516
社会福祉	浸水想定区域	障害者総合支援事業所 松風	湯沢市山田字中屋敷15-1	78-0066 78-0067
社会福祉	浸水想定区域	グループホーム松風	湯沢市山田字中屋敷15-1	78-0066 78-0067
社会福祉	浸水想定区域	グループホームおがちB	湯沢市下院内字常盤町 125-1	56-7321 56-7322
社会福祉	浸水想定区域	グループホームしゃくやく	湯沢市小野字諏訪23-6	78-6221 78-6221
社会福祉	浸水想定区域	ビスコーサ	湯沢市小野字東水口205-2	56-7310 56-7311

施設区分	災害該当区分	施 設 名	住 所	電話番号 FAX 番号
社会福祉	土砂災害警戒区域	グループホームあじさい	湯沢市愛宕町5-2-7	56-7220 56-7220
社会福祉	土砂災害警戒区域	グループホーム希桜	湯沢市愛宕町5-2-21	55-8042 55-8578
社会福祉	土砂災害警戒区域	特定非営利法人湯雄福祉会 羽後のうさん	湯沢市愛宕町5-2-21	55-8148 55-8066
社会福祉	土砂災害警戒区域	岩崎児童クラブ	湯沢市岩崎字寝連沢1-10	73-3490 73-3490
社会福祉	土砂災害警戒区域	特定非営利活動法人 ひだまり	湯沢市岩崎字寝連沢1-10	79-5062 79-5063
社会福祉	土砂災害警戒区域	みたけこども園	湯沢市裏門1-2-33	73-1745 73-8875
社会福祉	土砂災害警戒区域	サン・グリーンゆざわ	湯沢市裏門1-2-19	72-6688 72-6689
社会福祉	土砂災害警戒区域	サン・グリーンゆざわ 指定短期入所生活介護事業所	湯沢市裏門1-2-19	72-6688 72-6689
社会福祉	土砂災害警戒区域	サービス付き高齢者住宅 プレミアリゾート桃源郷	湯沢市字鉦打沢102-2	56-7700 56-7707
社会福祉	土砂災害警戒区域	デイサービスセンター花もも	湯沢市字鉦打沢102-2	56-7700 56-7707
社会福祉	土砂災害警戒区域	小規模多機能型居宅介護 スマイルケアみつなし	湯沢市三梨町字烏帽子橋28	55-8778 42-5733
社会福祉	土砂災害警戒区域	健寿苑ケアハウス型特別養護老人ホーム スマイルケアみつなし	湯沢市三梨町字烏帽子橋28	55-8778 42-5733
社会福祉	土砂災害警戒区域	やまばと園	湯沢市三梨町字飯田二ツ森43	42-2141 42-4709
社会福祉	土砂災害警戒区域	秋ノ宮児童館	湯沢市秋ノ宮字山岸146	55-2862 55-2862
社会福祉	土砂災害警戒区域	特別養護老人ホーム 平成園	湯沢市小野字大沢田221	52-5210 52-5211
社会福祉	土砂災害警戒区域	老人短期入所事業 平成園	湯沢市小野字大沢田221	52-5210 52-5211
社会福祉	土砂災害警戒区域	デイサービスセンター平成園	湯沢市小野字大沢田221	52-5210 52-5211
社会福祉	土砂災害警戒区域	グループホームカメラーデン	湯沢市皆瀬字桜坂17	46-2064 46-2677
社会福祉	土砂災害警戒区域	工房くまごろう	湯沢市皆瀬字桜坂17	46-2064 46-2677
社会福祉	土砂災害警戒区域	多機能型児童発達支援施設 やさしい森のポロ	湯沢市稲庭町字下川原158 - 3	55-8661 55-8662
医療機関	浸水想定区域	医療法人仁恵会 佐藤病院	湯沢市字中屋敷75	73-3195 73-3197
医療機関	浸水想定区域	医療法人聖和会 池田産婦人科クリニック	湯沢市字両神142-3	73-0100 72-0625
医療機関	浸水想定区域	佐藤外科胃腸科	湯沢市字沖鶴167-2	73-7100 73-7102
医療機関	浸水想定区域	医療法人湯沢内科循環器科クリニック	湯沢市字沖鶴215-1	72-1112 78-1158
医療機関	浸水想定区域	大沼整形外科クリニック	湯沢市字中野182-1	73-8007 73-8006
医療機関	浸水想定区域	後藤医院	湯沢市字中野181-1	56-7300 56-7303
医療機関	浸水想定区域	高橋胃腸科クリニック	湯沢市千石町2-1-7	79-5355 72-0018
医療機関	浸水想定区域	木村歯科医院	湯沢市字両神138-1	72-1120 72-1120

施設区分	災害該当区分	施 設 名	住 所	電話番号 FAX 番号
医療機関	浸水想定区域	佐野歯科医院	湯沢市倉内字布川5-4	72-8686 72-8686
医療機関	浸水想定区域	まっけん内科クリニック	湯沢市両神59 - 1	56-8015 56-8016
医療機関	土砂災害警戒区域	雄勝中央病院	湯沢市山田字勇ヶ岡25	73-5000 73-3749
医療機関	土砂災害警戒区域	守口耳鼻咽喉科医院	湯沢市佐竹町5-23	72-5546 72-5547
医療機関	土砂災害警戒区域	医療法人共和会 渡部外科内科	湯沢市内館町25	73-1130 73-1138
医療機関	土砂災害警戒区域	菅クリニック	湯沢市三梨町字下宿58-1	78-5500 78-5501
医療機関	土砂災害警戒区域	こまちデンタルクリニック	湯沢市三梨町字烏帽子橋 71-2	56-7455 56-7455
学校施設	浸水想定区域	湯沢市立湯沢西小学校	湯沢市字万石26	72-5150 72-2681
学校施設	浸水想定区域	湯沢市立山田中学校	湯沢市山田字下館10	73-3017 72-3017
学校施設	浸水想定区域	秋田県立湯沢翔北高等学校雄勝校	湯沢市下院内字小白岩 197-2	52-4355 52-4356
学校施設	浸水想定区域	湯沢若草幼稚園	湯沢市清水町2-3-3	73-6738 73-6736
学校施設	土砂災害警戒区域	秋田県立湯沢高等学校	湯沢市字新町27	73-1160 73-1161
学校施設	土砂災害警戒区域	秋田県立湯沢翔北高等学校	湯沢市湯ノ原2-1-1	79-5200 73-2600
学校施設	土砂災害警戒区域	湯沢市立稲川中学校	湯沢市三梨町字間明田140	42-2160 42-2161

第 16 給食・給水に関する資料

16-1 学校給食施設

(令和5年度 湯沢市の教育)

令和5年5月1日現在

名称	住所	構造	供給食数
湯沢市学校給食センター	湯沢市岩崎字狐崎8番地1	鉄骨一部2階建	2,696食
	敷地面積	建物延面積	建築年度
	14,302㎡	2,741㎡	H29年

16-2 水道施設一覧

■ 計画給水人口及び施設能力

施設名	計画給水人口(人)	施設能力(㎡/日)
湯沢上水道	26,010	15,229.00
稲川上水道	9,173	3,992.00
上水道計	35,183	19,221.00
山田簡易水道	4,690	2,462.00
高松簡易水道	782	218.50
高松東部簡易水道	194	50.60
宇留院内簡易水道	301	76.75
院内簡易水道	2,360	834.00
横堀小野簡易水道	3,538	1,226.00
三ッ村簡易水道	280	42.00
川井簡易水道	400	110.00
湯ノ岱簡易水道	262	150.20
磯簡易水道	165	24.00
野中簡易水道	310	46.00
真木簡易水道	115	17.00
南沢簡易水道	115	18.00
小沢簡易水道	120	18.00
小安簡易水道	450	81.00
湯元簡易水道	480	340.00
羽場簡易水道	146	45.00
板戸簡易水道	315	171.00

施設名	計画給水人口（人）	施設能力（m ³ /日）
長石田簡易水道	118	40.00
貝沼皿小屋簡易水道	413	137.00
中生簡易水道	260	78.00
落合沖ノ沢簡易水道	106	32.00
簡易水道計	15,920	6,217.05
泥湯小規模水道	35	26.00
下新田小規模水道	32	7.20
岳ノ下小規模水道	70	10.00
小渕ヶ沢小規模水道	73	13.00
中山小規模水道	34	3.00
矢地ノ沢小規模水道	41	10.25
市野小規模水道	87	17.40
小規模水道計	372	86.85

■ 水道普及状況（令和6年3月31日現在）

種類	施設数/箇所数	給水区域内人口	現在給水人口	給水区域内普及率（%）
水道事業総計	31	37,716	34,894	92.5

16-3 給水機材

（令和6年3月1日現在）

区分 地域	給水タンク （トラック積載型(基)）				給水用ポリ容器 （個）			給水袋 （袋）	給水タンク等 運搬用トラック（台）		
	m ² 2.00	m ² 1.50	m ² 1.00	m ² 0.50	ℓ 20	ℓ 18	ℓ 10	ℓ 6	給水車 （容量3t）	2t トラック	軽 ワゴン
湯沢	3		1	18		65	218	4,220	1	1	1

16-4 湯沢市指定給水装置工事業者一覧

(令和6年10月現在)

No.	事業者名	電話番号	住所
1	赤平設備工業有限会社	79-2880	湯沢市酒蒔字中野 102 番地
2	有限会社赤次工業所	72-0813	湯沢市若葉町 12 番 2 号
3	有限会社あべ水道施設	73-6778	湯沢市字中野 56 番地 2
4	岩野設備工業株式会社	73-7138	湯沢市関口字新山田 22 番地 2
5	株式会社オカダエンジニアリング	73-2810	湯沢市前森四丁目 2 番 36 号
6	株式会社高俊	73-7821	湯沢市深堀字高屋敷 28 番地 2
7	株式会社サードニクス建設	72-6462	湯沢市字下二井田 21 番地 2
8	佐々木設備	72-1473	湯沢市下関字榎木 156 番地 2
9	株式会社佐藤総合設備	72-5141	湯沢市清水町六丁目 1 番 32 号
10	三共産業株式会社湯沢支店	73-6762	湯沢市字両神 123 番地 4
11	株式会社水工社	72-1193	湯沢市西愛宕町 11 番 18 号
12	総合サービスイワコー	73-4166	湯沢市佐竹町 6 番 21 号
13	株式会社高田屋	73-8120	湯沢市字小豆田 9 番地 3
14	株式会社東北カッター施設	73-7151	湯沢市関口字大久保田 186 番地
15	北水商事	73-4522	湯沢市杉沢字森道上 243 番地
16	布袋水明社	72-7878	湯沢市成沢字中ノ沢 5 番地 21
17	有限会社前田商店	73-6174	湯沢市前森一丁目 2 番 17 号
18	株式会社山内儀助商店	73-2191	湯沢市田町二丁目 3 番 4 号
19	山品工業株式会社	73-1634	湯沢市二井田字二ノ掬 29 番地 2
20	株式会社和賀組	73-5107	湯沢市柳町二丁目 2 番 40 号
21	株式会社渡辺小一郎商店	73-2545	湯沢市千石町二丁目 1 番 13 号
22	株式会社ワタナベ水道	73-3061	湯沢市若葉町 10 番 23 号
23	小野寺燃料	42-4412	湯沢市川連町字大館上山王 52 番地 14
24	有限会社古関プロパン	42-2362	湯沢市川連町字大館下山王 36 番地 1
25	後藤ポンプ店	42-3351	湯沢市三梨町字上堀 139 番地
26	有限会社佐謙工業	42-4838	湯沢市三梨町字烏帽子橋 78 番地 1
27	有限会社進和興業	43-2170	湯沢市稲庭町字沢口台 131 番地
28	千葉設備工業	42-3218	湯沢市駒形町字大門掬 45 番地
29	中央設備工業	42-2391	湯沢市川連町字大館下山王 53 番地 4
30	有限会社沼沢水道施設工業	42-2373	湯沢市駒形町字八面 17 番地 1
31	赤平ポンプ	52-4296	湯沢市小野字大沢田 200 番地 39
32	加藤ポンプ店	52-2268	湯沢市横堀字押宮 22 番地 4
33	久米鉄工所	52-2444	湯沢市上院内字小沢 95 番地

No.	事業者名	電話番号	住所
34	有限会社佐藤ボーリング工業	52-4586	湯沢市下院内字笈形町 15 番地 1
35	株式会社高嶋組	52-2147	湯沢市寺沢字中川原 2 番地 1
36	株式会社高修興業	52-2191	湯沢市小野字小野 100 番地
37	高橋風呂店	52-2582	湯沢市横堀字旭町 56 番地 3
38	黒沢商店	46-2513	湯沢市皆瀬字板戸 125 番地
39	佐藤電気工事店	46-2025	湯沢市皆瀬字仏師ヶ沢 51 番地
40	株式会社皆瀬土木	46-2216	湯沢市皆瀬字宮田 115 番地

第 17 生活必需品の供給に関する資料

17-1 県の備蓄品

(秋田県、令和4年度防災ハンドブックより)

秋田県災害救援用備蓄物資 一覧(令和4年3月31日現在)

	品 名	単位	県北地区	中央地区	県南地区	消防学校	鹿角	山本	仙北	雄勝	潟上	合 計
共同備蓄指定品目	アルファ米(白飯)	食	7,500	4,200	4,500	11,350	950	1,400	500	550	450	31,400
	アルファ米(五目ご飯)	食	4,050	4,200	4,050	1,200	200	300	500	100	400	15,000
	アルファ米(ドライカレー)	食	4,100	4,200	4,100	1,200	150	300	450	100	400	15,000
	パン(真空パック)	食	15,216	10,104	12,984	12,120	744	3,672	2,304	1,032	1,200	59,376
	アルファ米(白がゆ)	食	5,500	5,450	4,700	3,800	700	1,500	800	500	450	23,400
	飲料水	L	46,656	15,744	33,336	27,648	1,560	3,120	4,896	1,728	4,320	139,008
	粉ミルク(育児用)	g	4,752	6,480	4,320	2,160	864	1,728	2,592	1,296	1,728	25,920
	粉ミルク(フォローアップ)	g	2,688	3,584	2,688	1,344	448	1,344	1,792	896	1,344	16,128
	粉ミルク(アレルギー用)	g	783	1,131	696	435	174	348	522	261	348	4,698
	ほ乳瓶(耐熱ガラス)	本	12	30	10	15	4	8	14	7	10	110
	毛布	枚	7,630	8,080	10,910	2,620	430	810	900	560	560	32,500
	石油ストーブ※1	台	70 (70)	80 (80)	101 (101)	100 (50)	5 (5)	9 (9)	9 (9)	6 (6)		380 (330)
	非常用トイレ(便袋)	回	59,000	72,000	84,000		3,000	5,700	6,300	3,900		233,900
	トイレトーパー	巻	2,304	2,208	960	480	240	240	240	240	480	7,392
	紙おむつ(大人用)	枚	2,028	780	1,040	2,080	104	104	104	104	520	6,864
	紙おむつ(幼児用)	枚	728	728	904	728	728	728			728	5,272
	生理用品	枚	3,010	1,290	1,290	2,580	860	860	860	860	860	12,470
	自家発電機	台	47		62	40	3	5	5	3		165
	投光器	台	94		124	80	6	10	10	6		330
	コードリール	台	94		124	80	6	10	10	6		330
	燃料携行缶	個	142		188	120	8	14	14	9		495
	タオル	枚	9,500	8,000	12,000	100	500	900	900	600		32,500
	給水用ポリタンク	個	800	1,800	700	500	50	100	150	100		4,200
	医薬品セット	個	31	24	44	16	4	10	19	9	8	165
その他の品目	使い捨てほ乳瓶	本	90	230	230							550
	タオルケット	枚				1,528						1,528
	鍋	個				50						50
	やかん	個				110						110
	メリヤス	着				400						400
	肌着(紳士用)	組			1,560	1,000						2,560
	肌着(婦人用)	組			1,560	1,000						2,560
	肌着(子供用)	組			480	1,000						1,480
	避難生活用品セット	組	1,840	3,200	100							5,140
	災害用敷マット	枚	1,900	3,200	1,900							7,000
	安全ろうそく	個	380	640	380							1,400
	長靴	足	80	120	80							280
	防水シート(大)	枚	250	200	250	300						1,000
	防水シート(小)	枚	250	300	250	200						1,000
	不織布マスク	枚	6,000	6,000	6,000	4,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	32,000

※1 ()内は、共同備蓄指定品目の指定規格に換算後の数量(反射式2台＝対流式(指定規格)1台に換算)

第 18 ボランティアに関する資料

18-1 秋田県災害ボランティア活動支援指針

(秋田県地域防災計画 資料編より)

第1 目 的

県内で大規模な災害が発生した場合、県、市町村等防災行政機関はもとより地域住民の自主的な防災組織が災害応急活動を担うこととなるが、被災者のニーズにきめ細やかに応えるためには、各種ボランティアの組織的な活動が大きな力として期待される。

このため、県、市町村及び関係機関が協力して災害ボランティアの活動が迅速かつ効果的に行われるよう、必要な事項を定める。

第2 災害ボランティアの定義

災害ボランティアとは、「災害発生後の被災者に対する生活や自立の支援、県、市町村及び関係機関等が実施する応急対策の支援を行う、自発的に能力や時間を提供する個人・団体」とする。

なお本指針では、ボランティアの態様によって行政等の対応が異なる場合があることから、災害ボランティアを次のように分類する。

1 専門ボランティア

- (1) 救急・救助活動
- (2) 医療・救護活動
- (3) 被災した建物の倒壊等の危険度調査と使用可否の判定
- (4) 手話、点訳等福祉分野及び語学分野での専門技術を要する活動
- (5) その他輸送や無線などの専門技術を要する活動

2 一般ボランティア

- (1) 炊き出し、給食の配食
- (2) 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
- (3) 清掃及び防疫の補助
- (4) 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送
- (5) 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- (6) 避難所等における被災者に対する介護、看護の補助
- (7) 献血、募金活動
- (8) 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助
- (9) その他被災者の生活支援に関する活動

3 災害ボランティアコーディネーター（専門ボランティア）

- (1) 被災者ニーズの把握、整理、活動メニューの作成
- (2) ボランティア活動申出者の相談指導、受付

- (3) ボランティアの組織化、グループ化、オリエンテーション
- (4) ボランティアの配置調整
- (5) 行政との連絡調整（行政の救援活動状況等の情報収集）など

第3 活動に対する県、市町村の支援

県及び市町村は、災害ボランティア活動が効果的に行えるよう、被災状況、被災地のボランティアニーズの収集を行うとともに、避難所、救護所、物資集積場所、交通規制、公共交通の復旧状況など必要な情報を提供するほか、活動資機材の調達や活動拠点となる施設の提供・斡旋に努めるものとする。

第4 秋田県災害ボランティア連絡会義

行政と県内ボランティア関係団体間の連絡調整体制を確立するとともに、災害ボランティア活動に関する必要事項の検討を行うため、「秋田県災害ボランティア連絡会議（以下「連絡会議」という）」を設置する。

第5 災害発生時の体制

県内で大規模な災害が発生し、救援活動等に多くのボランティア活動が必要と見込まれる場合、県内外から駆け付けてくるボランティアを被災地が混乱なく受け入れられるとともに効果的な活動が行えるよう、県は社会福祉法人秋田県社会福祉協議会（以下「県社協」という）に「秋田県災害ボランティア支援センター」（以下「支援センター」という）の設置を要請する。

また、被災地の市町村及び市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という）は「現地災害ボランティアセンター」（以下「現地センター」という。）を設置し活動・支援体制を整備するものとする。

なお、業務を適切に進めるため、県社協は連絡会議と連携し支援センターの運営体制を定めておくとともに、市町村、市町村社協においても、現地センターの運営体制や近隣市町村及び市町村社協との協力体制の構築に努める。

1 秋田県災害ボランティア支援センター

秋田県災害対策本部と連絡調整を行うとともに、現地センター業務を支援するため、以下の役割や機能を果たすものとして県社協内に設置する。

(1) 現地災害ボランティアセンターへの対応

- ① コーディネーター等運営スタッフの派遣
- ② 各種行政情報及びボランティア情報の提供等
- ③ 現地ボランティアセンター間におけるボランティアの配置調整

(2) 災害対策本部及び現地災害ボランティアセンター等との連絡調整

- ① 各種行政情報及びボランティア需給情報等の収集、提供
- ② ボランティア団体との連携、活動の調整
- ③ 全国社会福祉協議会等への応援要請

- ④活動資機材の把握、調達
- (3) ボランティア活動に関する広報・報道窓口
 - ①ボランティア活動参加申出者への対応
 - ②報道機関（県災害対策本部経由）へのボランティア募集等の広報
 - ③運営資金等募金の広報
- 2 現地災害ボランティアセンター

被災地市町村における災害ボランティアの活動を支援するため、支援センターや関係機関と連携し、以下の役割や機能を果たすものとして市町村社協内又は市町村が指定する場所に設置する。

 - (1) 市町村災害対策本部及び秋田県災害ボランティア支援センターとの連絡調整
 - ①各種行政情報及びボランティア情報の収集、提供
 - ②コーディネーター等運営スタッフ、ボランティアの派遣要請
 - ③活動資機材の募集等の要請
 - (2) ボランティアニーズ及び被害状況の把握
 - ①相談窓口の設置
 - ②避難所や被災地等の巡回
 - ③ボランティアからの情報収集
 - (3) ボランティアの受入れ、活動支援
 - ①ボランティアの受付
 - ②ボランティア活動保険未加入者の加入手続き
 - ③ボランティアニーズに応じた配置調整、オリエンテーションの実施
 - ④宿泊場所等の確保、健康管理
 - (4) その他の支援活動等
 - 救援物資の仕分け、配付等
- 3 活動拠点

ボランティア間の交流、情報交換、支援物資の荷捌き・保管、宿泊及び休憩などの場となる災害ボランティアの活動拠点は、原則としてボランティアを受け入れる市町村が用意する。

また、県は、被害が甚大で被災市町村が活動拠点を設置することが困難な場合や、県域又は広域の活動拠点の設置が必要な場合は、関係市町村等と協議の上で、活動拠点となる県有施設の提供に努める。

第6 平常時における取組み

県、市町村、秋田県社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部等は連携し、ボランティア関係団体との連携の強化に努めるとともに、災害発生時に備え次の取組みをするものとする。

1 専門ボランティアの募集及び登録

県内在住の個人及び県内に住所を有する企業・団体を対象に、専門ボランティアを募集し、各分野ごとの登録等を行うとともに、各専門ボランティアに必要な研修・訓練等を随

時開催するものとする。

2 災害ボランティアコーディネーターの養成

災害ボランティアコーディネーターは、災害時の応急対応支援のためにボランティアを円滑に受け入れ効果的な活動へと導く重要な役目を担っていることから、県、市町村、ボランティア関係団体等は連携し、コーディネーター養成に努めるものとする。

3 災害ボランティア活動の啓発

県、市町村、関係機関は、広報誌の活用などにより、災害ボランティア活動の普及啓発を行うとともに、災害ボランティアの確保を図るものとする。

また、ハンドブックの作成や災害ボランティアの防災訓練等への参加を働きかけることにより、平常時からの体制の整備に努めるものとする。

18-2 湯沢市災害ボランティアマニュアル（案）

1 災害ボランティア活動の目的と意義

（1）災害ボランティア活動とは

平成7年に発生した阪神・淡路大震災以降、各地の災害発生時には多くのボランティアが被災地での救援活動に参加し、今やボランティアは災害時の救援活動を展開する上でなくてはならない存在として認知されるようになりました。

全国各地から個人の意思により集まったボランティア・NPOは被災住民の生活の復興を共通の目的として様々な形で力を発揮します。これまでの災害発生時には、公平性を求められる行政が対応できない被災者個人のニーズにボランティアが積極的に関わることで、被災地の復興に大きな力を発揮した例も数多くあります。

災害時のボランティア活動は、被災者とボランティアの災害被害に対する共通理解、共感、励まし合いを土台に、被災者一人ひとりの生活ニーズに応えた個々の生活支援を行い、被災者が本来もっている自力での生活の回復を手助けし、生活手段の回復を支援することにあるといえます。

（2）災害ボランティアセンターの重要性

本市で大規模な災害が発生した場合には、県内をはじめ全国から多くのボランティアが駆けつけると予想されます。こうしたなかで、個々のボランティアがそれぞれの判断のもとで活動を行ってしまうことで被災地には大きな混乱が出ると予想され、せっかくのボランティアの意思が活かされないまま、ときにはボランティア活動中の事故など二次的な被害が出てしまう場合があります。

こうした混乱を防ぎ、被災地でボランティアが効率的に活動できるよう、災害発生時にはボランティアの受け入れやコーディネートなどを行う災害ボランティアセンターを速やかに設置することが重要となります。

災害ボランティアセンターの役割（秋田県災害ボランティア活動支援指針より一部抜粋）

2 現地災害ボランティアセンター

被災地市町村における災害ボランティアの活動を支援するため、支援センターや関係機関と連携し、以下の役割や機能を果たすものとして市町村社協又は市町村が指定する場所に設置する。

①市町村災害対策本部及び秋田県災害ボランティア支援センターとの連絡調整

- ・各種行政情報及びボランティア情報の収集、提供
- ・コーディネーター等運営スタッフ、ボランティアの派遣要請
- ・活動資機材の募集等の要請

②ボランティアニーズ及び被害状況の把握

- ・相談窓口の設置
- ・避難所や被災地等の巡回
- ・ボランティアからの情報収集

③ボランティアの受入れ、活動支援

- ・ボランティアの受付
- ・ボランティア活動保険未加入者の加入手続き
- ・ボランティアニーズに応じた配置調整、オリエンテーションの実施
- ・宿泊場所等の確保、健康管理

2 災害ボランティアセンター立上げと運営

(1) 湯沢市災害ボランティアセンターの目的

本市において大規模災害が発生した場合、県内外から駆けつけるボランティアの受け入れ、コーディネートを行い、災害ボランティアによる被災者支援活動を円滑に進めることを目的として「湯沢市災害ボランティアセンター」を設置し、湯沢市社会福祉協議会が事務局を担当する。

なお、災害ボランティアセンターの設置・解散に当たっては、市社協、市行政、外部からの支援団体、関係機関等が協議し、設置、解散の判断を行う。

参考：災害ボランティアセンターの特徴（災害対策計画：新川町社会福祉協議会より一部抜粋）

2 災害ボランティアセンター設置による効果

- 1) ボランティアゆえの柔軟性を発揮した臨機応変な対応が可能となる。
- 2) 大勢集まってくるボランティアの窓口となり、混乱の程度が軽減される。
- 3) 需給調整による必要な人への支援が可能となる。
- 4) 同じ市民という立場での活動が被災地住民の励ましとなる。
- 5) ボランティア活動そのものの啓発となる。

3 災害ボランティアセンターの特徴及び注意点

- 1) 臨時的、応急的なボランティアセンターであるために、被災地の状況を考慮しながら設置当初から閉鎖時期を視野に入れる。
- 2) さまざまな関係機関や個人の混合体であるために、意思疎通を十分に図る。
- 3) 現場ボランティアだけでなくスタッフとしてのボランティアを募集する。
- 4) ボランティア活動の特徴である個別性、柔軟性の原則を前提とする。
- 5) コーディネーター、リーダー、ボランティアは同じ立場とする。

(2) 災害ボランティアセンターの設置場所

被災地域によって次の場所に設置する。

湯沢地域	湯沢市古館町4番5号	(湯沢市福祉センター内)
稲川地域	湯沢市川連町字上平城120番地	(稲川地区福祉サポートセンター内)
雄勝地域	湯沢市横堀字小田中5番地2	(雄勝地区福祉サポートセンター内)
皆瀬地域	湯沢市皆瀬字沢梨台66番地1	(皆瀬地区福祉サポートセンター内)

なお、被災状況、災害の規模、種類等によっては、被災者への支援活動の展開に適した場所を市行政、市社協、関係団体との協議によって決定する。

(3) 運営体制及び業務内容

災害ボランティアセンターでの運営に当たり、次の担当部門を置く。

①本部長（会長）

災害ボランティアセンターの長としてセンター運営全体を統括する。

②副本部長（副会長 ※地区の統括）

災害ボランティアセンター事務局運営の責任者として、事務局を統括する。

③湯沢市災害ボランティアセンター長（事務局長）

会長、副会長を補佐する。

④総務部

各部門の連絡調整、センターの情報管理等を行う。

⑤ボランティア部

ボランティア受付、資材管理、記録・情報、マッチング、オリエンテーションなど、ボランティアに関わる業務を行う。

この他に必要な部門は、その都度センター内で協議の上で設置する。

（４）運営資金と資材の確保

災害ボランティアセンターを設置するに当たり、必要な資金及び資材の確保に努める。

①資金

- ・共同募金会からの災害義援金
- ・全国社会福祉協議会「福祉救援活動資金援助制度」からの災害配分金
- ・センターへの寄附金
- ・各民間基金、助成団体からの配分

②資材

- ・各災害の種類に応じて必要な資材のリストを作成し、購入または協力機関への事前の申し合わせに基づき借入れを行う。

（災害時のボランティアセンターの運営で必要なもの：例示）

品目	用途	品目	用途
パソコン	各種名簿入力、データ管理	テント	センターの場所の確保
プリンタ	印刷	ゴミ袋	
印刷機	印刷	ホワイトボード	連絡事項、連絡先の記入
電話	ニーズや問い合わせ対応	乾電池	
FAX	ニーズや問い合わせ対応	懐中電灯	夜間巡回用
携帯電話	現場との連絡、オリエンテーション	携帯ラジオ	情報収集
無線機 （トランシーバー）	スタッフ間の情報交換	救急セット	応急手当用
コピー用紙	印刷	電話帳 （タウンページ等）	物品購入先の選定
紙ファイル	ファイル整理	延長コード	
穴あけパンチ	ファイル整理	電車の時刻表	
大学ノート	ミーティング内容の記録、引継	マグネット	書類の掲示
メモ帳	重要事項の記録等	セロハンテープ	
布テープ	看板作成、V名札、備品シール	バスの時刻表	
はさみ		模造紙	
のり		メガフォン	
カッター（芯）		テレビ	
ホッチキス（芯）		整理棚	

品目	使 途	品 目	使 途
ボールペン（黒）		カセットコンロ	
ボールペン（赤）		鍋	
マジック（カラー）	名前記入、看板作成	やかん	
マジック（黒）		給湯器	
シャープペン（芯）		クーラーボックス	
鉛筆		調理用具	
修正液・テープ		お茶	
消しゴム		灰皿	
クリップ		非常食	
ダブルクリップ		ティッシュペーパー	
輪ゴム		ウェットティッシュ	
画鋏		封筒（大、中、小）	
透明ファイル	書類保管	コップ、皿	
ポストイット		古新聞紙	
付箋（大、中、小）		ポリタンク	
机、椅子		発電機	
トラロープ		ハザードマップ	危険箇所等の確認
ナイロンロープ		モバイルWi-Fi	
拡声器	オリエンテーション、連絡事項	水分補給（ペットボトル水）、レジャーポット、紙コップ、キャンディ、タブレット等	熱中症対策用品
投光器	停電若しくは電気がない時使用	マスク、手指消毒・資材の消毒用の消毒液、ハンドソープ、ペーパータオル等	感染症予防対策用品
ベニヤ板	看板、掲示板、地図	スコップ、ちりとり、ほうき、バケツ、一輪車、手袋、ゴミ袋、タオル、高圧洗浄機等	ボランティア活動用資機材
地図	住宅地図、町内全域図、町外近隣図		

（５）情報収集と情報提供

災害ボランティアセンターの情報収集、提供に当たっては、センター内にスタッフを置き、支援活動に必要な情報の収集、効果的な情報発信、適切な情報の管理に努める。

①情報収集

- ・被災地住民へのニーズ調査による情報収集を行う。
- ・各行政機関、県災害ボランティア支援センター、他市町村の災害ボランティアセンターと情報を共有し、必要な情報収集に努める。

②情報発信

- ・不特定多数に対し効果的にホームページによる情報発信を行う。
- ・地元報道機関などとの連携により適切、かつ迅速な情報発信を行う。

③情報管理

- ・センターが把握した全ての情報の適切な管理に努める。

(6) 活動区域

災害ボランティアの活動については、原則的に本市全域を活動の対象とするが、他市町村の災害ボランティアセンターとの連携を図った上で、被災状況によっては行政区域にこだわらず境界地域での支援活動に柔軟に対応する。

(7) ボランティア活動保険

災害ボランティアは必ず天災特約を付加したボランティア活動保険に加入した上で活動を行うものとする。保険加入については、活動参加者に対しあらかじめボランティア活動保険への加入を済ませた上での参加を依頼するとともに、未加入者についてはセンターで加入手続きを行う。保険料の負担については別途協議する。

3 災害ボランティアセンターの組織体制

災害ボランティアセンターの組織及び関係機関の連絡体制の概要を図示し、ボランティア・被災者ニーズ（依頼）の受付から、活動プログラムの作成、活動の終了までの流れ（図中①～⑦）について説明する。

ここでは、災害ボランティアセンターが具体的にどのように動くかをイメージするため、一例を概略的に紹介している。今後、よりセンターが効率的に機能するための組織体系のあり方や、状況に応じていち早くセンターを立ち上げるための手順、関係機関のネットワークの構築、平時における体制整備、情報の一元化、センター運営を担う人材育成等について検討する。

(1) ボランティア受付

ボランティア募集を知った活動希望者は、直接災害ボランティアセンターの「ボランティア受付」にて受付登録をして招集があるまで待機する。「ボランティア受付」は「ボランティア受付班」が担当する。ボランティア活動希望者は、登録手続きを完了して初めて災害ボランティアセンターの「正規登録ボランティア」となり、同時にボランティア活動保険に加入することとなる。

(2) ニーズ（依頼）受付

被災住民から「ニーズ班」に「ニーズ（依頼）」が電話やFAXあるいは直接来訪によって寄せられる。

(3) マッチング（活動プログラム作成・活動調整）

「マッチング班」は、寄せられたニーズに対し、待機しているボランティアの人数・能力（特殊技能や専門知識の有無）、ストックされている資機材、車両の運行状況等をマッチングさせて、活動プログラム（ニーズ票）を作成する。活動が展開されていくにつれて、活動中のボランティアや資機材・車両の動きの把握、一日にこなせる活動プロ

グラムの予測、緊急に対応すべきニーズか、対応が可能かの判断、今後必要になるボランティアや必要資機材・車両の数量の予測・手配等の調整を行う。

(4) オリエンテーション（ボランティアへの活動説明）

「オリエンテーション・送り出し班」は、作成された活動プログラム（ニーズ票）に基づき、必要人数のボランティアの召集、召集に応じたボランティアのグループ編成、リーダーの選出、活動プログラムの説明や活動に際しての諸注意を行う。また、ボランティアの健康管理やケガをした際の対応、飲料水・食事の手配等、ボランティアが安心して活動に専念できるよう準備する。常時「マッチング班」に待機しているボランティアの人数や活動を終えたボランティアから聴取した内容を報告し共有する。

(5) 資機材貸出し

「資材班」は活動プログラム（ニーズ票）に基づき、ボランティアの活動に必要な資機材や軍手・カップ・マスク等の装備貸出管理を担当する。常時「マッチング班」に資機材・物品の在庫状況を報告し共有する。

4 災害ボランティア活動終了までの流れと平常時の取組み

(1) 災害発生から災害ボランティア活動終了までの流れ

○災害発生直後～3日目

①小地域のコミュニティ単位での助け合い、民生委員・児童委員や地域住民による一人暮らし高齢者や体の不自由な方の安否確認等

②家屋、ライフライン、情報網、交通などの被害状況把握と、災害対策本部等からの情報把握

③災害ボランティアセンターの立上げの協議、スタッフの確保と招集

「行政が第2非常配備体制をとるとき（市内に震度5強以上の地震が発生したとき、または大雨警報、暴風警報、洪水警報、地震警戒宣言発令の報を受けたとき等）」

④災害ボランティアセンター開設準備（組織体制・目的・役割・タイムスケジュール等）

⑤ニーズ調査

⑥住民に対する広報活動（センター開設周知・ニーズ募集・ボランティア募集等）

○災害ボランティアセンター設置（災害から3日程度）

①災害ボランティアセンターにおけるボランティア受入れ、派遣業務

②被災地及び周辺地域の情報確認

③行政等関係機関との連絡調整とセンター内におけるミーティングの実施

○災害ボランティアセンター解散

- ①解散の時期、方法についての協議と振り返り（反省会等）
- ②解散に伴う残務整理（資機材の整理や精算、報告書の作成等）
- ③地元関係団体や関係者、住民による今後についての協議（新たなニーズの対応や地域福祉活動の展開について）
- ④地域団体への具体的展開の引継ぎ、実施

（２）平常時の取組み

平常時には、大規模災害が発生した際の災害ボランティアセンター設置に向けた準備や住民への災害ボランティア活動の意識啓発、防災意識の向上の取組みを進める。

①災害ボランティアセンターの設置に向けた取組み

- ・災害ボランティアセンターの設置場所や運営方法等に関する協議
- ・関係団体（ボランティア・婦人会・青年会・地域防災会議・ＪＣ（青年会詰所）・建設建築関係者・報道機関等）、行政機関と日常のネットワークづくり（高齢者・障がい者世帯等）
- ・関係機関やボランティア団体、住民等による災害ボランティアセンターの運営研修・訓練

②市民の防災意識向上に向けた取組み

- ・「防災とボランティア」に関する市民の意識啓発
- ・各町内会、自主防災組織との連携づくり、防災訓練等への参加
- ・災害ボランティア講座の開催

5 資料集

(1) ニーズ票

NO. _____

ボランティアニーズ票

受付担当者 _____

受理日時 月 日 午前・午後 時 分

依頼者

ふりがな 氏 名		自宅への目印	
住 所			
電話番号		当日の連絡先 (避難所・携帯番号)	
世帯状況	独居・高齢者・障がい者・乳幼児・病気・人手不足・その他()		

依頼内容詳細

活動日時	
活動場所	
派遣希望人数内訳	男性 名 女性 名 合計 名
依頼内容	屋内・屋外 掃除・片付け・ゴミ処理・その他 ※具体的な内容
必要機材	バケツ・スコップ（丸・角）・雑巾・土嚢袋・ゴミ袋・軍手・皮手袋 その他()
被災状況	食器類ガラス飛散・家具転倒・壁の崩落・屋根瓦落下 その他()
特記事項	(現場への道順・注意事項など)

(2) 問合せ時の注意事項

ボランティア活動者に対しての問い合わせ時の注意事項

1：受付

電話での受付はしません。直接ボランティアセンターに申し込んでください。

2：参加者の費用負担

交通費、食事、報酬等の支給はありません。

3：交通手段、食事、宿泊施設の用意はしません。

ボランティアセンターまでは自力で来ていただきます。

数日間連続して参加していただける方でも宿泊場所は各自で準備してください。

ボランティアセンターから作業現場（被災地）までは送迎します。

4：参加者は全員ボランティア活動保険に加入していただきます。

ボランティアセンターで参加申込みの際に加入手続きしていただきます。

5：服装について

長袖、長ズボン、軍手、靴（サンダルは不可）

雨の場合は雨具（レインコート、合羽）長靴。

服装は汚れても構わないものを着用してください。

ガラスの破片等危険なゴミも扱うので靴下はなるべく厚手のものを履いてください。

ニーズ対応注意事項

○受付について

- ・住所、氏名等様式の順番に従い聞き取り、記入する。

○引き受け内容について

依頼内容の詳細に聞き取り記載する。

▽引き受け可能内容

- ・一般家庭等の後片付け。
- ・その他危険を伴わない軽作業。
- ・専門的技術を要さない作業。

▽引き受け不可能内容

- ・企業等の営業、宗教、政治的に関わるもの。
- ・危険が伴うもの。
- ・専門的技術を要するもの。

※判断が付かない場合は、検討した後に回答することを伝える。

▼引き受け不可能内容で、他に担当部局がある場合は、その連絡先を伝える。

◇粗大ゴミ、大型廃材等の運搬

TEL ××××-××-××××

◇倒壊家屋の廃材撤去

TEL ○○○○-○○-○○○○

◇屋根の破損箇所の修繕

TEL △△△△-△△-△△△△

○FAX申込みについて

申込み用紙がFAXで送られてきた場合は、確認のため相手先に連絡し、不足事項を聞き取りながら確認を行う。

○留意事項

- ・希望に添えない場合もあることを申し伝える。
- ・不明な点がある場合には独自に判断を行わず、必ず相談してから回答する。

○その他

指定日時がある場合、可能な場合は了承してその旨を連絡し、変更が伴う場合は変更について確認の連絡を行う。

(4) ボランティア活動に行く前に

ボランティア活動に行く前に

○ボランティアの心得

- ・依頼者の気持ちを尊重してください。
- ・「させていただく！」という気持ちで活動しましょう！

○依頼者宅へ着いたら

- ・「湯沢市災害ボランティアセンターから来ました」と伝えてください。
- ・作業内容の確認をしてください。
- ・室内の場合は、靴を脱ぐか土足を確認してください。

○活動の注意

- ・判断に困った時は災害ボランティアセンターに連絡してください。
- ・休憩を取りましょう。(1時間に1～2回程度10分)
- ・安全には十分に注意してください。
- ・危険な場合や手に負えない場合は断ってください(後で、ボランティアセンターに報告してください)
- ・『ゴミ』と判断する前に捨ててよいか依頼者に確認してください。
- ・裸足が危険な屋内は、土足での入室を確認してください。
- ・営利目的、政治的、宗教的活動へのお手伝いは断ってください。
- ・昼食を挟んでの活動が見込まれる場合は、活動場所への移動途中で調達してください。
- ・収集所でのゴミの投棄の際にガラスを砕くときは危険を伴うのでゴザ等で包んでハンマーで割る等ケガのないように作業を行ってください。(ガラス撤去時は皮手袋)
- ・災害によって発生したゴミは分別をきちんと行ってください。
- ・活動に使用する自家用車両は駐車場も含め、各自の責任でご使用いただくようお願いいたします。

○活動が終わったら午後3時までに戻ってきてください。

- ・依頼者に、作業終了の確認をお願いしてください。
- ・活動終了時に災害ボランティアセンターに連絡してください。また、昼食を挟んでの活動になりそうな場合は昼食休憩前に連絡してください。
- ・明日以降の活動継続を希望されるかどうかを、依頼主に確認をしてください。
依頼があった場合は、ニーズ票(日時、内容、期間)に追記してください。
- ・ケガをした人は、本部に報告してください。
- ・災害ボランティアセンターに戻り、資材を返却して活動の報告をしてください。

○ケガをしたとき

- ・リーダーに報告すること。
- ・ひどい時は救急車を呼び、災害ボランティアセンターに連絡してください。
- ・救急車を呼ぶほどではない時も災害ボランティアセンターに連絡してください。

お疲れ様でした。ご意見をお聞かせください。今後の参考にさせていただきます。

連絡先：湯沢市災害ボランティアセンター 電話0183(73)8696

災 害 ボランティア 募 集 ！

○月○日に発生した地震災害による、被災者を支援するボランティアを募集しています。

専門的な技術がなくても参加できるボランティア活動です。

また、調理や建築、看護、介護、相談などの専門的な技術を持った方も大歓迎です。

年齢性別は問いませんが、原則として宿泊場所や食事等の提供はできません。体調を整えてご参加ください。

参加の方法は、次の番号にお問い合わせください。

電話 0183 (73) 8696

携帯電話 090 (0000) 0000

—— 湯沢市災害ボランティアセンター ——

設置場所：湯沢市古館町4－5

社会福祉法人 湯沢市社会福祉協議会

(6) ボランティア開設のお知らせ

湯沢市災害ボランティアセンター開設のお知らせ

ーセンターは災害を乗り越える助け合いの窓口、気軽にご利用をー

- どんなことでも、困りごとの相談を承ります
- ボランティアがお手伝いいたします
- どんな小さなことでも結構です。ご連絡ください。

電話 0183 (73) 8696

携帯電話 090 (0000) 0000

お手伝いができる仕事は次のようなことです。

○ガレキの片付け	○荷物の出し入れ
○倒れた家具の移動	○避難所の手伝い
○飲料水の運搬	○引越しの手伝い
○屋内の片付け	○高齢者・障害者等の付添い

これ以外にも何かあればご相談ください。

—— 湯沢市災害ボランティアセンター ——

設置場所：湯沢市古館町4－5

社会福祉法人 湯沢市社会福祉協議会

(7) ボランティア受付票

ボランティア受付票(個人用)

受付担当者

受付日時 月 日 午前・午後 時 分

受付の状況	・初めて ・ 回目(前回活動日)		
ふりがな 氏 名	(S・H 年 月 日生)	男 ・ 女 血液型 型/RH	歳
住 所	(〒 —)		
連 絡 先	携帯 — — 自宅 — — (mail @) 緊急時の連絡先 氏名 (関係) (— —)		
ボランティア 活動保険	・加入済 ・未加入		
宿 泊			
駐 車 場			
活動期間	・ 日のみ ・複数回 月 日から 月 日		
ボランティア 経験	・初めて ・経験あり()		
活動先までの 送迎車両提供	有 ・ 無 (同乗可能人数 人) (協力車両車種)		
備 考 (資格・技術等)	ボランティア活動に役立てることのできる資格等について 1. 医師 2. 看護師 3. 救急救命士 4. 調理師・栄養士 5. 介護福祉士 6. 電気工事士 7. 建築・土木関係 8. 危険物取扱者(乙種全種類) 9. 通訳 10. 手話 11. その他()		

保険確認	未 ・ 済	活動種類	一般 ・ スタッフ ・ 技術
その他 特記事項			

ボランティア受付票(団体用)

受付担当者

受付日時 月 日 午前・午後 時 分

受付の状況	・初めて ・回目(前回活動日)		
ふりがな 団 体 名		男	人
		女 計	人 人
ふりがな 代表者名			
住 所	(〒 —)		
連 絡 先	携帯 — — 自宅 — — F A X — — (mail @) 緊急時の連絡先 氏名 (関係) (— —)		
ボランティア 活動保険	・加入済(人) ・未加入(人)		
活動期間	・本日のみ ・複数回 月 日から 月 日		
ボランティア 経験	・初めて(人) ・経験あり(人)		
活動先までの 送迎車両提供	有 ・ 無 (同乗可能人数 人) (協力車両車種)		
備 考 (資格・技術等)	ボランティア活動に役立てることのできる資格等について		

保険確認	未 ・ 済	活動種類	一般 ・ スタッフ ・ 技術
その他 特記事項			

(8) ボランティア受付カード

ボランティア受付カード（新規）

湯沢市災害ボランティアセンター

受付時間		登録日	年	月	日

協力車両	1 ワゴン	2 セダン	3 軽トラ	4 2 t以下トラック	5 2 t以上トラック	6 オフロードバイク	7 オンロードバイク	8 原付	9 ユンボ	10 自転車	11 その他（ ）									
資格・特技	1 医師	2 看護師	3 救急救命士	4 調理・栄養士E	5 介護福祉またはヘルパー2級以上	6 消防関係	7 電気工事士E	8 危険物取扱者（乙種全類以上）	9 建築・土木関係	10 パソコン等E	11 その他（ ）E									
ボランティア活動保険	加入している ・ 加入していない（当方で加入できます）																			
団体・法人名 （団体のみ）																				
ふりがな 名 前																				
住 所	〒																			
電話番号	—		—		携帯電話		—		—											
性 別	男 ・ 女		年 齢		歳		血液型		型／RH											
ボランティア 協力可能日	※詳しく書いてください 例) 9/5～9/12まで																			
やってみたい！ 力になりたいこ と																				
備 考																				

災害ボランティア団体受付カード

受付年月日	年 月 日 時 分	初参加・	回目
団体名 代表者氏名		男性 人 女性 人 合計 人	※受付担当者
住所 (事務所)		ボランティア加入の有無	
		加入済人数	人
		本日加入人数	人
		※保険未加入者には活動の紹介が出来ません。	
電話番号 (事務所) F A X		代表者携帯電話番号	
ボランティア保険加入者名簿	氏 名	住 所	電話番号
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		
	15		

(9) 活動報告書

ボランティア活動報告書

依頼表NO. _____

ボランティア リーダー氏名		
活動日時	年 月 日()	開始時刻 : ~ :
依頼者 活動場所	氏名	場所
被害状況	☐ 全壊 ☐ 半壊 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水 ☐ その他()	
活動結果	☐ 畳上げ ☐ 家具の運搬 ☐ 消毒 ☐ 掃除 ☐ 小物の片付け ☐ ビラ配り ☐ 聞き取り調査 ☐ 話し相手 ☐ 物資仕分け ☐ 物資配布 ☐ 避難所支援 ☐ その他()	
トラブル	☐ なし ☐ 負傷 ☐ 体調悪くなった ☐ 苦情() ☐ その他()	
被災者の困りごと	活動を通じて、被災者がどんなことに困っていたか記入してください	
活動を通じて の感想・意見		
引継事項	お疲れ様でした。ありがとうございました。	

※この報告書は、リーダーが記入してグループで1枚提出してください。

(10) 寄付金・活動資材等領収書

寄付金・活動資材等領収書

日時	年 月 日
区分	①企業 ②団体 ③個人 ④その他
氏名	様
住所	〒 ー
電話番号	ー ー
F A X	ー ー
種別	①寄付金 ②寄付活動資材等
内訳	① 寄付金 金 円 ②寄付活動資材内訳 ・ ・ ・ ・
備考	

※写しをファイルに保管する。

確かに受領いたしました。
ありがとうございました。

令和 年 月 日
湯沢市災害ボランティアセンター
印

18-3 湯沢市雪害ボランティアマニュアル（案）

1 雪害ボランティアセンター立上げと運営

（1）湯沢市雪害ボランティアセンターの目的

本市において例年にない記録的な豪雪に見舞われ、除雪支援を目的に駆けつけるボランティアの受け入れ、コーディネートを行い、雪害ボランティアによる被害軽減と復旧への支援活動を円滑に進めることを目的とする。「湯沢市雪害ボランティアセンター」を湯沢市社会福祉協議会に設置して事務局を担当する。

なお、雪害ボランティアセンターの設置・解散に当たっては、市社協、市行政、外部からの支援団体、関係機関等が協議し、設置、解散の判断を行う。

（2）雪害ボランティアセンターの設置場所

地域によって次の場所に設置する。

湯沢地域	湯沢市古館町4番5号	（湯沢市福祉センター内）
稲川地域	湯沢市川連町字上平城120番地	（稲川地域福祉サポートセンター内）
雄勝地域	湯沢市横堀字小田中5番地2	（雄勝地域福祉サポートセンター内）
皆瀬地域	湯沢市皆瀬字沢梨台66番地1	（皆瀬地域福祉サポートセンター内）

なお、積雪の規模等によっては、地域住民への支援活動の展開に適した場所を市社協、関係団体との協議によって決定する。

（3）運営体制及び業務内容

雪害ボランティアセンターの運営に当たり、次の担当部門を置く。

①本部長（会長）

雪害ボランティアセンターの長としてセンター運営全体を統括する。

②副本部長（副会長・常務理事）

各地区の責任者として、各地区を統括する。

③事務局長

ボランティアセンター事務局の運営に当たる。

④事務局

1）各部門の連絡調整、センターの情報管理等を行う。

2）電話（携帯電話、FAX等）、来所による二地域住民からのボランティア依頼ニーズの受付を行う

3）ボランティア受付（除雪経験を確認）、資材管理、記録・情報、マッチング、オリエンテーションなど、ボランティアに関わる業務を行う。

この他に必要な部門は、その都度センター内で協議の上で設置する。

(4) 運営資金と資機材の確保

雪害ボランティアセンターを設置するに当たり、必要な資金及び資材（基本的には持参）の確保に努める

①資材

- ・雪害の種類に応じて必要な資材を購入し、または協力機関への事前の申し合わせに基づき借入れを行う。※雪害時のボランティアセンターの運営で必要なもの
スノーダンプ、スコップ、ローダー
(必要時保有団体に依頼、軍手、防寒具、排雪用車輛)

(5) 情報収集と情報提供

雪害ボランティアセンターの情報収集、提供に当たっては、センター内にスタッフを置き、支援活動に必要な情報の収集、効果的な情報発信、適切な情報の管理に努める。

①情報収集

- ・高齢者等への聞き取りや民生委員等からのニーズ調査による情報収集を行う。
- ・各行政機関、他市町村のボランティアセンターと情報を共有し、必要な情報収集に努める。

②情報発信

- ・不特定多数に対し効果的にホームページによる情報発信を行う。
- ・地元報道機関などとの連携により適切、かつ迅速な情報発信を行う。

③勤情報管理

- ・センターが把握した全ての情報の適切な管理に努める。

(6) 活動区域

雪害ボランティアの活動については、原則的に本市全域を活動の対象とするが、他市町村のボランティアセンターとの連携を図った上で、降雪状況によっては行政区域にこだわらず境界地域での支援活動に柔軟に対応する。

(7) 活動対象

雪害発生時に、ボランティアによる高齢者世帯、障がい者世帯など要援護者世帯に対する家屋周辺の除雪活動、雪捨て場への排雪活動、その他の生活支援活動を実施する。

(8) ボランティア活動保険

雪害ボランティアはボランティア活動保険に加入した上で活動を行うものとする。保険加入については、活動参加者に対しあらかじめボランティア活動保険への加入を済ませた上での参加を依頼するとともに、未加入者についてはセンターで加入手続きを行う。保険料の負担については別途協議する。

2 雪害ボランティアセンターの組織体制（事務局）

雪害ボランティアセンターにおけるボランティアやニーズ（依頼）の受付から、活動プログラムの作成、活動の終了までの流れについて説明する。

ここでは、雪害ボランティアセンターが具体的にどのように動くかをイメージするため、一例を概略的に紹介している。今後、よりセンターが効率的に機能するための組織体系のあり方や状況に応じていち早くセンターを立ち上げるための手順、関係機関のネットワークの構築、平時における体制整備、情報の一元化、センター運営を担う人材育成等について検討する。

（1）ボランティア受付

市内の中学校や高校、会社、個人ボランティアなどから直接雪害ボランティアセンターに受付登録をして招集があるまで待機する。ボランティア活動希望者は、登録手続きを完了して初めて雪害ボランティアセンターの「正規登録ボランティア」となり、同時にボランティア活動保険に加入することとなる。

（2）マッチング（活動プログラム作成・活動調整）

マッチングは、寄せられたニーズに対し、待機しているボランティアの人数・能力（特殊技能や専門知識の有無）、ストックされている資機材、車両の運行状況等をマッチングさせて、精勤プログラム（ニーズ票）を作成する。活動が展開されていくにつれて、活動中のボランティアや資機材・車両の動きの把握、一日にこなせる活動プログラムの予軌、緊急に対応すべきニーズか、後の対応が可能かの判断、今後必要になるボランティアや必要資機材・車両の数量の予測・手配等の調整が必要になってくる。

（3）オリエンテーション（ボランティアへの活動説明）

オリエンテーションは、作成された活動プログラムに基づき、必要人数のボランティアの召集、召集に応じたボランティアのグループ編成、リーダーの選出、活動プログラムの説明や活動に際しての諸注意を行う。また、ボランティアの健康管理やケガをした際の医療手配、飲料水の手配等、ボランティアが安心して活動に専念できるよう配慮する。

また、待機するボランティアの人数等の状況を把握し、活動を終えたボランティアから聴取した内容を報告する。

（4）資機材貸出し

資材は活動プログラム（ニーズ票）に基づき、ボランティアの活動に必要な軍手・防寒具・スコップ・スノーダンプ等の装備貸出管理を担当する。

（5）配車管理

ボランティアの移送・物品運送用車両・排雪用車輛を手配、管理する。

以上全て事務局にて管理、把握する。

第 19 廃棄物処理、防疫に関する資料

19-1 ごみ処理状況、施設及び業者

■ ごみ処理状況（令和4年度）

（単位：トン）

地域	焼却処理			破 砕 (粗大ごみ 処理)	資源化	最終処分			
	直接 焼却	中間処 理残渣	計			直 接 処 分	焼却 残渣	中間 処理 残渣	計
湯 沢	12,457	215	12,672	584	341	0	1,466	28	1,494

■ 処理施設

・ごみ焼却施設（令和5年4月1日現在）

事業主体	設置場所	竣工年月	処理方式・炉形式	処理能力	備考
湯沢雄勝広域 市町村圏組合	湯沢市字中崎109番地 1	H29. 4	全連続燃焼式ストーカ 炉処理能力	74t/日 (37t×2)	

・リサイクル処理施設（令和5年4月1日現在）

事業主体	設置場所	竣工年月	処理対象物	処理能力	備考
湯沢雄勝広域 市町村圏組合	湯沢市駒形町字八面 狼ヶ沢18番地4	H19. 3	不燃物、粗大ごみ、ペッ トボトル、その他プラス チック	17t/5h	

・廃棄物再生利用施設（令和5年4月1日現在）

事業主体	設置場所	竣工年月	処理対 象物	処理種類	備考
湯沢雄勝広域 市町村圏組合	湯沢市駒形町字八面 狼ヶ沢18番地4	H9. 3	小 型 電 気 電 子 機 器	手選別	H22. 3. 31まで缶類、古紙 類、びん類の処理、H25. 4 から小型電気電子機器 の処理に移行

・ごみ最終処分場設置状況（令和５年４月１日現在）

設置主体	名称	設置場所	埋立 開始	面積 (㎡)	容積 (㎡)	備考
湯沢雄勝広 域市町村圏 組合	湯沢雄勝一般 廃棄物最終処 分場	湯沢市駒形町字八面 西笹森３番地１	H22. 4	10,500	62,000	

・破碎施設（令和５年３月31日現在）

事業主体	設置場所	竣工 年月	処理する一般廃棄物	処理能力
マテリアルリソーシ ング東北株式会社	湯沢市岩崎字壇ノ上３番地４	H18.07	ガラス類、陶磁器類	50t/時

■ 一般廃棄物処理・運搬事業者一覧（令和５年４月１日現在）

区分	事業者名	住所	電話
委託・許可	株式会社松田	湯沢市字鶴館39番地４	73-0188
委託・許可	川連運送株式会社	湯沢市川連町字道上70番地	42-2171
委託・許可	有限会社クリーンシステム	湯沢市小野字飯塚105番地１	52-2199
許可	有限会社南商店	湯沢市山田字中川原38番地	72-2226
許可	株式会社斎久	湯沢市駒形町字八面村尻19番地	42-2822
許可	有限会社フジヤマクリーン	湯沢市上関字浦町12番地	52-2199
委託・許可	株式会社皆瀬清掃	湯沢市皆瀬字山岸69番地１	46-2272

19-2 し尿処理施設及び業者

■ 処理施設

事業主体	設置場所	竣工年月	処理方法	処理能力
湯沢雄勝広域市 町村圏組合	湯沢市関口字 川前35番地1	H9.3.31	標準脱窒素処理方式＋ 高度処理凝集沈殿・オ ゾン処理・砂ろ過	160kl/日

■ 浄化槽設置状況（湯沢保健所 令和4年度資料による）

		5～ 20人槽	21～ 100人槽	101～ 200人槽	201～ 300人槽	301～ 500人槽	501人槽 ～	計
湯沢市	単独	2,686	378	15	7	1	0	3,087
	合併	3,746	134	38	20	12	11	3,961
合計		6,432	512	53	27	13	11	7,048

■ し尿処理関連事業者一覧

事業所名	電話	住所
県南衛生合資会社	73-2507	湯沢市関口字中崎100番地1
合資会社県南清掃興業	73-3326	湯沢市材木町二丁目3番12号
コセキユザワ清掃	72-3132	湯沢市杉沢字戸石崎160番地1
有限会社稲川清掃社	42-2021	湯沢市三梨町字飯田掬下15番地
有限会社稲川クリーン社	42-3998	湯沢市川連町字欠上り14番地7
有限会社雄勝清掃社	52-2011	湯沢市小野字東古戸74番地1
皆瀬清掃	46-2272	湯沢市皆瀬字山岸69番地1

19-3 ごみ収集運搬機材・し尿収集運搬機材

（令和5年4月1日現在）

■ ごみ収集運搬機材

項目 地域	直営分				委託業者分				許可業者分			
	収集車		運搬車		収集車		運搬車		収集車		運搬車	
	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)
湯沢市					75	180			44	221		
湯沢雄勝 広域市町 村圏組合			2	8								

■ し尿収集運搬機材

項目 地域	直営分				委託業者分				許可業者分			
	収集車		運搬車		収集車		運搬車		収集車		運搬車	
	台数	積載量(t)	台数	積載量(t)	台数	積載量(t)	台数	積載量(t)	台数	積載量(t)	台数	積載量(t)
湯沢市									25	84		
湯沢雄勝 広域市町 村圏組合			1	3								

19-4 防疫班の編成及び感染症医療機関

■ 第二種感染症指定医療機関の指定状況（うち感染症病床を有する医療機関）の指定状況
令和3年10月1日現在 厚生労働省ホームページより

医療機関名	住所	電話	病床数
かづの厚生病院	鹿角市花輪字向畑18番地	0186-23-2111	2床
大館市立総合病院	大館市豊町3番1号	0186-42-5370	2床
北秋田市民病院	北秋田市下杉字上清水沢16番29号	0186-62-7001	4床
能代厚生医療センター	能代市落合字上前田地内	0185-52-3111	4床
秋田厚生医療センター	秋田市飯島字西袋一丁目1番1号	018-880-3000	2床
由利組合総合病院	由利本荘市川口字家後38番地	0184-27-1200	4床
大曲厚生医療センター	大仙市大曲通町8番65号	0187-63-2111	4床
市立横手病院	横手市根岸町5番31号	0182-32-5001	4床
雄勝中央病院	湯沢市山田字勇ヶ岡25番地	0183-73-5000	4床

■ 防疫活動班の編成

班名	班員	防疫業務	処理能力 (1日1班)	備考
防疫消毒班	5	浸水家屋及び便所等の消毒、指導	20戸	消毒機1台
防疫施設班	7	医療機関への収容		
疫学班	8	病原体検査等	30戸	県の実施

19-5 消毒・駆除に必要な薬剤等

■（参考）水害時の消毒法一覧表（茨城県薬剤師会資料による）

消毒対象	消毒薬	調整方法	使用方法	注意事項
屋外 （し尿槽や下水があふれた場所、動物の屍骸や腐敗物が漂着した場所、氾濫した汚水が付着した壁面、乾燥しにくい床下）	クレゾール石鹼	クレゾール石鹼液 30mL に水を加えて 1L とする。液が濁って沈殿物が生じた場合には上澄み液を使用する。	家屋のまわりは、じょうろや噴霧器などで濡れる程度に散布する。	取り扱う際には長袖、長ズボンを着用し、メガネ、マスク、ゴム手袋などを使用し皮膚や目にかからないよう注意すること。
	オルソ剤	オルソ剤 20mL に水を加えて 1L とする。	壁面は、泥などの汚れを水で落としてから、消毒液を浸した布などでよく拭く。又は噴霧器で噴霧する場合は、濡れる程度に噴霧する。	皮膚についた場合には大量の水と石鹼でよく洗い流す。目に入った場合は、水で 15 分以上洗い流し、医師の診察を受けること。
屋内 （汚水に浸かった壁面や床、家財道具）	逆性石鹼	塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゼトニウムとして 0.1% の濃度になるように希釈する。 （10% 製品の場合、本剤 10mL に水を加えて 1L とする。）いろいろな濃度のものが市販されているので、希釈倍率に注意。	泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、希釈液に浸した布などでよく拭く。又は噴霧器で噴霧する場合は、濡れる程度に噴霧する。その後は風通しをよくしそのまま乾燥させる。	使用する直前に希釈し、希釈する濃度を守ること。
手指 （後片付けなどで、汚染された箇所や土に触れた手指）	速乾性擦式手指消毒薬（逆性石鹼）	ポンプ式の容器に入っており、調整不要。	清潔な流水がある場合は、泥などの汚れを落とした後、原液を手に取り摩擦しそのまま乾燥させる。	他の消毒薬や洗剤などと混合しないこと。
			清潔な流水がない場合は、そのまま原液を手に取り摩擦し乾燥させる。	他の容器に移して保管しないこと。

消毒対象	消毒薬	調整方法	使用方法	注意事項
食器類	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウムの濃度が0.02%になるように希釈する。 (10%製品の場合には、本剤2mLに水を加えて1Lとする。)	食器を水洗いした後、消毒液に5分以上浸漬させ、自然乾燥させる。	浄化微生物に影響を及ぼすので、浄化槽には散布しないこと。
井戸水	次亜塩素酸ナトリウム	残留塩素として1～2ppmの濃度になるように調整する。 (10%製品を使用する場合は、水1Lにつき1滴を加える。)	ポリタンク等に水を取り、消毒後30分以上放置してから飲用する。	

(注)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」では、消毒について具体的な記述がなくなり、施行規則第14条に消毒の方法について「対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案して十分な消毒が行えるような方法により行うこと」となった。そのため、具体的な薬剤の選定や使用方法は、適宜状況に応じて自治体などで決める必要がある。ここでは、茨城県薬剤師会の災害ボランティアチームの提案内容を、参考例として掲載する。

■ 参考：ねずみ族、昆虫等の駆除に関する薬剤所要量の算出方法（大阪府資料による）

薬剤		算出方法
家屋内	1%フェニトロチオン油剤等	指示地域のり災戸数×85.8㎡×(1-0.5)×0.051 (家屋39.6㎡の場合)
便所等	オルソクレゾールベンゼン剤	指示地域のり災戸数×1㎡×0.061
家屋外及び塵芥等	1.5%フェニトロチオン粉剤等	指示地域のり災戸数×56.1㎡×15g (敷地56.1㎡の場合)

19-6 死亡獣畜処理施設

(令和5年12月31日現在)

管理者	名称	所在地	備考
湯沢市長	森死亡獣畜取扱場	湯沢市森字野尻242番地	
湯沢雄勝広域市町村圏組合	家畜保冷センター	湯沢市駒形町字八面狼ヶ沢18番地4	

第 2 0 死体の搜索、処理、埋葬に関する資料

2 0 - 1 火葬場、寺院等一覧

■ 火葬場

施設名	住所	電話
湯沢雄勝広域市町村圏組合湯沢火葬場	湯沢市字沼樋129番地	73-3797

■ 寺院・教会一覧

施設名	住所	電話
安乗寺	湯沢市大町一丁目 3 番56号	73-4051
雲岩寺	湯沢市相川字麓105番地	79-2007
雲岩寺	湯沢市駒形町字東福寺張山36番地	42-4536
永岩寺	湯沢市岩崎字桂沢 7 番地	73-3239
行円寺	湯沢市柳町二丁目 3 番45号	73-4781
桂蘭寺	湯沢市三梨町字御嶽堂93番地	42-3507
香積寺	湯沢市高松字中村87番地	79-3344
香川寺	湯沢市関口字関口156番地	73-1933
光全寺	湯沢市角間字馬場227番地	73-3854
広沢寺	湯沢市稲庭町字小沢112番地	43-2219
向野寺	湯沢市小野字小野138番地	52-3773
最禅寺	湯沢市山田字上堂ヶ沢81番地	73-3241
祥雲寺	湯沢市秋ノ宮字上ハ野24番地	56-2205
正入寺	湯沢市横堀字旭町55番地	52-2487
信翁院	湯沢市上院内字小沢63番地	52-3736
慈眼寺	湯沢市八幡字前田102番地	72-4647
充滿寺	湯沢市下院内字常盤町205番地	52-2501
常在寺	湯沢市駒形町字大倉43番地	42-3429
常泉寺	湯沢市秋ノ宮字夜牛101番地	55-2020
浄土寺	湯沢市表町一丁目 5 番43号	72-4027
浄土寺	湯沢市表町一丁目 5 番43号	73-2763
神応寺	湯沢市川連町字若神子下 8 番地	42-2242
誓願寺	湯沢市下院内字新馬場158番地	52-3020
清凉寺	湯沢市内町 7 番13号	73-3557
善龍寺	湯沢市稲庭町字万田平20番地	43-2310
宗願寺	湯沢市横堀字白銀町59番地	52-3214
長谷寺	湯沢市柳町二丁目 4 番31号	73-3428
東山寺	湯沢市柳町二丁目 2 番18号	73-3735
湯仙寺	湯沢市吹張一丁目 8 番45号	73-3343
徳本寺	湯沢市字両神111番地	73-4681
桐善寺	湯沢市桑崎字平城206番地	52-4449
日善寺	湯沢市表町一丁目 5 番37号	73-4337
本行寺	湯沢市横堀字白銀町30番地	52-4008

施設名	住所	電話
本要寺	湯沢市西愛宕町 6 番12号	73-8021
満昌寺	湯沢市深堀字深堀64番地	72-3110
村田仁志	湯沢市川連町字野村 9 番地	42-2277
影現寺	湯沢市表町一丁目 5 番34号	72-2088
龍泉寺	湯沢市川連町字野村 9 番地	42-2277
林松寺	湯沢市字大森179番地 1	73-2973
霊仙院	湯沢市松岡字八幡林93番地	73-4649
日本キリスト教団湯沢教会	湯沢市佐竹町 5 番 5 号	73-2859
湯沢聖書バプテスト教会	湯沢市佐竹町 3 番11号	73-3305

20-2 市内の主な葬祭事業所

事業所名	住所	電話
メモリアルホールキコー	湯沢市関口字新山田34番地 1	72-5181
株式会社 J A おがち葬祭センター	湯沢市沼樋105番地	72-6606
菊花祭苑	湯沢市元清水四丁目 4 番 3 号	72-3996
株式会社へいあん秋田湯沢支店	湯沢市柳町一丁目 1 番 4 号	73-7178
株式会社阿部佛壇店	湯沢市清水町一丁目 1 番 4 号	73-2404
株式会社マルユ	湯沢市稲庭字稲庭167番地 1	43-2111
湯沢典礼会館	湯沢市千石町二丁目 1 番 4 号	79-6960
典礼会館 はーとライフホール	湯沢市千石町四丁目318番	78-0810

第 2 1 文教施設等に関する資料

2 1 - 1 文教施設

■ 小中学校

	施設名	電話	住所
小学校	湯沢市立 湯沢西小学校	72-5150	湯沢市字万石26番地
	湯沢市立 湯沢東小学校	72-5125	湯沢市杉沢新所八斗場33番地
	湯沢市立 山田小学校	72-3016	湯沢市山田字土生原52番地
	湯沢市立 稲川小学校	42-2501	湯沢市川連町字道下86番地
	湯沢市立 雄勝小学校	52-5515	湯沢市横堀字板橋 5 番地
	湯沢市立 皆瀬小学校	58-4080	湯沢市皆瀬字下菅生27番地
中学校	湯沢市立 湯沢南中学校	73-5145	湯沢市南台 6 番 1 号
	湯沢市立 湯沢北中学校	72-5127	湯沢市杉沢新所八斗場33番地
	湯沢市立 山田中学校	72-3017	湯沢市山田字下館10番地
	湯沢市立 稲川中学校	42-2160	湯沢市三梨町字間明田140番地
	湯沢市立 雄勝中学校	52-2375	湯沢市横堀板橋 5 番地
	湯沢市立 皆瀬中学校	46-2003	湯沢市皆瀬字下菅生24番地 1

■ 高等学校・その他学校

	施設名	電話	住所
高 学 校	秋田県立 湯沢翔北高等学校	73-5200	湯沢市湯ノ原二丁目 1 番 1 号
	秋田県立 湯沢高等学校	73-1160	湯沢市字新町27番地
	秋田県立 湯沢翔北高等学校 雄勝校	52-4355	湯沢市下院内字小白岩197番地 2
その他 学校	秋田県立 稲川支援学校	42-4424	湯沢市駒形町字八面寺下谷地33番地 2

■ 社会教育・文化施設

	施設名	電話	住所
社会 教育 施設	湯沢市稲川交流スポーツエリア	42-5060	湯沢市川連町字大館中野87番地 1
	湯沢市稲川体育館	問い合わせは、 稲川交流 スポーツエリア 42-5060	湯沢市川連町字上平城120番地
	湯沢市営稲川野球場		湯沢市三梨町字間明田140番地
	湯沢市稲川陸上競技場		湯沢市三梨町字間明田140番地
	湯沢市雄勝スポーツセンター	55-2277	湯沢市秋ノ宮字中島 365 番地
	湯沢市営雄勝野球場	問い合わせは、雄勝 生涯学習センター 52-2113	湯沢市横堀字六郎川原 52 番地
	湯沢市総合体育館	72-6500	湯沢市字沖鶴140番地
	湯沢市ヘルシーパーク	72-6500	湯沢市字沖鶴 110 番地
	湯沢市体育センター	72-3979	湯沢市千石町二丁目 1 番57号
	湯沢市皆瀬体育館	問い合わせは、皆瀬 生涯学習センター 46-2033	湯沢市皆瀬字沢梨台107番地 1
	湯沢市営皆瀬野球場	問い合わせは、皆瀬 生涯学習センター 46-2033	湯沢市皆瀬上小保内 3 番地
	湯沢文化会館	72-2121	湯沢市字沖鶴103番地 1
	雄勝文化会館オービオン	52-2112	湯沢市横堀字白銀町 49 番地 1
	湯沢市立湯沢図書館	73-3040	湯沢市字内館町27番地
	湯沢市文化交流センター	73-9691	湯沢市沖鶴69番 5 号
	稲川生涯学習センター	42-5816	湯沢市川連町字上平城120番地
	雄勝生涯学習センター	52-2113	湯沢市横堀字白銀町49番地 1
	皆瀬生涯学習センター	46-2033	湯沢市皆瀬字沢梨台66番地 1
	南部文化交流センター	73-5396	湯沢市千石町二丁目 4 番 8 号
	湯沢生涯学習センター	73-1132	湯沢市佐竹町 4 番 5 号

2 1 - 2 集会施設等

施設名	電話	住所
稲庭地区センター	43-2001	湯沢市稲庭町字稲庭238番地 1
横堀交流センター	52-2110	湯沢市横堀字小田中 5 番 2 号
須川地区センター	79-2111	湯沢市相川字須川150番地 3
高松地区センター	79-3370	湯沢市高松字上地 6 番地 2
幡野地区センター	73-2718	湯沢市金谷字樋口123番地
弁天地区センター	73-2717	湯沢市森字熊ノ堂上羽場13番地 1
三関地区センター	72-9500	湯沢市下関字下舞台 5 番地 1
山田地区センター	73-3001	湯沢市山田字中屋敷135番地 1
秋ノ宮地区センター	55-2862	湯沢市秋ノ宮字山岸146番地
院内地区センター	52-2498	湯沢市下院内字田用橋61番地
小野地区センター	52-2590	湯沢市小野字油屋敷15番地
ふるさとふれあいセンター	73-2904	湯沢市岩崎字寝連沢 1 番地10

2 1 - 3 社会福祉施設

■養護老人ホーム（市営）

施 設 名	住 所	電 話	F A X	定員
愛宕荘	湯沢市関口字石田108	73-2471	73-2471	100

■特別養護老人ホーム（法人営）

施 設 名	住 所	電 話	F A X	定員
サン・グリーンゆざわ	湯沢市裏門一丁目2-19	72-6688	72-6689	40
いさみが岡	湯沢市山田字勇ヶ岡50	79-5753	79-5754	75
健寿苑	湯沢市駒形町字八面狐塚58	42-4832	42-4676	48
平成園	湯沢市小野字大沢田221	52-5210	52-5211	60
シャイントピアみなせ	湯沢市皆瀬字小野188-1	58-4004	46-2900	60

■介護老人保健施設（法人営）

施 設 名	住 所	電 話	F A X	定員
老人保健施設昭平苑	湯沢市柳田字中嶋227-1	72-1117	72-1118	100 (①)
介護老人保健施設 ゆーとぴあ神室	湯沢市小野字東堺76	52-5111	52-5112	100 (②)
介護療養型老人保健施設 あきのみや	湯沢市秋ノ宮字根木103-1	56-2341	56-2334	82 (③)

■短期入所療養介護（法人営）

施 設 名	住 所	電 話	F A X	定員
老人保健施設昭平苑	湯沢市柳田字中嶋227-1	72-1117	72-1118	①の空床 利用
介護老人保健施設 ゆーとぴあ神室	湯沢市小野字東堺76	52-5111	52-5112	②の空床 利用
介護療養型老人保健施設 あきのみや	湯沢市秋ノ宮字根木103-1	56-2341	56-2216	③の空床 利用

■軽費老人ホーム（法人営）

施 設 名	住 所	電 話	F A X	定員
ケアハウスいさみが岡	湯沢市山田字勇ヶ岡50	79-5753	79-5754	15
ケアハウスさつき	湯沢市愛宕町三丁目7-46	72-7100	72-7102	15
軽費老人ホームケアハウス寿郷	湯沢市皆瀬字小野188-1	58-4004	46-2900	9

■有料老人ホーム（法人営）

施 設 名	住 所	電 話	F A X	定員
さわやかサポート	湯沢市倉内字川原田40-1	55-8576	55-8576	20
清水の郷	湯沢市杉沢字戸石崎85-1	56-7411	56-7422	28

■サービス付き高齢者向け住宅（法人営）

施 設 名	住 所	電 話	F A X	定員
さらさ湯沢	湯沢市田町二丁目2-38	72-0875	72-0876	31
ファミリー 希望の風	湯沢市吹張一丁目1-45	55-8243	55-8227	23
プレミアリゾート桃源郷 サービス付き高齢者向け住宅	湯沢市字鉦打沢102-2	56-7700	56-7707	29
サービス付き高齢者向け住宅 この花	湯沢市川連町字久保7-2	55-8905	42-5651	41
紫雲閣	湯沢市横堀字小正寺16-1	52-4334	52-4166	35

■介護医療院（法人営）

施 設 名	住 所	電 話	F A X	定員
医療法人小野崎医院介護医療院	湯沢市表町三丁目1-29	73-2540	72-6961	14
介護医療院 菅医院	湯沢市小野字東境77-1	52-2000	52-2717	19

■通所リハビリテーション（法人営）

施 設 名	住 所	電 話	F A X	定員
老人保健施設昭平苑	柳田字中嶋227-1	72-1117	72-1118	20
介護老人保健施設 ゆうとぴあ神室	小野字東堺76	52-5111	52-5112	30
介護療養型老人保健施設 あきのみや	秋ノ宮根木103-1	56-2341	56-2216	

■短期入所生活介護（法人営）

施 設 名	住 所	電 話	F A X	定員
サン・グリーンゆざわ 指定短期入所生活介護事業所	湯沢市裏門一丁目2-19	72-6688	72-6689	10
短期入所生活介護事業所 いさみが岡	湯沢市山田字勇ヶ岡50	79-5753	79-5754	5
ショートステイ花みずき	湯沢市清水町四丁目260-5	55-8585	55-8586	30
ショートステイ菜の花	湯沢市成沢字堤端155	55-8151	55-8152	39
健寿苑指定短期入所生活介護事業所	湯沢市駒形町字八面狐塚58	42-4832	42-4676	4
ショートステイかつら	湯沢市川連町字大館屋布前 124	42-2646	42-2313	30
老人短期入所事業 平成園	湯沢市小野字大沢田221	52-5210	52-5211	15
医療法人せいとく会 短期入所生活介護事業所	湯沢市小野字東堺77-1	52-2000	52-5112	3
ふくろう	湯沢市横堀字小正寺18-2	78-6660	78-6661	24
特別養護老人ホームシャントピアみなせ 指定短期入所生活介護	湯沢市皆瀬字小野188-1	58-4004	46-2900	10

■認知症対応型共同生活介護（法人営）

施 設 名	住 所	電 話	F A X	定員
グループホーム夕陽の丘柳田	湯沢市柳田字中嶋227-1	79-5158	79-5157	9
グループホーム夕陽の丘山田	湯沢市山田字中屋敷14	78-0515	78-0516	18
グループホーム湯沢四季の里	湯沢市西新町9-7	72-2735	72-2736	9
グループホームすずらん湯沢	湯沢市元清水二丁目5-20	79-6300	79-6303	9
グループホームしゃくやく 3 号館	湯沢市杉沢字森道下87-20	55-8535	55-8535	9
グループホームすずらん稲川	湯沢市川連町字大館川原120	42-5294	42-5295	18
グループホームかつら	湯沢市川連町字大館屋布前 124	55-8325	55-8326	18
グループホームしゃくやく	湯沢市小野字諏訪23-6	78-6221	78-6221	18
グループホーム寿郷	湯沢市皆瀬字小野188-1	58-4004	46-2900	9

■認知症対応型通所介護（法人営）

施 設 名	住 所	電 話	F A X	定員
すずらん湯沢共用型デイサービス	湯沢市元清水二丁目5-20	79-6300	79-6303	3
すずらん稲川共用型デイサービス	湯沢市川連町字大館川原120	42-5294	42-5295	3
グループホームかつら	湯沢市川連町字大館屋布前 124	55-8325	55-8326	3

■小規模多機能型居宅介護（法人営）

施 設 名	住 所	電 話	F A X	定員
小規模多機能ホーム ダリアの里	湯沢市西新町9-7	56-8355	56-8356	20
小規模多機能型居宅介護事業所 桜おかだ	湯沢市岡田町14-20	72-8717	72-8718	25
小規模多機能型居宅介護 夢こまちはたの	湯沢市倉内字三ツ屋6-1	78-2060	78-2030	29
小規模多機能型居宅介護もみじ	湯沢市愛宕町三丁目7-46	72-7101	72-7102	25
小規模多機能型居宅介護 スマイルケアみつなし	湯沢市三梨町字烏帽子橋28	55-8778	42-5733	19
小規模多機能型居宅介護事業所 ぬくもりの里たてやま	湯沢市上院内字小沢102-3	52-3330	52-5735	20

■地域密着型介護老人福祉施設（法人営）

施 設 名	住 所	電 話	F A X	定員
特別養護老人ホームすみれ	湯沢市愛宕町三丁目7-46	72-7100	72-7102	29
サン・グリーンゆざわサテライト型 特別養護老人ホーム桜おかだ	湯沢市岡田町14-28	72-8787	72-8786	20
健寿苑サテライト型特別養護老人ホーム スマイルケアみつなし	湯沢市三梨町字烏帽子橋28	55-8778	42-5733	20
健寿苑サテライト型特別養護老人ホーム ケアセンターいなかわ	湯沢市駒形町字八面狐塚 58	78-5307	42-2541	20
平成園サテライト型特別養護老人ホーム ぬくもりの里たてやま	湯沢市上院内字小沢102-3	52-3330	52-5735	20
シャイントピアみなせサテライト型 特別養護老人ホームふれあいの里	湯沢市皆瀬字下菅生32	58-4155	46-2102	20

■通所介護（法人営）

施 設 名	住 所	電 話	F A X	定員
J Aこまちデイサービス 夢こまちほのか	湯沢市倉内字三ツ屋6-1	78-2050	78-2030	25
デイサービスセンターいさみが岡	湯沢市山田字勇ヶ岡50	79-5753	79-5754	16
デイサービスセンターコスモス	湯沢市相川字碓108	58-6100	79-3700	35
デイサービスいきいき湯沢	湯沢市字両神150-3	56-5061	56-5062	18
デイサービスセンター花もも	湯沢市字鉦打沢102-2	56-6500	56-7707	15
コンパスウォーク湯沢	湯沢市材木町二丁目2-5	56-6516	56-6517	20
デイサービスクローバーゆざわ	湯沢市杉沢字戸石崎37-3	56-7013	56-7014	10
ケアセンターいなかかわデイサービス	湯沢市駒形町字八面狐塚58	78-5305	42-2541	43
デイサービスセンター平成園	湯沢市小野字大沢田221	52-5210	52-5211	25
ひまり	湯沢市横堀字小正寺16-1	78-6076	52-3488	60
ふくろう	湯沢市横堀字小正寺18-2	78-6660	78-6661	26
みなせ指定通所介護事業所 (皆瀬老人デイサービスセンター)	湯沢市皆瀬字小野188-1	58-4004	46-2900	20

■訪問介護（法人営）

施 設 名	住 所	電 話	F A X
指定訪問介護事業所さわやかサポート	湯沢市吹張一丁目1-45	73-4576	73-4570
J Aこまち訪問介護サービス夢こまち	湯沢市倉内字三ツ屋6-1	78-2020	78-2030
ぱあとなあ指定訪問介護事業所	湯沢市字両神15-1	72-8107	72-8108
株式会社 虹の街湯沢営業所	湯沢市前島129-2	56-9790	56-9071
アムールケアサービス	湯沢市御囲地町3-40	56-6834	56-6836
清水の郷訪問介護事業所	湯沢市杉沢字戸石崎85-1	56-7411	56-7412
ヘルパーステーション紡ぐ	湯沢市若葉町10-3	56-7736	56-7736
いなかかわ福祉会ヘルパーステーション	湯沢市駒形町字八面狐塚58	78-5305	42-2541
ヘルパーステーションこの花	湯沢市川連町字久保7-2	55-8906	42-5651
みなせ指定訪問介護事業所	湯沢市皆瀬字小野188-1	58-4004	46-2900

■訪問入浴介護（法人営）

施 設 名	住 所	電 話	F A X
湯沢ゆうあい訪問入浴介護センター	湯沢市相川字碓108	58-6100	79-3700

■訪問看護（法人営）

施 設 名	住 所	電 話	F A X
厚生連雄勝訪問看護ステーション	湯沢市山田字勇ヶ岡25	73-5000	73-3749
訪問看護ステーションうらら	湯沢市字両神130-6	72-5322	72-4710
訪問介護ステーションアイケアプラス	湯沢市表町一丁目1-29	56-8077	56-8078

■居宅介護支援事業所（法人営）

施 設 名	住 所	電 話	F A X
JAこまち指定居宅介護支援事業所	湯沢市倉内字三ツ屋6-1	78-2040	78-2030
湯沢ゆうあい介護支援センター	湯沢市古館町4-5	73-8696	73-3558
湯沢そうあい居宅介護支援事業所	湯沢市相川字碓108	79-3665	79-3700
介護プラザすずらん居宅介護支援センター	湯沢市愛宕町二丁目6-22	78-1294	78-1295
指定居宅介護支援事業所 さわやかサポート	湯沢市吹張一丁目1-42	73-4570	73-4587
桜おかだ居宅介護支援事業所	湯沢市岡田町14-28	72-8787	72-8786
居宅介護支援事業所 花みずき	湯沢市清水町四丁目260-5	55-8585	55-8586
くるみケアプランセンター	湯沢市川連町字平城下14-3	56-6212	42-2541
平成園指定居宅介護支援事業所	湯沢市小野字大沢田221	52-5210	52-5211
医療法人せいとく会菅医院 居宅介護支援事業所	湯沢市小野字東堺77-1	52-2000	52-2717
紫雲閣居宅介護支援センター	湯沢市横堀字小正寺16-1	55-8862	55-8166
みなせ居宅介護支援事業所	湯沢市皆瀬字小野188-1	58-4004	46-2900

■地域包括支援センター・在宅介護支援センター

施 設 名	住 所	電 話	F A X
湯沢市地域包括支援センター	湯沢市佐竹町1-1	78-2311	72-8301
湯沢市稲川・皆瀬地域包括支援センター	湯沢市川連町字平城下14-3	56-6580	42-2541
湯沢ゆうあい在宅介護支援センター	湯沢市古館町4-5	73-8696	73-3558
雄勝在宅介護支援センター	湯沢市小野字大沢田221	52-5210	52-5211
皆瀬在宅介護支援センター	湯沢市皆瀬字小野188-1	58-4004	46-2900

■生活支援ハウス

施 設 名	住 所	電 話	定員
湯沢市高齢者生活支援ハウス みなせシルバート	湯沢市皆瀬字小野181	58-4004	15

■障がい者支援施設（市営）

施 設 名	住 所	電 話	定 員
皆瀬更生園	湯沢市皆瀬字上小保内6番地	46-2729	生活介護 80 短期入所 - 施設入所支援 80

■障がい者支援施設（法人営）

施 設 名	住 所	電 話	定 員
やまばと園	湯沢市三梨町字飯田二ツ森43番地	42-2141	生活介護 50 短期入所 - 施設入所支援 60 就労継続B 10
愛光園	湯沢市両神 15 番地 1	72-8107	生活介護 55(施設 入所者 45 名含む) 短期入所 3 施設入所支援 45

■障がい福祉サービス事業所（法人営）

施 設 名	住 所	電 話	定 員
複合施設ばあとなあ	湯沢市字両神15番地1	72-8107	居宅介護 - 重度訪問介護 - 同行援護 - 行動援護 - 就労継続B 24
多機能型事業所かざぐるま	湯沢市字両神17番地1	72-1616	生活介護 30 短期入所 （単独型 5名）
ワークセンターゆざわ	湯沢市前森三丁目3番4号	73-2644	就労継続B 20
就労継続支援B型施設ばっけ	湯沢市下院内字新馬場191 番地	56-7030	就労継続B 20
社会就労センター福達	湯沢市寺沢字本郷99番地1	52-2377	就労継続B 20
障害者総合支援事業所 松風	湯沢市山田字中屋敷15番地1	78-0066	宿泊型自立訓練 15 生活訓練 12 就労継続B 27
特定非営利法人ひだまり	湯沢市岩崎字寝連沢1番地10	79-5062	就労継続B 20

施 設 名	住 所	電 話	定員
NPO法人 湯沢市農援隊	湯沢市字中屋敷133番地2	73-4658	就労継続支援A 10
NPO法人リロリ多機能型事業所 Comittoーこみっとー	湯沢市山田字下六丁目31番地	72-5310	生活介護 10
特定非営利法人湯雄福祉会 羽後のうさん	湯沢市愛宕町五丁目1番1号	55-8042	就労継続B 40
特定非営利法人湯雄福祉会 短期入所施設あじさい	湯沢市愛宕町五丁目2番7号	56-7220	短期入所 ー
社会福祉法人長いスプーン 工房くまごろう	湯沢市皆瀬字桜坂17番地	46-2064	就労継続B 20
合同会社さわやかサポート 就労継続支援B型あんみつ姫	湯沢市吹張一丁目1番42号	56-5361	就労継続B 20
障害者就労支援事業施設 NPOあきたアグリネット	湯沢市関口字道地58番地1	56-7991	就労継続B 20
社会福祉法人いなか福祉会 いなか障害福祉サービス事業所	湯沢市駒形町字八面狐塚58番地	78-5305	居宅介護 ー 重度訪問介護ー
社会福祉法人みなせ福祉会 みなせ障害福祉サービス事業所	湯沢市皆瀬字小野188番地1	58-4004	居宅介護 ー
社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会 湯沢ゆうあい訪問介護センター	湯沢市古館町4番5号	73-8696	居宅介護 ー 重度訪問介護ー

■障がい者グループホーム（法人営）

施 設 名	住 所	電 話	F A X	定員
グループホームばってりー	湯沢市杉沢字野々沢115番地1	73-3677	73-3677	5
グループホーム松風	湯沢市山田字中屋敷15番地1	78-0066	78-0067	19
グループホームカメラデデン	湯沢市皆瀬字桜坂17番地	46-2064	46-2677	18
グループホーム希桜	湯沢市愛宕町五丁目2番21号	55-8042	55-8578	24
かざぐるま	湯沢市字両神17番地1	72-1616	72-5466	10
みらいの家	湯沢市川連町字大館川原119番地2	56-6155	56-6157	5
あっぷるハウス 1 号館	湯沢市愛宕町三丁目3番6号	56-7545	56-7546	10
グループホームおがち A	湯沢市寺沢字東90番地1	56-7721	56-7722	7
グループホームおがち B	湯沢市下院内字常磐町125番地1	56-7321	56-7322	7
グループホームあじさい	湯沢市愛宕町五丁目2番7号	56-7220	56-7220	9
あっぷるハウス 2 号館	湯沢市愛宕町三丁目2番33号	56-6101	56-6141	11

■放課後等デイサービス（法人営）

施 設 名	住 所	電 話	定 員
やまばと園	湯沢市川連町字久保 7 番地 2	56-7041	10
ばあとなあ	湯沢市字両神15番地1	72-8107	放課後等デイ サービス10
なないろ	湯沢市古館町4番10号	56-7716	放課後等デイ サービス10
ビスコーサ	湯沢市小野字東水口205番地2	56-7310	放課後等デイ サービス10
放課後等デイサービス 事業所さくらんぼ	湯沢市愛宕町二丁目2番42号	55-8538	放課後等デイ サービス10
クローバー田町	湯沢市田町二丁目1番15号	56-7041	児童発達支援及 び放課後等デイ サービス事業所 合わせて10
やさしい森のポロ	湯沢市稲川町字下川原158番地 3	55-8661	児童発達支援及 び放課後等デイ サービス事業所 合わせて10
多機能型事業所Comitto -こみっと-	湯沢市山田字下六日町31番地	72-5310	児 童 発 達 支 援 10

■保育所

施 設 名	住 所	電 話	F A X
皆瀬保育園	湯沢市皆瀬字沢梨台47番地2	46-2446	46-2447
湯沢乳児保育園	湯沢市元清水二丁目3番26号	72-2728	72-2730
深堀保育園	湯沢市深堀字高屋敷58番地3	72-2512	72-2513

■認定こども園

施 設 名	住 所	電 話	F A X
おがちこども園	湯沢市横堀字土渕28番地	52-2559	52-3834
双葉幼稚園	湯沢市表町四丁目7番8号	56-6888	56-6889
あおぞらこども園	湯沢市三梨町字古三梨155番地	42-3117	42-3117
湯沢若草幼稚園	湯沢市清水町二丁目3番3号	73-6738	73-6736
愛宕幼稚園	湯沢市愛宕町二丁目1番16号	73-1507	73-3868
湯沢よつばこども園	湯沢市田町二丁目3番52号	73-2272	73-2288
いわさきこども園	湯沢市岩崎字千年71番地4	72-3165	72-3166
湯沢こども園	湯沢市前森二丁目5番16号	73-2361	72-6525
みたけこども園	湯沢市裏門一丁目2番33号	73-1745	73-8875

■子育て支援センター

施 設 名	住 所	電 話	F A X
湯沢市子育て支援総合センター	湯沢市柳町二丁目1番39号	72-3501	73-3321
いなかわ子育て支援センター (あおぞらこども園内)	湯沢市三梨町字古三梨155番地	42-5222	42-3117
おがち子育て支援センター (おがちこども園内)	湯沢市横堀字土渕28番地	52-5610	52-3834
皆瀬子育て支援センター (皆瀬保育園内)	湯沢市皆瀬字沢梨台47番地2	46-2446	46-2447
ふたば子育て支援センター にこにこ	湯沢市表町四丁目5番23号	56-6247	56-6249

■児童館

施 設 名	住所	電 話
秋ノ宮児童館	湯沢市秋ノ宮字山岸146番地	55-2862
小野児童館	湯沢市小野字油屋敷15番地	52-2590
院内児童館	湯沢市下院内字田用橋61番地	52-2498

■放課後児童健全育成施設

施 設 名	住 所	電 話
小野児童クラブ	湯沢市小野字油屋敷15番地	52-2590
秋ノ宮児童クラブ	湯沢市秋ノ宮字山岸146番地	55-2862
院内児童クラブ	湯沢市下院内字田用橋61番地	52-2498
ワンパクハウス	湯沢市横堀字小田中5番地2 横堀交流センター内	56-5277
三関・須川児童クラブ	湯沢市関口字堀量68番地 旧三関小学校校舎内	56-8070
湯沢南児童クラブ	湯沢市千石町二丁目4番8号	72-8456
岩崎児童クラブ	湯沢市岩崎字寝連沢1番地10 旧岩崎小学校内	73-3490
祝田児童クラブ	湯沢市字祝田154番地1	72-1811
深堀ぐんぐんキッズ	湯沢市深堀字高屋敷58番地3 深堀保育園内	72-2512
児童クラブさくらっ子	湯沢市字沖鶴69番地5 文化交流センター内	090-3759- 2194
稲川児童クラブ	湯沢市川連町字大関下11番地4	56-5203
皆瀬児童クラブ	湯沢市皆瀬字下菅生32番地 ふれあいの里内	58-4155
若草学童クラブ	湯沢市清水町二丁目3番3号 湯沢若草幼稚園内	73-6738
ふたば学童クラブ	湯沢市表町四丁目5番23号 ふたば子育て支援センター	56-6248

■その他

施 設 名	住 所	電 話
湯沢市福祉センター	湯沢市古館町4番5号	73-8696
湯沢市ファミリー・サポート・センター	湯沢市柳町二丁目1番39号	73-3321

2 1 - 4 湯沢市指定等文化財一覧

(湯沢市の教育より抜粋)

○ 国指定文化財

指定年月日	種 別	名 称	所在地	所有(管理)者
S 53. 9. 18	史 跡	岩井堂洞窟	上院内字岩井堂ほか	湯 沢 市 ほ か
T 13. 12. 9	天 然 記 念 物	鯛状珪石および噴泉塔	秋ノ宮字役内山ほか	国(農林水産省)

○ 登録有形文化財

指定年月日	種 別	名 称	所在地	所有(管理)者
H 8. 12. 20	建 造 物	両関酒造本館 外4棟	前 森 四 丁 目	両 関 酒 造 (株)
H 10. 12. 11	建 造 物	石孫本店内蔵 外4棟	岩 崎 字 岩 崎	(有) 石 孫 本 店
H 19. 10. 2	建 造 物	山内家住宅主屋 外6棟	吹 張 二 丁 目	個 人
H 31. 3. 29	建 造 物	四同舎(旧湯沢酒造会館)	前 森 一 丁 目	個 人
H 31. 3. 29	建 造 物	顧空庵	湯ノ原一丁目	医療法人 恭和会

○ 秋田県指定文化財

指定年月日	種 別	名 称	所在地	所有(管理)者
S 50. 4. 10	建 造 物	旧雄勝郡会議事堂	北 荒 町	湯 沢 市
H 15. 3. 25	建 造 物	菅生橋	皆 瀬 字 下 菅 生	湯 沢 市
S 30. 1. 24	彫 刻	懸仏	稲庭町字小沢	個 人
〃	彫 刻	懸仏	皆 瀬 字 白 沢	個 人
〃	彫 刻	懸仏	稲庭町字下桃倉 稲庭町字高野	個 人 個 人
S 31. 5. 21	彫 刻	木造十一面自在観音	山 田 字 北 土 沢	土 沢 神 社
〃	彫 刻	女神像	松 岡 字 聖 ヱ 沢	白 山 神 社
S 34. 1. 7	彫 刻	木造阿弥陀如来立像	下院内字新馬場	誓 願 寺
S 53. 2. 14	彫 刻	木造十一面観音菩薩立像	上 院 内 字 町 後	愛 宕 神 社
S 38. 2. 5	工 芸	刀装 銘出羽秋田住正阿弥伝兵衛作	秋ノ宮字小沢	個 人
S 60. 3. 15	古 文 書	佐竹南家日記	佐 竹 町	湯 沢 市
S 31. 5. 21	考 古 資 料	魚形文刻石	上 院 内 字 小 沢	湯 沢 市
H 23. 3. 22	考 古 資 料	東福寺村上出土土偶	高 松 字 上 地	湯 沢 市
〃	考 古 資 料	鐙田遺跡出土土偶	秋田市金足塙崎字後山	湯 沢 市
H 3. 3. 19	有形民俗文化財	旧山田八幡神社獅子頭1頭及び鉾1振	山 田 字 上 ノ 宿	個 人
S 34. 1. 7	史 跡	磨崖	横 堀 字 板 橋	熊 野 神 社
S 38. 2. 5	史 跡	一里塚	愛宕町二丁目	湯 沢 市
S48. 12. 11	史 跡	旧院内銀山跡	院内銀山町字下夕町 院内銀山町字上本町	

指定年月日	種 別	名 称	所在地	所有(管理)者
S43. 10. 15	天 然 記 念 物	木地山のコケ沼湿原植物群落	皆 瀬 字 松 森	国(国土交通省)
H 28. 8. 30	天 然 記 念 物	川原毛の酸性変質帯	高松字高松沢国有林	国(農林水産省)

○ 湯沢市指定文化財

指定年月日	種 別	名 称	所在地	所有(管理)者
S 39. 3. 26	建 造 物	八幡神社社殿	字 内 舘 山	八 幡 神 社 氏 子
S 48. 12. 24	建 造 物	岩崎八幡神社本殿	岩 崎 字 千 年	岩崎八幡神社氏子
S 51. 5. 7	建 造 物	旧妙応山金剛院	相 川 字 外 ノ 目	個 人
H 16. 11. 30	建 造 物	旧院内尋常高等小学校及び校庭の石垣	下院内字田用橋	湯 沢 市
H 30. 8. 8	建 造 物	白山神社社殿	松 岡 字 聖 ヱ 沢	白 山 神 社
S 44. 12. 19	絵 画	光聚院肖像	佐 竹 町	湯 沢 市
〃	絵 画	佐竹義處肖像	佐 竹 町	湯 沢 市
〃	絵 画	長谷堂合戦図屏風	内 町	個 人
〃	絵 画	楊柳観音図	金 谷 字 水 尻	金 谷 町 内 会
S 52. 3. 30	絵 画	当麻曼荼羅	表 町 一 丁 目	浄 土 寺
H 8. 12. 24	絵 画	院内番所絵図	清 水 町 二 丁 目	個 人
H 16. 2. 12	絵 画	涅槃図	稲庭町字万田平	善 龍 寺
S 43. 12. 23	彫 刻	歓喜天尊神社及び旧広大寺伝来諸像並びに棟札類	湯 ノ 原 一 丁 目	歓 喜 天 尊 神 社
〃	彫 刻	三途川十王堂伝来諸像	高 松 字 三 途 川	三 途 川 集 落
〃	彫 刻	伝千手観音菩薩立像	杉 沢 字 野 ヱ 沢 山	杉 沢 町 内 会
S 46. 3. 15	彫 刻	木造不動明王像及び二童子立像	吹 張 一 丁 目	湯 仙 寺
S 47. 5. 29	彫 刻	弥勒大仏像	関 口 字 関 口	香 川 寺
H 7. 3. 1	彫 刻	木造聖観音菩薩立像	岩 崎 字 桂 沢	永 巖 寺
H 16. 2. 12	彫 刻	十一面観音坐像	三 梨 町 字 御 嶽 堂	桂 菌 寺
〃	彫 刻	六地藏立像	稲庭町字万田平	善 龍 寺
H 30. 8. 8	彫 刻	八幡大菩薩像御正鉢	字 内 舘 山	八 幡 神 社 氏 子
〃	彫 刻	石造仁王像	松 岡 字 聖 ヱ 沢	坊 中 自 治 会
S 39. 3. 26	工 芸	横矧桶側胴具足	前 森 四 丁 目	個 人
S 42. 5. 30	工 芸	松岡焼染付大皿	松 岡 字 坊 中	個 人
〃	工 芸	佐竹南家使用の手水鉢	字 内 舘 町	個 人
S 44. 12. 19	工 芸	紅葉狩図鐔	秋 ノ 宮 字 小 沢	個 人
S 48. 2. 12	工 芸	佐竹義睦拝領の鉢	下 関	個 人
S 51. 5. 7	工 芸	火縄銃二挺及び付属品一式	内 町	個 人
S 52. 3. 30	工 芸	大名行列御道具	前 森 四 丁 目 外	個人、大名行列保存会
S 55. 2. 25	工 芸	松岡焼染付大皿	佐 竹 町	湯 沢 市

指定年月日	種 別	名 称	所在地	所有(管理)者
S 56. 5. 22	工 芸	黒漆塗紺糸威五枚胴具足	内 町	個 人
S 59. 3. 13	工 芸	金燈籠	院内銀山町字上本町	金 山 神 社
S 59. 3. 13	工 芸	五本骨扇紋付水引幕	院内銀山町字上本町	金 山 神 社
H 17. 2. 17	工 芸	日吉神社厨子	川 連 町 字 下 山 王	日 吉 神 社
S 41. 6. 3	書 跡 ・ 典 籍	解体新書	字 内 館 町	個 人
S 47. 5. 29	書 跡 ・ 典 籍	佐竹義和書「時習」	佐 竹 町	湯 沢 市
S 48. 2. 12	書 跡 ・ 典 籍	見聞雑話百物語	前 森 一 丁 目	個 人
S 58. 4. 15	書 跡 ・ 典 籍	後藤逸女筆資料	川連町字野村ほか	個 人 ・ 湯 沢 市
H 7. 3. 1	書 跡 ・ 典 籍	法帖	字 内 館 町	個 人
H 16. 2. 12	書 跡 ・ 典 籍	稲庭古今事蹟誌	稲庭町字南ヶ沢	個 人
〃	書 跡 ・ 典 籍	夜籠雑談断	佐 竹 町	湯 沢 市
S 48. 2. 12	古 文 書	大町祭賑帳	大 町	大 町 町 内 会
S 58. 4. 15	古 文 書	大倉村物成並諸役相定条々及び諸勸進合判	駒 形 町 字 大 倉	大 倉 集 落
〃	古 文 書	稲庭村物成並諸役相定条々及び諸勸進合判	佐 竹 町	湯 沢 市
〃	古 文 書	宮田村物成並諸役相定条々及び諸勸進合判	三 梨 町 字 宮 田	個 人
〃	古 文 書	三梨子村物成並諸役相定条々及び諸勸進合判	佐 竹 町	湯 沢 市
〃	古 文 書	慶安元年大倉村検地帳	駒 形 町 字 大 倉	個 人
〃	古 文 書	文化十年稲庭村検地帳	稲 庭 町 字 稲 庭	個 人
〃	古 文 書	慶長十九年稲庭村検地帳	稲 庭 町 字 南 ヶ 沢	個 人
〃	古 文 書	慶長十九年大館村検地帳	川 連 町 字 麓	個 人
〃	古 文 書	御公用日記	稲 庭 町 字 稲 庭	個 人
〃	古 文 書	高段稻荷修復願書	三 梨 町 字 京 政	個 人
〃	古 文 書	稲庭うどん朱印状	稲 庭 町 字 稲 庭	個 人
〃	古 文 書	天樹院様御用日記	佐 竹 町	湯 沢 市
S 41. 6. 3	考 古 資 料	高松長蓮寺跡の板碑	高 松 字 上 地	上 地 集 落
S 42. 5. 30	考 古 資 料	山下孫継調査の遺物	高 松 字 上 地	湯 沢 市
S 46. 3. 15	考 古 資 料	阿弥陀堂境内の板碑	上 関 字 鍋 ヶ 沢	個 人
S 51. 5. 7	考 古 資 料	鍔田遺跡出土の遺物	秋田市金足鳩崎字後山	湯 沢 市
S 61. 8. 1	考 古 資 料	嘉暦元年碑	皆 瀬 字 白 沢	白 沢 集 落
H 11. 3. 24	考 古 資 料	永和二年碑	二 井 田 字 掬 上	二 井 田 集 落
H 12. 10. 26	考 古 資 料	応永七年碑	寺 沢 字 田 中	湯 沢 市
〃	考 古 資 料	嘉暦二年碑	寺 沢 字 堀 ノ 内	個 人
〃	考 古 資 料	暦応元年碑	寺 沢 字 館 堀	赤 塚 神 社
〃	考 古 資 料	嘉暦元年碑	横 堀 字 板 橋	熊 野 神 社
〃	考 古 資 料	川連遺跡出土土偶	上 院 内 字 小 沢	湯 沢 市

指定年月日	種 別	名 称	所在地	所有(管理)者
H 15. 3. 13	考 古 資 料	建武元年碑	相 川 字 岩 ノ 沢	個 人
〃	考 古 資 料	建武二年碑	相 川 字 中 山	個 人
H 28. 3. 23	考 古 資 料	素鈕梅柏双鳥文鏡	川連町字中久保	個 人
〃	考 古 資 料	亀座鈕蓬萊松菊双鶴接嘴文鏡	川連町字中久保	個 人
S 39. 3. 26	歴 史 資 料	湯沢絵図	内 町	個 人
〃	歴 史 資 料	川原毛硫黄山の制札	字 内 館 町	個 人
S 46. 3. 15	歴 史 資 料	麗沢舎教師の墓碑	大 町 一 丁 目	安 乗 寺
S 50. 4. 5	歴 史 資 料	八色八筋の旗	八 幡 字 古 館	八 幡 集 落
S 52. 3. 30	歴 史 資 料	岩崎絵図	岩 崎 字 寝 連 沢	個 人
S 58. 4. 15	歴 史 資 料	稲庭村郷絵図	佐 竹 町	湯 沢 市
〃	歴 史 資 料	三梨村絵図	三梨村字上久保	個 人
〃	歴 史 資 料	大館村絵図	佐 竹 町	湯 沢 市
〃	歴 史 資 料	与惣右衛門堰疏水碑	三梨町字上久保	京 政 集 落
〃	歴 史 資 料	稲庭うどん御用版木	稲 庭 町 字 小 沢	個 人
〃	歴 史 資 料	川連漆器木地師関係文書	川 連 町 字 大 館	個 人
〃	歴 史 資 料	岩崎藩主佐竹義理書「愛日廬」	川連町字大水口	個 人
〃	歴 史 資 料	後藤逸女頌徳碑	川 連 町 字 野 村	龍泉寺、湯沢市
〃	歴 史 資 料	江州木地師関係文書	川 連 町 字 大 館	個 人
〃	歴 史 資 料	旧川連村高橋利兵衛家文書	佐 竹 町	湯 沢 市
〃	歴 史 資 料	木地師関係文書	川連町字大館中野	個 人
S 62. 4. 10	歴 史 資 料	八口内尾張守の墓碑	秋 ノ 宮 字 内 城	役 内 町 内 会
S 62. 12. 18	歴 史 資 料	佐竹南家関係資料一式	佐 竹 町	湯 沢 市
H 8. 12. 24	歴 史 資 料	門屋盛信、和田雙穂画賛	桑 崎 字 中 泊	個 人
H 29. 2. 6	歴 史 資 料	川向・畠等村境絵図	佐 竹 町	湯 沢 市
〃	歴 史 資 料	松岡銀山絵図	佐 竹 町	湯 沢 市
〃	歴 史 資 料	近松永和筆 院内銀山真景甲子春月図	佐 竹 町	湯 沢 市
〃	歴 史 資 料	近松永和筆 院内銀山鋪岡略絵図	佐 竹 町	湯 沢 市
R 5. 3. 2	歴 史 資 料	湯沢古城之図	内 町	個 人
R 6. 3. 1	歴 史 資 料	佐竹南家御屋敷絵図	内 町 ほ か	個 人
S 39. 3. 26	有形民俗文化財	湯沢風	市 内	
S 44. 12. 19	有形民俗文化財	六日町の市神	山田字下六日町	六 日 町 集 落
S 47. 5. 29	有形民俗文化財	高倉案蔵作のまなぐ風	佐 竹 町	湯 沢 市
H 17. 2. 17	有形民俗文化財	百万遍こけし仏	川連町字大館	大 館 集 落
S 39. 3. 26	無形民俗文化財	関口ささら舞	関 口	関口ささら舞保存会
S 47. 5. 29	無形民俗文化財	湯沢祇園囃子		湯沢祇園囃子保存会

指定年月日	種 別	名 称	所在地	所有(管理)者
S 48. 2. 12	無形民俗文化財	愛宕神社祭典「神渡行列並びに大名行列」		大名行列保存会
S 50. 4. 5	無形民俗文化財	切畑番楽	松 岡 字 切 畑	切畑番楽保存会
S 52. 3. 30	無形民俗文化財	高松番楽	高 松 字 上 地	高松番楽保存会
S 59. 8. 31	無形民俗文化財	板戸番楽	皆 瀬 字 板 戸	板戸番楽保存会
H 3. 3. 5	無形民俗文化財	鹿嶋まつり	岩 崎	末広町、栄町、緑町
H 12. 10. 26	無形民俗文化財	役内番楽	秋 ノ 宮	役内番楽保存会
S 39. 3. 26	史 跡	一里塚	湯 ノ 原 一 丁 目	個 人
S 42. 5. 30	史 跡	湯沢城址	宇 古 館 山	湯 沢 市 ほ か
S 46. 3. 15	史 跡	佐竹南家の塋域	内 町	個 人
S 50. 4. 5	史 跡	了翁禅師の経塚	八 幡 字 前 田	八 幡 集 落
S 55. 2. 25	史 跡	松岡経塚遺跡	松 岡 字 聖 ヶ 沢	個 人
S 59. 3. 13	史 跡	御膳水	院 内 銀 山 町	立 石 林 業 (株)
〃	史 跡	大切疎水道と御野立所跡	院 内 銀 山 町	立 石 林 業 (株)
〃	史 跡	正楽寺跡	院 内 銀 山 町	
〃	史 跡	鉾山分局跡	院 内 銀 山 町	立 石 林 業 (株)
〃	史 跡	西光寺跡	院 内 銀 山 町	
〃	史 跡	小関清水	院 内 銀 山 町	立 石 林 業 (株)
〃	史 跡	院内番所跡	上 院 内 字 荒 町	湯 沢 市
H 12. 10. 26	史 跡	小野城趾	泉 沢 字 古 館	湯 沢 市
〃	史 跡	門屋家墓所	院内銀山町 共葬墓地 院内銀山町 正楽寺跡	個 人
H 15. 11. 26	史 跡	院内所預大山家墓所	上 院 内 字 小 沢	信 翁 院
S 50. 4. 5	天 然 記 念 物	雲岩寺のシダレザクラ	相川字古館ノ下外	雲 岩 寺
S 56. 5. 22	天 然 記 念 物	風穴	関 口 字 糸 倉 山	個 人
S 59. 3. 13	天 然 記 念 物	院内銀山のシダレザクラ	院 内 銀 山 町	金山神社、立石林業(株)
S 59. 8. 9	天 然 記 念 物	競いのモミ	山 田 字 上 堂 ヶ 沢	最 禅 寺
S 62. 4. 10	天 然 記 念 物	千代世神社のホオノキ	秋 ノ 宮 字 川 連	千 代 世 神 社
H 16. 2. 12	天 然 記 念 物	蟹沢のハイマツ	三 梨 町 字 蟹 沢	個 人
H16. 2. 12	天 然 記 念 物	三梨のナシノキ	三 梨 町 字 古 三 梨	五 ヶ 村 集 落
H19. 4. 13	天 然 記 念 物	赤塚白山神社のシダレザクラ	横 堀 字 赤 塚	社会福祉法人偕行塾

○県記録選択無形民俗文化財

指定年月日	種 別	名 称	所在地	所有(管理)者
H23. 3. 17	無形民俗文化財	鹿嶋まつり	岩 崎	末広町、栄町、緑町

第 2 2 公用負担等に関する資料

2 2 - 1 市町村長等の応急公用負担

(平成29年修、秋田県地域防災計画 資料編より)

処分権者	条 件	範 囲	補償等	根拠法令
市町村長 (警察署長) (管区海上保安部の事務所の長)	災害が発生するおそれのあるとき	災害が発生した場合において災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。		災害対策基本法第59条
市町村長 (警察官) (自衛官) (海上保安官)	当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき	当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。	当該処分により通常生ずべき損失を補償する。	災害対策基本法第64条第1項第82条
市町村長 (警察官) (自衛官) (海上保安官)	当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき	現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの(「工作物等」)の除去その他必要な措置をとることができる。		災害対策基本法第64条第2項
消防吏員 消防団員	消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるとき	火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。		消防法第29条第1項
消防長 消防署長 (消防団長)	火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるとき	延焼の虞がある消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる		消防法第29条第2項
	消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるとき	消防法第29条第1項及び第2項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。	損害を受けた者からその損失の補償の要求がある時は、時価により、その損失を補償するものとする。	消防法第29条第3項
水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防のため緊急の必要があるとき	水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土木、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。	時価によりその損失を補償しなければならない。	水防法第28条

22-2 公用令書

(災害救助法施行細則、昭和三十九年十月一日、秋田県規則第三十八号)

様式第1号の1(第3条関係)

公 用 (保 管) 令 書

公 用 令 書			保 管 第 号
			年 月 日
住 所 (所在地)			
氏 名 (法人その他の団体にあつては、その名称)			
秋田県知事			印
災害救助法第26条の規定に基づき、次の物資の保管を命ずる。			
物 資 の 種 類	数 量	所 在 の 場 所	期 間

.....切.....取.....線.....

受 領 書	保 管 第 号
公 用 令 書	
上記の令書を受領しました。	
年 月 日	
秋田県知事	様
住 所 (所在地)	
氏 名	
(法人その他の団体にあつては、その名称)	

様式第1号の2(第3条関係)

公 用 (収 用) 令 書

公 用 令 書

収 用 第 号

年 月 日

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称)

秋田県知事

印

災害救助法第26条の規定に基づき、次の物資を収用する。

物 資 の 種 類	数 量	所 在 の 場 所	引 渡 時 期

.....切.....取.....線.....

受 領 書

収 用 第 号

公 用 令 書

上記の令書を受領しました。

年 月 日

秋田県知事 様

住 所

(所在地)

氏 名

印

(法人その他の団体にあつては、その名称)

様式第1号の3(第3条関係)

公 用 (管 理) 令 書

公 用 令 書 管 理 第 号

年 月 日

住 所
(所在地)

氏 名
(法人その他の団体にあつては、その名称)

秋田県知事



災害救助法第26条の規定に基づき、次の施設を管理する。

施 設 の 名 称	種 類	所 在 の 場 所	管 理 の 範 囲	期 間

.....切.....取.....線.....

受 領 書 管 理 第 号

公 用 令 書
上記の令書を受領しました。

年 月 日

秋田県知事 様

住 所
(所在地)

氏 名
(法人その他の団体にあつては、その名称)



様式第1号の4(第3条関係)

公 用 (使 用) 令 書

公 用 令 書

使 用	〔土地、家 屋、物資〕	第 号

年 月 日

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称)

秋田県知事



災害救助法第26条の規定に基づき、次の土地、家屋、物資を使用する。

区 分	種 類	数 量	所 在 の 場 所	範 囲	期 間	引渡時期
土 地						
家 屋						
物 資						

.....切.....取.....線.....

受 領 書

使 用	〔土地、家 屋、物資〕	第 号

公 用 令 書

上記の令書を受領しました。

年 月 日

秋田県知事 様

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称)



様式第2号(第3条関係)

公 用 変 更 令 書

公 用 変 更 令 書	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">公用変更令書 発付番号</td> <td style="width: 50%;">第 号</td> </tr> <tr> <td>公用令書発付 番号年 月 日</td> <td>第 号 年 月 日</td> </tr> </table>	公用変更令書 発付番号	第 号	公用令書発付 番号年 月 日	第 号 年 月 日
公用変更令書 発付番号	第 号				
公用令書発付 番号年 月 日	第 号 年 月 日				
住 所 (所在地) 氏 名 (法人その他の団体にあつては、その名称)					
秋田県知事 印					
災害救助法第26条の規定に基づく公用令書を次のとおり変更したので、災害救助法 施行規則第1条第4項の規定により、本令書を交付する。					
物 資 の 種 類	数 量	所 在 の 場 所	期 間		
(収用、管理、使用の場合は、それぞれの公用令書に記載の欄を設けること。)					
.....切.....取.....線.....					
受 領 書	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">公用変更令書 発付番号</td> <td style="width: 50%;">第 号</td> </tr> <tr> <td>公用令書発付 番号年 月 日</td> <td>第 号 年 月 日</td> </tr> </table>	公用変更令書 発付番号	第 号	公用令書発付 番号年 月 日	第 号 年 月 日
公用変更令書 発付番号	第 号				
公用令書発付 番号年 月 日	第 号 年 月 日				
公 用 変 更 令 書 上記の令書を受領しました。					
年 月 日					
秋田県知事 様					
住 所 (所在地) 氏 名 印 (法人その他の団体にあつては、その名称)					

様式第3号(第3条関係)

公 用 取 消 令 書

公 用 取 消 令 書		公用取消令書 発 付 番 号	第 号
		公用令書発付 番 号 年 月 日	第 号 年 月 日
年 月 日			
住 所 (所在地) 氏 名 (法人その他の団体にあつては、その名称) 秋田県知事 印 災害救助法第26条の規定に基づく は必要がなくなったので、災害救助法施行規則第1条第5項の規定により、本令書を交付する。			
切 取 線			
受 領 書		公用取消令書 付 番 号	第 号
		公用令書発付 号 年 月 日	第 号 年 月 日
公 用 取 消 令 書 上記の令書を受領しました。 秋田県知事 様		年 月 日	
住 所 (所在地) 氏 名 (法人その他の団体にあつては、その名称) 印			

様式第4号(第3条関係)

強 制 物 件 台 帳

強 制 物 件 台 帳		公 用 令 書 発 付 号		第 号				
		公 用 令 書 発 付 日		年 月 日				
所有者 住 所								
氏 名								
占有者 住 所								
氏 名								
(法人その他の団体にあっては、その所在地及び名称)								
区分	種類	数量	所在の場所	名 称	範囲	期間	引 渡 時 期	備考(変更理由、その他)
公 用 令 書 の 内 容								
変 更 事 項 及 び そ の 理 由								
取 消 理 由								
損 失 補 償 欄	種 類	請 求 額	請 求 者	補 償 額	補 年 月 日	備 考		

様式第5号(第4条関係)

受 領 調 書

受 領 調 書

災害救助法第26条の規定に基づき、収用(使用)する物資を次のとおり受領した。
よつて、受領調書を作成し、各一通所持するものとする。

年 月 日

秋田県事務(技術)吏員

受領者 氏 名 (印)

物資所有者(又は占有者)

立会人 氏 名 (印)

1 受領した都道府県名 秋田県

2 受領した物資の種類及び数量

3 受領した年月日 年 月 日

4 受領した場所

5 その他必要と認める事項

様式第 6 号(第 5 条関係)

損 失 補 償 請 求 書

公 用 令 書 発 付 番 号	第 号
公 用 令 書 発 付 年 月 日	年 月 日

年 月 日

秋田県知事 様

住 所

(所在地)

氏 名



(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

損失の補償について(請求)

次のとおり災害救助法の規定による損失の補償を請求します。

- 1 補償請求額 金 円
内 訳 別紙の損失補償額算出明細書及び受領調書写のとおり
- 2 補償請求の事由

様式第7号(第6条関係)

従事令書 (表面)

従事令書

従事令書 発付番号	第 号

年 月 日

住 所

職 業 氏 名

年 月 日生

(法人その他の団体にあつては、その名称、
事業の種類及び主たる事務所の所在地)

秋田県知事

印

災害救助法第24条の規定に基づき、次のとおり救助に関する業務に従事することを命ずる。

従事すべき救助業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時及び場所	

(法人その他の団体にあつては、従事すべき業務の内容、計画その他必要と認める事項
を記載すること。)

.....切.....取.....線.....

受 領 書

従事令書 発付番号	第 号

従事令書
上記の令書を受領しました。

年 月 日 午 前後 時 分

秋田県知事 様

住 所
(所在地)

氏 名

印

(法人その他の団体にあつては、その名称)

従事令書の交付を受けた者の心得

- 1 従事令書の交付を受けた者は、この令書を携え、指定の日時及び場所に出頭し、当該吏員に届け出ること。
- 2 従事令書の交付を受けた者は、負傷又は疾病により指定の日時に出席し難い場合は、医師の診断書を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出ること。
- 3 従事令書の交付を受けた者は、天災その他やむを得ない事情により指定の日時及び場所に出頭できない場合は、市長村長、警察官、船長又は駅長の証明書を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出ること。
- 4 従事令書の交付を受けた者で旅費の前渡金払を受けなければ出席することができない者は、居住地の市町村長にこの令書を提示し、立替払を請求することができる。
ただし、出席すべき場所が居住地の市町村であるときは、この限りでない。
- 5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第45条の規定により 6 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金に処せられる。

様式第8号(第6条関係)

従 事 取 消 令 書

従 事 取 消 令 書

従事取消令書 番 号	第 号
従事令書発付 番 号 年 月 日	第 年 月 日

年 月 日

住 所
(所在地)

職 業 氏 名
(法人その他の団体にあつては、その名称)

秋田県知事



災害救助法第24条の規定に基づく従事令書を取り消したので、災害救助法施行規則第4条第3項の規定により本令書を交付する。

.....切.....取.....線.....

受 領 書

従事取消令書 番 号	第 号
公用令書発付 番 号 年 月 日	第 年 月 日

従 事 取 消 令 書
上記の令書を受領しました。

年 月 日 午前 午後 時 分

秋田県知事 様

住 所
(所在地)

氏 名 (印)
(法人その他の団体にあつては、その名称)

様式第9号(第6条関係)

救 助 従 事 者 台 帳

救 助 従 事 者 台 帳		従事令書発付番		第 号	
		従事令書発付年 月 日		年 月 日	
		住 所 職 業		氏 名	
				年 月 日生	
従事すべき救助事務					
従 事 す べ き 場 所					
従 事 す べ き 期 間					
出 頭 す べ き 場 所					
出 頭 す べ き 日 時					
従事令書取消理由					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した原因					
傷病名、傷病の程度及び身体の状況					
備 考					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときに本人と親族関係にあった主な者の状況	氏 名	本人との続柄	生年月日	職 業	備 考
扶 助 金 支 給 欄	扶助金の種類	金 額	支 給 年 月 日	備 考	

様式第10号(第9条関係)

実 費 弁 償 請 求 書

従事令書発付 番 号	第 号
従事令書発付 年 月 日	年 月 日

年 月 日

秋田県知事 様

住 所
(所在地)

職 業

氏 名

⑩

実費の弁償について(請求)

次のとおり災害救助法の規定による実費の弁償を請求します。

1 実費弁償請求額 金 円

内 訳 別紙明細書のとおり

2 実費弁償請求の事実

- (1) 従事した業務
- (2) 従事した期間
- (3) 従事した場所

様式第11号(第10条関係)

立 入 検 査 証

1 頁

立 入 検 査 証

2 頁

第 号
所 属
職 名
氏 名
年 月 日交付
秋田県知事 印

3 頁

災害救助法 第27条 (条文そう入)

4 頁

注 意
1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2 この証票は、 年 月 日まで有効とする。
3 この証票は、有効期間が経過したとき、又は不用になったときは、すみやかに返還しなければならない。

様式第12号(第11条関係)

扶 助 金 支 給 申 請 書

年 月 日

秋田県知事 様

住 所

氏 名



療養(休業、障害、遺族、葬祭、打切)扶助金の支給について(申請)

次のとおり災害救助法の規定による 扶助金の支給について、関係書類を添えて申請します。

負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所及び氏名					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所					
負傷、疾病又は死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体状況					
公 用 令 書 番 号					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときに本人と関係のあつた主なる親族の状況	氏 名	本人との続柄	生年月日	職 業	備 考

様式第13号(第12条関係)

繰替支弁金払戻請求書

年 月 日

秋田県知事 様

市長村長



繰替支弁金の払戻しについて(請求)

次のとおり災害救助法の規定による繰替支弁金の払戻しを請求します。

- 1 払戻請求額 金 円
- ただし 年 月 日 における災害救助法の規定に基づく救助費(扶助期間 年 月 日から 年 月 日まで)繰替費用支出内訳書及び別紙証拠書のとおり

2 支給内訳書

費 用	単 価	員 数	金 額	備 考
	円 銭		円	

- (注) 1 単価を異にするときは、別行としてください。
- 2 備考には、実施した年月日、実人員、延人員を記入してください。

番 号
年 月 日

市 町 村 長 様

秋田県知事



災害救助法による救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととすること
について(通知)

年 月 日に発生した 災害において災害救助法による救助を実施
するに当たり、災害救助法第30条第1項の規定に基づき、次の救助に関する事務について
は、次の期間において貴職が行うこととしましたので通知します。

1 事務の内容

2 期 間

第 2 3 過去の災害に関する資料

2 3 - 1 湯沢市災害年表

1945年（昭和20年）から現在に至るまでの本市における主な災害を示す。

参考資料：湯沢市地域防災計画・平成7年修正
秋田県災害年表・平成2、3年
秋田県消防防災年報平成3年～

■ 湯沢地域（1945年～2004年）

発生年	発生月日	災害	内容	
1945	昭和20年	1月～7月	異常低温	低温による凶作。
		2月25日	大雪	最大積雪深233cm。
1947	昭和22年	7月	大雨	大災害。
1948	昭和23年	7月	ひょう害	弁天村に大豆程度のひょう。稲・タバコ20%減。
1953	昭和28年	6月8日	水害	白子川氾濫堤防決壊。農用地冠水20町歩。
1962	昭和37年	2月11日～2月12日	地震	上新田で地鳴り（4～5時間間隔）と局部地震。
1963	昭和38年	1月	大雪	電話回線不通（12回線）。
		7月29日	風害	松岡字外堀で風速40m の突風発生。家屋被害。
1964	昭和39年	4月23日	土砂災害	須川の河原毛硫黄鉱山で高さ300m のところから幅約35m にわたって山くずれ。4名死亡。自衛隊派遣される。
1965	昭和40年	2月10日	雪害	内廊町で非住家（車庫） 1 戸全壊。
		12月14日	土砂災害	高松国有林地内で高さ3m、厚さ1m の土砂くずれ。1 名死亡。
1966	昭和41年	2月3日	雪害	金谷字白薪地内で用水路に雪がつまる。住家7戸が床下浸水。
1967	昭和42年	6月5日	降雹	直径30～50mmの降雹。
		7月16日	集中豪雨	大堰越水。田町、材木町などで住家床上浸水25戸、床下浸水15戸。
		7月20日	集中豪雨	住家床上浸水29戸、床下浸水174戸。非住家合わせて235戸の被害
		7月28日	集中豪雨	須川被害。
1968	昭和43年	7月18日	大雨	住家床上床下浸水10戸。
1974	昭和49年	1月下旬～2月半ば	豪雪	積雪220cm。自衛隊派遣される。
		3月22日	雪崩	湯沢市岩ノ沢山で市営住宅全半壊2戸。
		6月9日	降雹	直径3～5cm 大の降雹被害。
1975	昭和50年	9月17日	落雷	表町の国道13号線信号機3箇所故障。ほか電線落雷により21世帯の電話一時不通。
1976	昭和51年	7月	異常低温	農作物被害
1978	昭和53年	2月	地震	（宮城県沖地震）
		6月	地震	（宮城県沖地震）
		6月20日	風水害	雷雨・降雹。重傷1名、軽傷3名。住家半壊2戸、一部破損14戸、床下浸水44戸。及び農作物被害。
		7月3日～8月14日	干害	高温・多照・少雨。渇水による断水・減水。
1980	昭和55年	1月5日～1月17日、2月上旬～2月22日	雪害	雪害対策本部を設置。衆議院災害対策特別委員会が視察（3月2日）。
		7月中旬～9月上旬	異常低温	天災融資法適用、激甚災害法適用
1981	昭和56年	1 月	積雪害	雪害対策本部を設置。
1983	昭和58年	5月26日	地震	（日本海中部地震）
1984	昭和59年	12月末～4月上旬	積雪害	雪害対策本部を設置。
1987	昭和62年	8月16日～8月17日	大雨	災害対策本部を設置。
		8月28日～8月29日	大雨	災害対策本部を設置。24時間雨量135mm
1988	昭和63年	7月～9月	異常気象	冷害対策本部を設置。

発生年		発生月日	災害	内容
1991	平成3年	9月28日	台風	災害対策本部を設置。被害額9億円
1994	平成6年	7月～9月	旱魃	異常気象渇水対策本部設置。
1996	平成8年	1月31日	雪崩	住家一部破損 1戸。
		2月12日	雪崩	住家一部破損 2戸。
1998	平成10年	8月16日	強風	日最大風速10m/s を記録。農地農業用地施設 6箇所。
1999	平成11年	3月22日	暴風雨	最大風速17m/s を記録。
		8月21日	強風雨 ・落雷	住家一部破損 2戸。
2000	平成12年	1月～5月上旬	積雪・融雪	豪雪対策本部を設置。
2001	平成13年	1月～5月上旬	積雪・融雪 (低温被害 含む)	雪害対策本部を設置。
2003	平成15年	1月～3月	積雪・融雪	負傷者 3名
		6月20日	強風	住家一部破損 3戸
2004	平成16年	2月22日～2月23日	強風	住家一部破壊 18戸、農産物被害
		4月2日～4月3日	強風	農産物被害
		6月21日～6月22日	台風	農産物被害
		7月16日～7月20日	豪雨	床上浸水 1戸、農地農業用施設 3箇所 農産物被害、治山林道 4箇所
		8月19日～8月20日	台風	住家一部破壊 11戸、農産物被害
		8月31日	台風	住家一部破壊 2戸、農産物被害
		9月7日～9月8日	台風	農産物被害
		11月27日	強風	農産物被害

■ 稲川地域（1945～2004年）

発生年		発生月日	災害	内容
1968	昭和43年	2月27日	雪崩	三梨字京正山で幅10m、高さ3m、厚さ1m の雪崩。 1名重傷。
1970	昭和45年	10月16日	地震	東成瀬村地震（秋田県南部の地震（M6.5））。稲川町住家 一部破損74戸。
1973	昭和48年	2月8日	風害	住家床下浸水4戸。
1974	昭和49年	4月21日	強風	秋田で最大瞬間風速25.8m。稲川町で77戸の住家被害。
1975	昭和50年	11月7日	突風	非住家1戸全壊。
1980	昭和55年	1月5日～1月17日、 2月上旬～2月22日	雪害	雪害対策本部を設置。
		7月中旬～9月上旬	異常低温	天災融資法適用 激甚災害法適用
1984	昭和59年	12月末～4月上旬	積雪害	雪害対策本部を設置。
1986	昭和61年	1月上旬～2月上旬	積雪害	災害対策本部を設置。
		5月13日	強風	稲川町立川連小学校の屋根被害。
1987	昭和62年	8月16日～8月17日	大雨	災害対策本部を設置。
		8月28日～8月29日	大雨	災害対策本部を設置。
1988	昭和63年	7月～9月	異常気象	冷害対策本部を設置。
1995	平成7年	8月1日～8月7日	大雨	水害対策本部を設置。
1996	平成8年	1月～3月	積雪害	豪雪対策本部を設置。
2000	平成12年	1月～5月上旬	積雪・融雪	豪雪対策本部を設置。
2001	平成13年	1月～5月上旬	積雪・融雪 (低温被害 含む)	雪害対策本部を設置。
2003	平成15年	1月～3月	積雪・融雪	負傷者 1名
2004	平成16年	6月21日～6月22日	台風	農産物被害
		8月19日～8月20日	台風	住家一部破壊 1戸、農産物被害
		8月31日	台風	住家一部破壊 2戸、農産物被害
		9月7日～9月8日	台風	住家一部破壊 1戸、農産物被害
		11月27日	強風	農産物被害

■ 雄勝地域（1945～2004年）

発生年		発生月日	災害	内容
1961	昭和36年	3月2日	雪崩	上院内字中ノ沢地区で高さ50m、幅50m、厚さ2.5mの雪崩。1名死亡。
1962	昭和37年	2月11日～2月12日	地震	秋ノ宮で地鳴り（4～5時間間隔）と局部地震。
1972	昭和47年	8月14日	集中豪雨	住家半壊1戸、床上浸水2戸、床下浸水58戸、非住家6戸。田畑85.7ha、治山林道2箇所、土木関係32箇所。9,185万円の被害。
1974	昭和49年	4月5日	雪崩	上院内矢込沢でR13不通。トラック埋没。
		7月31日～8月1日	水害	床上・床下浸水227戸、半壊・一部損壊2戸、河川破損38箇所、道路破損20箇所、橋梁損失7箇所。自衛隊派遣される。
1975	昭和50年	8月5日～8月6日	水害	床上・床下浸水276戸、半壊以下6戸。
1976	昭和51年	12月～2月	水害	融雪害 床上・床下浸水66戸
		1月20日	積雪害	雄勝町及び東成瀬村で住家の床上浸水2戸、床下浸水41戸。
		1月25日	積雪害	非住家全壊。
		12月27日	積雪害	住家床下浸水9戸。
1977	昭和52年	1月～2月	雪水害	床下・床上浸水41戸。
1978	昭和53年	2月	融水害	床下・床上浸水25戸
1979	昭和54年	3月31日	風害	全半壊216戸。
		8月5日	水害	床下浸水31戸。
1980	昭和55年	1月5日～1月17日、 2月上旬～2月22日	雪害	雪害対策本部を設置。
		7月中旬～9月上旬	異常低温	天災融資法適用、激甚災害法適用
1981	昭和56年	1月	積雪害	雪害対策本部を設置。
		8月23日	台風	台風15号 床下浸水2戸、田地冠水20ha、土砂崩れ2ヶ所。
1983	昭和58年	1月22日～1月24日	積雪害	新地地区と宮内、十日町地区で住家床上浸水3戸、床下浸水5戸。
		4月2日	地すべり	町道に地すべり被害。
1984	昭和59年	12月末～4月上旬	積雪害	雪害対策本部を設置。
1986	昭和61年	1月上旬～2月上旬	積雪害	災害対策本部を設置。
1987	昭和62年	8月16日～8月17日	大雨	災害対策本部を設置。床上・床下浸水13戸。全半壊2戸、道路一部決壊。局地激甚災害指定。
1988	昭和63年	7月～9月	異常気象	冷害対策本部を設置。
1989	平成元年	4月16日	風害	部分壊5戸
		7月24日	風害	全壊1戸
1990	平成2年	11月5日	風害	部分壊1戸
1991	平成3年	1月～3月	積雪害	雪害対策本部を設置。
		7月21日	水害	床下浸水2戸、堤防決壊1箇所、道路決壊30m

発生年		発生月日	災害	内容
		9月28日	台風	部分壊64戸。小野地区、院内地区、秋の宮地区が特別被害地域に指定。
1996	平成8年	1月～3月	積雪害	豪雪対策本部を設置。
		8月11日	地震	宮城県北部地震。住家一部破損 9戸、農地農業施設 3箇所、国道法面崩落、路肩陥没等 29箇所。災害対策本部を設置。
1998	平成10年	1月～5月上旬	積・融雪害	豪雪対策本部を設置。
		8月7日	水害	農林施設4件
		9月16日	台風	農林施設11件
1999	平成11年	3月22日	風害	半壊以下2戸
2000	平成12年	1月～5月上旬	積雪・融雪	豪雪対策本部を設置。
2001	平成13年	1月～5月上旬	積雪・融雪 (低温被害含む)	雪害対策本部を設置。
2003	平成15年	1月～5月上旬	積雪・融雪	豪雪警戒本部を設置。
		1月～3月	積雪・融雪	死者 3名
2004	平成16年	2月22日～2月23日	強風	農産物被害
		4月2日～4月3日	強風	農産物被害
		6月21日～6月22日	台風	農産物被害
		7月16日～7月20日	豪雨	床下浸水 6戸、農産物被害、治山林道 2箇所
		8月19日～8月20日	台風	住家一部破壊 5戸、床下浸水 5戸、農産物被害
		8月31日	台風	農産物被害
		11月27日	強風	農産物被害

■ 皆瀬地域（1945年～2004年）

発生年		発生月日	災害	内容
1965	昭和40年	4月19日	雪害	川向で高さ70mの崖から雪塊が落ちる。1名死亡。
		9月17日	土砂災害	川向寄合端地内の県道小安線四ツ屋小安間で、長さ7.5m、高さ1.5mにわたって山くずれ。通行止め。
1967	昭和42年	7月28日	集中豪雨	皆瀬村被害。
1969	昭和44年	2月9日	火災	旅館7戸、住宅9戸24世帯の焼失。積雪200cm
1974	昭和49年	2月10日	雪害	表層雪崩による小学校（湯元分校）の崩壊。積雪深400cm、住宅半壊3戸ほか
1980	昭和55年	7月中旬～9月上旬	異常低温	天災融資法適用、激甚災害法適用
		7月16日	大雨	住家一部破損。
1981	昭和56年	1月	積雪害	雪害対策本部を設置。
		8月22日	風害	住宅損壊6戸、農作物被害、農業用施設への被害

発生年		発生月日	災害	内容
1983	昭和58年	4月27日	強風	強風による林野火災。
1986	昭和61年	1月上旬～2月上旬	積雪害	災害対策本部を設置。
1987	昭和62年	8月16日～8月17日	大雨	災害対策本部を設置。道路欠潰・浸水・斜面崩壊、集落孤立（2集落）。局地激甚災害指定。
		8月28日～8月29日	大雨	災害対策本部を設置。
1988	昭和63年	7月～9月	異常気象	冷害対策本部を設置。
1991	平成3年	1月～3月	積雪害	雪害対策本部を設置。
1992	平成4年	6月梅雨、 6月30日～7月1日	大雨	栗駒有料道路で法面崩壊・亀裂。
1993	平成5年	4月～10月	異常低温	平年より4℃低く、日照時間不足（7月平年の38%） 農作物への被害
1995	平成7年	4月8日～4月12日	大雨	50mm以上の雨。小安地内の国道398号線脇で地すべり。
1996	平成8年	1月～3月	積雪害	豪雪対策本部を設置。
		8月11日	地震	宮城県北部地震。災害対策本部を設置。
1998	平成10年	1月～5月上旬	積・融雪害	豪雪対策本部を設置。
2000	平成12年	1月～5月上旬	積雪・融雪	豪雪対策本部を設置。
2001	平成13年	1月～5月上旬	積雪・融雪 （低温被害含む）	雪害対策本部を設置。
		2月2日～2月27日	二月低温	公共土木関係に激甚災害法の適用。
2002	平成14年	1月～5月上旬	積雪・融雪	豪雪対策本部を設置。
		7月10日～7月12日	台風	激甚災害法の適用。
2003	平成15年	1月～5月上旬	積雪・融雪	豪雪対策本部を設置。
2004	平成16年	2月22日～2月23日	強風	農産物被害
		7月16日～7月20日	豪雨	農産物被害、治山林道 12箇所
		8月19日～8月20日	台風	農産物被害
		8月31日	台風	農産物被害
		9月7日～9月8日	台風	農産物被害

■ 2005年以降

発生年		発生月日	災害	内容
2005	平成17年	1月30日～2月1日	雪害	農産物被害
		2月23日	強風	農産物被害
		4月16日	雨	雨による道路の冠水
		5月6日～5月7日	強風	住家一部破損 1戸
		5月19日	強風	農産物被害

発生年		発生月日	災害	内容
		6月27日	豪雨	公共土木施設被害
		6月20日	降雹	農産物被害
		9月7日～9月8日	台風	農産物被害
		12月	雪害	雪害対策警戒部を設置（12月27日）
2007	平成19年	1月～3月	雪害	雪下ろしに起因する人的被害8名、非住家一部損壊2棟
2008	平成20年	6月14日	地震	「6.14災害対策部」設置 岩手・宮城内陸地震（湯沢市：震度5強） 行方不明者2名、重傷者2名、軽傷者5名、住家半壊1棟、 住家・非住家一部損壊31棟、市道路肩決壊3箇所、道路舗装の破損15箇所、林道法面崩落19箇所、水田の液状化4.7ha、水道管破裂1箇所、電柱・街灯倒壊3箇所
2009	平成21年	2月20日	暴風	湯沢市で最大瞬間風速25.2m/s、農産物等に被害
2010	平成22年	4月13日～14日	暴風	湯沢市で最大瞬間風速24.5m/s、住家等の一部損壊
		4月27日～28日	暴風	強風により、住家の一部損壊及び農作物等に被害
		5月23日～24日	暴風	強風によりパイプハウスの全壊3棟、半壊45棟及び農産物に被害
		7月17日	豪雨	「7.17災害警戒部」設置 ・雄勝地域を中心に解析雨量で1時間100ミリの猛烈な雨を記録。住家床上浸水1棟・床下浸水25棟、非住家浸水8棟、林道法面崩壊等13箇所の被害発生。 ・秋ノ宮夜牛・幅ノ上地区に避難勧告発令
		8月11日	大雨	住家床上浸水3棟・床下浸水54棟、非住家浸水2棟
		8月14日	大雨	住家床下浸水6棟、林道一部決壊、田畑の流出・埋没など1.5ha
		8月31日	大雨	住家床下浸水1棟、道路冠水3箇所
		9月13日	大雨	「9.13災害連絡室」設置 床下浸水2棟、道路法面土砂崩れ3箇所
2011	平成23年	1月～3月	雪害	「豪雪対策本部設置」 雪下ろしに起因する人的被害（重傷者12名、軽傷者14名）、住家半壊1棟・一部損壊12棟・床上浸水2棟・床下浸水9棟、非住家の全半壊24棟
		3月11日	地震	「東北地方太平洋沖地震」午後2時40分、三陸沖の深さ24kmを震源とするM9.0の巨大地震。 転倒による負傷者1名、住家一部破損1棟、非住家半壊1棟、断水11,850戸
		6月23日～24日	大雨	「6.24災害警戒部」設置 農業用ビニールハウス67棟破損、畑地への冠水、法面崩落。
		8月17日～18日	大雨	「8.18災害連絡室」設置 住家床下浸水5棟、非住家浸水2棟
		12月3日～4日	強風	住家一部破損1棟、非住家一部破損2棟、パイプハウス倒壊7棟
		12月	雪害	雪下ろしに起因する人的被害（重傷4名、軽傷4名）

発生年		発生月日	災害	内容
2012	平成24年	1月～3月	雪害	「1. 16雪害対策警戒部」設置 雪下ろしに起因する人的被害（重傷者9名、軽傷者11名）、住家全壊1棟、非住家全壊2棟・一部損壊3棟
		4月3日～4日	暴風雪	「4. 4災害警戒部」設置 爆弾低気圧の影響により、住家等の建物に甚大な被害を受ける。 軽傷者1名、住家一部損壊111棟、非住家全壊10棟・半壊2棟・一部損壊180棟
		5月3日	融雪	高松・泥湯温泉旅館の裏山が崩落、泥湯温泉旅館3軒へ避難指示発令
		12月	雪害	雪下ろしに起因する人的被害（重傷4名、軽傷1名）、住家一部損壊2棟
2013	平成25年	1月～3月	雪害	「1. 11雪害対策警戒部」設置、「1. 28豪雪対策本部」へ移行 雪下ろしに起因する人的被害（死亡者1名、重傷者9名、軽傷者6名）、住家床上浸水1棟・床下浸水7棟、非住家全壊4棟・半壊1棟、一部損壊4棟
		7月27日～28日	大雨・洪水	「7. 27災害連絡室」設置 床上浸水3棟、床下浸水33棟
		9月16日～17日	台風18号	「9. 16災害連絡室」設置 台風18号が本州を縦断した影響により、住家一部損壊4棟、農産物等に被害
		12月	雪害	雪下ろしに起因する人的被害（重傷者1名、軽傷者1名）、住家一部損壊2棟、非住家全壊1棟
2014	平成26年	1月～3月	雪害	「1. 14豪雪対策本部」設置 雪下ろしに起因する人的被害（重傷者5名、軽傷者7名）、非住家全壊10棟・半壊6棟・一部損壊3棟
		12月	雪害	雪下ろしに起因する人的被害（重傷者5名、軽傷者1名）
2015	平成27年	9月10日～11日	大雨	9. 10 23時10分情報収集体制、11日0時30分避難準備情報発令 2時50分沖ノ沢地区累計雨量101mmを記録、3時00分避難勧告を発令（避難対象者48名） 皆瀬生涯学習センター：42名避難、シャイントピアみなせ：2名避難、8時05分避難勧告解除を発令
2016	平成28年	4月17日	暴風	湯沢市で最大瞬間風速26. 3m/s、飛散物による人的被害（軽傷者1名）、住家一部損壊27棟、農業施設等に被害
		8月1日	大雨	住家床下浸水3棟、道路冠水1か所（一時通行止めの交通規制有）
		12月12日	雪害	除雪作業中、川に転落（死者1名）
2017	平成29年	7月23日	大雨	7. 23災害警戒部を設置 住宅被害（3棟3世帯7人） 道路2か所、崖崩れ3か所 10時20分避難準備・高齢者等避難開始発令（対象：410世帯、1099名） 17時30分避難準備・高齢者等避難開始解除（対象：410世帯、1099名） 避難者：1世帯1名

発生年		発生月日	災害	内容
2018	平成30年	1月～3月	雪害	1. 25 雪害対策警戒部を設置 1. 29 豪雪対策本部を設置 人的被害：重傷16名、軽傷10名 建物被害（住家）：一部損壊2棟（非住家）：全壊14棟、半壊17棟、一部損壊3棟、浸水3棟
		8月5日	大雨	8. 5 災害対策部を設置 秋ノ宮地区：20世帯50名に避難勧告発令 雄勝スポーツセンター：4世帯10名避難 建物被害（住家）：床下浸水1件（非住家）：床下浸水：1件
		8月30日	大雨	災害対策部を設置 雄勝地域全域：避難準備・高齢者等避難開始発令 被害状況：停電（院内地区約800戸）
		10月5日	台風25号	10. 6 災害警戒部を設置
2019	平成31年	2月4日～2月10日	雪害	雪害事故防止強化週間の実施 1. 31現在の被害状況 ・ 人的被害：死者2名、重傷者6名、軽症者5名 ・ 建物被害：（非住家）：全壊2棟、半壊2棟、一部損壊1棟
	令和元年	6月18日	地震	22時22分、山形県沖地震発生 ・ 震源地：山形県沖 深さ：14Km ・ 最大震度6強：新潟県村上市、M6. 7 ・ 湯沢市：震度4 災害警戒部自動設置 ・ 人的被害：重傷者 1 名
		8月16日	台風10号	庁内連絡会議の開催（3回） ・ 市民への注意喚起
		10月12日	台風19号	13時00分 災害警戒部設置 ・ 市民への注意喚起、自主避難所の設置（4カ所） ・ 災害発生時の現地確認対応体制を確立
2020	令和2年	7月27日	大雨	18時00分 災害情報連絡室設置 ・ 自主避難所の開設（4カ所） ・ 被害なし
		12月	雪害	19日 19時52分 倒木による電柱損壊に伴い、市道が通行不能となったため、稲川スキー場利用客・従業員を含む44名が一時孤立。20日 6時45分 通行規制解除。 20日 8時00分 湯沢市雪害情報連絡室設置 21日 11時30分 湯沢市豪雪対策本部設置

発生年		発生日	災害	内容
2021	令和3年	1月～3月	雪害	1月2日 11時00分 湯沢観測所において、最大72時間降雪量107cmを観測（観測史上最大更新） 1月6日 16時00分 豪雪にかかる自衛隊の災害派遣を県知事へ要請。 1月7日～1月10日に53棟の雪下ろし及び除排雪完了。 1月7日 令和3年1月7日からの大雪に係る災害救助法が適用。 1月23日～1月26日に災害救助法の適用にかかる障害物の除去を実施(20棟) 1月8日～1月31日 豪雪にかかる自主避難所を市内1箇所へ設置。 ○令和2年12月～令和3年3月までの被害件数 除雪作業にかかる人的被害：死者4名、重傷者23名、軽傷者10名 建物被害：(住家)床上浸水1棟、床下浸水8棟、一部損壊多数 (非住家)全壊13棟、半壊5棟、浸水5棟、一部損壊多数
2022	令和4年	2月4日	雪害	10時00分 雪害対策警戒部設置(雪害情報連絡室から改組) - 人的被害：死者4名、重傷者5名、軽傷者10名 - 建物被害：(非住家)全壊4棟、半壊3棟、一部損壊1棟
		3月16日	地震	23時36分 福島県沖を震源とする地震発生 - 宮城県登米市、山形県蔵王町：最大震度6強 - 湯沢市：最大震度4 災害警戒部自動設置 - 被害なし
		9月19日	台風14号	13時00分 災害警戒部設置(災害情報連絡室から改組) - 自主避難所の開設(4か所) - 被害なし
		12月18日	大雪	18時25分 大雪警報発令に伴い、「雪害情報連絡室」を設置 12月19日 4時18分 大雪注意報への切り換えに基づき、「雪害情報連絡室」を廃止 被害なし
		12月20日	雪害	7時頃 皆瀬字新処地内において、倒木及び電柱倒伏に伴い、国道398号線が通行不能。 同日11時50分まで付近、通行止めに。 一時、約230名が孤立状態に。 10時30分 今後予想される雪害に対応するため、「雪害情報連絡室」を設置 →12月23日 21時32分 大雪警報、発令 12月24日 5時33分 大雪注意報へ切り換え →1月20日 16時10分 暴風雪警報、発令 1月21日 4時28分 風雪注意報へ切り換え ⇒3月31日 「雪害情報連絡室」を廃止 - 人的被害：重傷者6名、軽傷者5名 - 建物被害：(非住家)全壊3棟、半壊1棟

発生年		発生月日	災害	内容
2023	令和5年	5月8日	大雨	5時6分 大雨警報(土砂災害)発令に伴い、「災害情報連絡室」を設置 同日 11時13分 大雨注意報への切り換えに基づき、「災害情報連絡室」を廃止 ・被害なし
		7月14日～17日	大雨	8時45分 大雨に関する対応調整会議 9時00分 今後予想される大雨に対応するため、「災害情報連絡室」を設置 17時00分 自主避難所の開設(4か所) →7月16日 4時39分 大雨警報(土砂災害)発令 16時00分 自主避難所を閉鎖(4か所) →7月17日 9時58分 大雨注意報へ切り換え →同日、10時00分 「災害情報連絡室」を廃止 ・被害なし
		7月18日	大雨	14時38分 大雨警報(土砂災害)発令に伴い、「災害情報連絡室」を設置 同日 22時56分 大雨注意報への切り換えに基づき、「災害情報連絡室」を廃止 ・被害なし
2024	令和6年	1月1日	地震	午後4時10分 石川県能登半島を震源とする M7.6、最大震度7の地震が発生。 湯沢市は震度3を観測。 ・給水支援活動 2月17日～2月22日：七尾市、珠洲市 4名 ・職員派遣 1月26日～2月 1日：新潟市 2名 2月29日～3月 6日：金沢市 1名 3月 5日～3月11日：金沢市 1名 3月18日～3月24日：珠洲市 2名 5月14日～5月20日：七尾市 2名 5月19日～5月25日：七尾市 2名 6月 3日～6月 9日：七尾市 1名
2024	令和6年	7月7日	大雨	21時50分大雨警報発令に伴い「災害情報連絡室」を設置 ・被害なし
2024	令和6年	7月17日	大雨	文化交流センター自主避難所開設
2024	令和6年	7月24日	大雨	24日16時58分大雨に伴う「災害情報連絡室」を設置 25日8時30分「災害警戒部」設置 9時30分秋ノ宮地区桑崎、三ツ村、御返事「レベル3高齢者等避難」発令 15時30分「災害対策本部」格上げ 17時桑崎、三ツ村、御返事「レベル4避難指示」発令 秋ノ宮地を除く市内全域「レベル3高齢者等避難」発令 30日8時30分レベル3解除、避難所閉鎖 8月7日災害対策本部廃止 9月3日12時災害情報連絡室廃止 ・避難者30世帯41名 ・死者1名 ・半壊：3棟、床下浸水：16棟、 ・田冠水25.34ha、畑冠水：70.18ha ・猟鳥被害：380羽 ・非住家浸水：3棟

発生年		発生月日	災害	内容
2024	令和6年	8月9日	台風	9時災害情報連絡室開設 11日17時市内4カ所（文化交流センター・稲川農村環境改善センター・横堀交流センター及び市役所皆瀬庁舎）に自主避難所開設 12日17時横堀交流センターを除く3カ所閉鎖 13日7時横堀交流センター閉鎖 ・被害なし ・避難者：3世帯3名
2024	令和6年	9月20日	大雨	5時43分災害情報連絡室設置 8時30分自主避難所開設（文化交流センター、稲川農村環境改善センター、横堀交流センター、皆瀬庁舎） 15時避難所4カ所閉所 ・被害なし、避難者なし

第 2 4 公共住宅等に関する資料

2 4 - 1 公共住宅

■ 湯沢市が設置している住宅

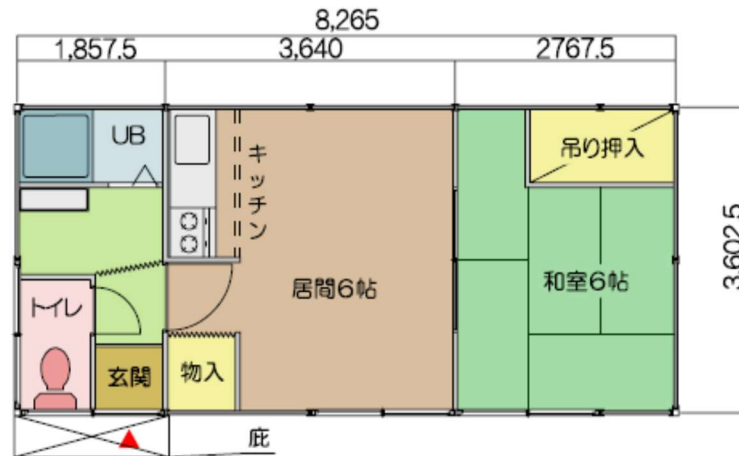
種類	名称	位置
市営住宅	愛宕住宅	湯沢市愛宕町三丁目 7 番28号
	松浦住宅	湯沢市岩崎字松浦71番地
	山田住宅	湯沢市山田字福島尻66番地13
	中野住宅	湯沢市字岡田町 3 番12号 外
	倉内住宅	湯沢市倉内字三ツ田 8 番地 5 外
	国見住宅	湯沢市三梨町字古三梨161番地
	稲庭住宅	湯沢市稲庭町字稲庭174番地1
定住促進住宅	八面定住促進住宅	湯沢市駒形町字八面村尻381番地
	俄坂定住促進住宅	湯沢市皆瀬字俄坂29番地 2
共同住宅	大館共同住宅	湯沢市川連町字上山王39番地 1
コミュニティ住宅	湯の原コミュニティ住宅	湯沢市湯ノ原一丁目10番11号

■ 秋田県が設置している公営住宅

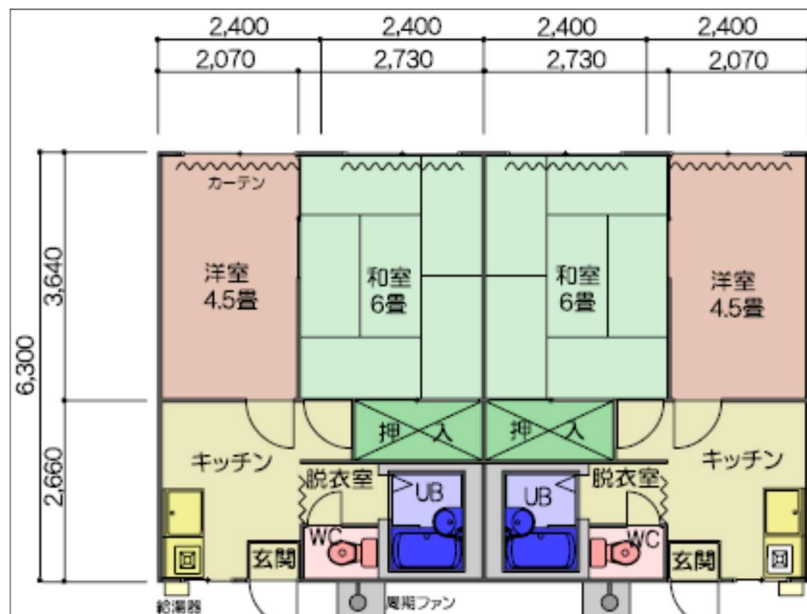
種類	名称	所在地	備考
公営住宅	倉内	湯沢市倉内字三ツ田 8 番地 3、 湯沢市倉内字熊ノ堂45番地 8	仙北市地域振興局建設部建築課 戸数：50戸

2 4 - 2 応急仮設住宅の構造（例）

（社団法人 プレハブ建設協会資料による）



有珠山噴火災害【北海道虻田町など】応急仮設住宅標準平面プラン
9型（29.7㎡）



恵南豪雨被害【岐阜県上矢作町】応急仮設住宅標準平面プラン
ユニットタイプ（30.2㎡）

社団法人 プレハブ建築協会	東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビルディングLB階	TEL 03(3502)9451 FAX 03(3502)9455

2 4 - 3 都市公園一覧

公園種別 名称等		名称	所在地	面積	都市計画において定める番号
都市 計画 決定 公園	街区	西田町街区公園	湯沢市田町二丁目	約0.18ヘクタール	2.2.1
		佐竹町街区公園	湯沢市佐竹町	〃 0.10 〃	2.2.3
		西松沢街区公園	湯沢市千石町三丁目	〃 0.22 〃	2.2.5
		平清水街区公園	湯沢市表町四丁目	〃 0.10 〃	2.2.7
		古館街区公園	湯沢市古館町	〃 0.24 〃	2.2.8
		石名塚街区公園	湯沢市千石町二丁目	〃 0.13 〃	2.2.9
		関口街区公園	湯沢市関口字関口	〃 0.16 〃	2.2.10
		清水町街区公園	湯沢市清水町四丁目	〃 0.10 〃	2.2.11
		中川原南街区公園	湯沢市清水町五丁目	〃 0.12 〃	2.2.12
		岩崎街区公園	湯沢市岩崎字岩崎	〃 0.10 〃	2.2.13
		新所街区公園	湯沢市杉沢新所字八幡山	〃 0.17 〃	2.2.14
		西新町街区公園	湯沢市清水町一丁目	〃 0.12 〃	2.2.15
		成沢街区公園	湯沢市成沢字堤端	〃 0.14 〃	2.2.16
		杉沢街区公園	湯沢市杉沢字野々沢	〃 0.20 〃	2.2.17
		松沢街区公園	湯沢市西愛宕町	〃 0.26 〃	2.2.18
		寺沢街区公園	湯沢市若葉町	〃 0.13 〃	2.2.19
		元清水東街区公園	湯沢市元清水一丁目	〃 0.25 〃	2.2.23
		元清水西街区公園	湯沢市元清水二丁目	〃 0.23 〃	2.2.24
	近隣 地区	千年公園	湯沢市岩崎字千年	〃 1.10 〃	3.3.1
	総合	前森公園	湯沢市字東赤土山 湯沢市字中ノ沢弁慶山	〃 9.00 〃	5.4.1
		中央公園	湯沢市字古館山 湯沢市字内館山	〃 4.50 〃	5.5.2
	墓地	湯沢墓地公園	湯沢市字金堀沢山	〃 7.04 〃	1
都市 計画 区域 内公 園	その他	観音森公園	湯沢市杉沢字野々沢山	〃 0.52 〃	
		中川原北街区公園	湯沢市清水町六丁目	〃 0.07 〃	
		相川公園	湯沢市相川字麓	〃 0.57 〃	
		角間公園	湯沢市角間字白山下	〃 0.62 〃	
		森の子広場	湯沢市森字嶽ノ下	〃 0.13 〃	
		緑風公園	湯沢市岩崎字壇ノ上	〃 0.57 〃	
		清水公園	湯沢市岩崎字壇ノ上	〃 0.36 〃	
		若葉公園	湯沢市岩崎字壇ノ上	〃 0.22 〃	
		弁天公園	湯沢市森字熊ノ堂上羽場	〃 0.34 〃	
		掬上公園	湯沢市二井田字掬上	〃 0.29 〃	
		岡田街区公園	湯沢市岡田町	〃 0.06 〃	
		勇ヶ岡記念公園	湯沢市山田字蓮台寺	〃 0.14 〃	
		戸石崎ニュータウン緑地公園	湯沢市杉沢字戸石崎	〃 0.11 〃	
		倉内河川公園	湯沢市倉内字三ツ田 湯沢市深堀字ハチカミ	〃 2.65 〃	
		光陽台「ちびっ子広場」	湯沢市杉沢字森道下	〃 0.03 〃	
		小中島公園	湯沢市角間字小中島	〃 0.11 〃	
		東鳥海の里公園	湯沢市相川字十文字 湯沢市相川字外ノ目	〃 1.14 〃	
		成沢堤公園	湯沢市成沢字堤端	〃 0.64 〃	
		大台沼自然公園	湯沢市杉沢字大台	〃 1.00 〃	
		勇ヶ岡健康広場	湯沢市山田字勇ヶ岡	〃 0.68 〃	
		両神緑地公園	湯沢市字両神	〃 0.05 〃	
		コスモスパーク	湯沢市高松字久根合	〃 0.93 〃	

2 4 - 4 応急仮設住宅建設候補地一覧

No.	所在地	名称	敷地面積 (㎡)	建設可能 想定戸数	積雪 想定深
1	湯沢市関口字堀量 68	旧三関小学校グラウンド	9,716	60	2.5m
2	湯沢市相川字須川 119-7	旧須川小学校グラウンド	11,004	68	〃
3	湯沢市三梨町字清水小屋 244	旧三梨小学校グラウンド	9,692	60	〃
4	湯沢市駒形町字三又前田面 47-4	旧駒形小学校グラウンド	9,320	57	〃
5	湯沢市横堀字小田中 5-2	横堀交流センター(旧横堀小学校)グラウンド	7,071	44	〃
6	湯沢市小野字油屋敷 15	小野地区センター(旧小野小学校)グラウンド	7,242	45	〃
7	湯沢市高松字上地 6-2	高松地区センター(旧高松小学校)グラウンド	4,731	29	〃
8	湯沢市角間字白山下	角間公園	6,200	38	〃
9	湯沢市森字熊の堂上羽場	弁天公園	3,400	21	〃
10	湯沢市成沢字堤端	成沢堤公園	6,400	40	〃
11	湯沢市駒形町字八面深沢	稲川スキー場駐車場	7,000	43	〃
12	湯沢市字沖鶴	多目的広場	3,340	20	〃
13	湯沢市金谷字樋口	幡野地区センター(旧野球場)	9,730	60	〃
14	湯沢市皆瀬字下菅生 27	皆瀬小学校グラウンド	6,572	41	3m
15	湯沢市字万石 26	湯沢西小学校グラウンド	14,000	87	2.5m
16	湯沢市杉沢新所字八斗場 33	湯沢東小学校グラウンド	21,370	134	〃
17	湯沢市山田字土生原 52	山田小学校グラウンド	21,633	135	〃
18	湯沢市川連町字道下 86	稲川小学校グラウンド	9,487	58	〃
19	湯沢市横堀字板橋 5	雄勝小学校グラウンド	11,343	63	〃
20	湯沢市南台 6-1	湯沢南中学校グラウンド	25,790	164	〃
21	湯沢市杉沢新所字八斗場 33	湯沢北中学校グラウンド	22,888	143	〃
22	湯沢市横堀字板橋 5	雄勝中学校グラウンド	32,520	207	〃

第 2 5 災害援護に関する資料

2 5 - 1 災害援護資金の貸付

(1) 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律の第10条の災害により、同条に規定する被害を受けた世帯で、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第4条に定めるところにより算定したこれに属するものの所得の合計額が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第5条に定める額に満たないものの世帯主に対し、その生活の立て直しに資するための貸付を行います。

災害による世帯の種類及び程度		金 額 (単位 万円)
療養に要する期間が概ね1箇月以上である世帯主の負傷の場合	家財についての被害金額が、その家財の価格の概ね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という）がない場合及び住居の損害がない場合。	150
	家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	250
	住居が半壊した場合（被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	270 (350)
世帯主の負傷がない場合	家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	150
	住居が半壊した場合（被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	170 (250)
	住居が全壊した場合（被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	250 (350)
	住居全体が滅失・流失した場合	350

(2) 生活福祉資金貸付制度要綱

資金種類	貸付限度額	措置機関	償還期間	貸付利子
災害救護資金	150万円以内	貸付の日から 1年以内	7年以内	年3%
低所得者世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費				

注：災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害救護資金の貸付け対象とする世帯は、原則として重複貸付はできません。

(3) 母子父子寡婦福祉資金

- ① 住宅資金貸付限度額の引き上げ 貸付限度額200万円（一般の場合150万円）
（住宅の半壊、全壊、半焼、全焼、土砂崩れなど特に必要な場合）
- ② 措置期間の延長（全壊、流出、半壊、床上浸水などの被害を受けた場合）
- ③ 災害のため借受者が支払期限日に著しく償還困難な場合は、支払い猶予を行います。

25-2 経営資金

(1) 秋田県中小企業災害復旧資金（県単）

災害救助法が適用された場合

貸付限度額 1,000万円

償還期間10年以内（うち措置1年） 年利：知事が定める利率

(2) 日本政策金融公庫

① 災害貸付（個人・会社に係る設備資金）

(ア) 貸付限度額

各融資制度に1災害あたり3,000万円の上乗せを行います。

(イ) 貸付期間

10年以内

25-3 税の減免

(1) 国税

① 所得税法の雑損控除による方法

（災害により資産に損害を受けた場合）

次のうちいずれか多い方の金額を雑損控除額として所得金額から控除します。

◎（損害金額－保険金等で補填される金額）－総所得金額等の合計額×10%

◎災害関連支出の金額－5万円

② 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予に関する法律による方法

(ア) 所得税の減免

災害により1,000万円以下である者に対し、次により減免を行います。

所得金額が	500万円以下の場合	全額
	500万円超750万円以下	2分の1
	750万円超1,000万円以下	4分の1

(イ) 相続税、贈与税の免除（法4条）

相続、遺贈又は贈与により所得した財産について、申告書の提出期限後に甚大な損害を受けた者に対し、被害を受けた部分に対する税額を免除します。

(2) 地方税

① 県税

(ア) 個人の県民税

市町村長が個人の市町村税を減免した場合、各市町村税例による減免額の割合と同じ割合で減免します。

(イ) 個人の事業税

当該年度の前年度の事業税の最終の納期限の翌日から当該年度の最終の納期限の日までの間に災害により損害を受けた者に対し、次により減免を行います。

(a) 災害による事業用資産の損害額が、資産価格総額の2分1以上であり、かつ、事業の所得金額が1,000万円以下の者

◎所得金額が	500万円以下の場合	全額
	500万円超750万円以下	2分の1
	750万円超1,000万円以下	4分の1

(b) 自己又は公助対象配偶者若しくは扶養親族の所要する住宅又は家財の損害額が、資産価格の損害の2分の1以上であり、かつ、合計所得金額が500万円以下である者。

◎所得金額が	400万円以下の場合	2分の1
	400万円超500万円以下	4分の1

(ウ) 不動産所得税

(a) 災害により滅失又は損壊した不動産に代わる不動産を所得する場合、滅失又は損壊した不動産の価格の税率を乗じて得た額を限度に、滅失又は損壊の日から、3年以内に所得したものに限り減免します。

(b) 所得した不動産が、その所得の直後に災害により滅失又は損壊した場合、その不動産の所得に対し減免します。

(エ) 自動車税

災害により自動車に損害を受け、その修繕に要する費用額が自動車税の年額を超える場合、次により減免します。

◎修理費が	自動車税の2倍を超える場合	2分の1
◎	2倍以下の場合	4分の1

注：損害額及び修繕費用に額はいずれも保険金、損害賠償金等で補填される金額を差し引いた後の金額です。

② 市税

地方税法に基づき湯沢市市税条例により減免します。

(ア) 個人の市民税

市が必要と認める者に対し、市長が認める範囲で減免します。

(イ) 固定資産税

個人が、昭和57年1月1日以前の耐震基準により建設された住宅の耐震改修工事（工事費用50万円以上のもの）を行った場合、当該住宅の120㎡相当部分につき、固定資産税を1年間1/2に減額する。